

# 広島県知事からの報告

## (広島県津波浸水想定の 設定について)

国土交通省  
平成26年5月



危 管 第 1 号  
平成 25 年 4 月 1 日

国土交通大臣  
太田 昭宏 殿

広島県知事 湯崎 英彦



### 広島県津波浸水想定の設定について

津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に基づき、津波浸水想定を設定しましたので、同法第 8 条第 4 項により下記のとおり報告いたします。

#### 記

報告内容 広島県津波浸水想定の設定について

報告資料 広島県津波浸水想定 71 枚  
市町別図 71 枚

以上

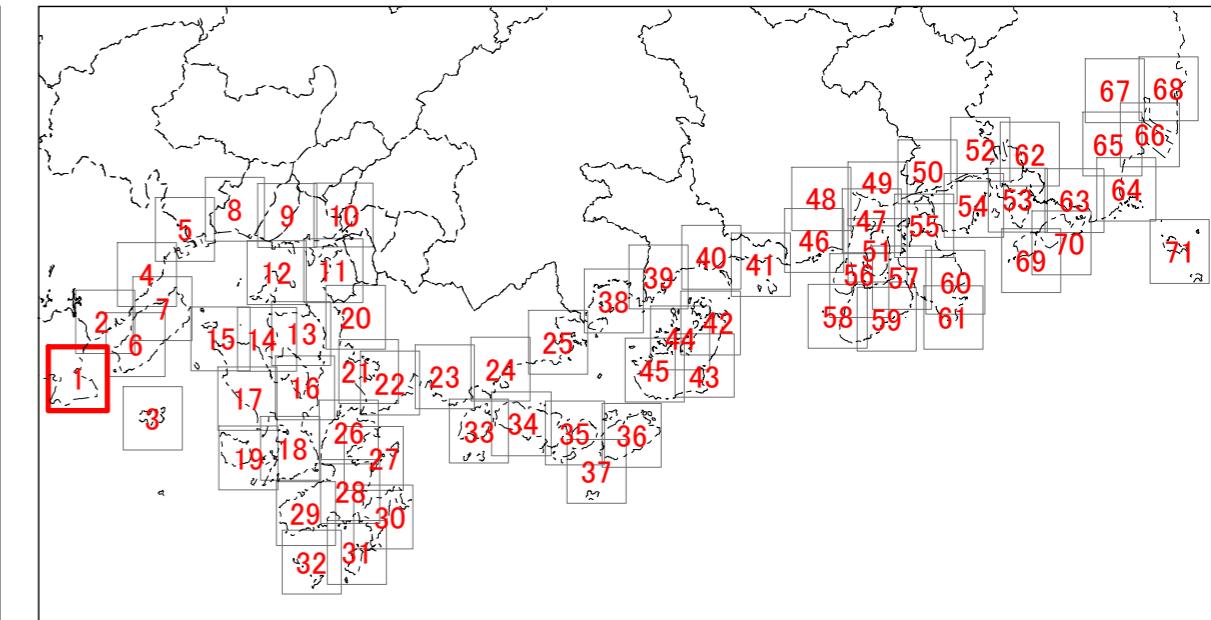
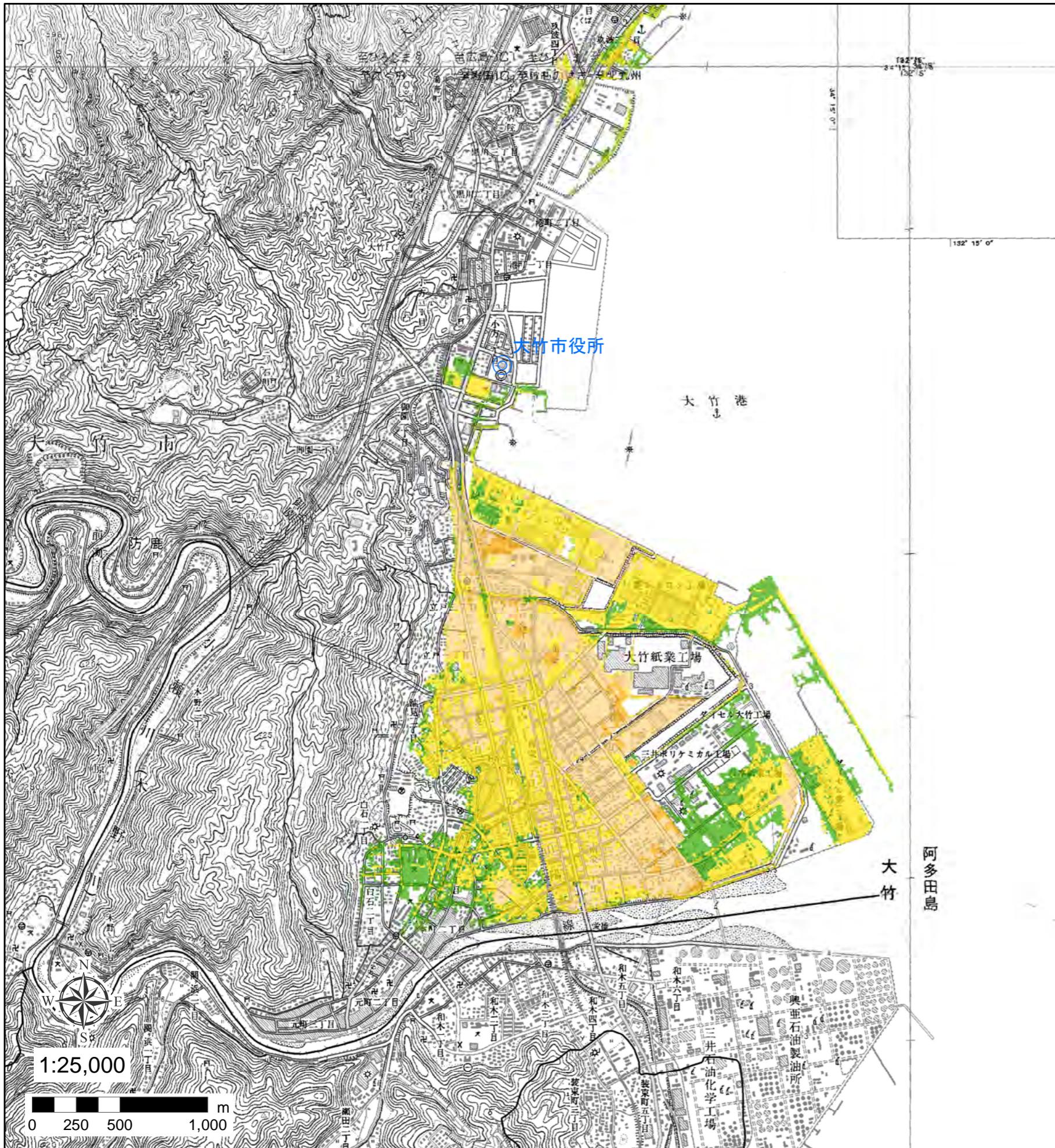
# 報告資料

## 広島県津波浸水想定図

市町別図 71 枚

# 広島県津波浸水想定図1

## 大竹市1/3

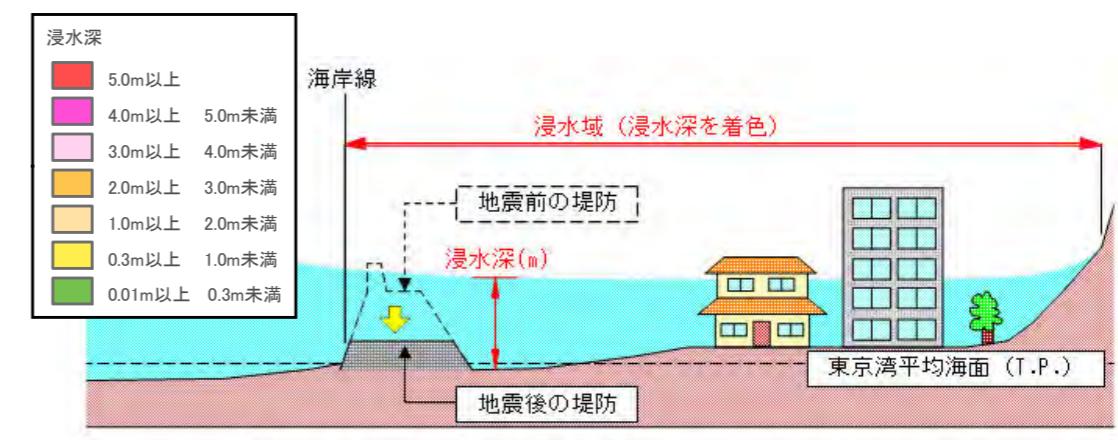


### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

### [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

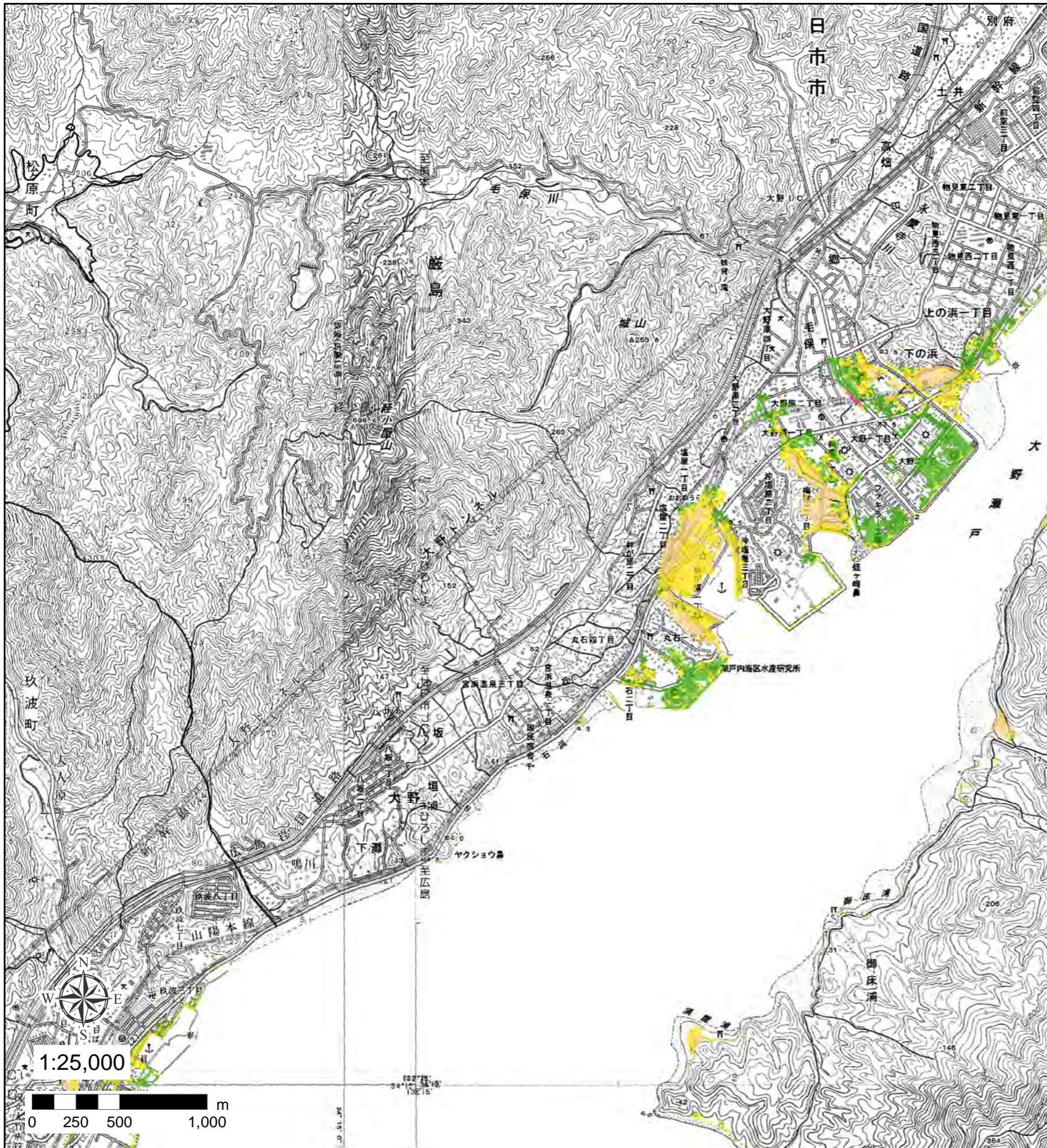


堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

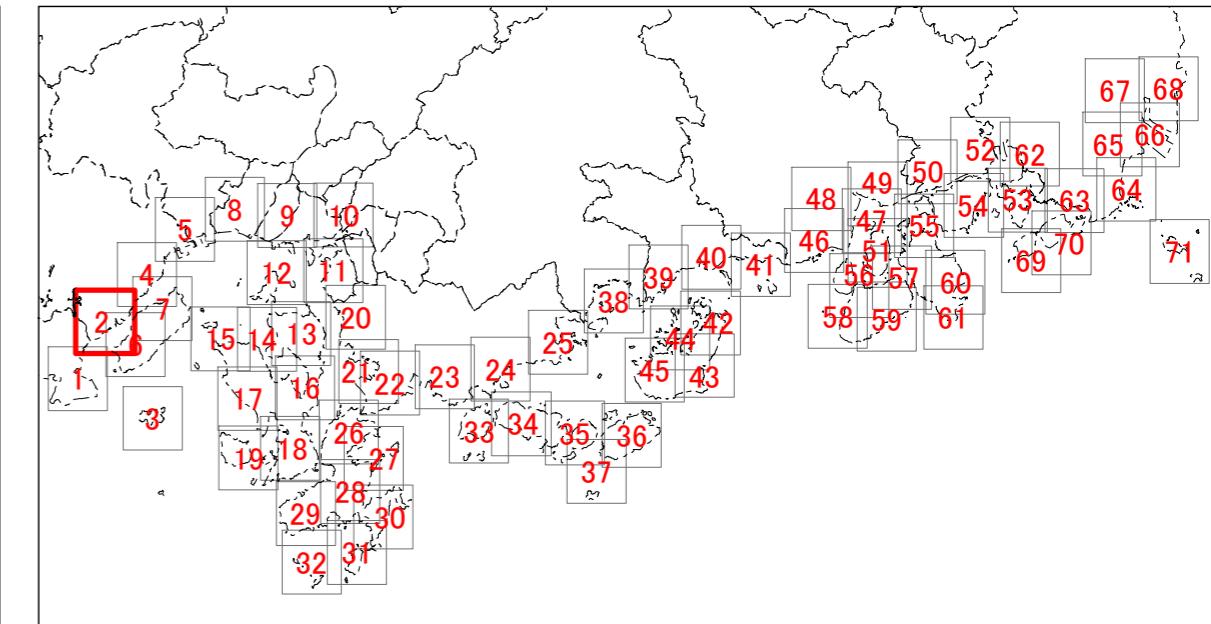
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図2



# 大竹市2/3-廿日市市1/5

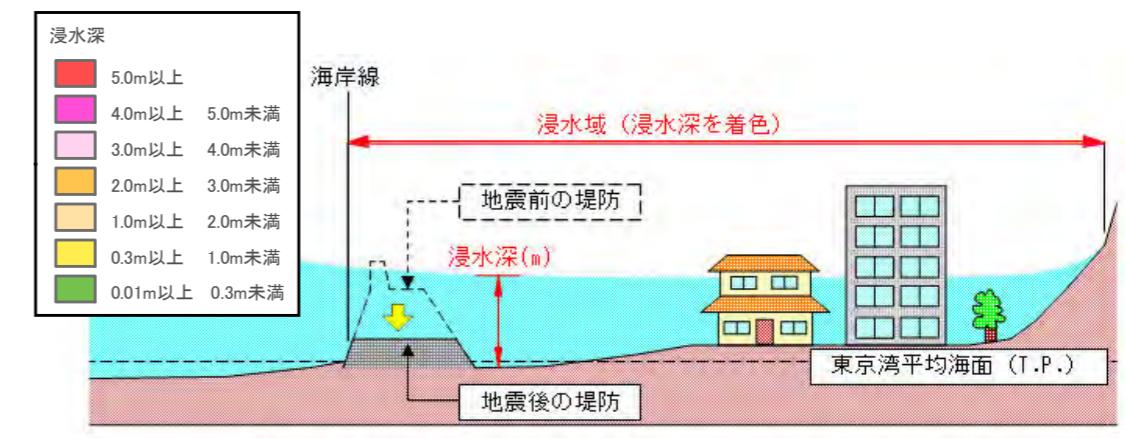


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



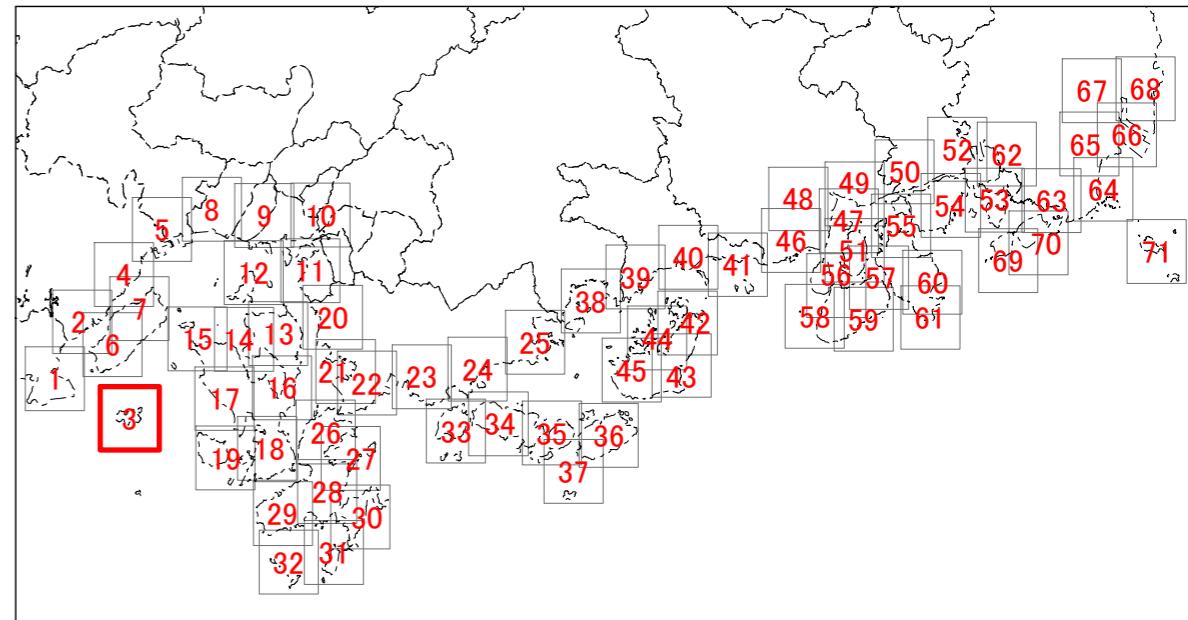
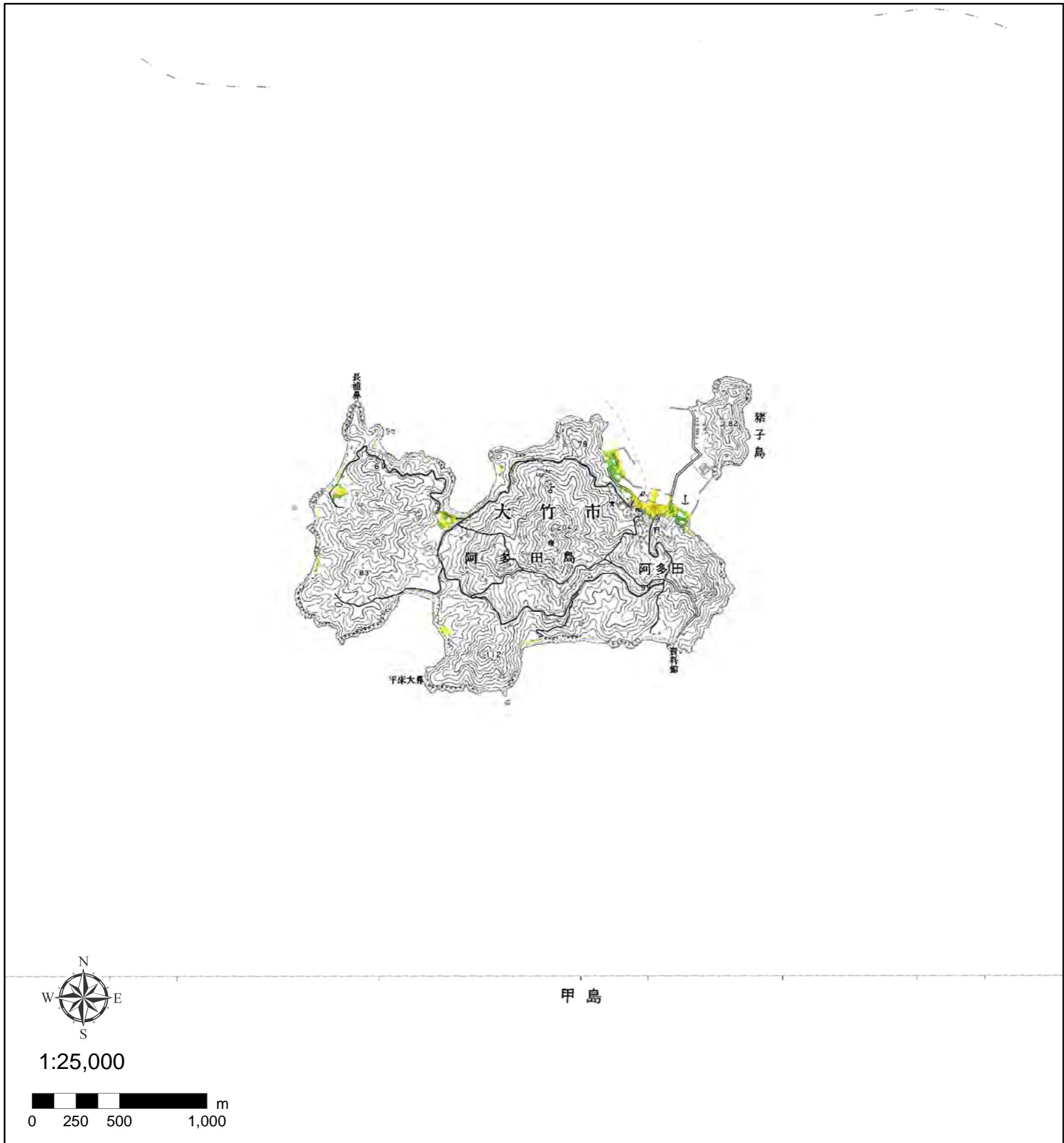
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図3

## 大竹市3/3

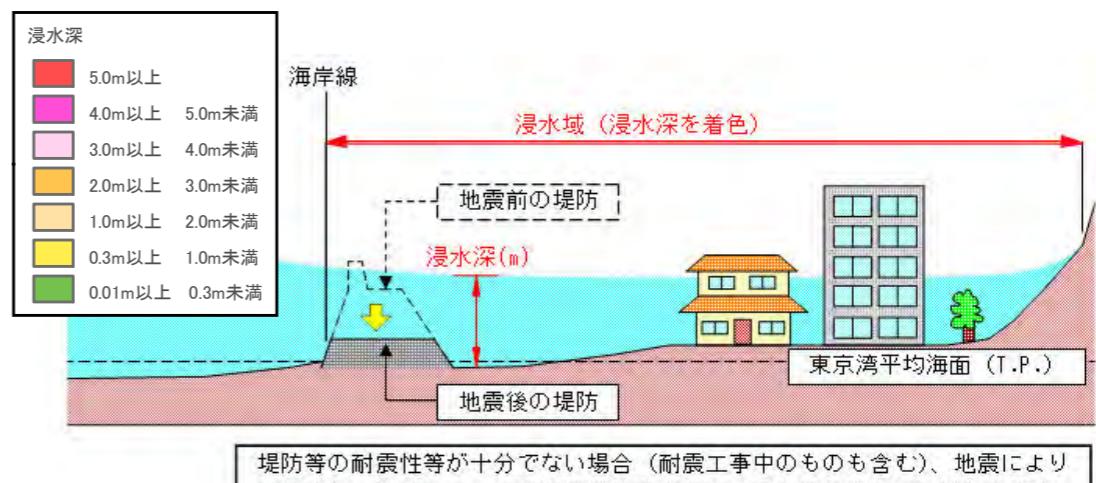


### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

### [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



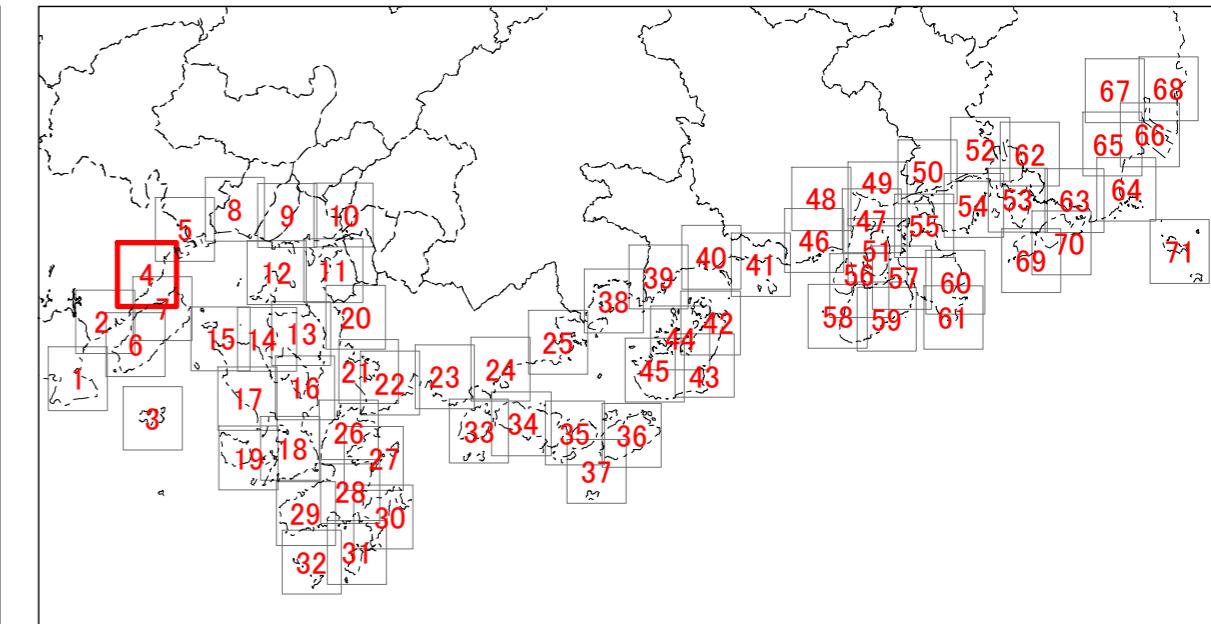
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図4



# 廿日市市2/5

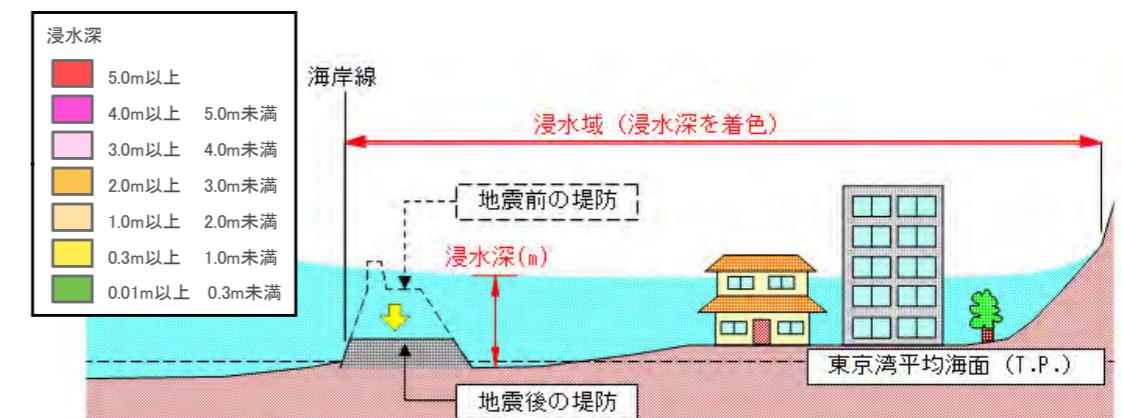


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

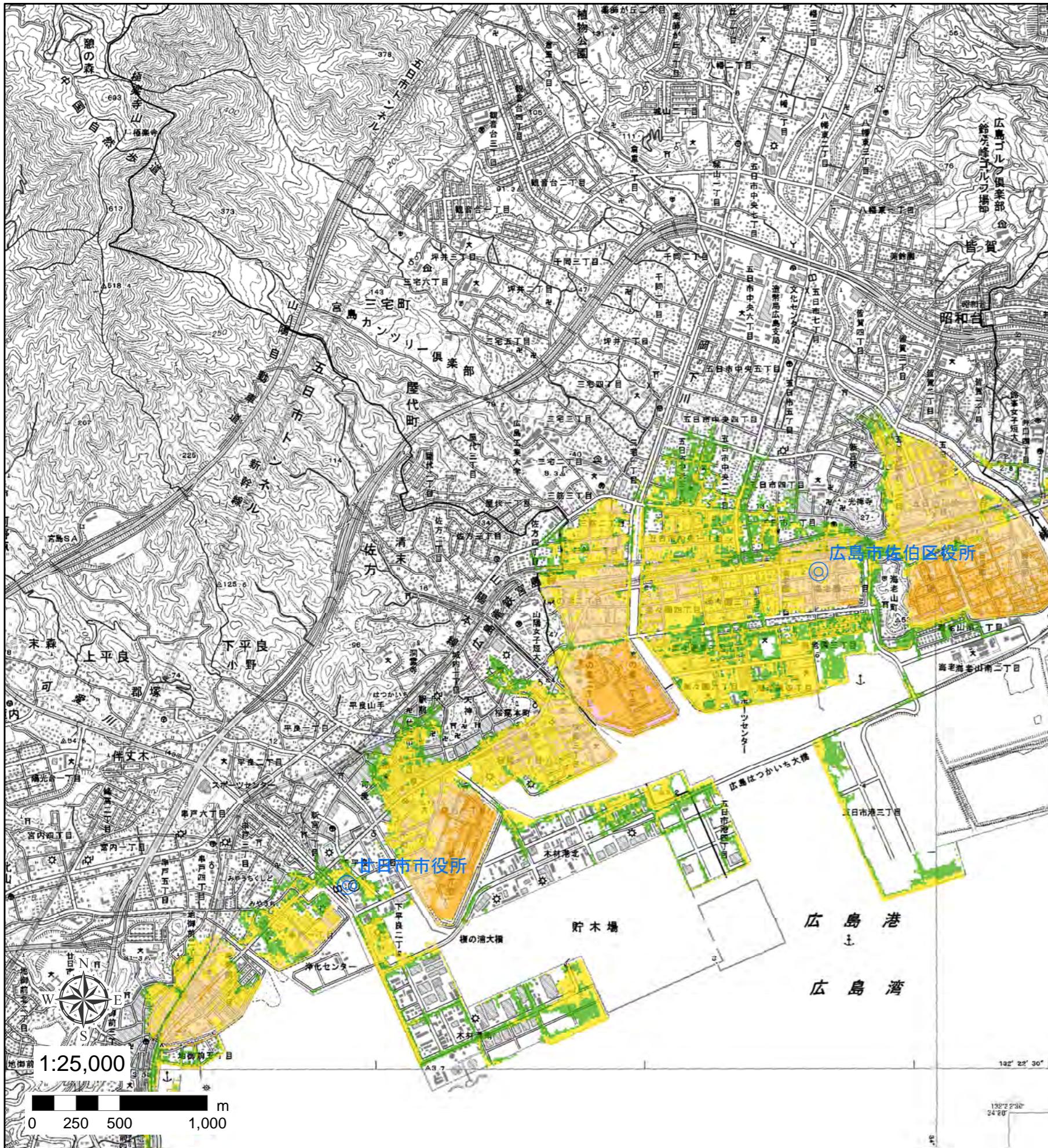


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

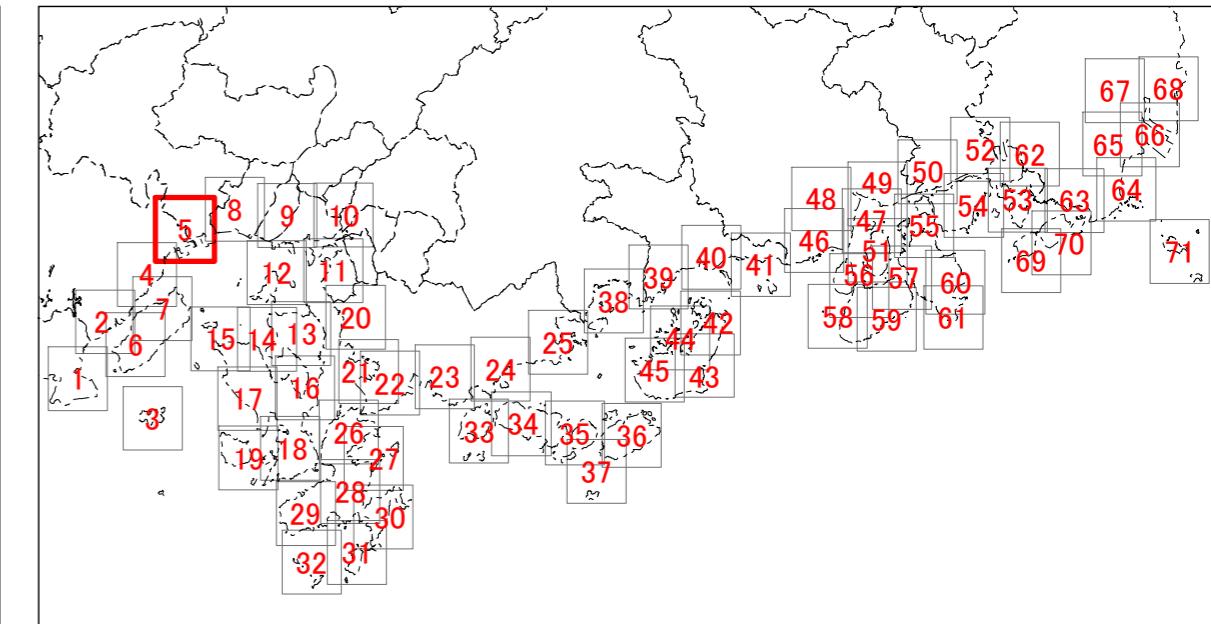
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図5



# 廿日市市3/5-広島市1/6

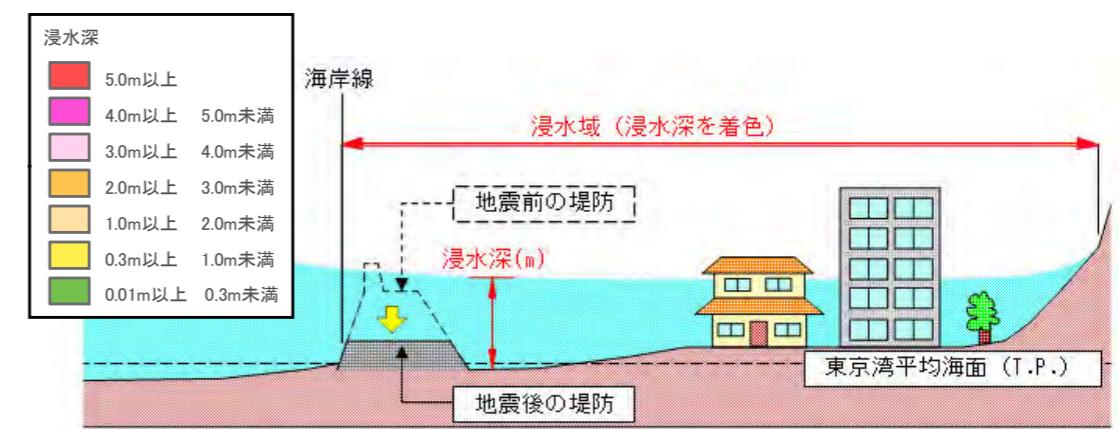


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



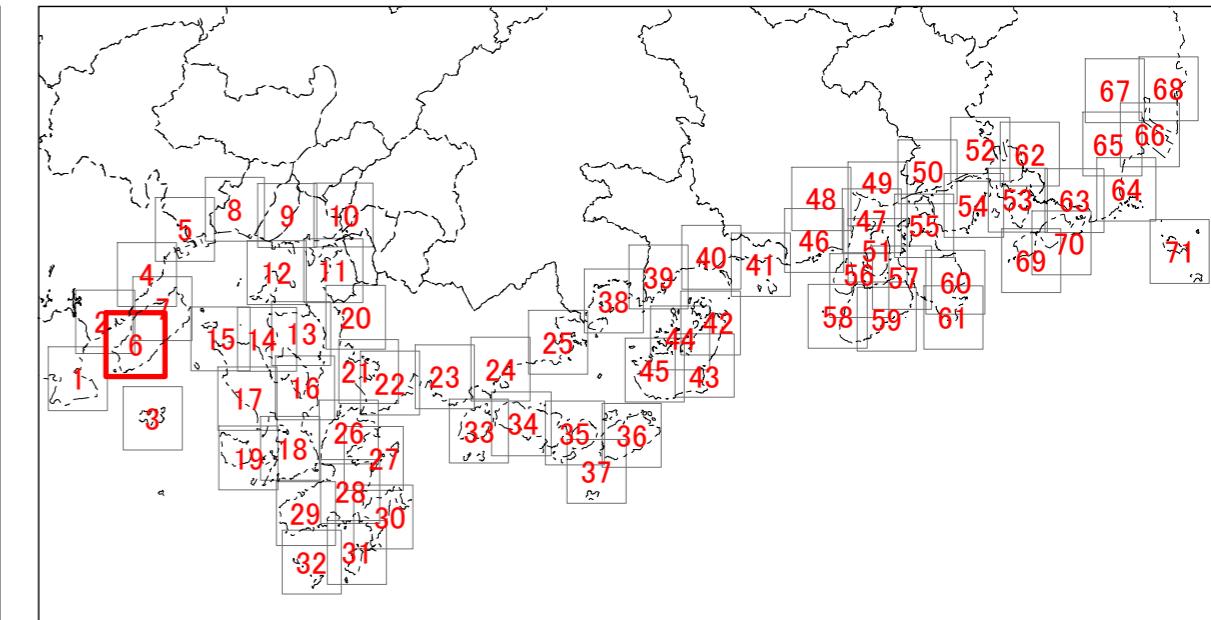
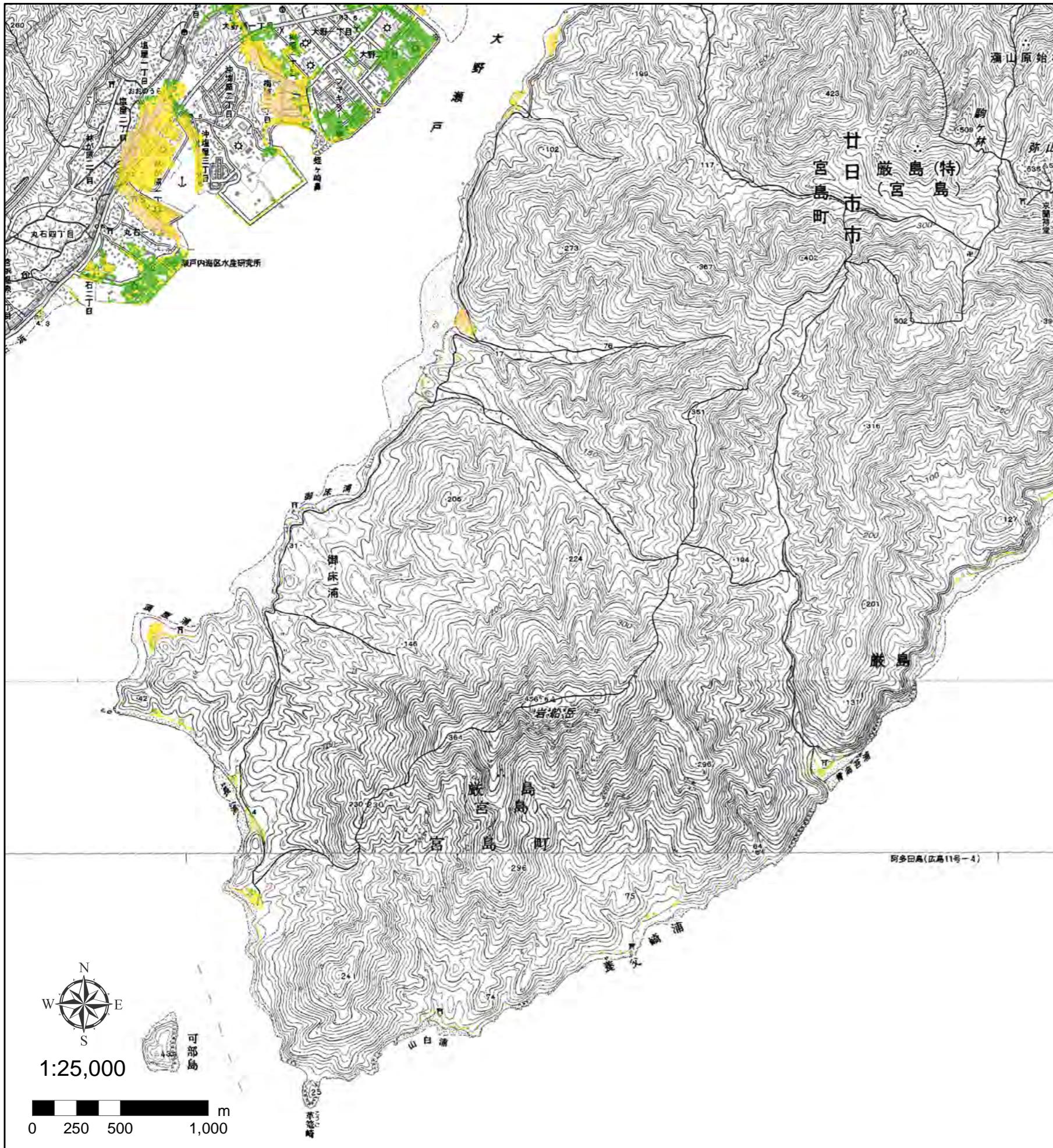
堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図6

## 廿日市市4/5

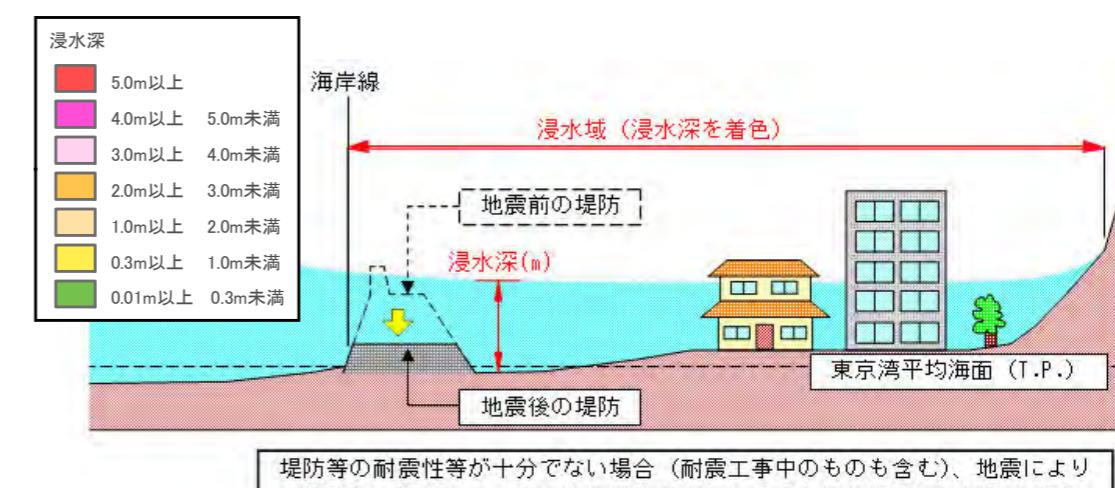


### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

### [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

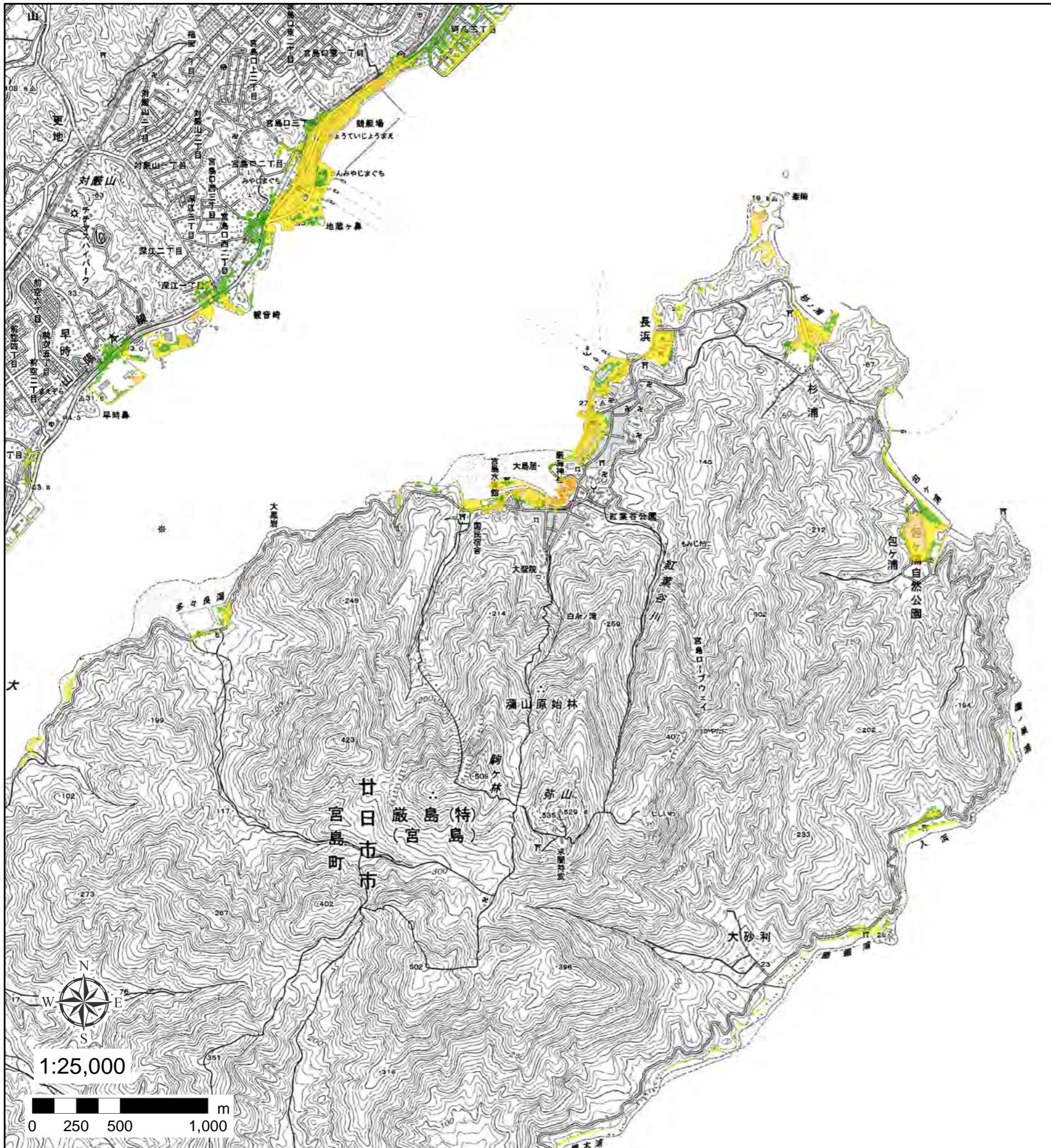


作成者： 広島県危機管理課

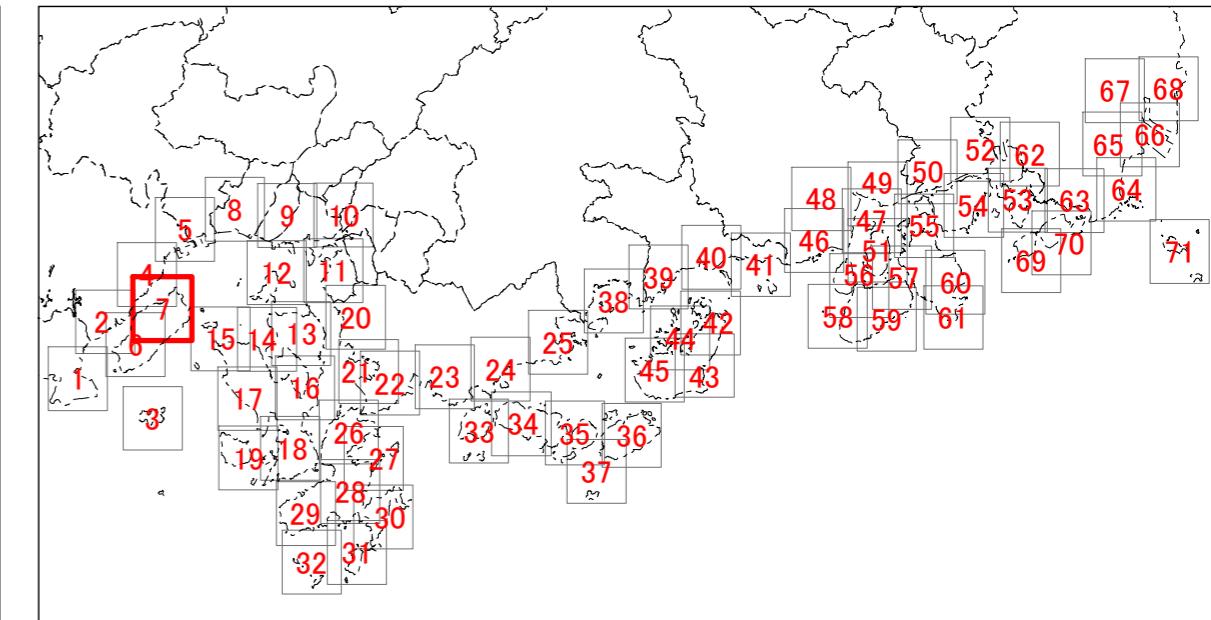
作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図7

廿日市市5/5



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

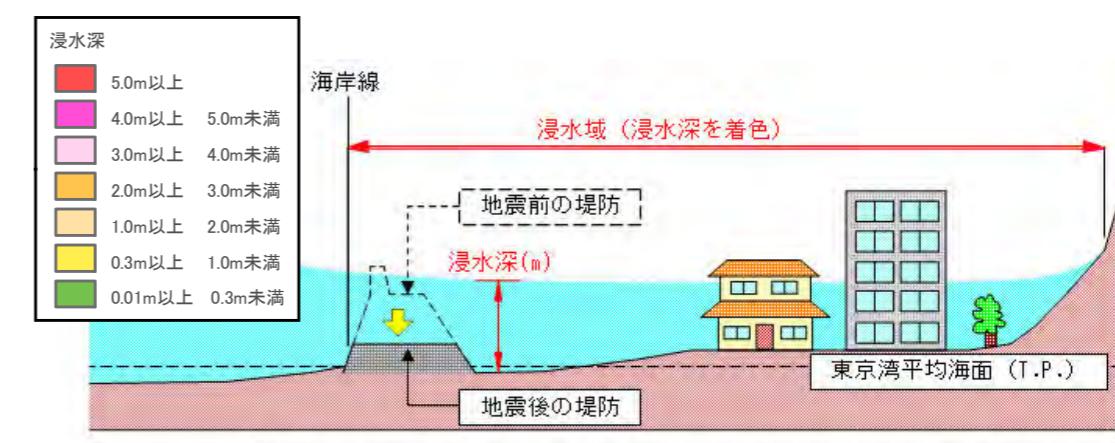


#### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

#### [用語の解説]

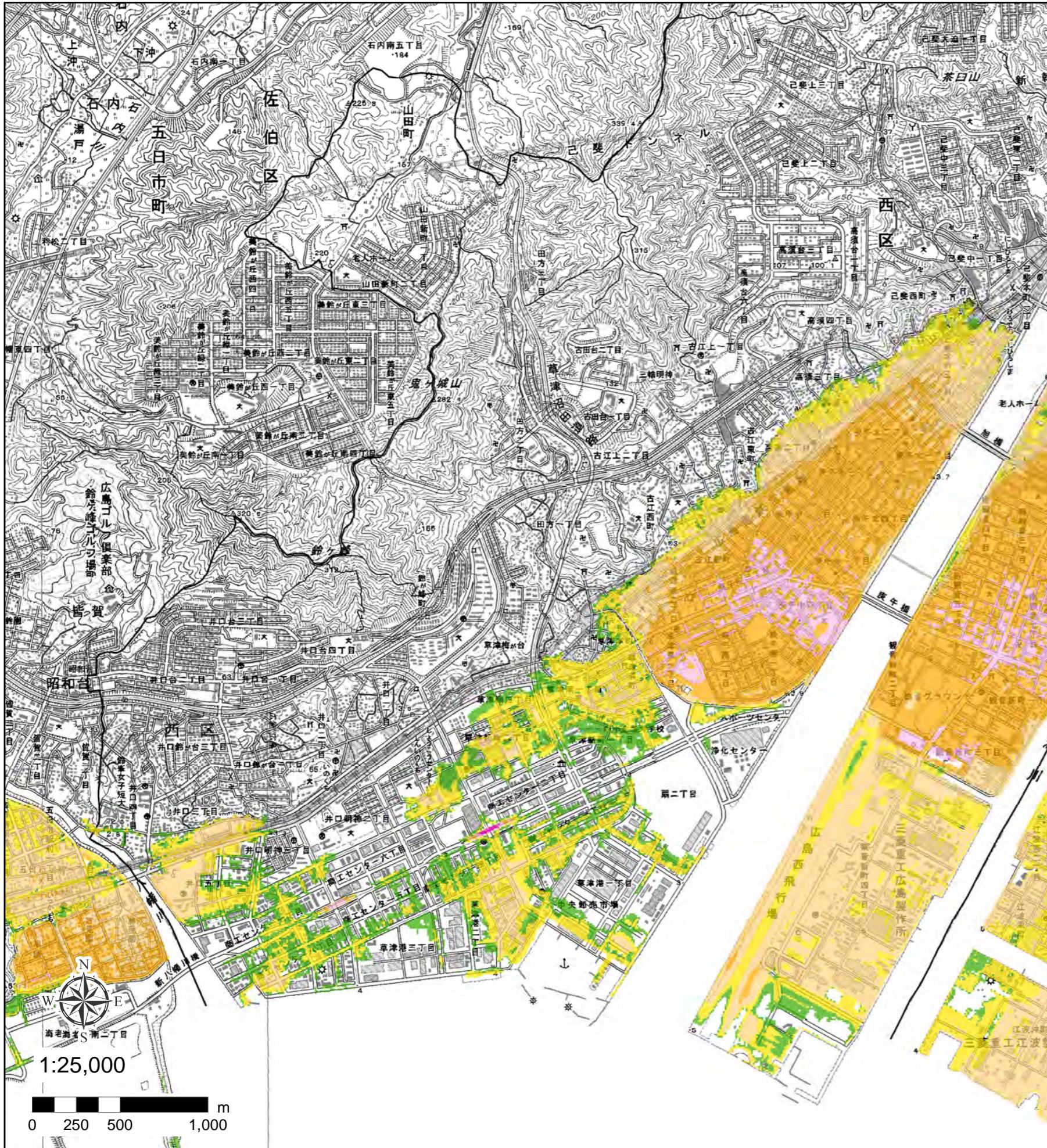
- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



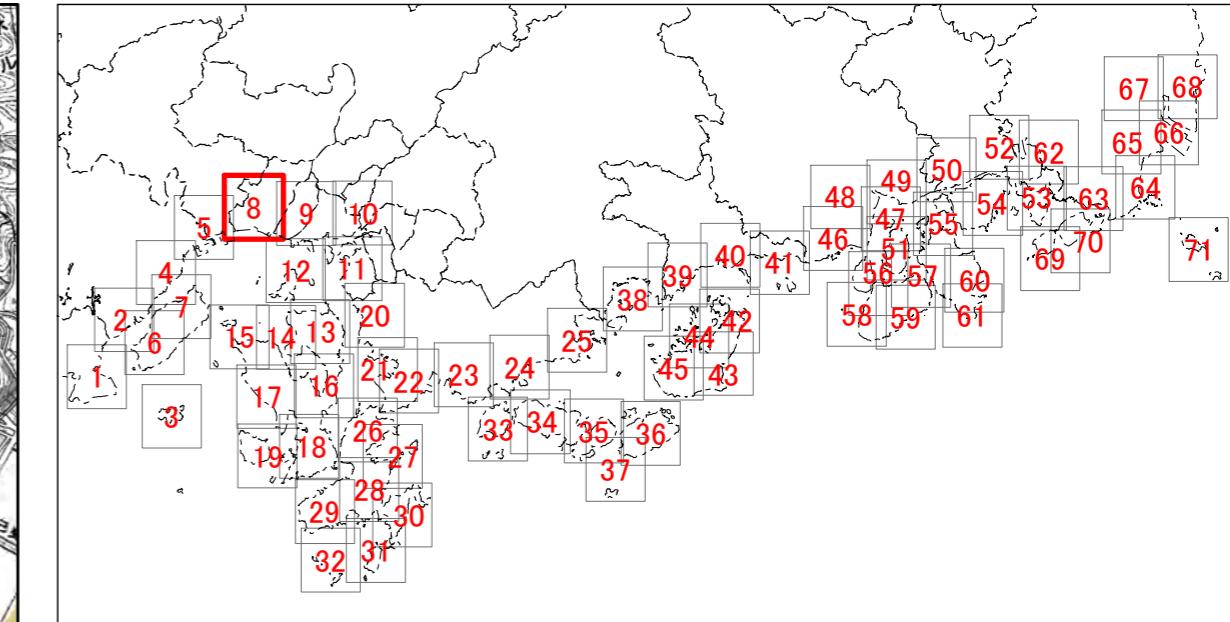
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図8



# 広島市2/6

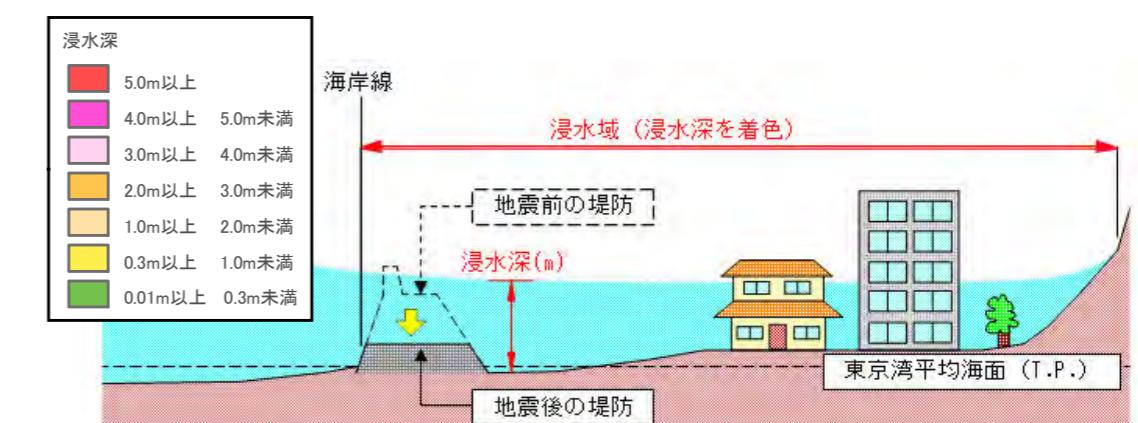


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1) 海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2) 浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

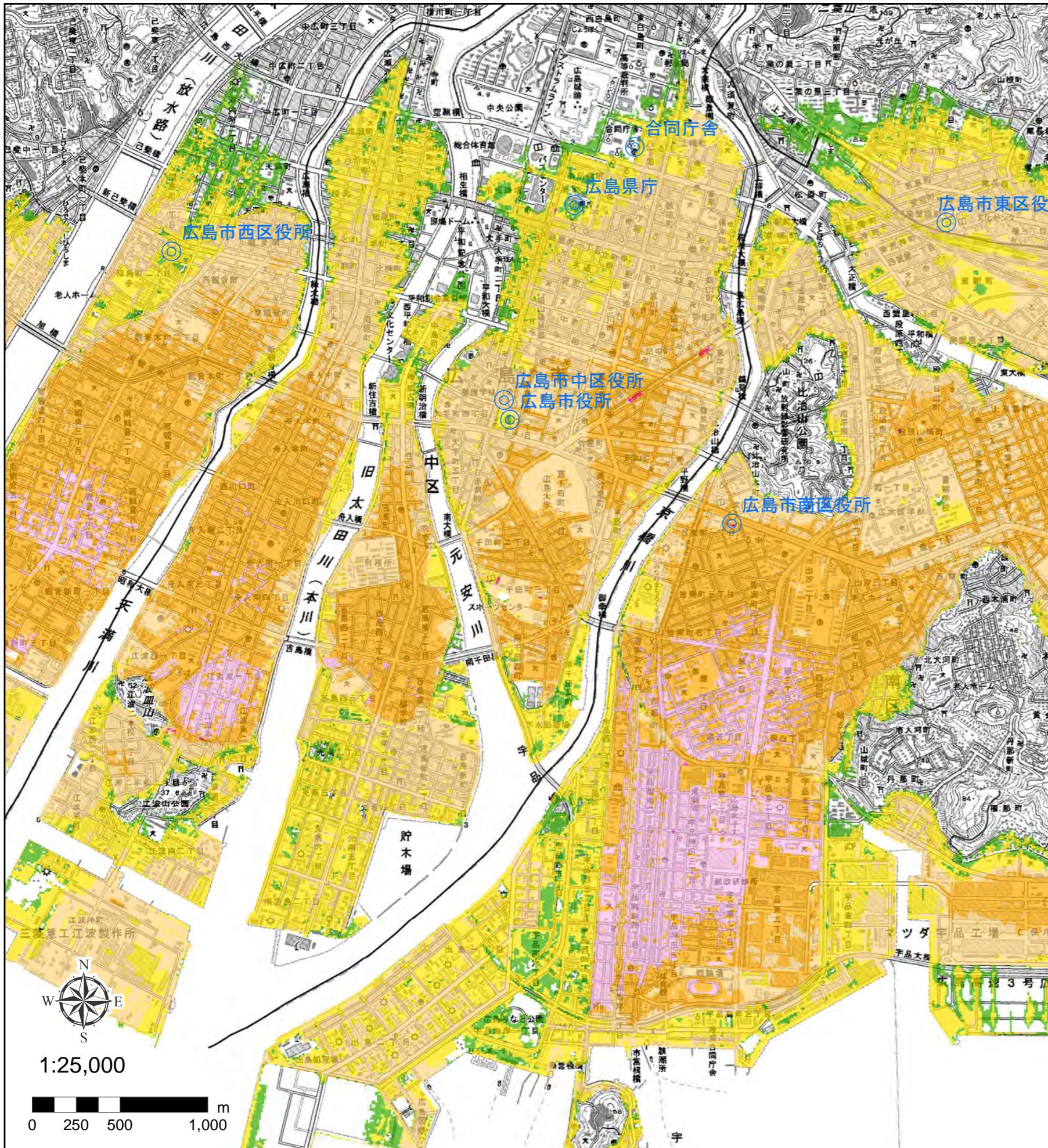


堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

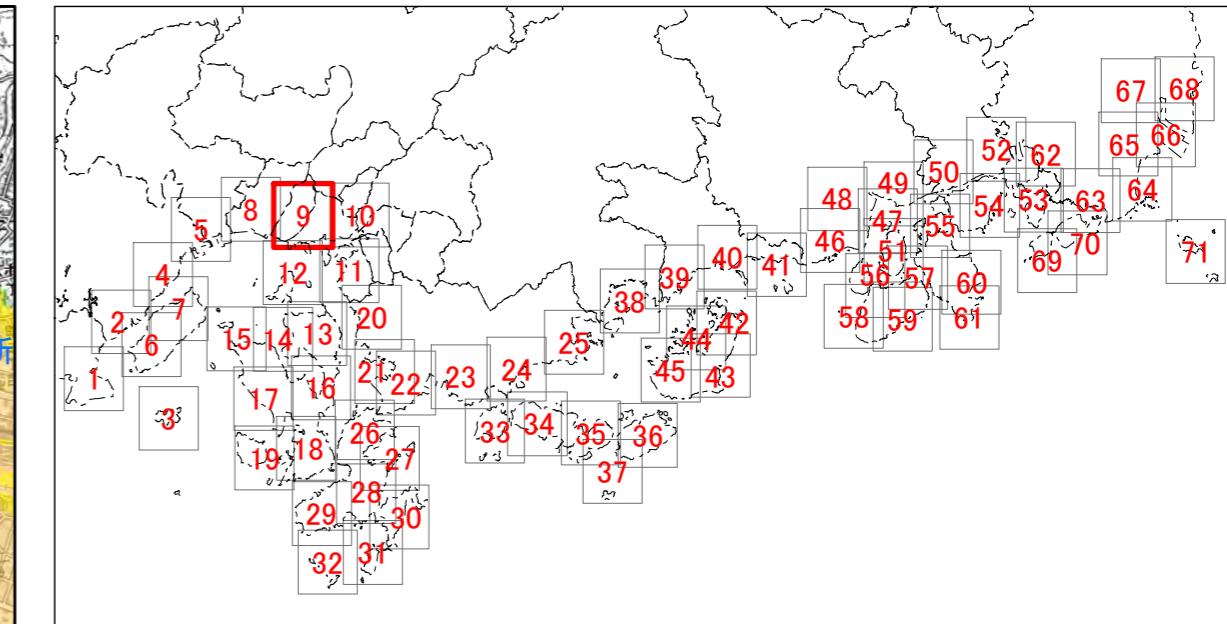
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図9



# 広島市3/6

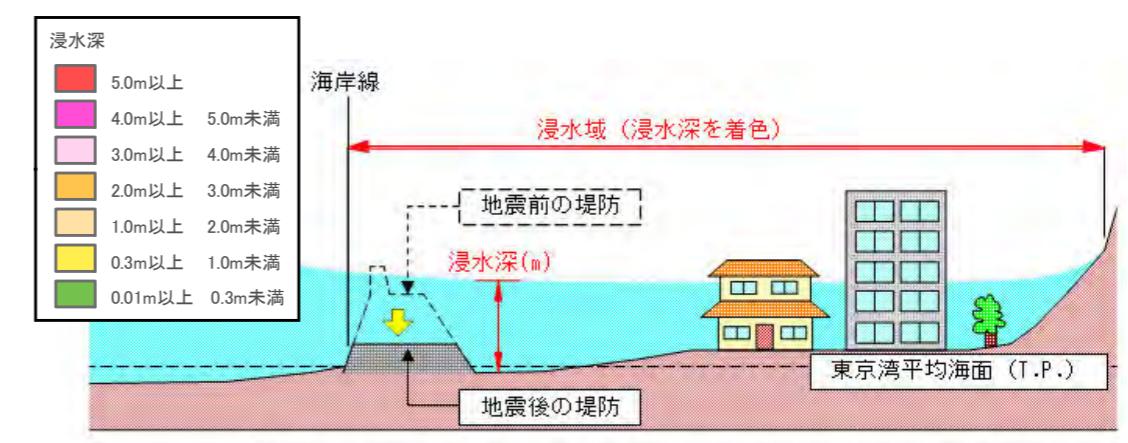


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

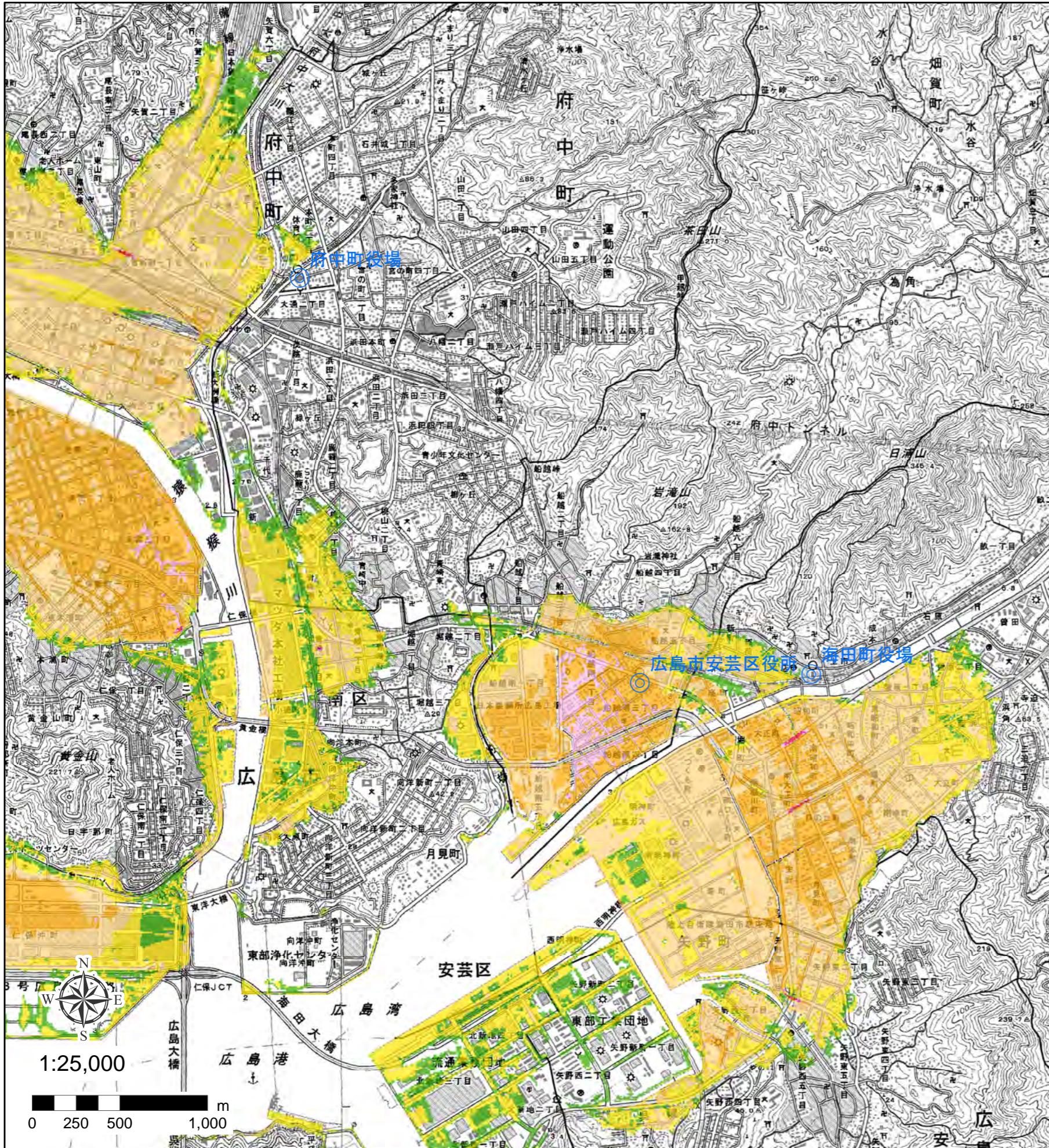
- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



作成者：広島県危機管理課

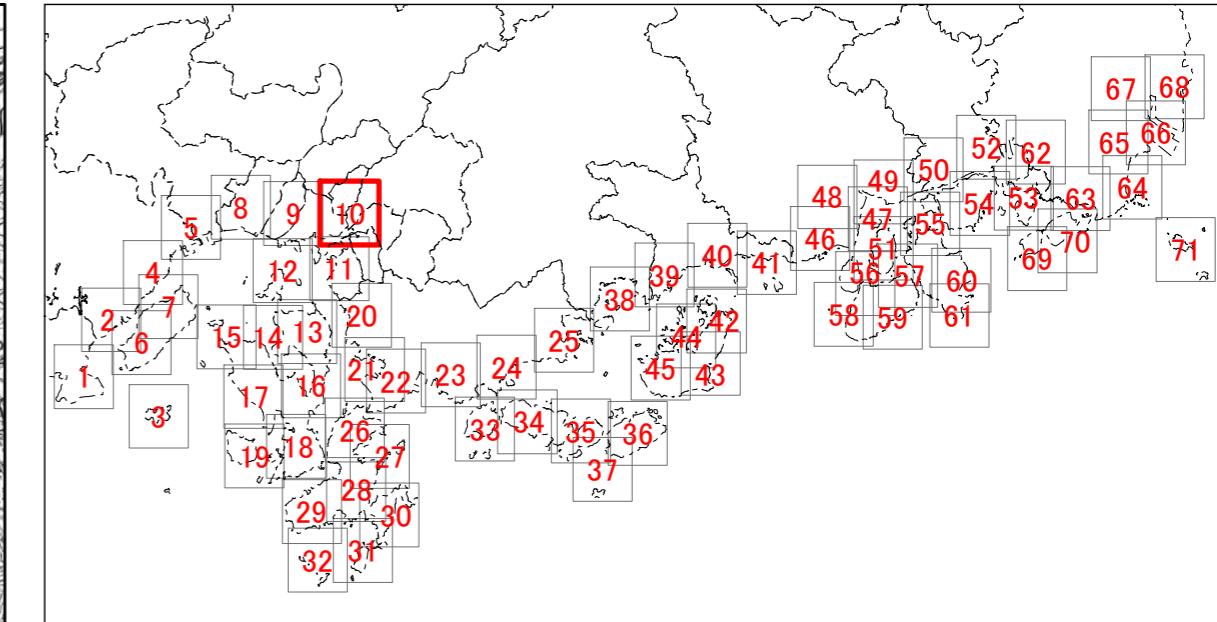
作成年月：平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図10



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

# 広島市4/6-府中町-海田町-坂町1/3

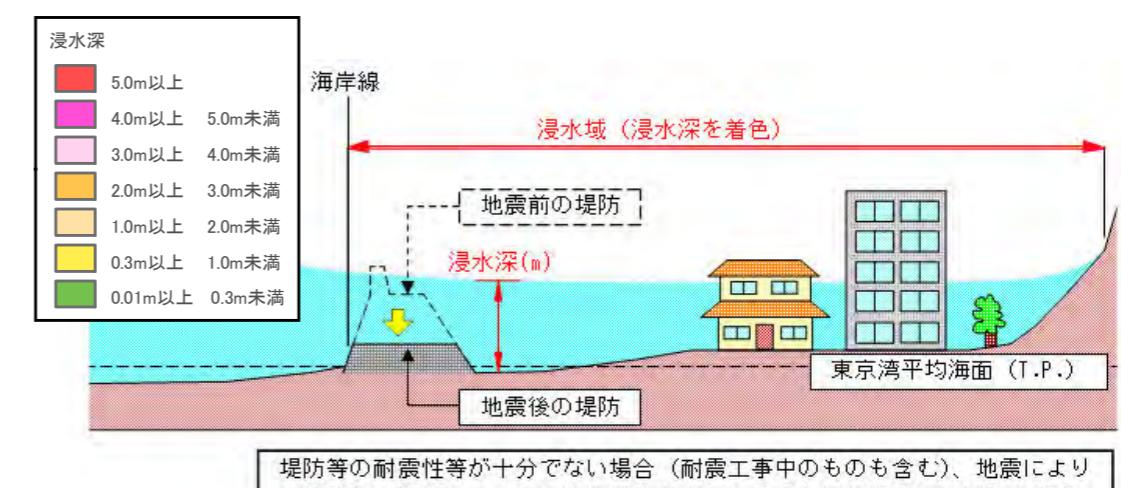


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

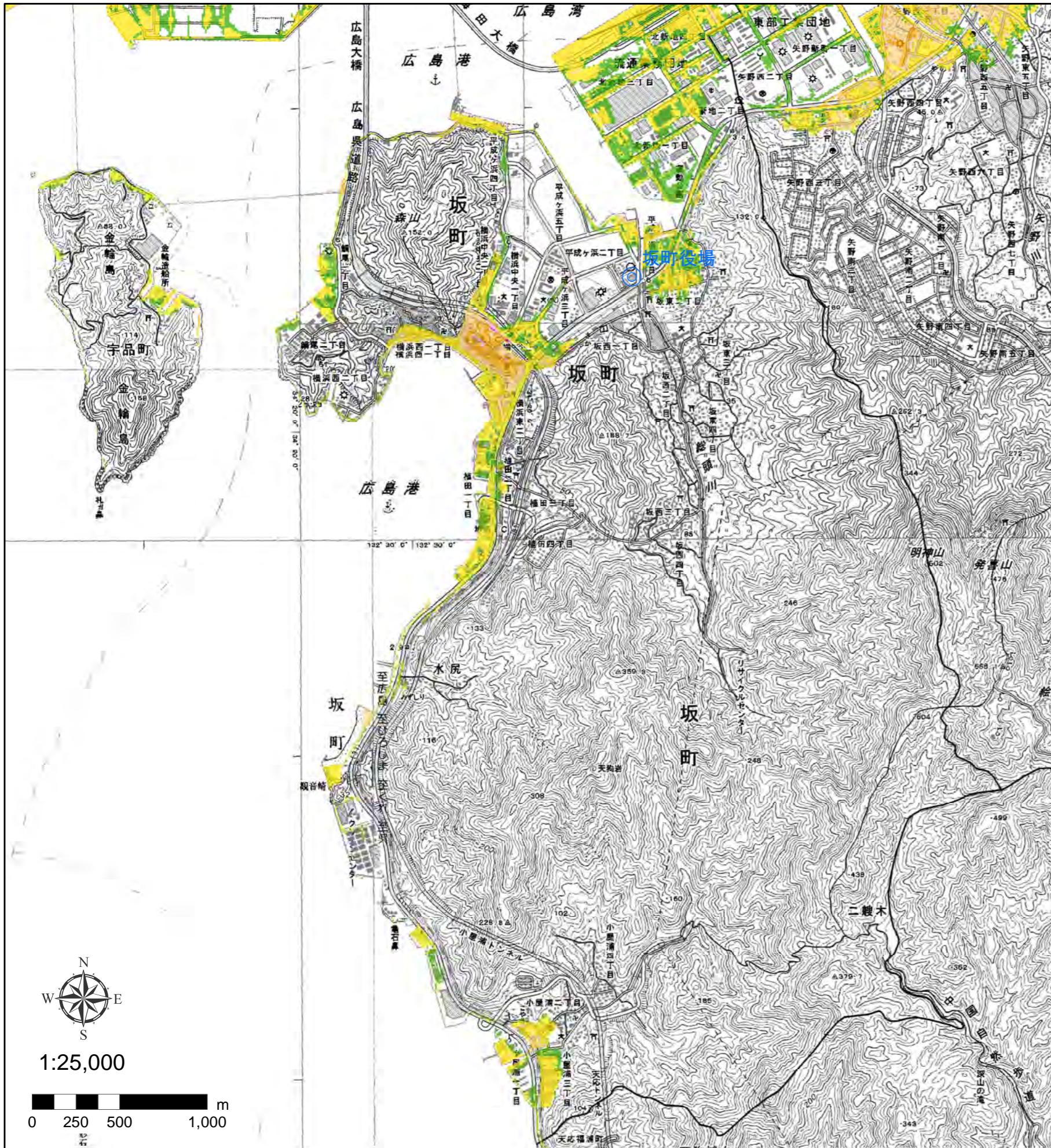
- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



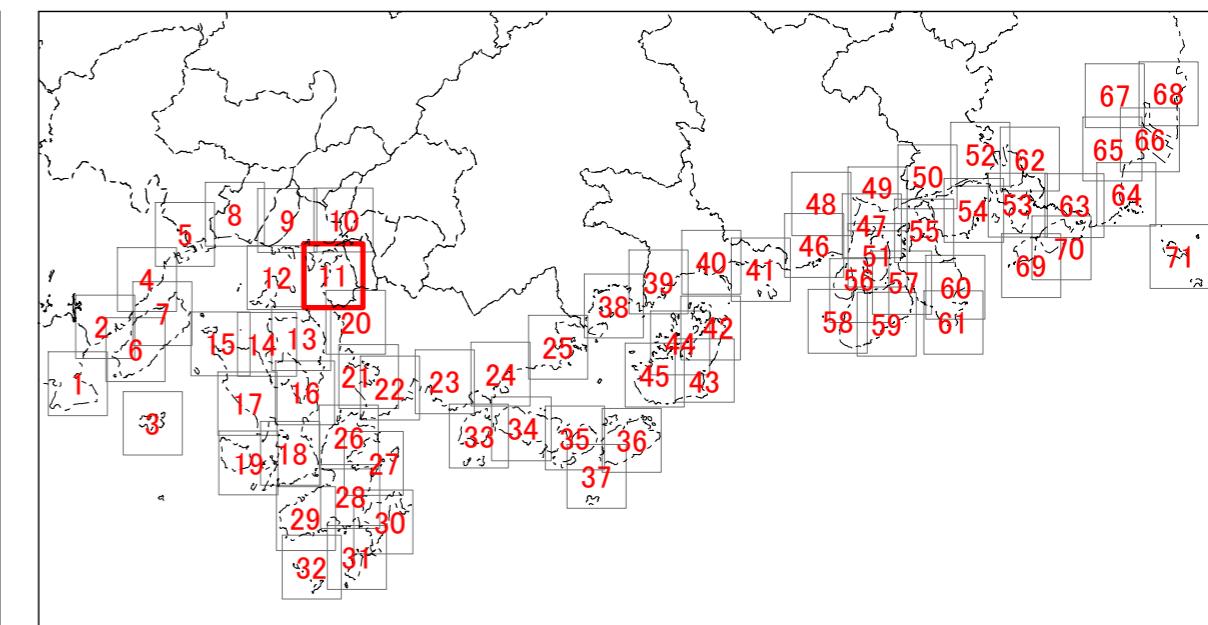
作成者：広島県危機管理課

作成年月：平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図11



# 広島市5/6-坂町2/3

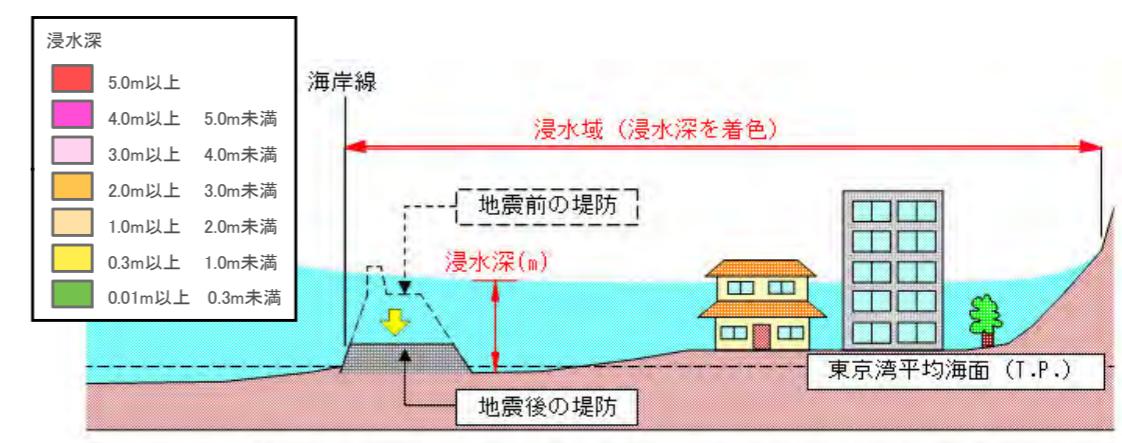


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



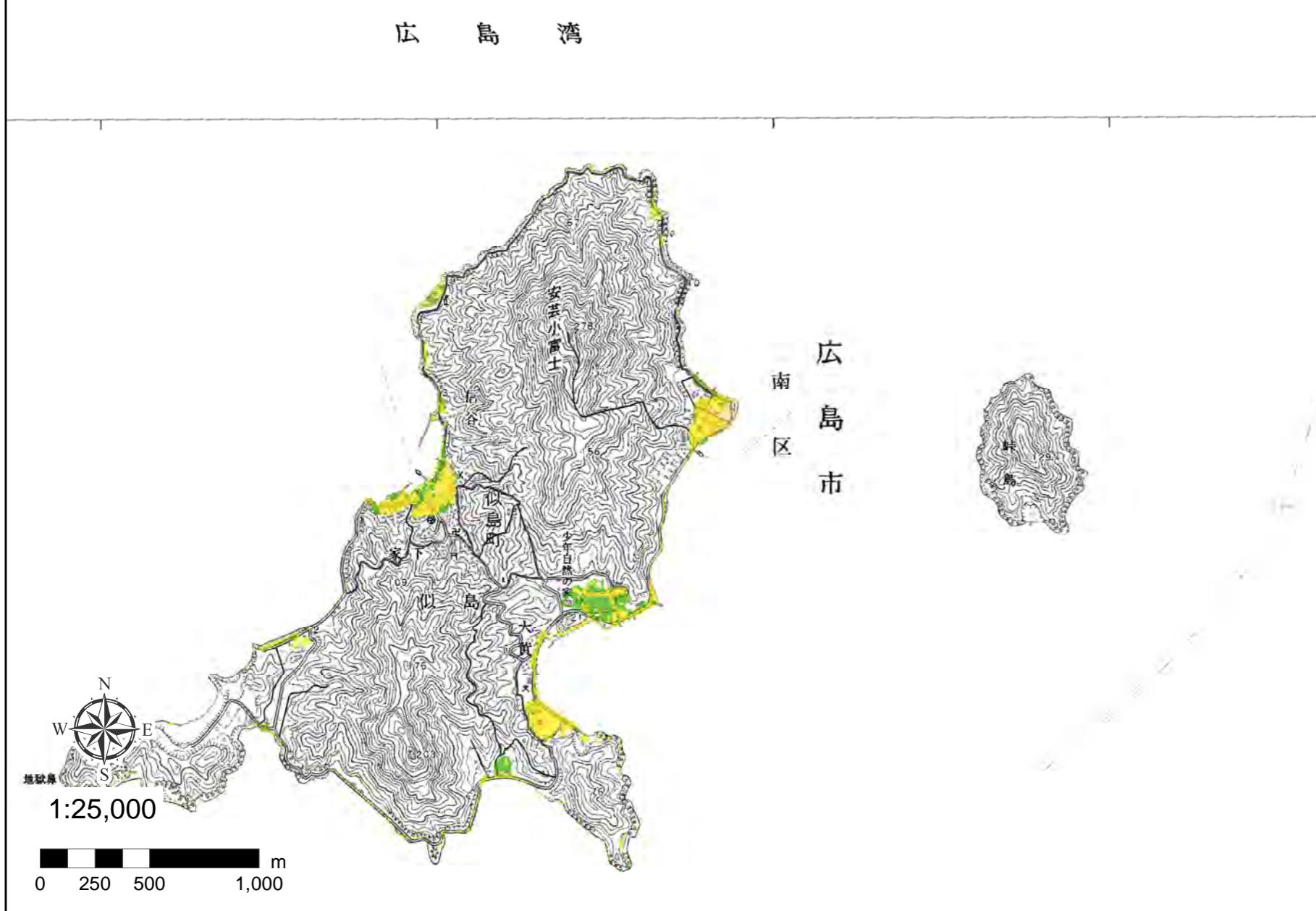
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

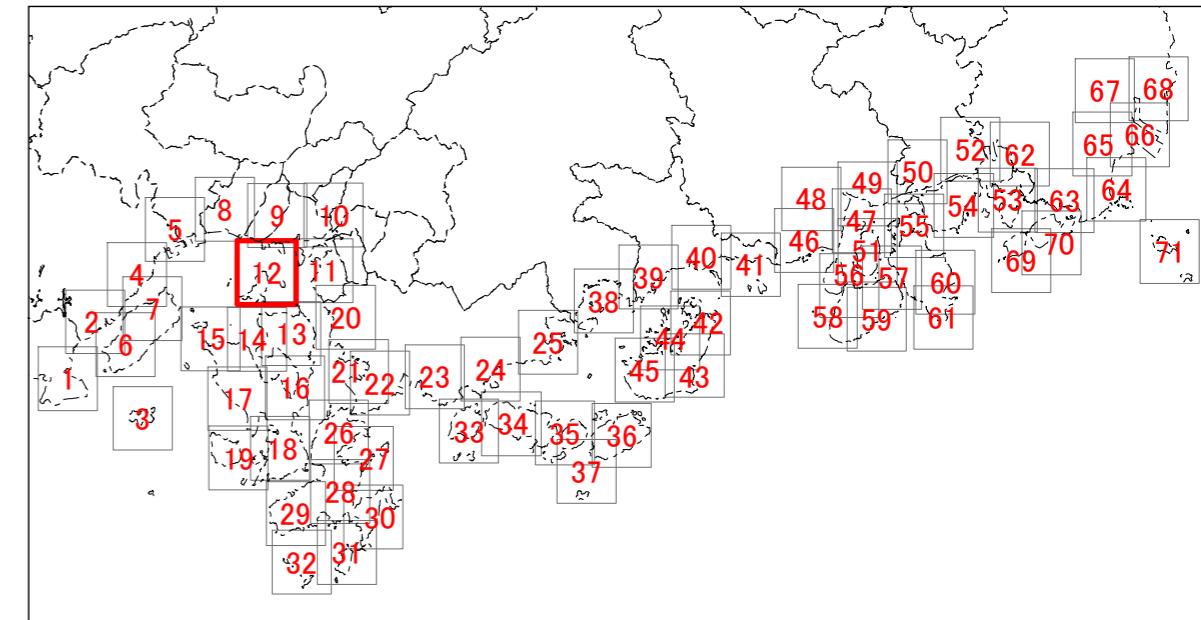
作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図12

# 広島市6/6



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

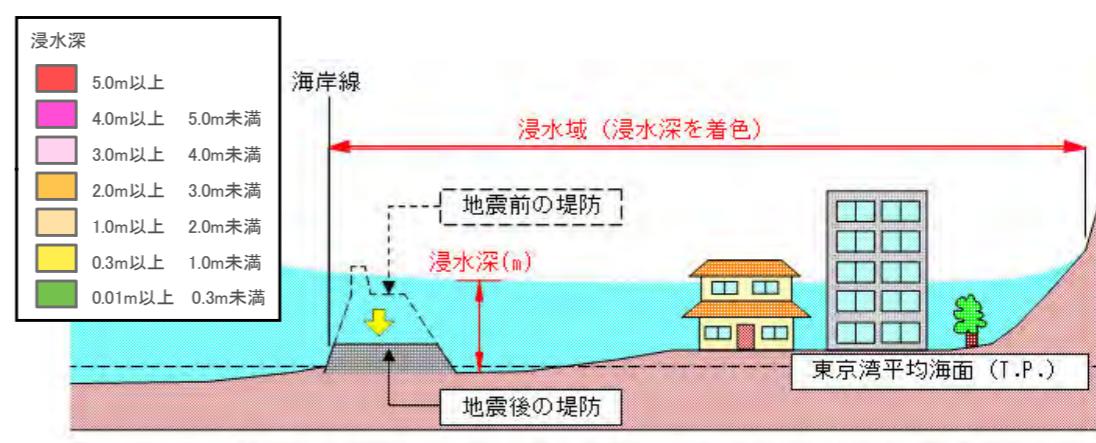


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

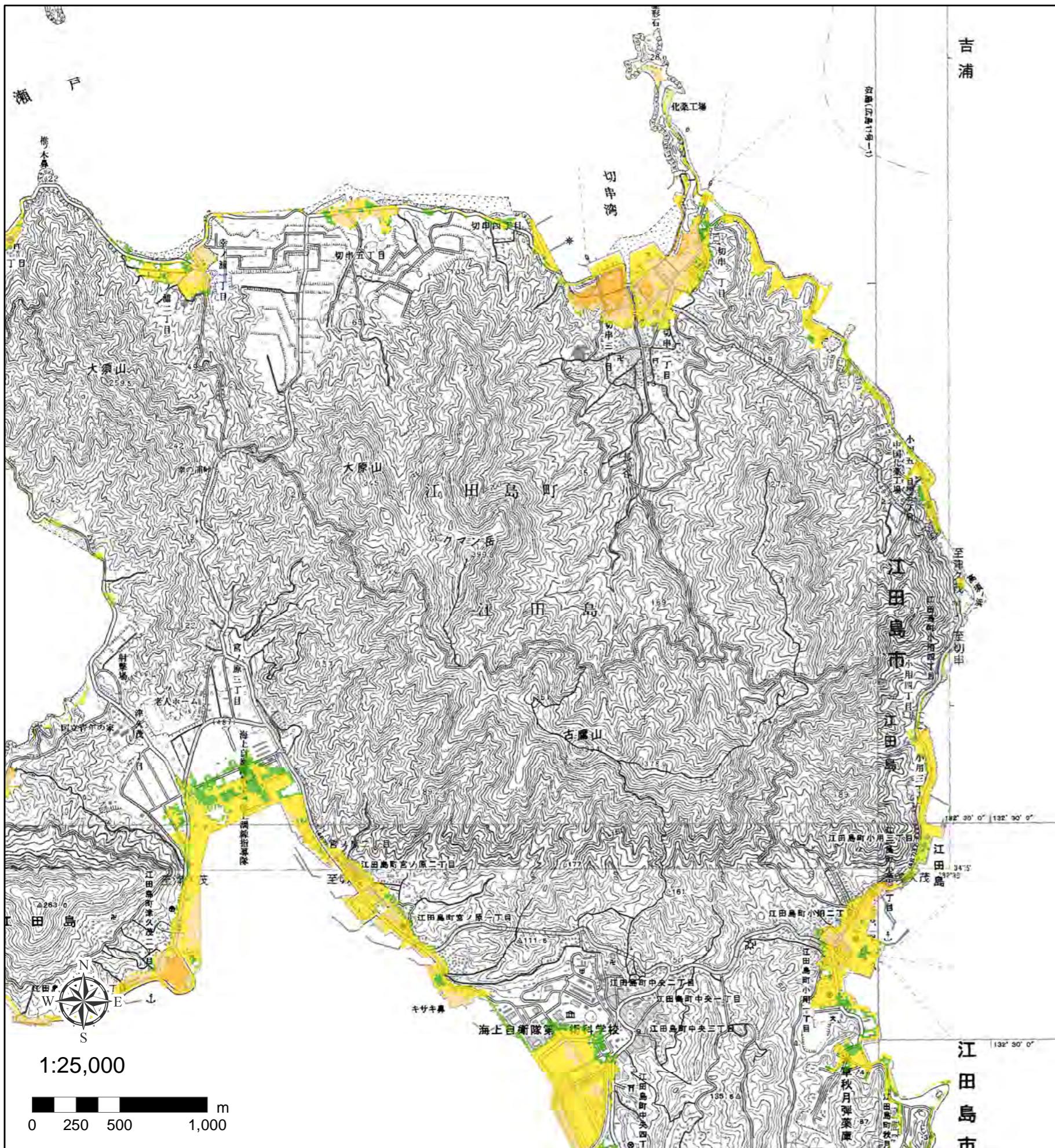


作成者：広島県危機管理課

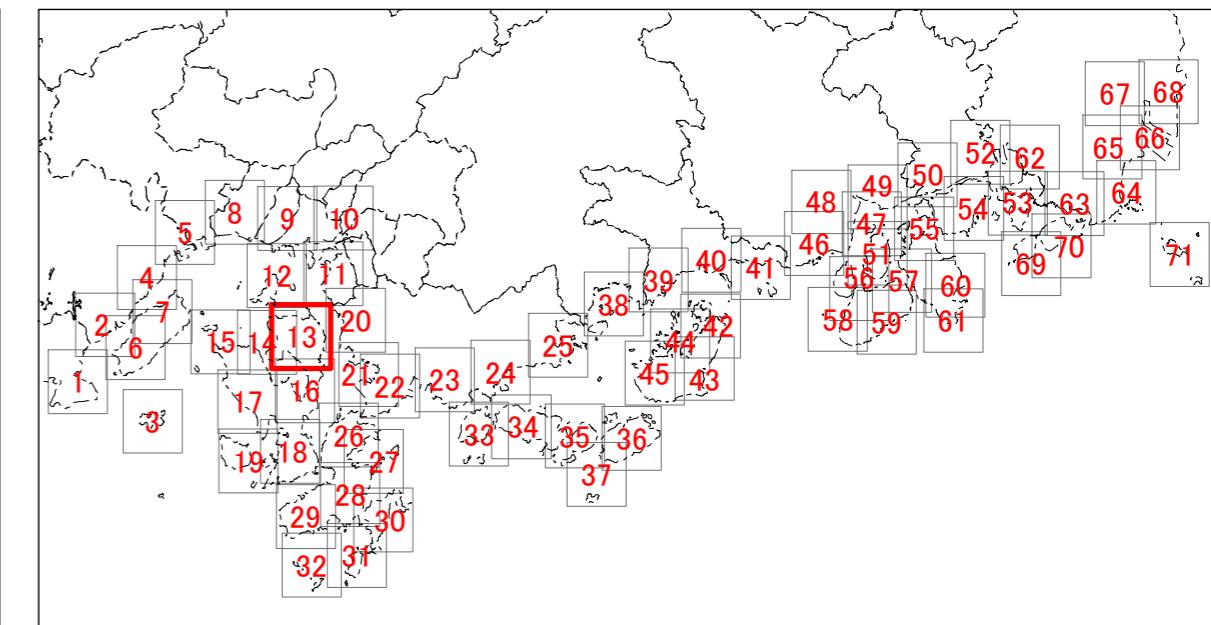
作成年月：平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図13

## 江田島市1/7



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

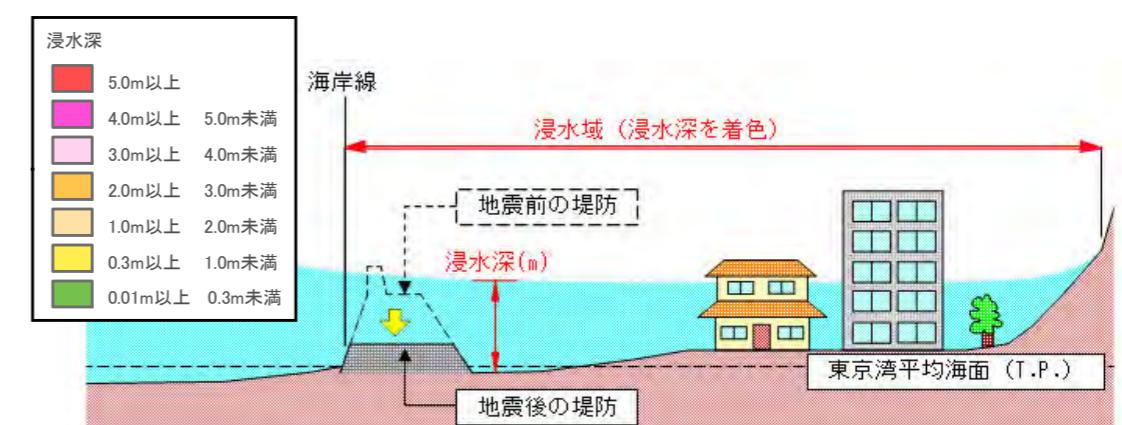


### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

### [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

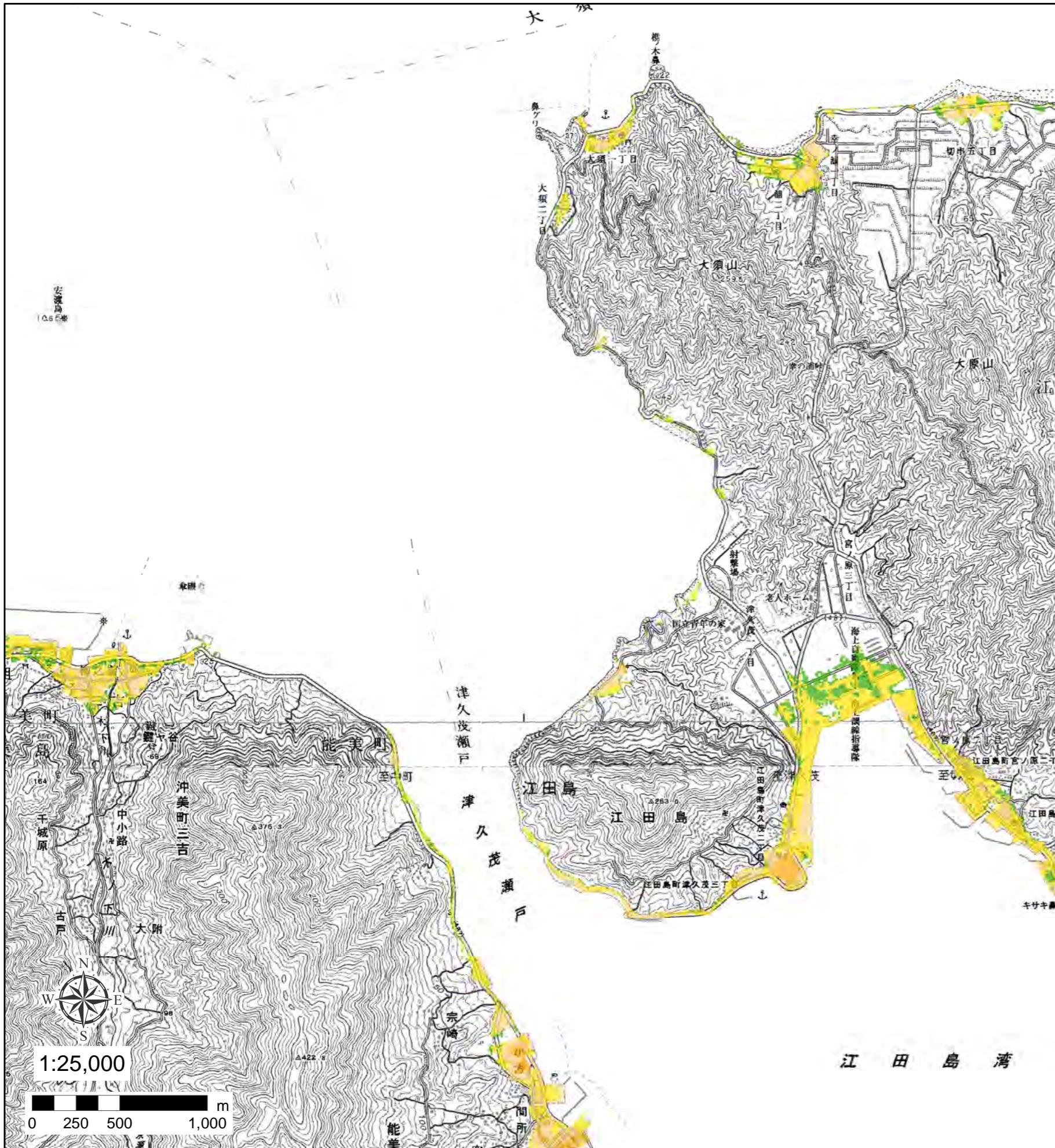


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

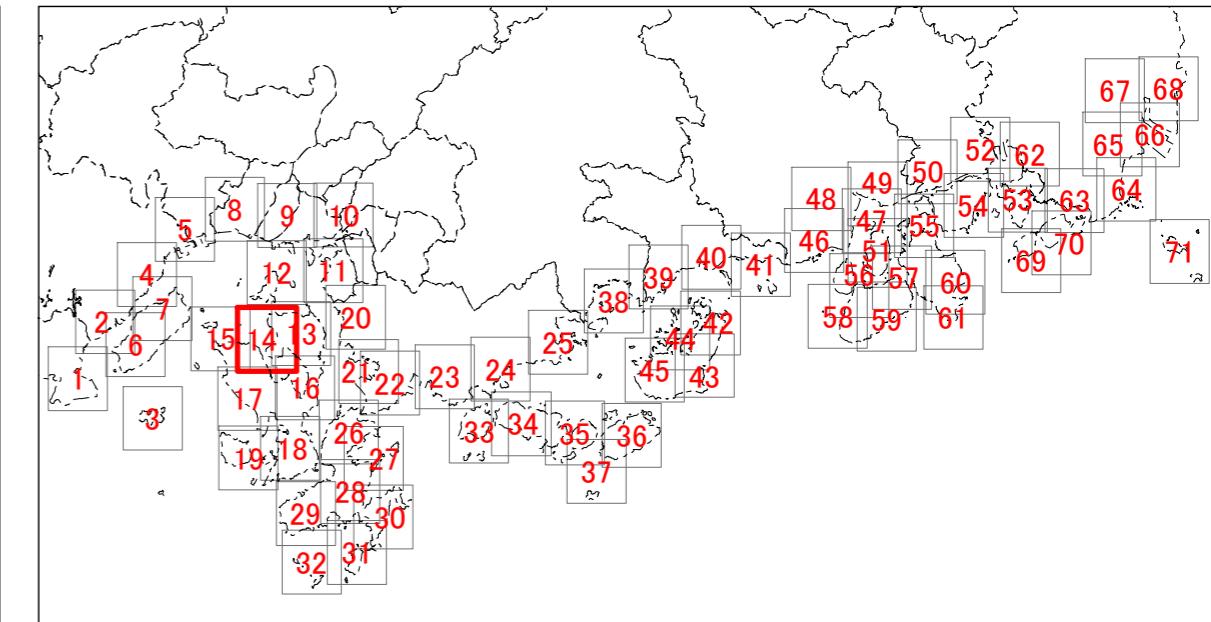
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図14



# 江田島市2/7

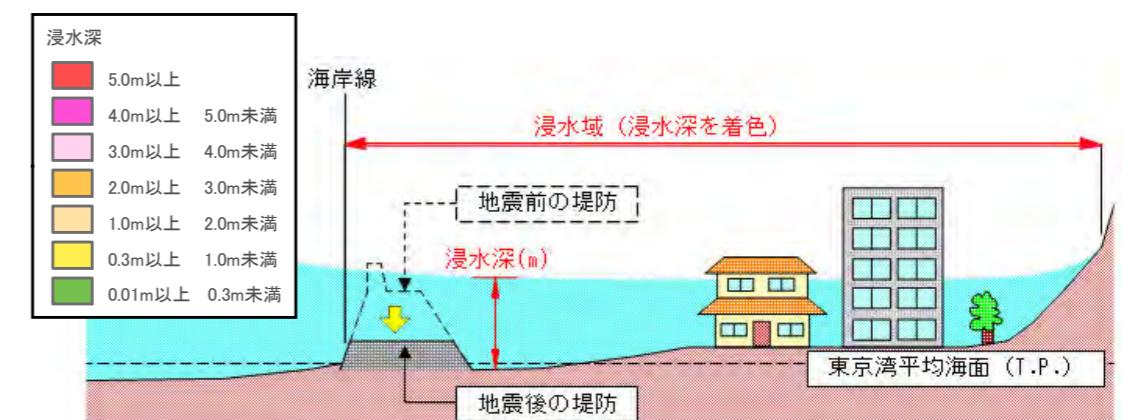


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



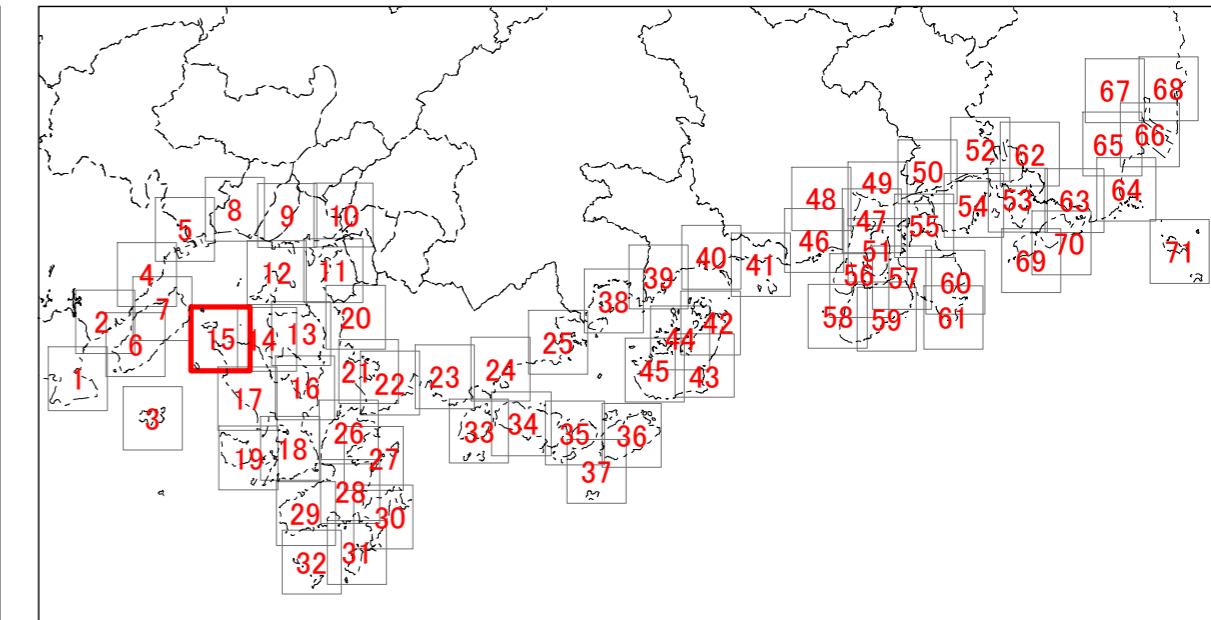
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図15

江田島市3/7

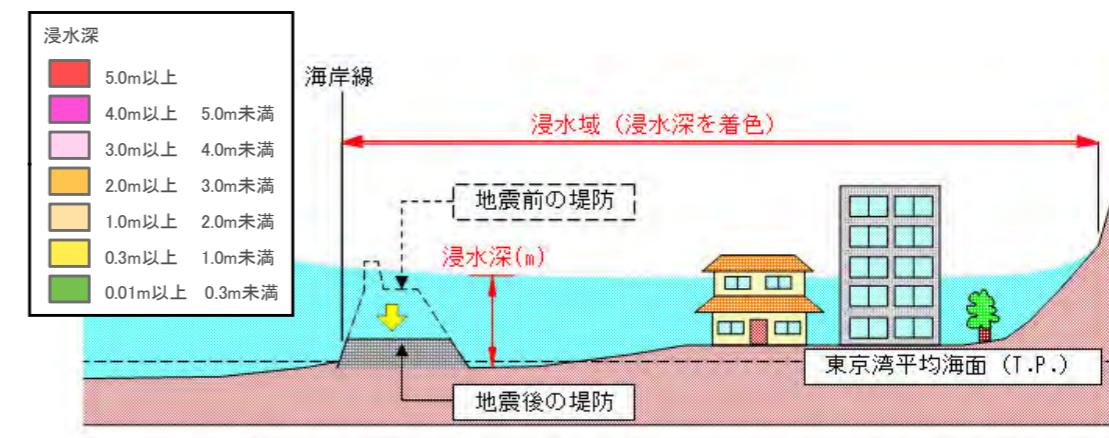


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

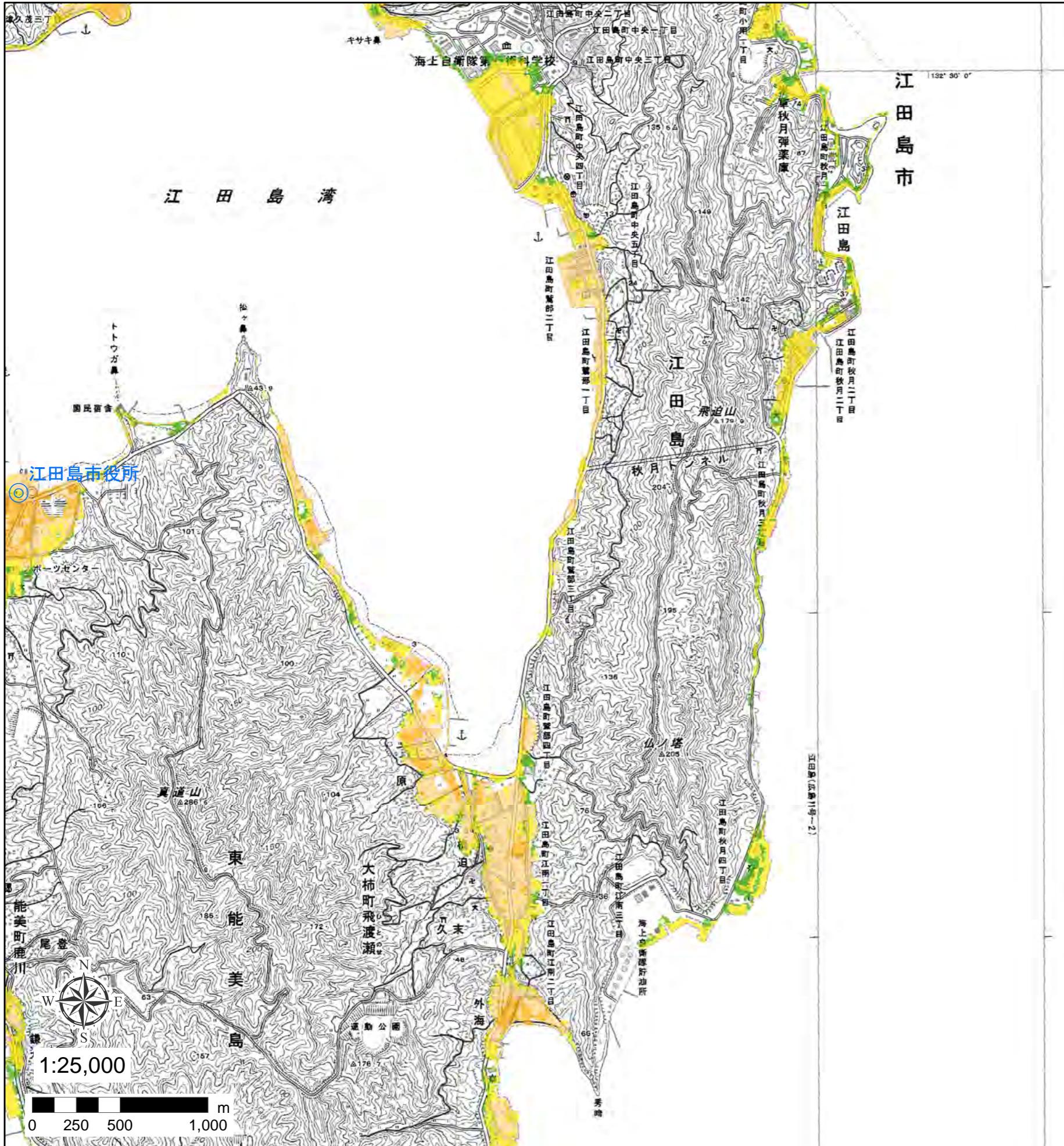


堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

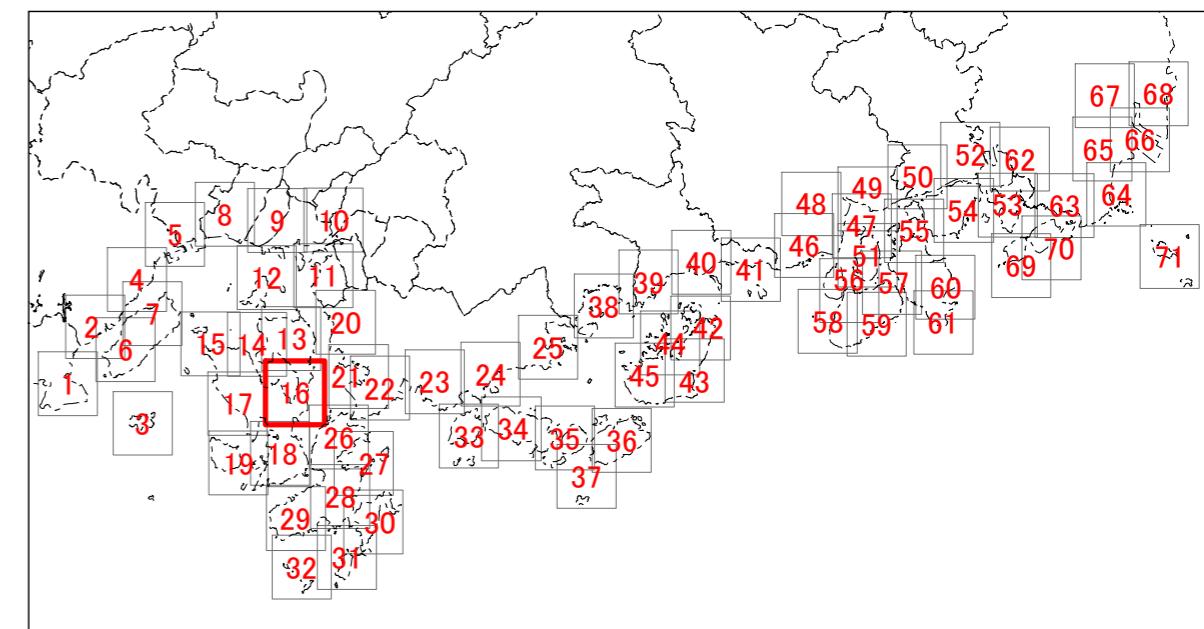
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図16



# 江田島市4/7

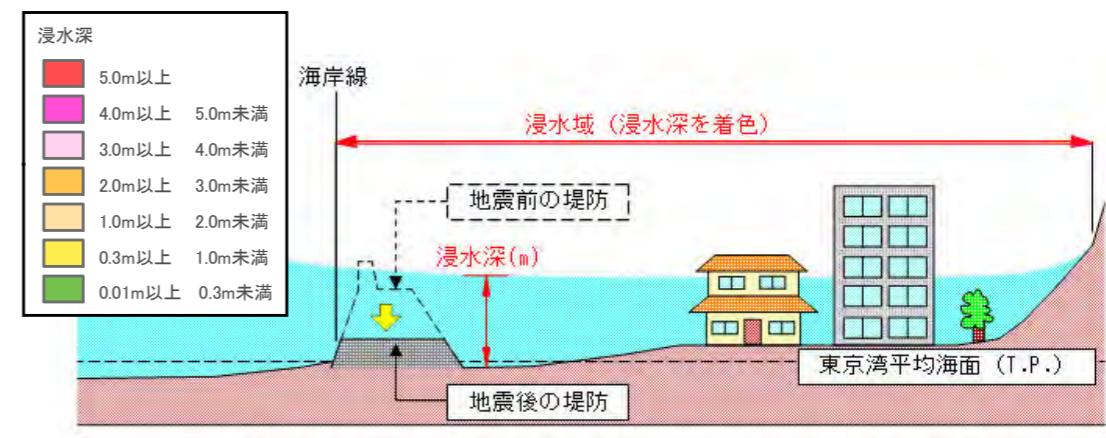


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



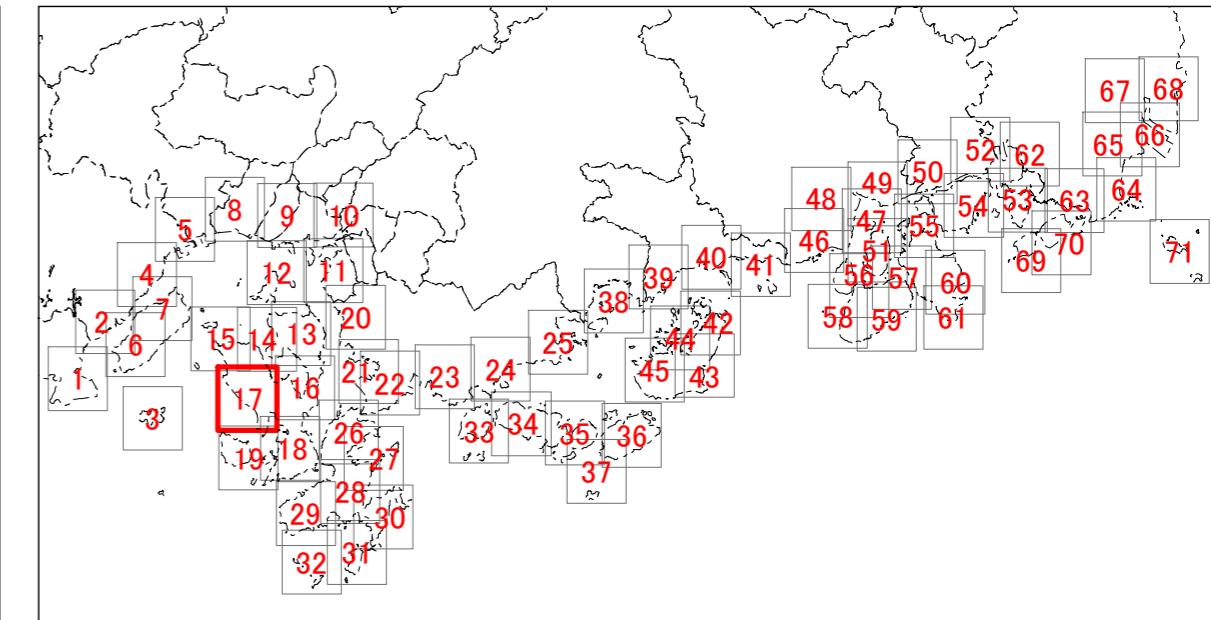
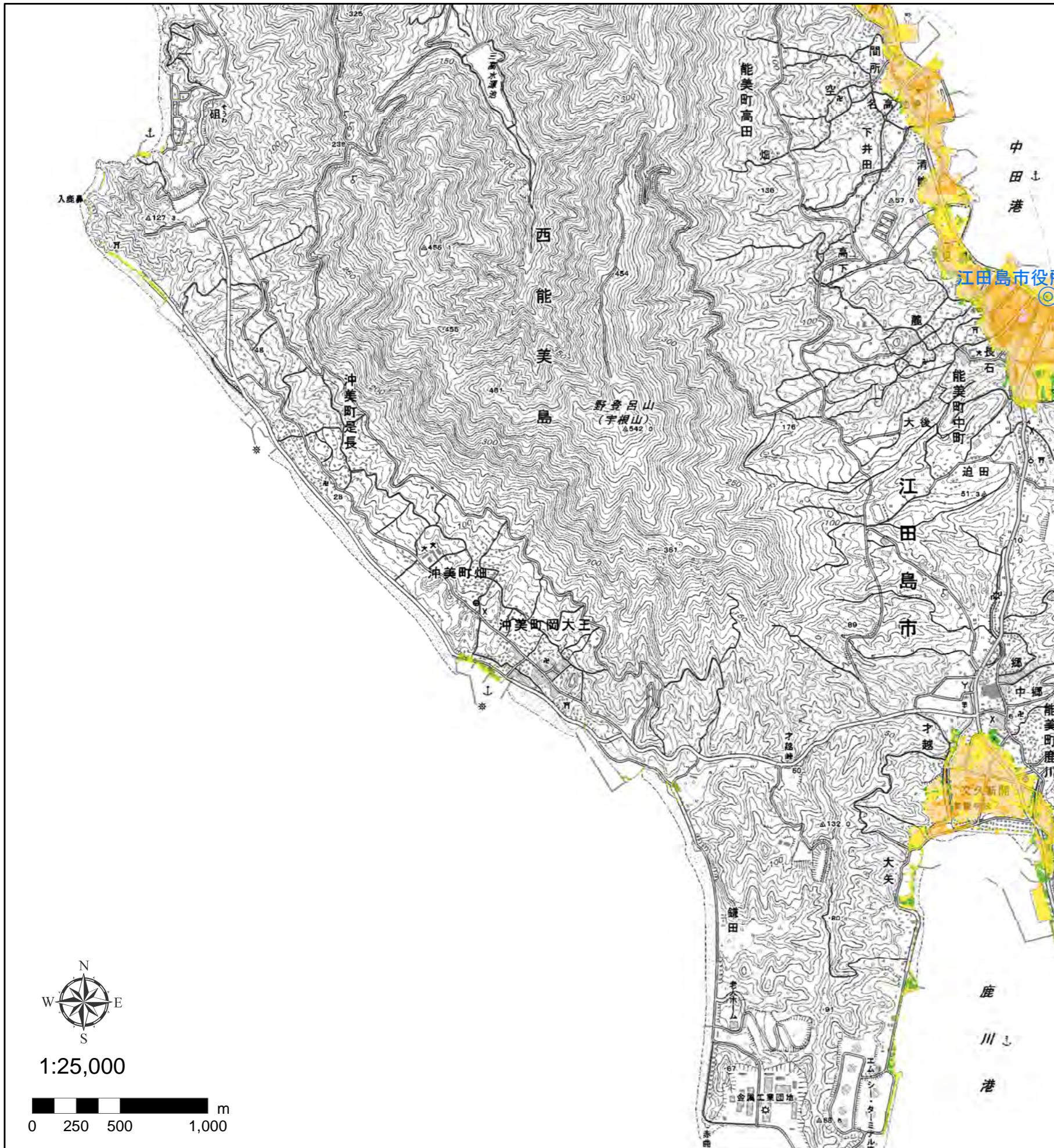
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図17

江田島市5/7

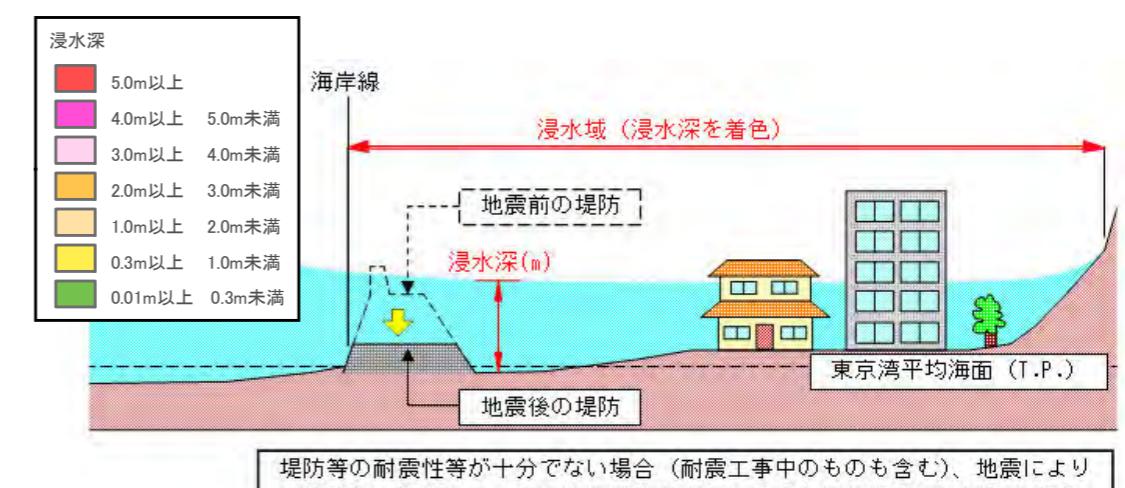


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

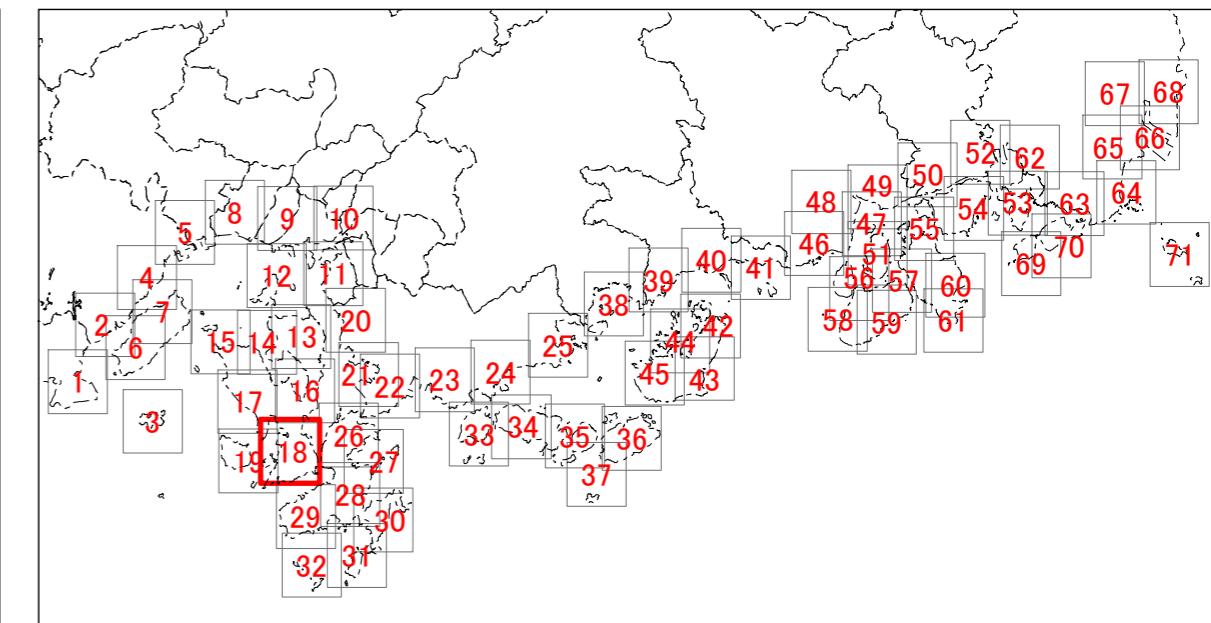
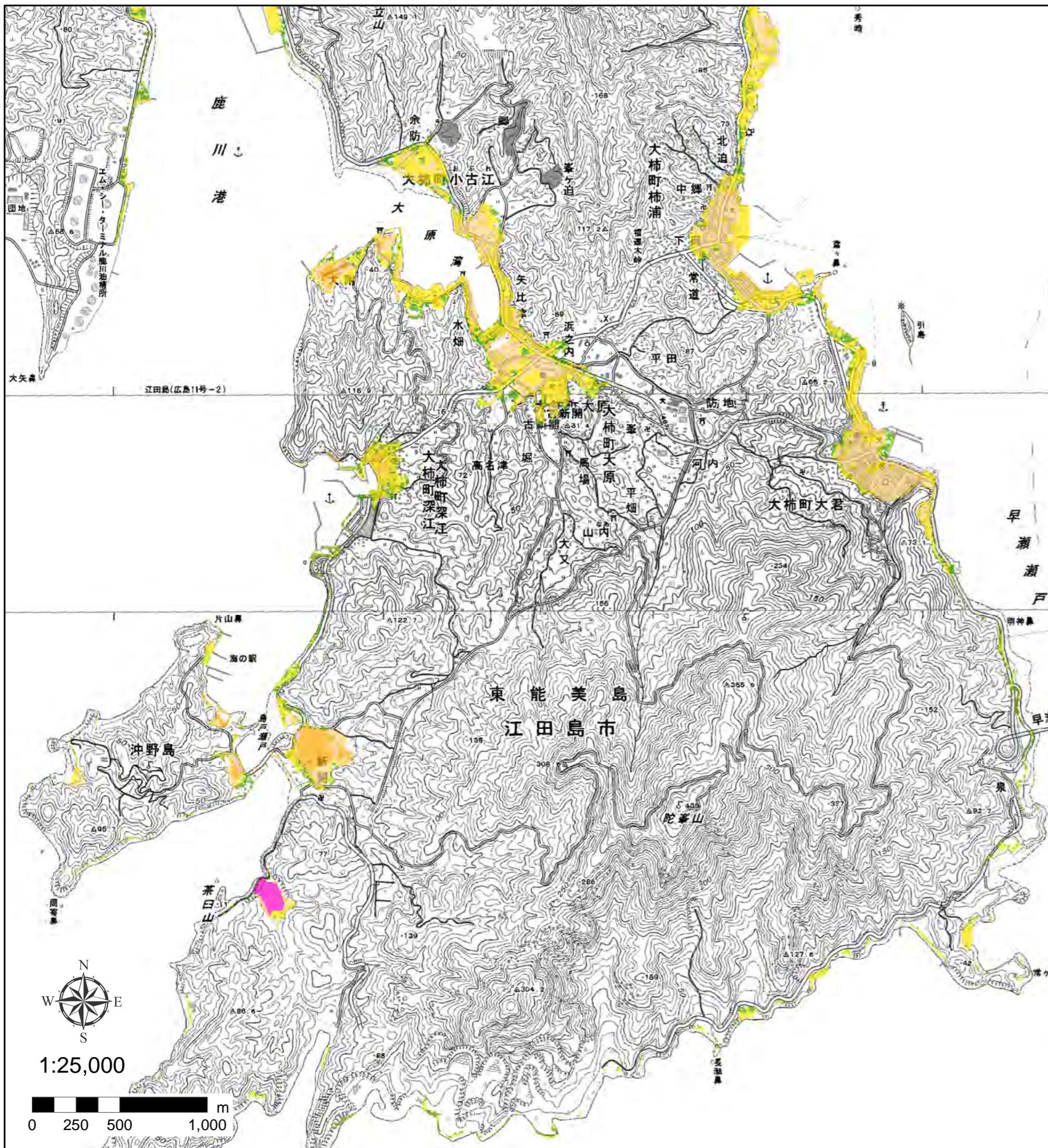


作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図18

江田島市6/7

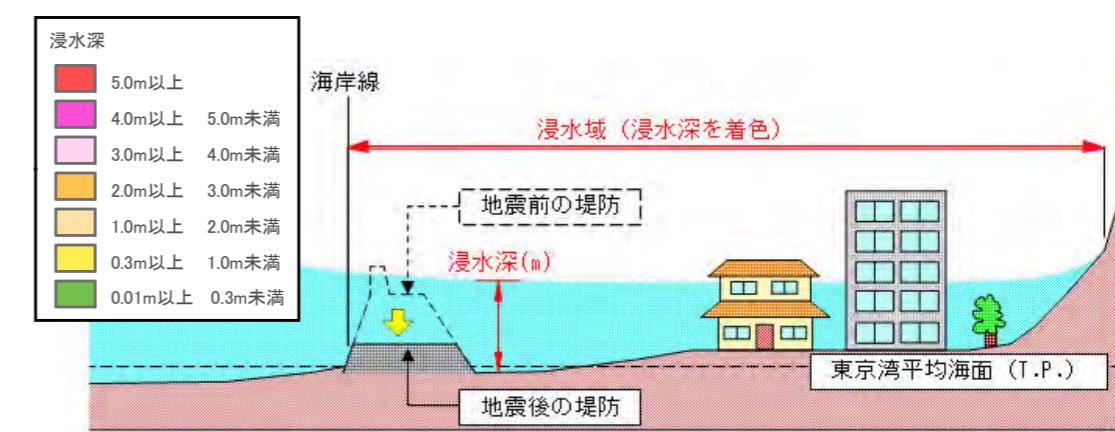


#### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

#### [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



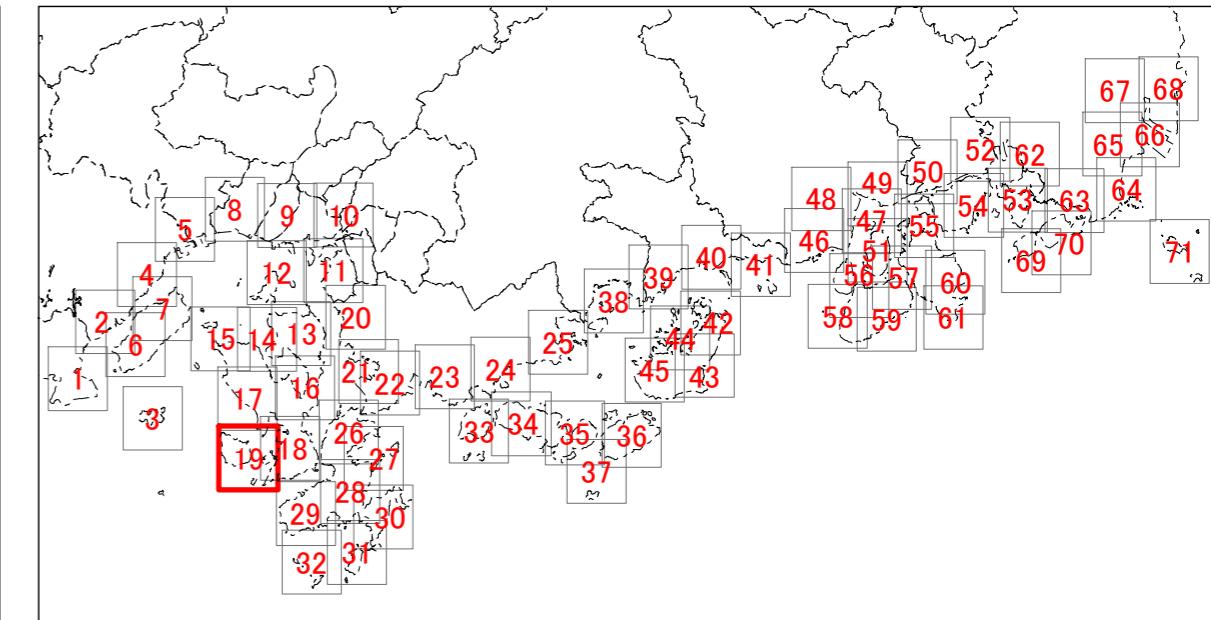
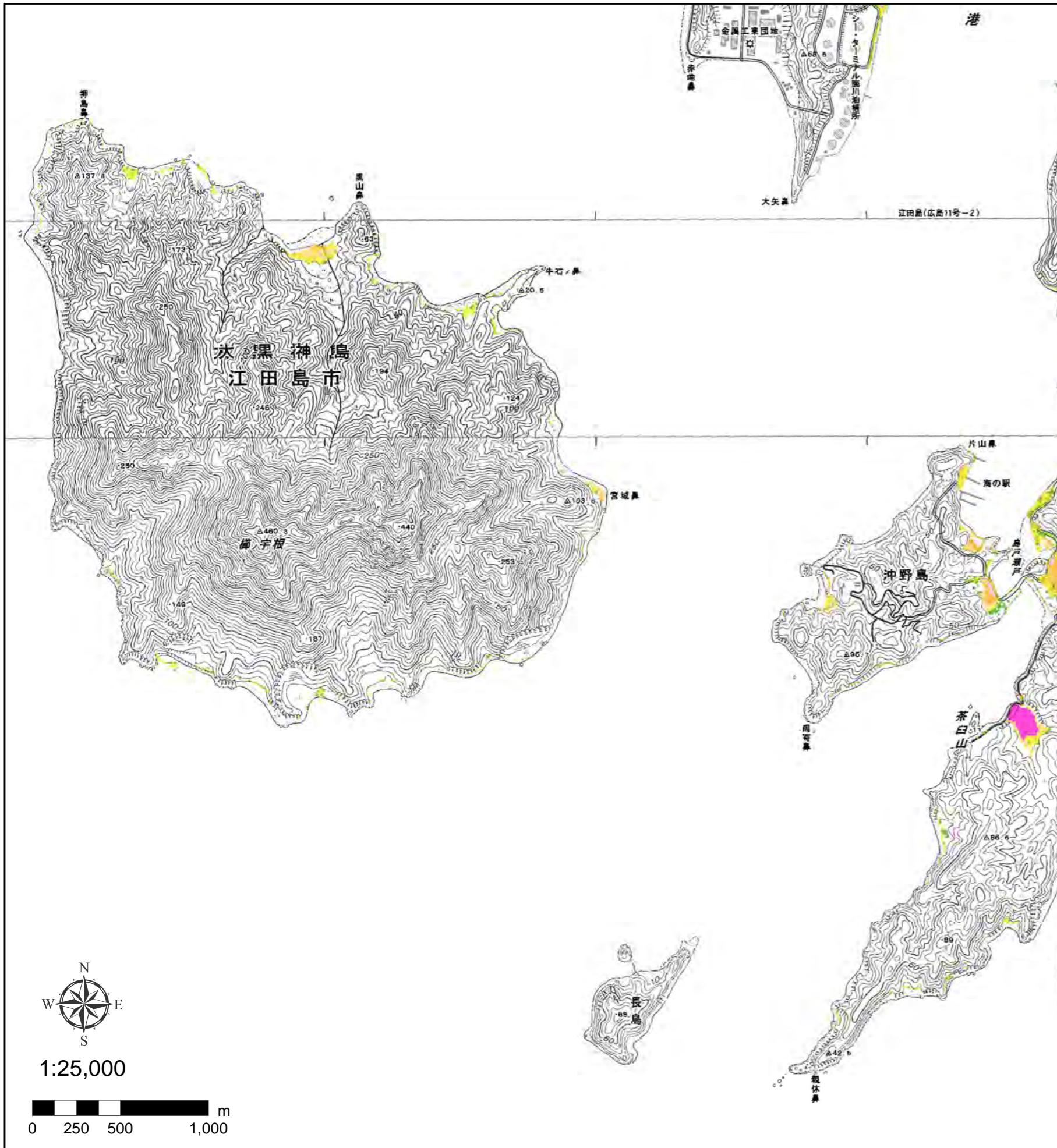
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図19

江田島市7/7

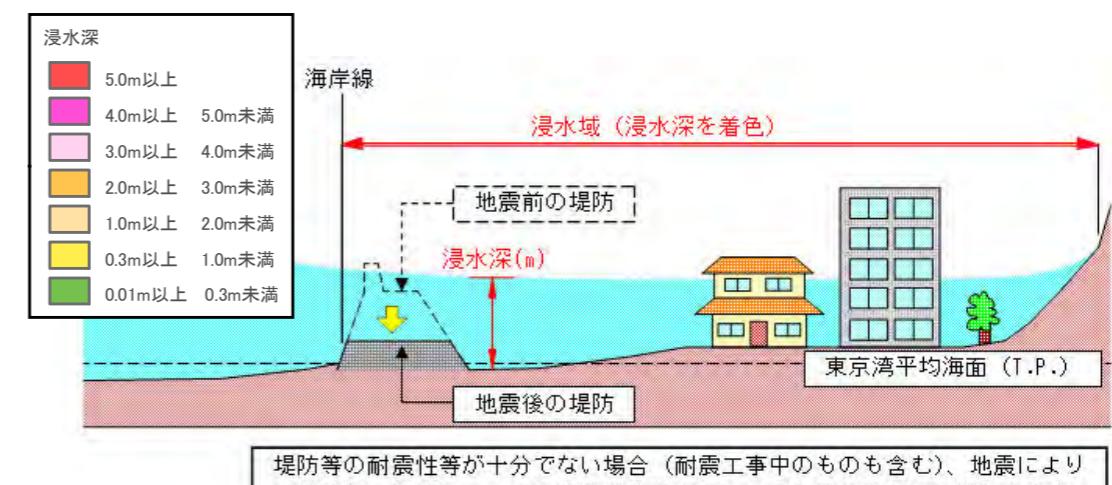


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

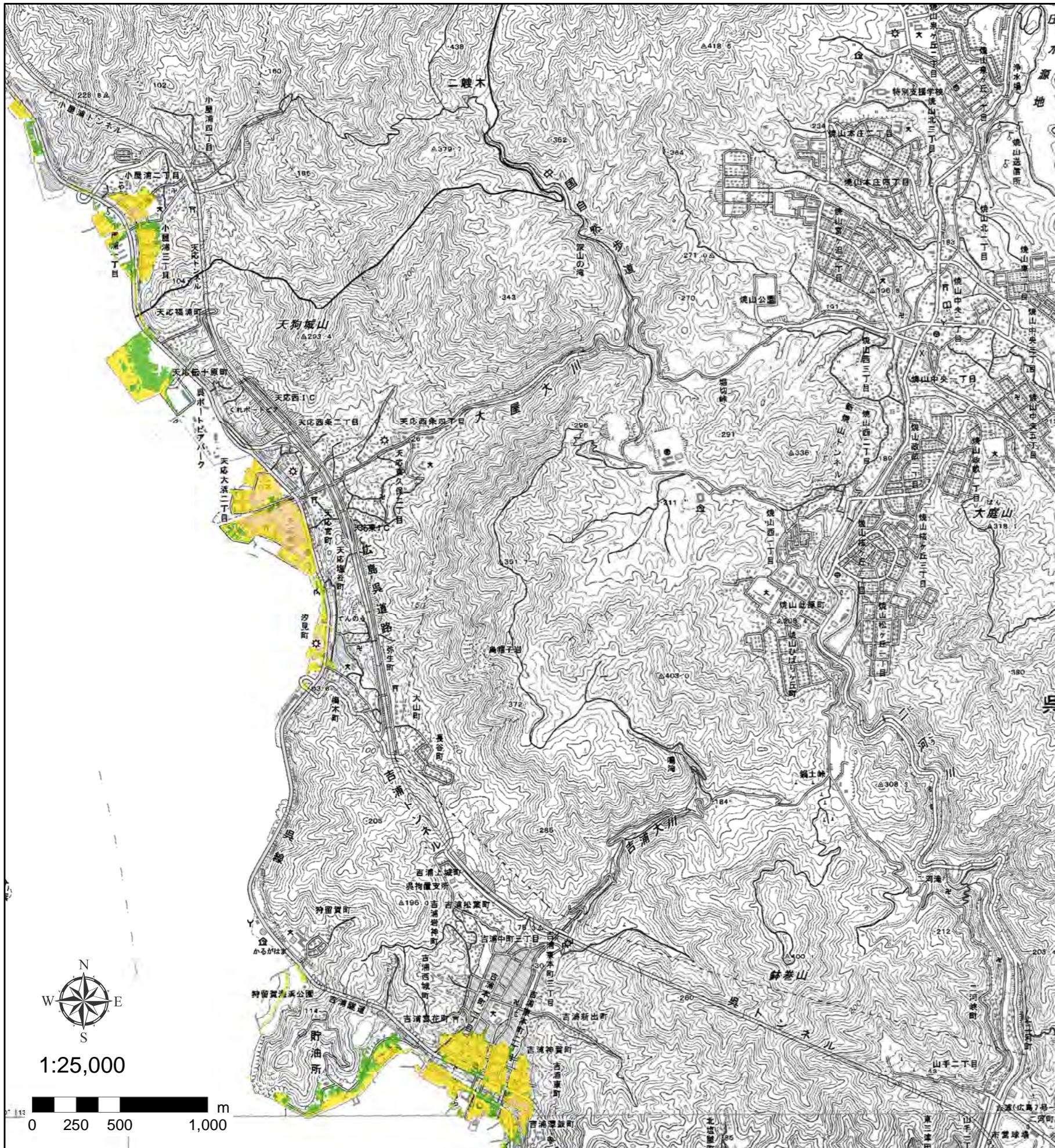
- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



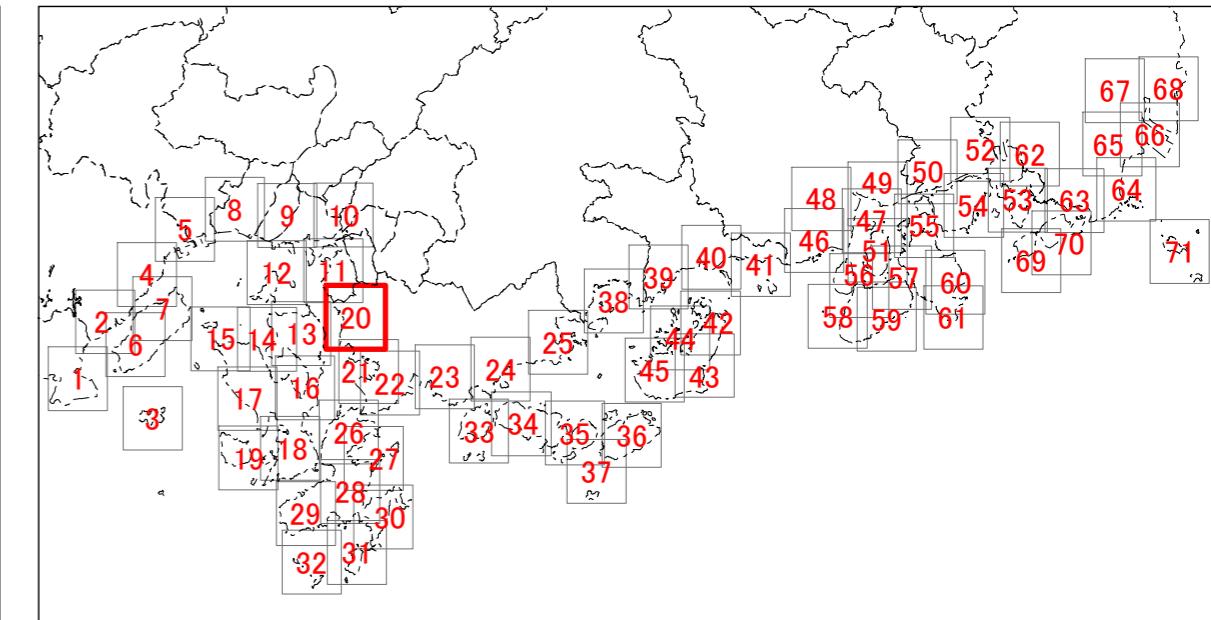
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図20



# 坂町3/3-呉市1/18

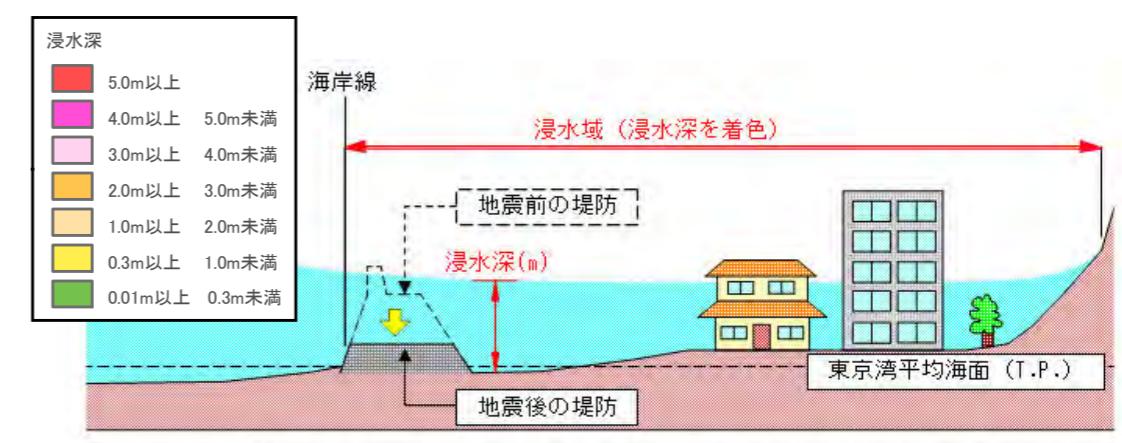


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



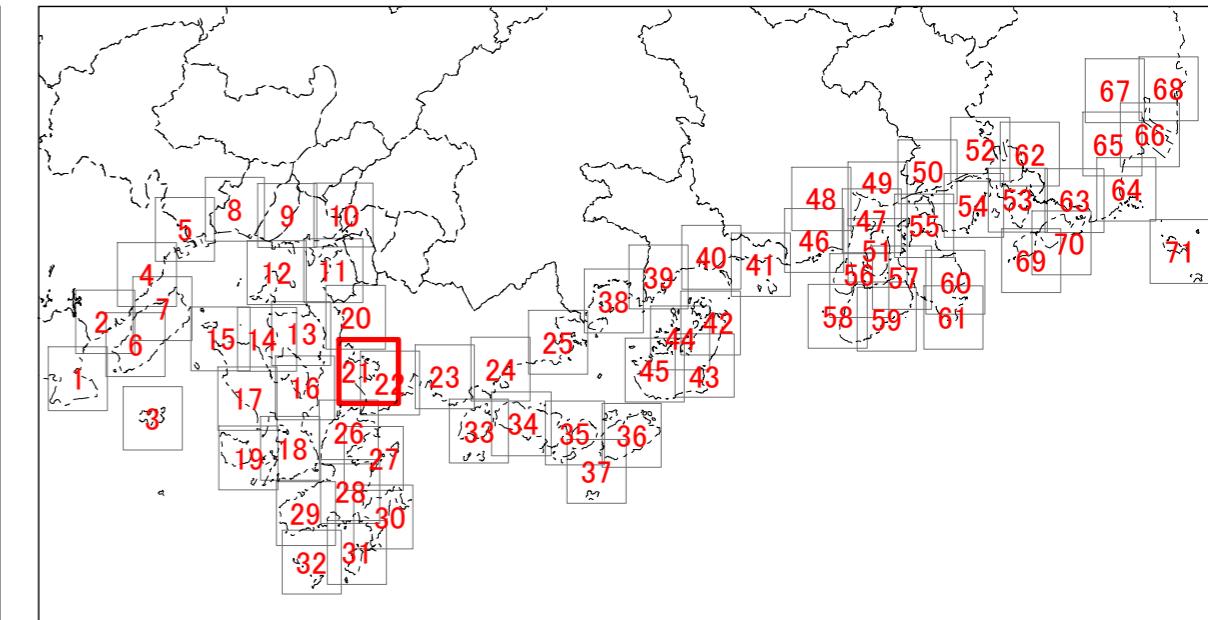
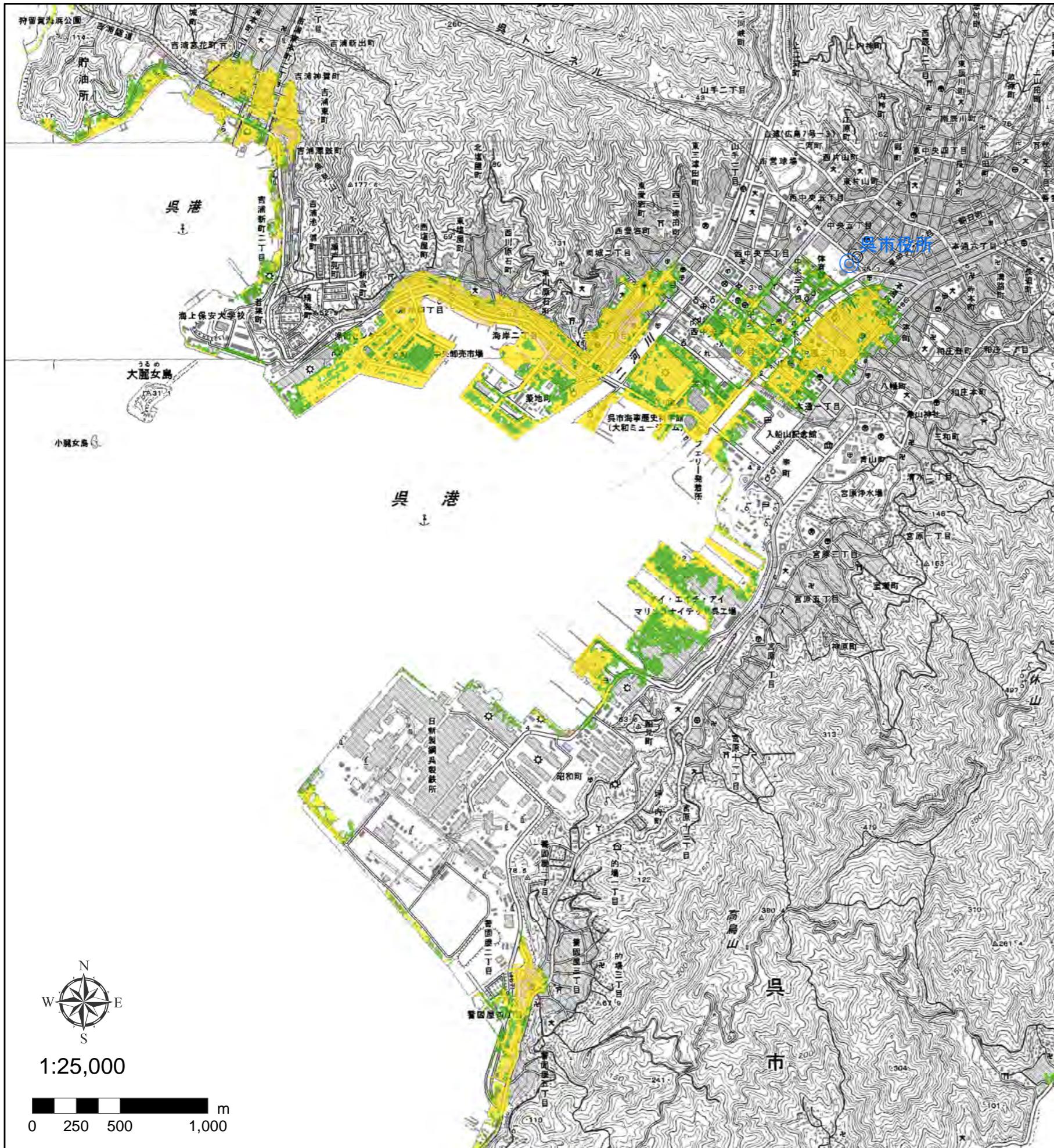
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図21

呉市2/18

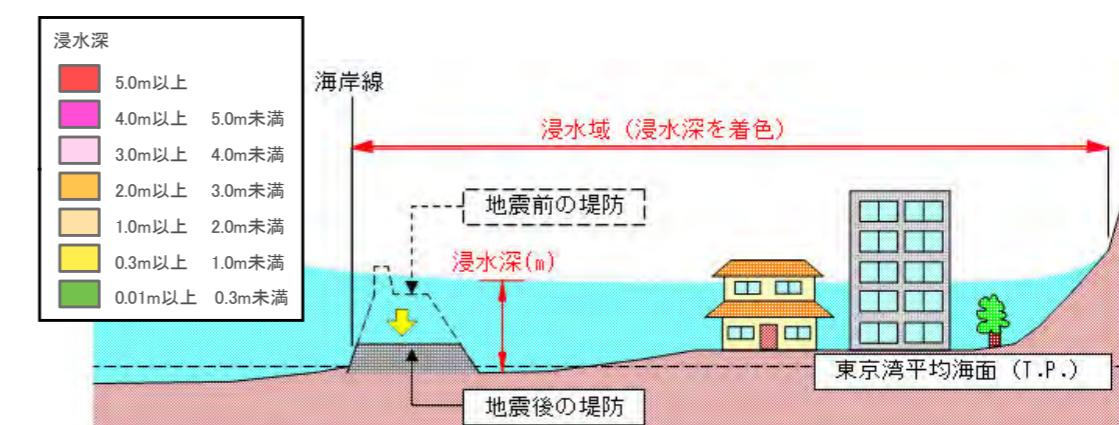


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したもので。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



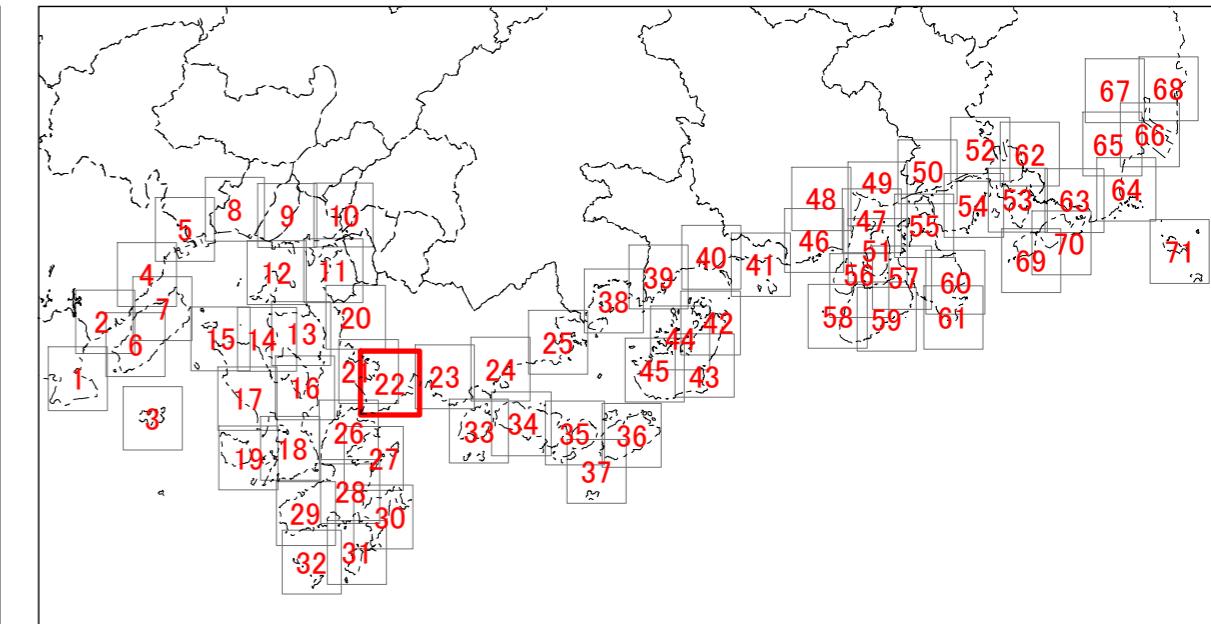
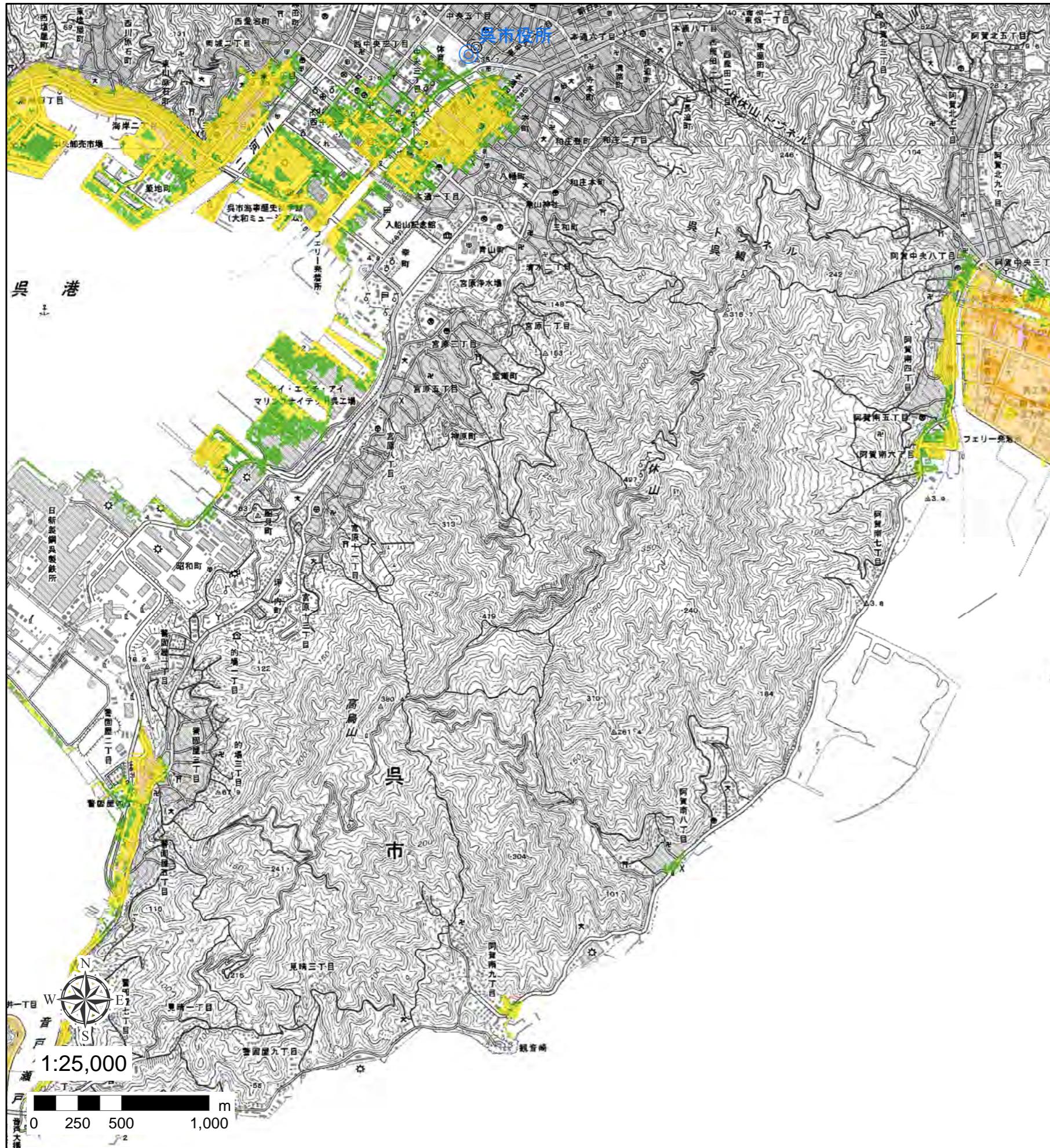
堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図22

呉市3/18

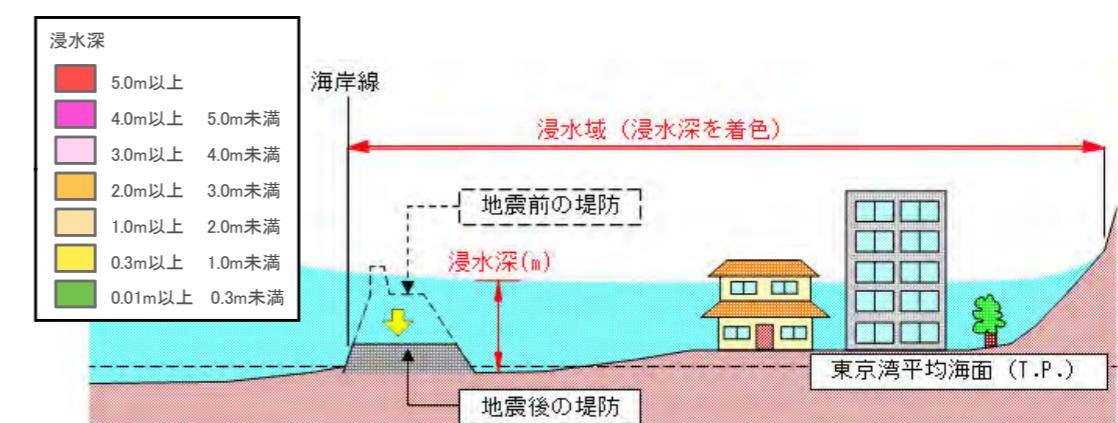


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



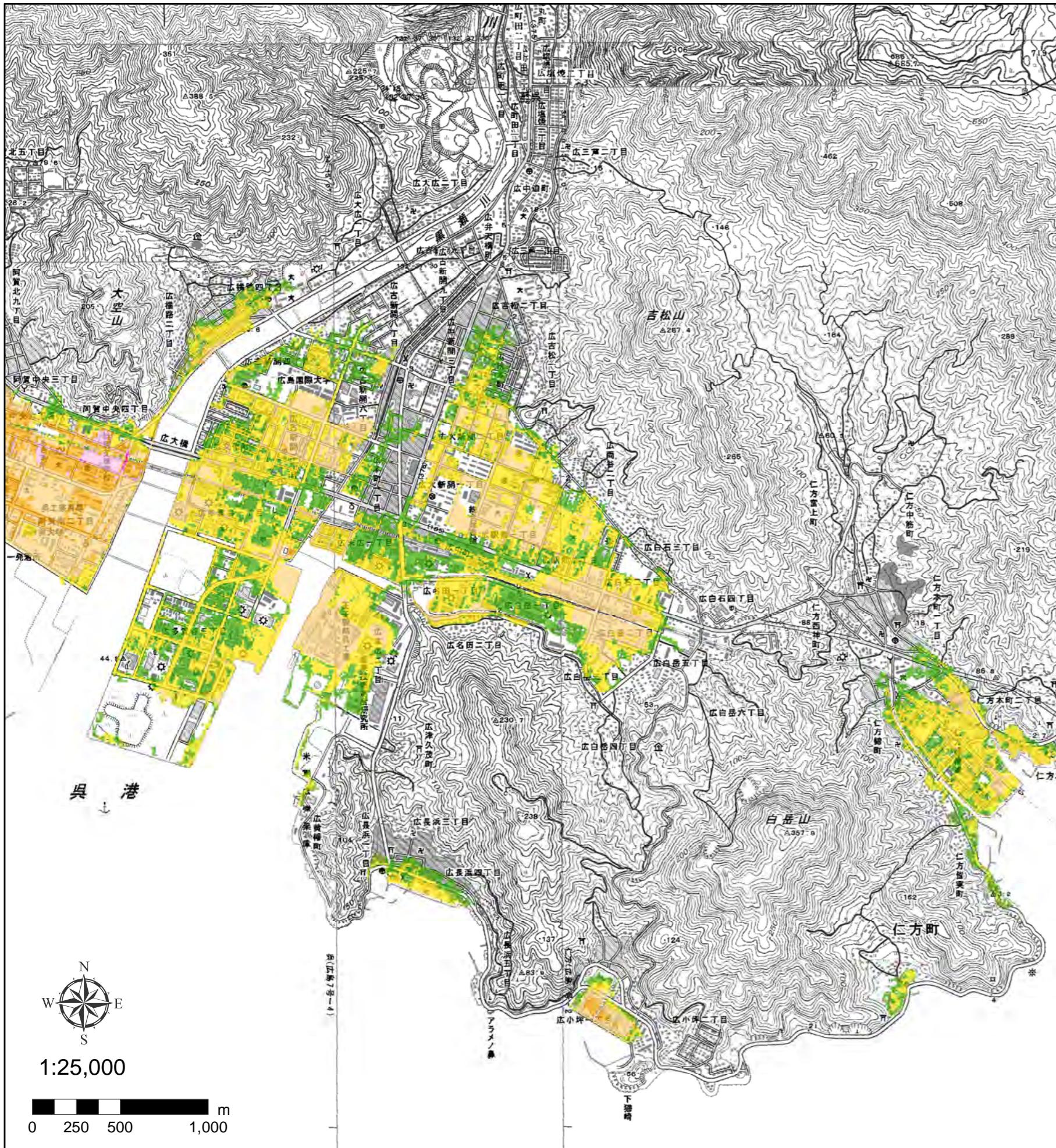
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

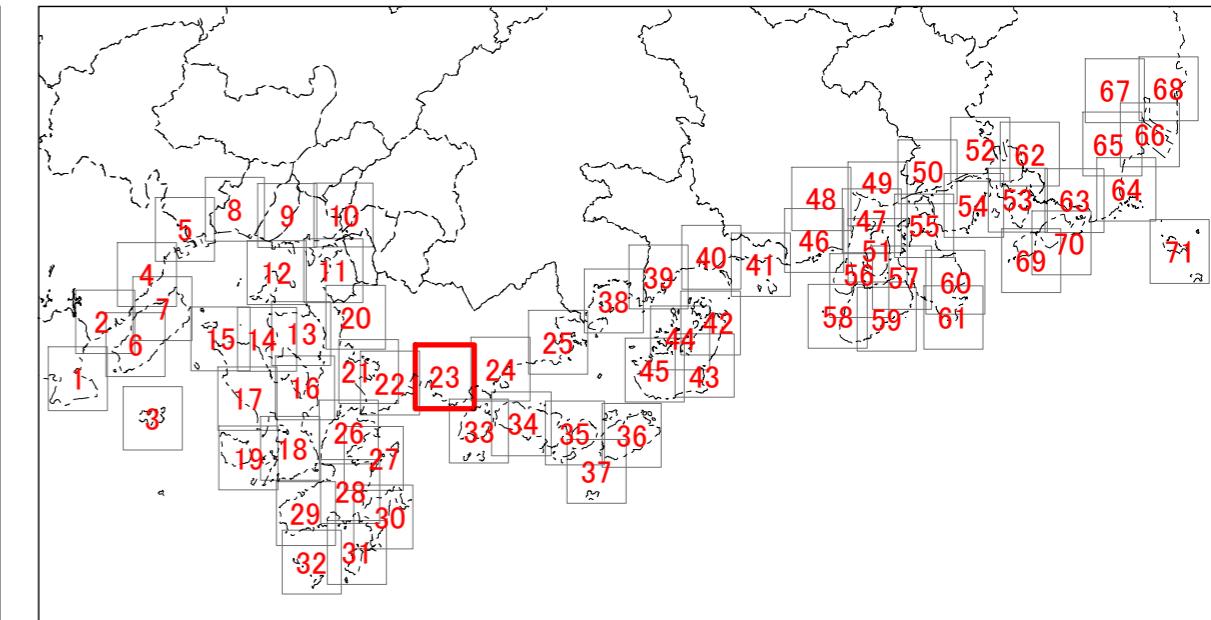
作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図23

呉市4/18



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

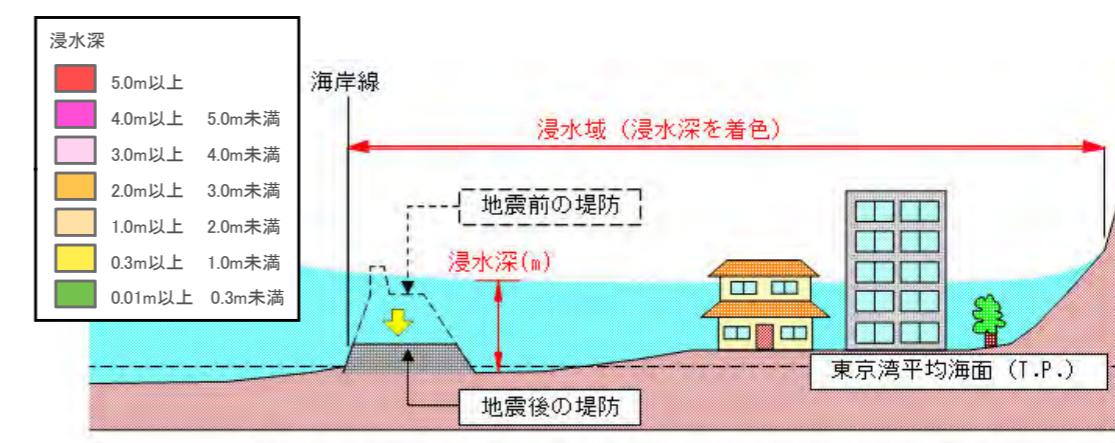


#### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

#### [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

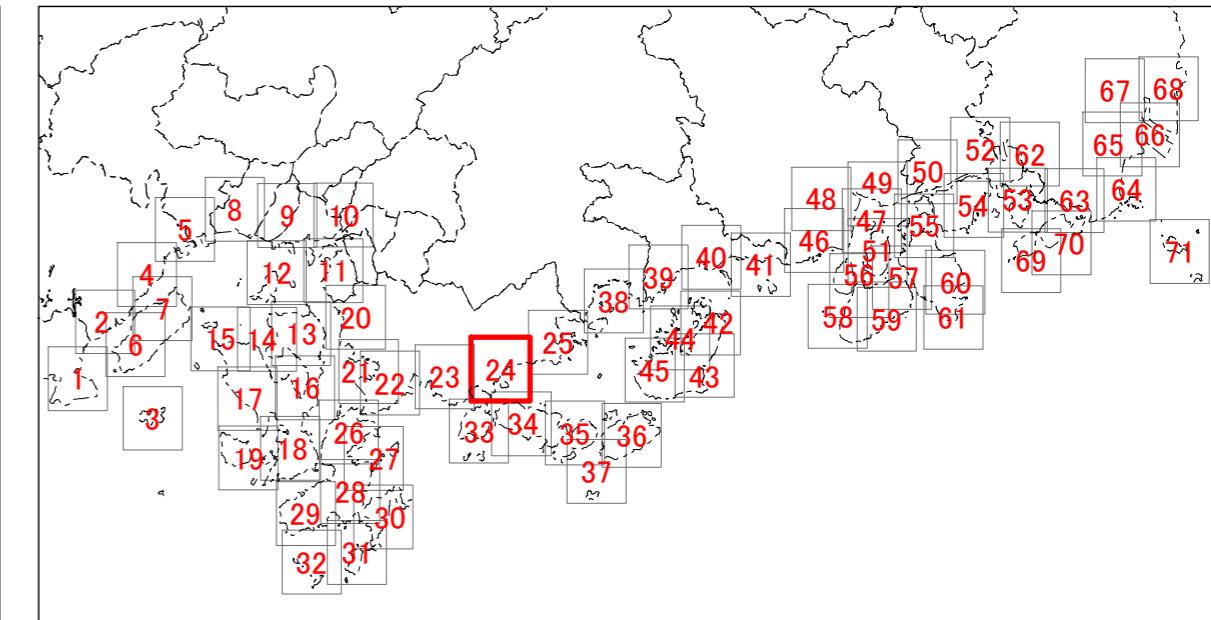
作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図24

呉市5/18



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

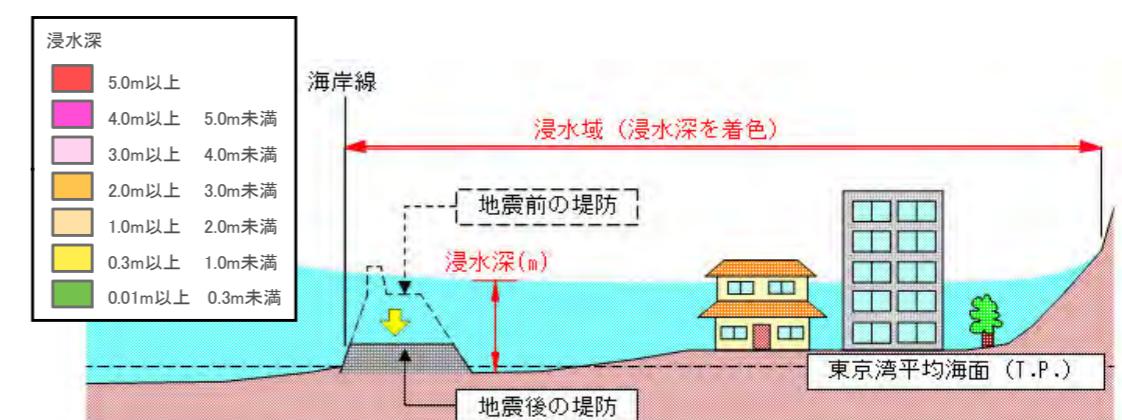


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



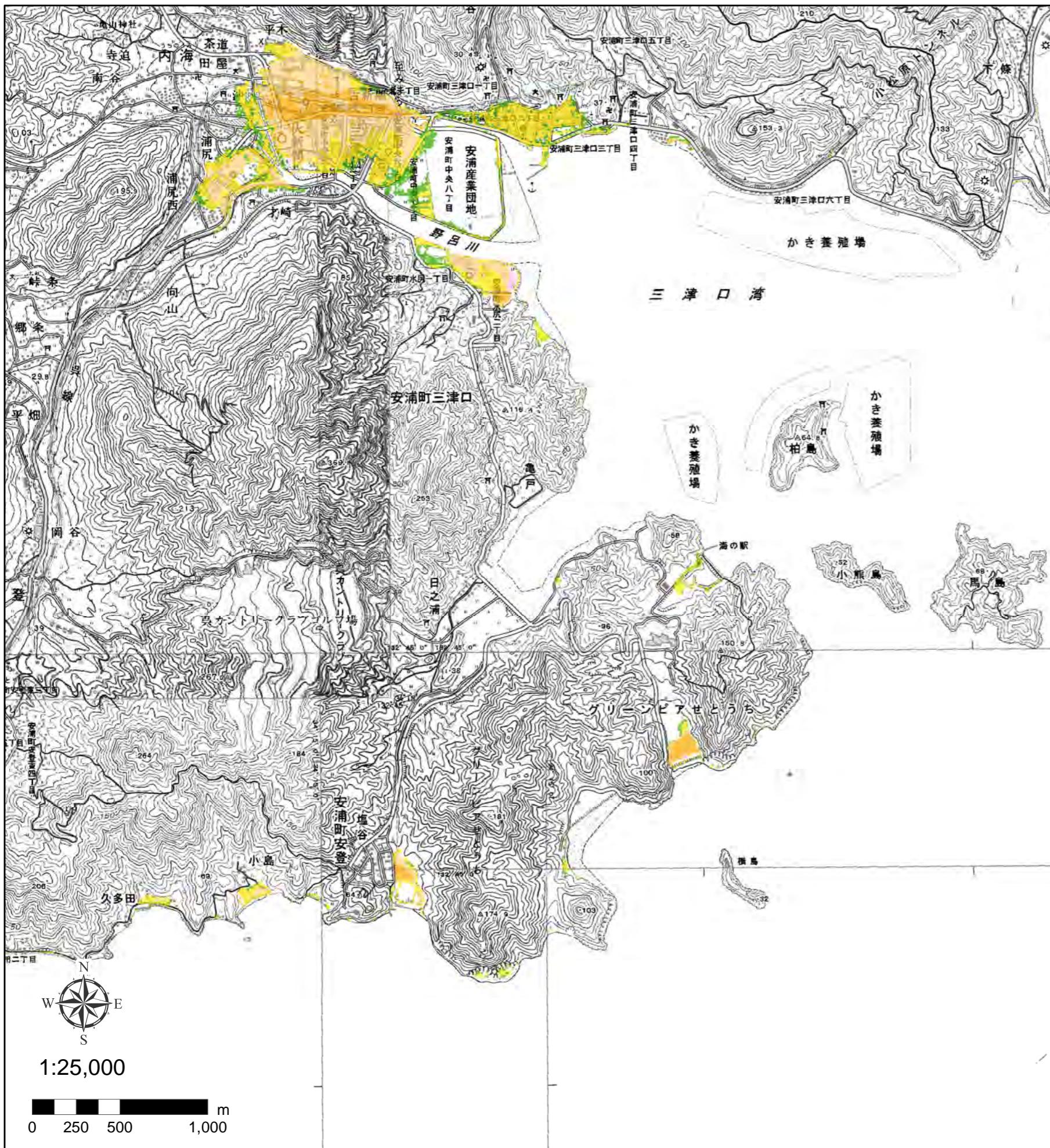
堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

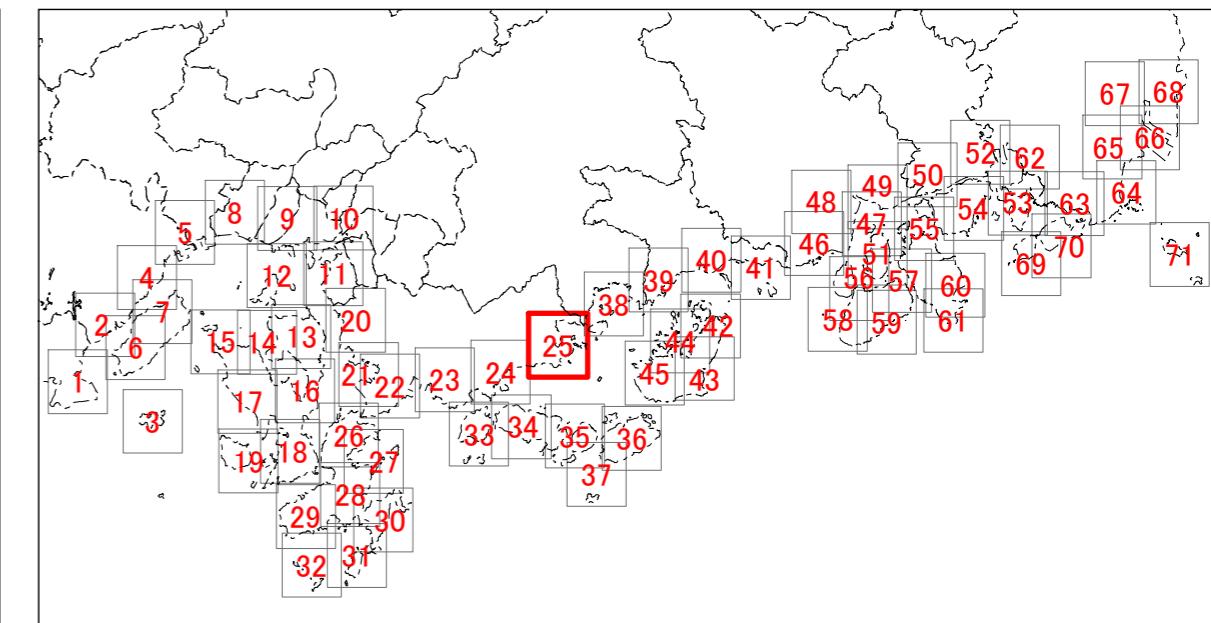
作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図25

呉市6/18-東広島市1/3



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

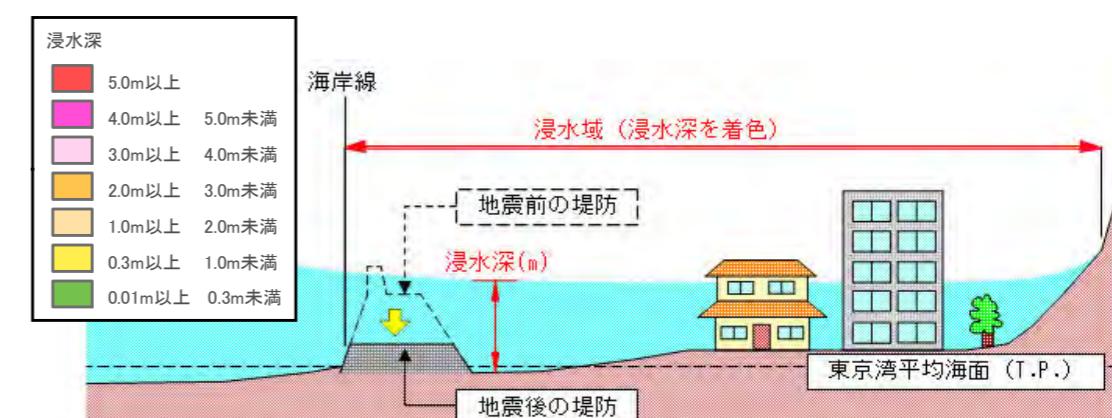


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



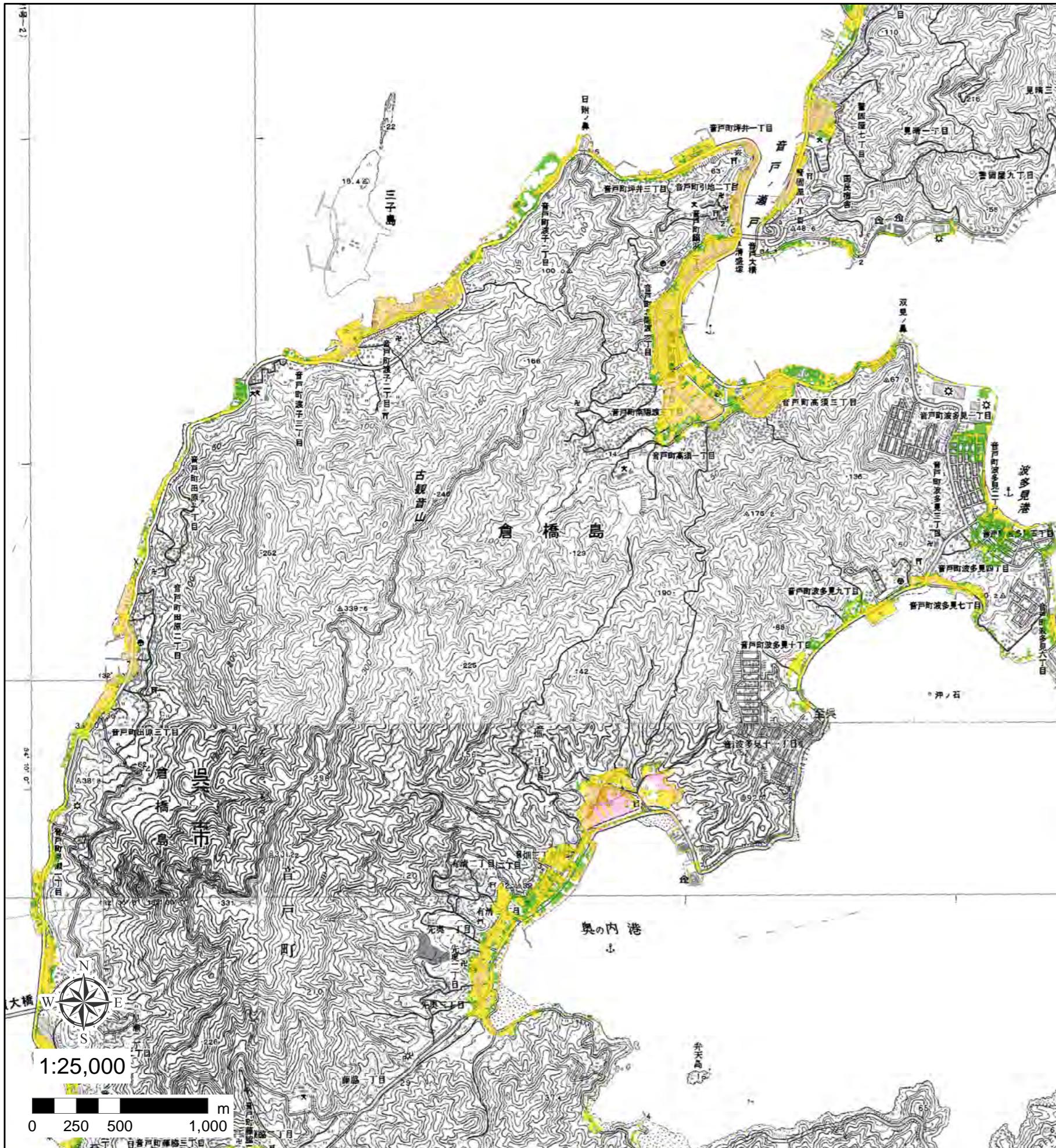
堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

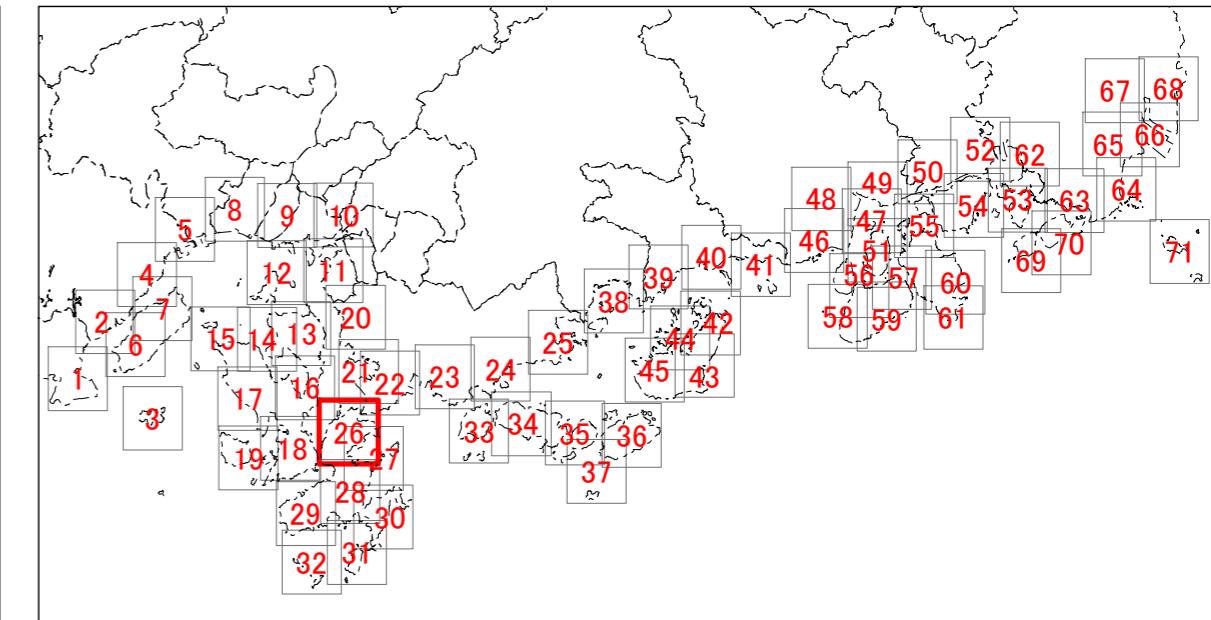
作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図26

呉市7/18



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

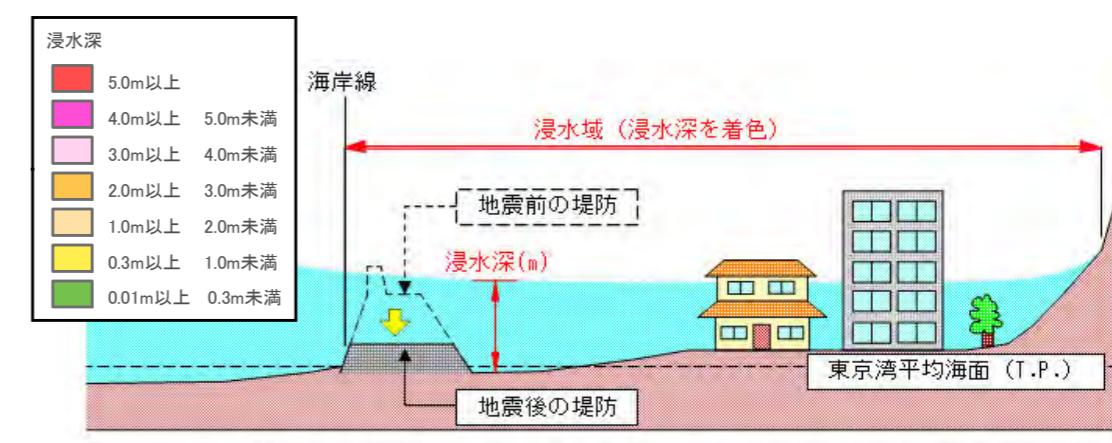


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



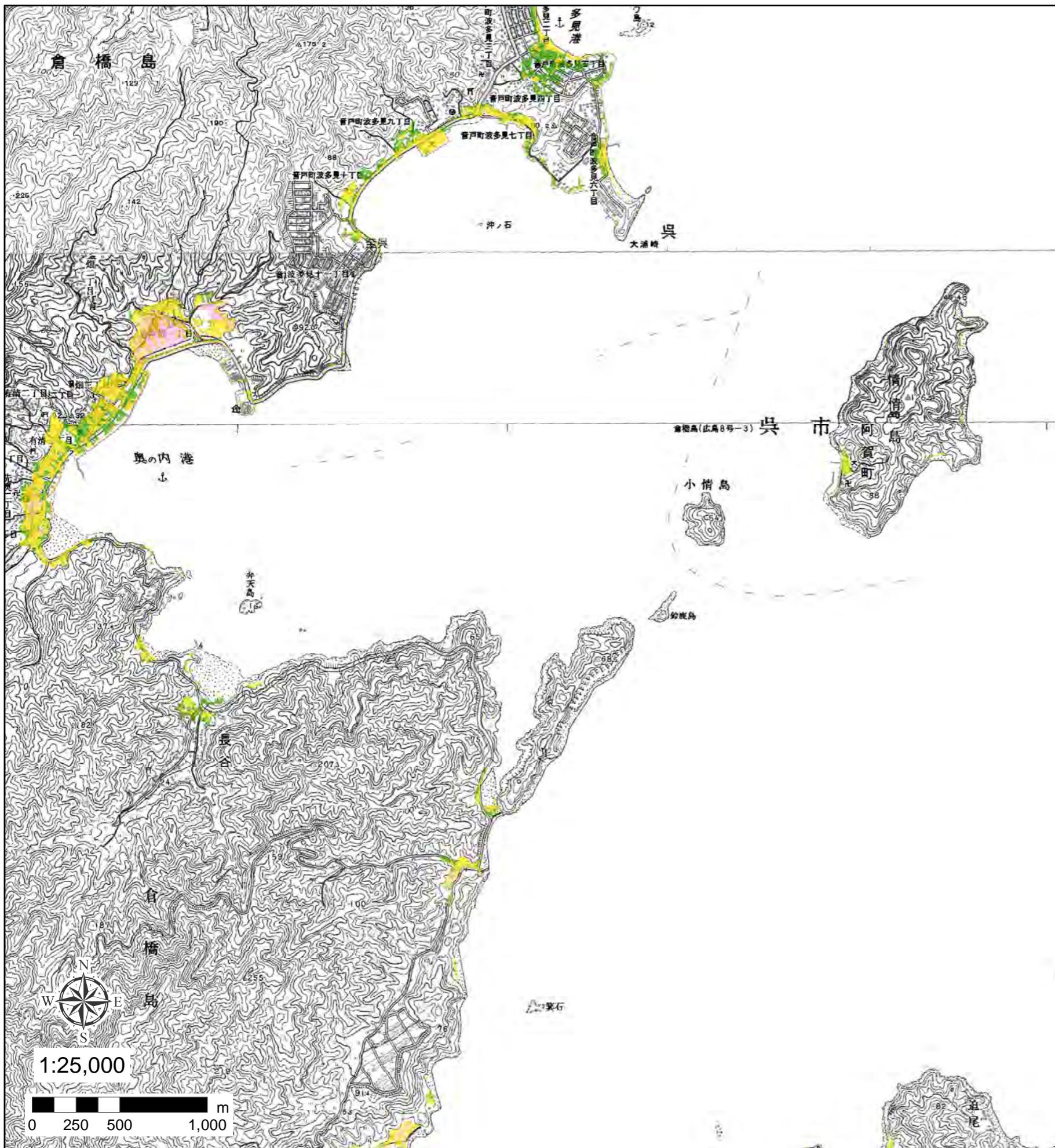
堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

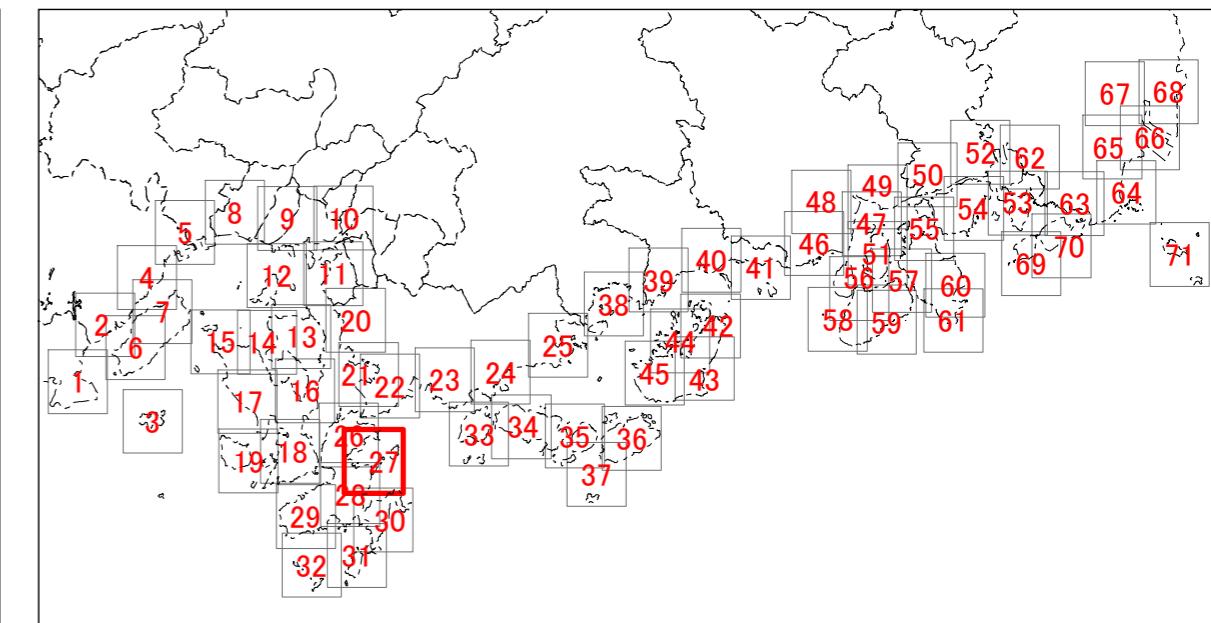
作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図27

呉市8/18



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

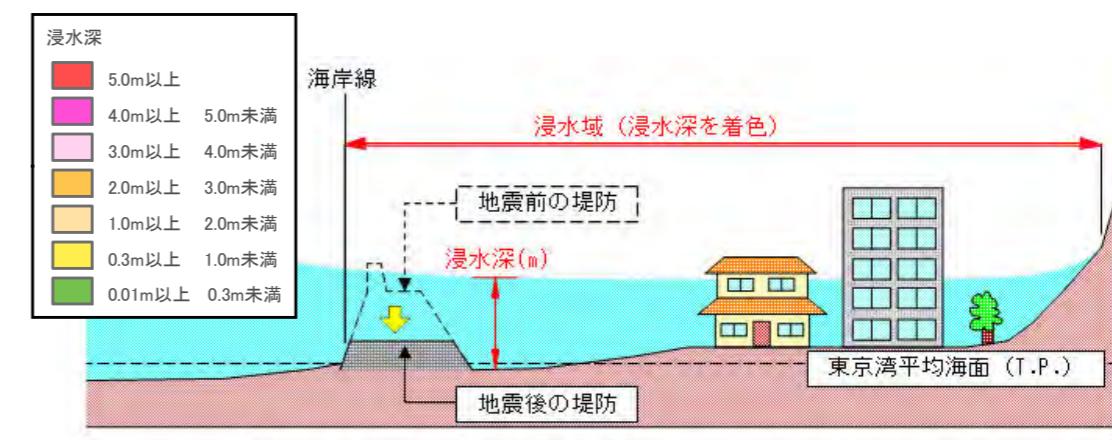


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



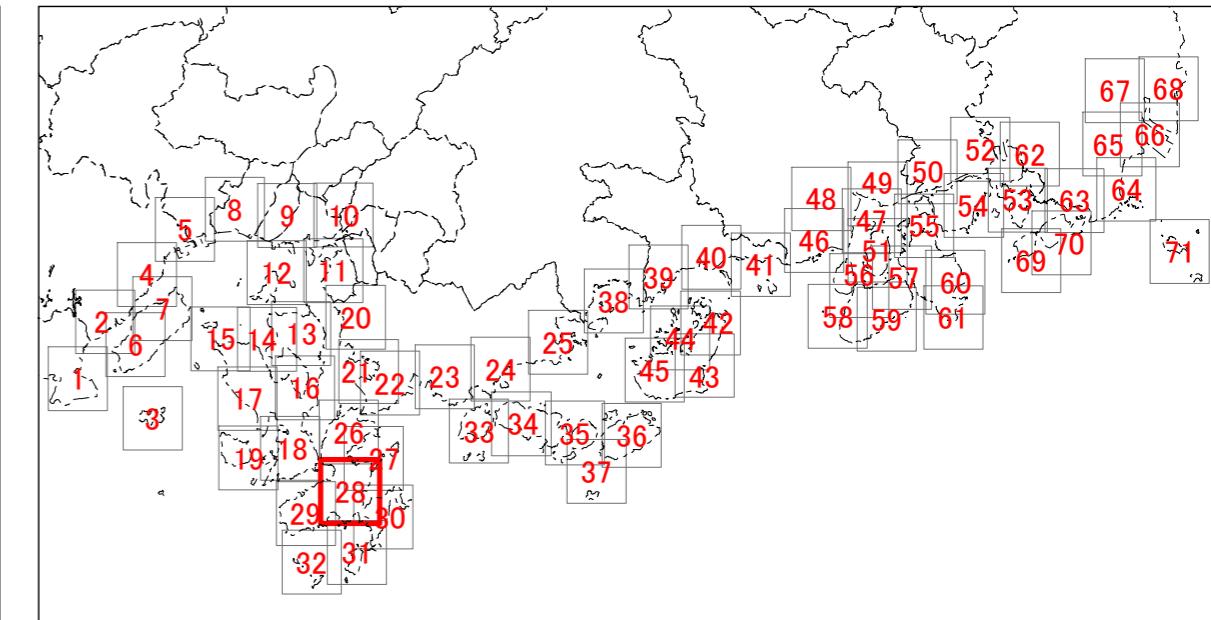
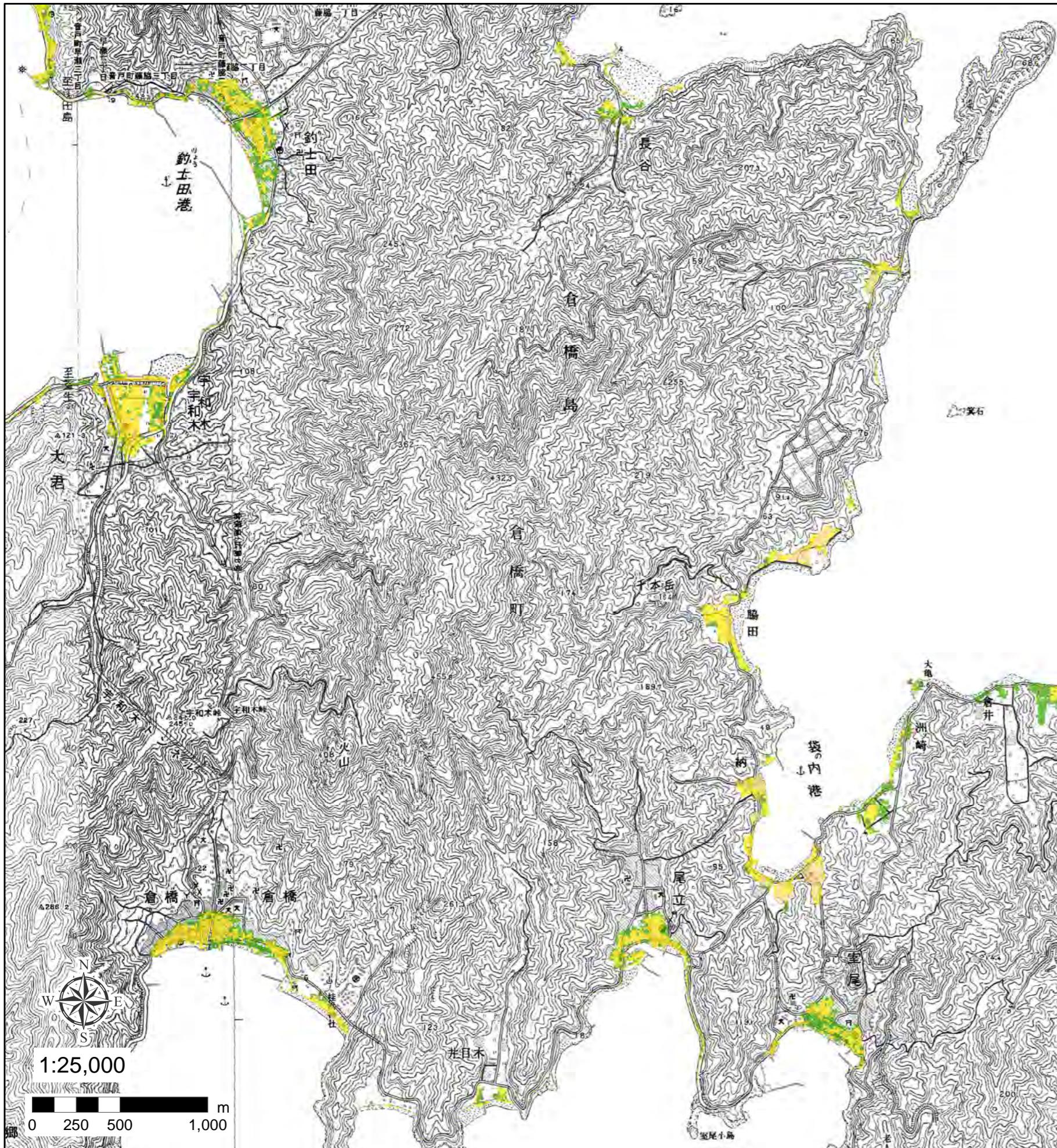
堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図28

呉市9/18

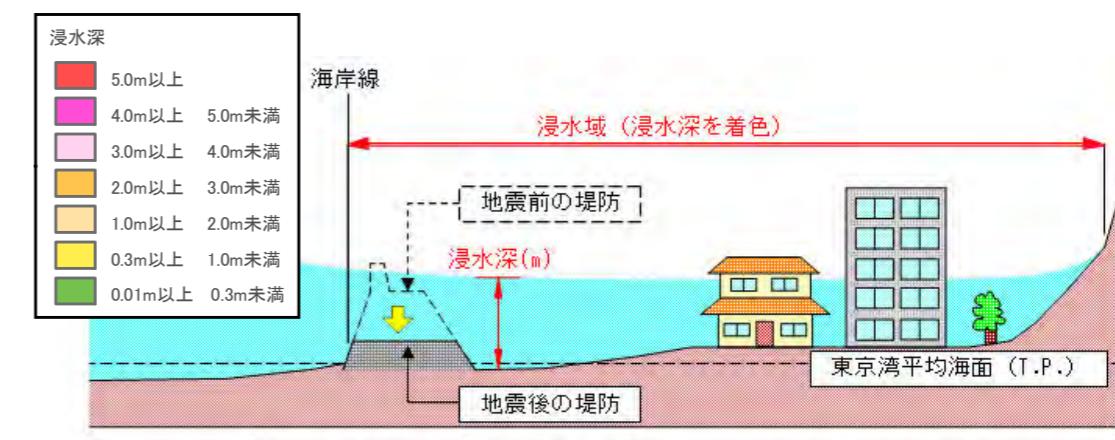


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



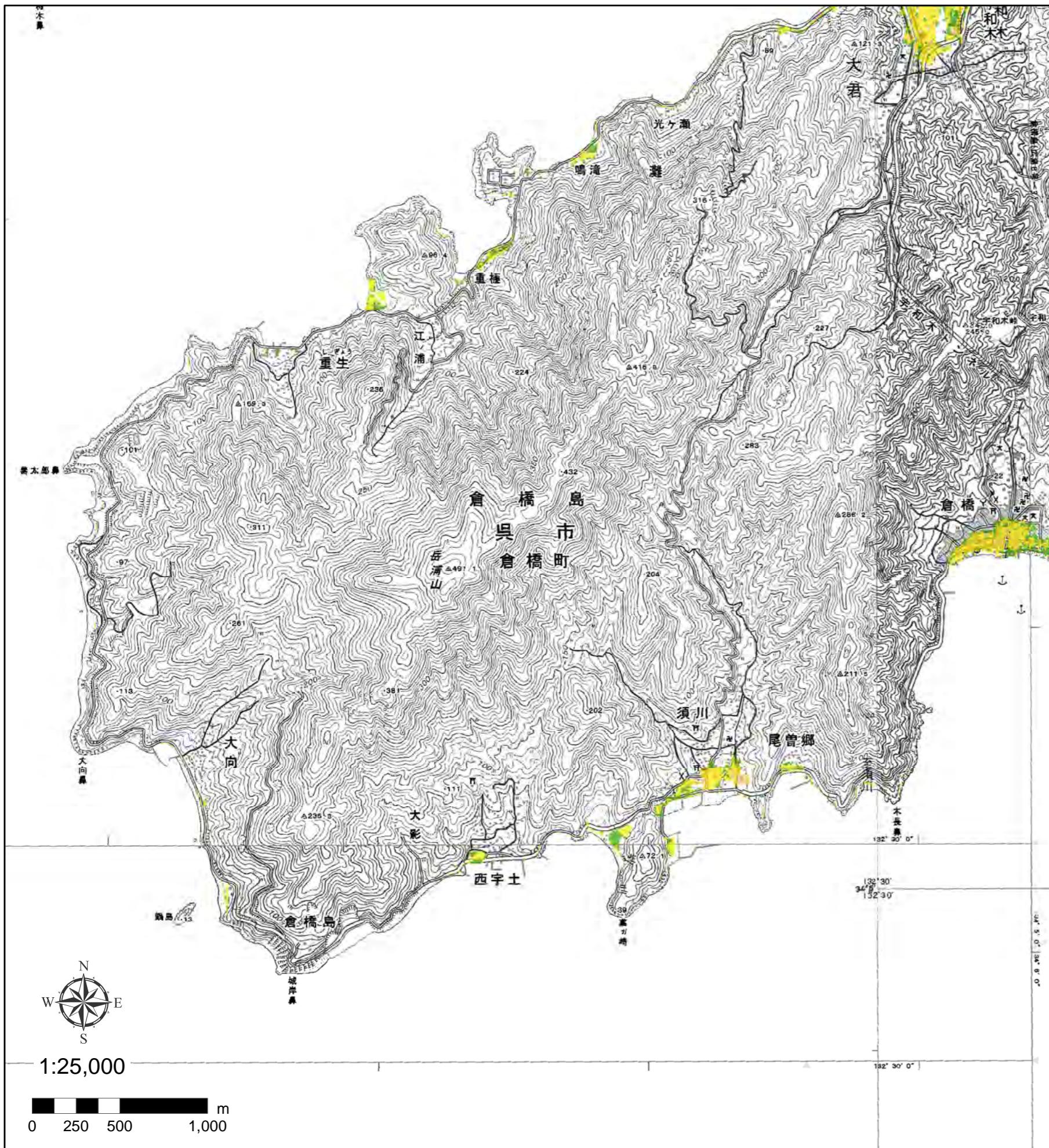
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者：広島県危機管理課

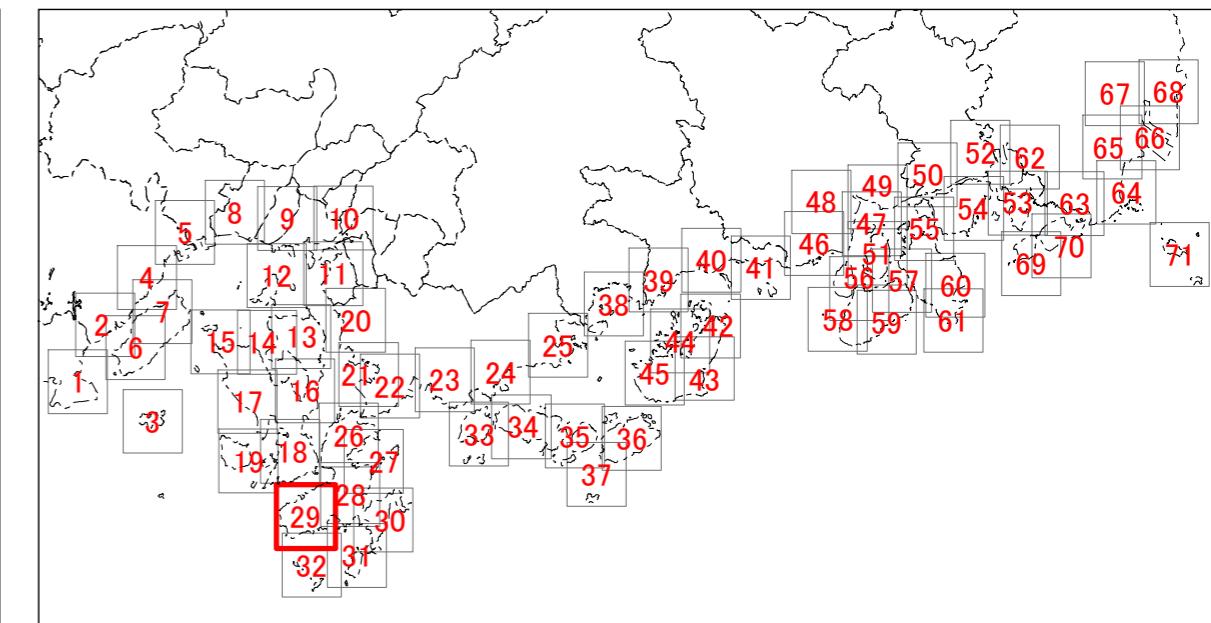
作成年月：平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図29

呉市10/18



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

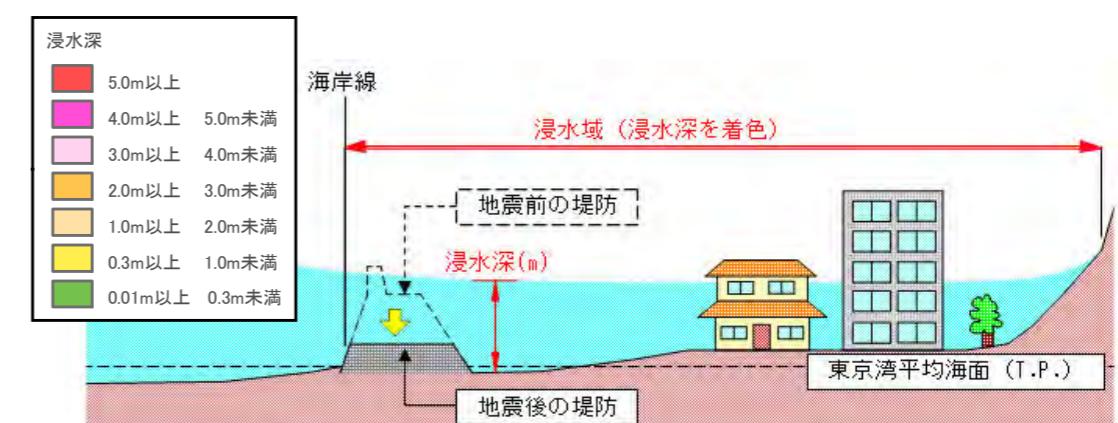


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



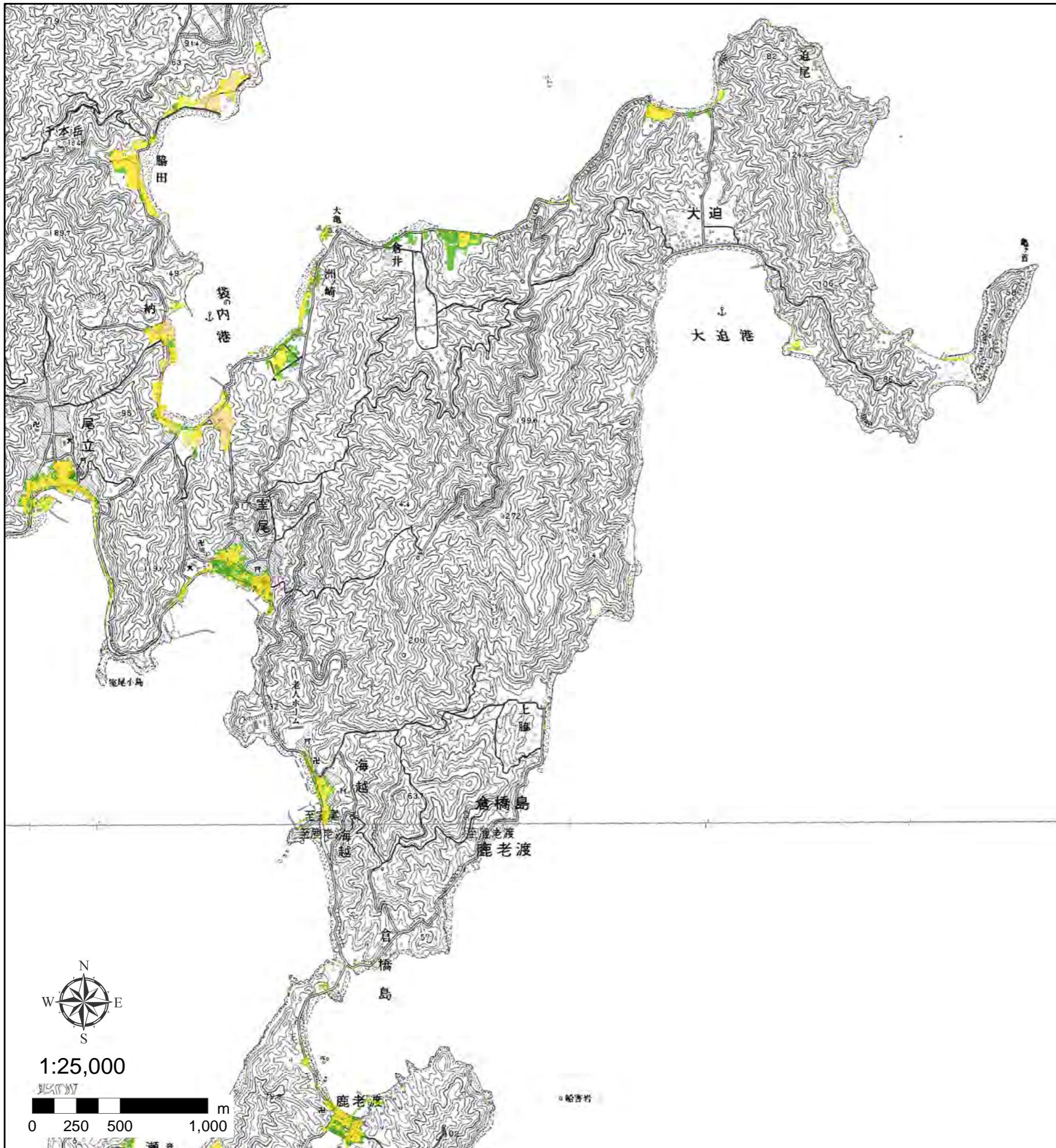
堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

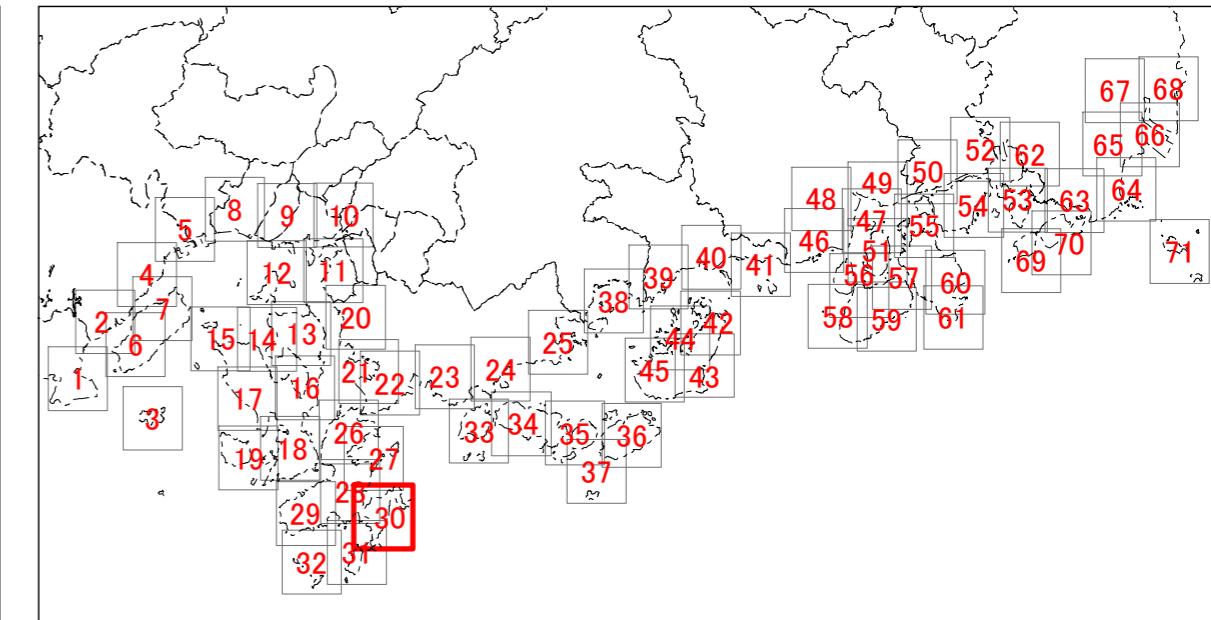
作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図30

呉市11/18



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

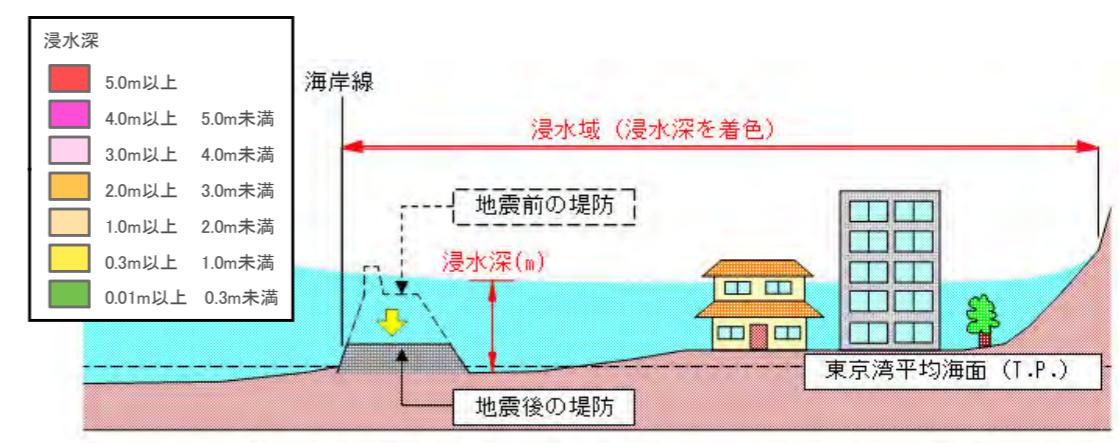


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



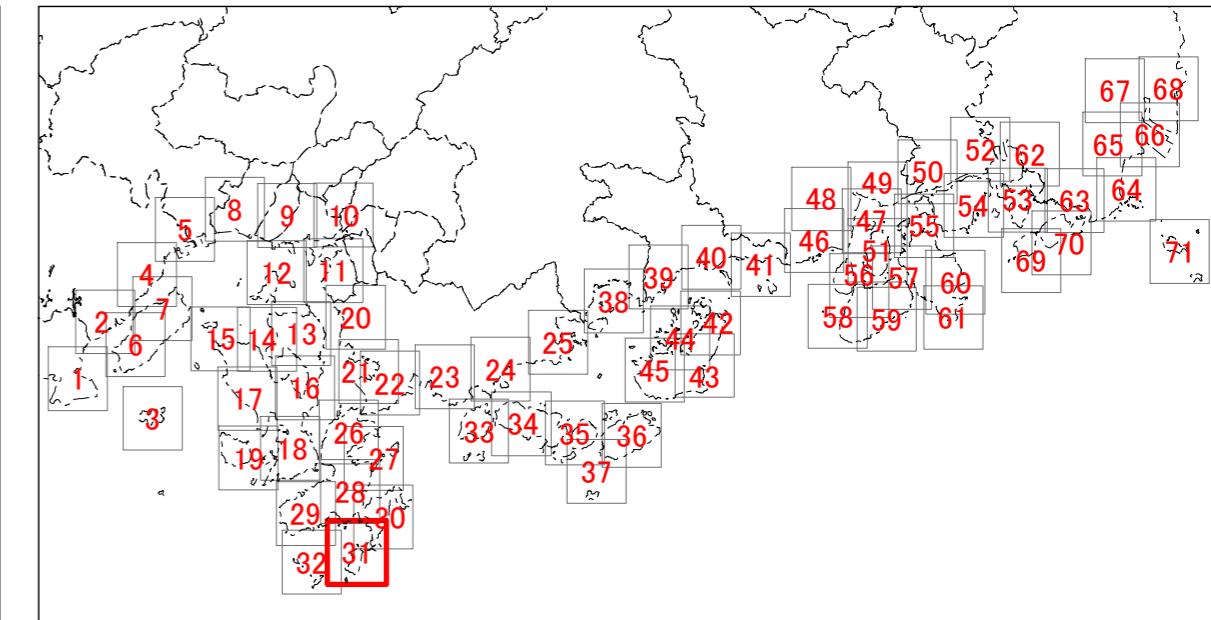
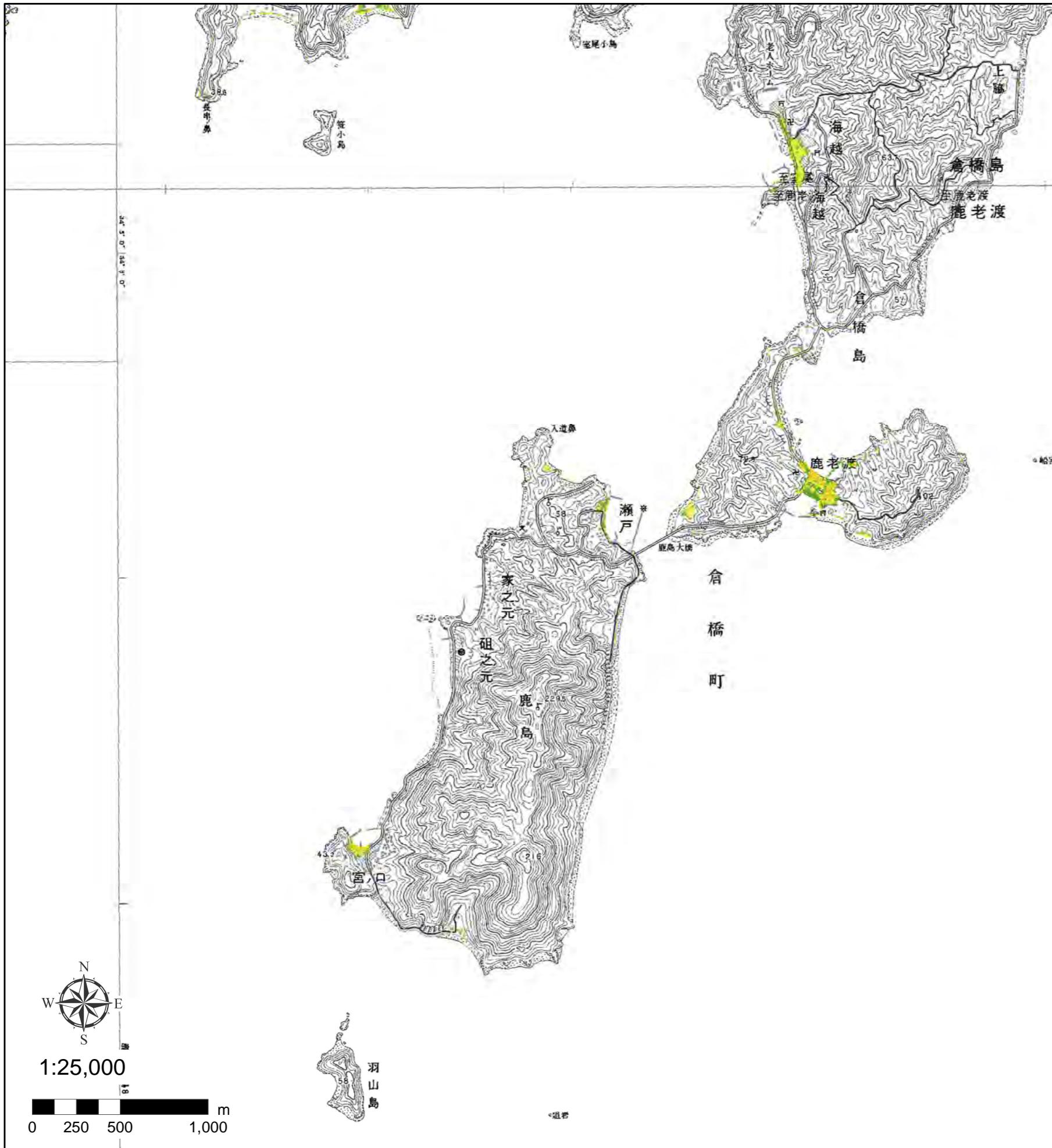
堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者：広島県危機管理課

作成年月：平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図31

呉市12/18

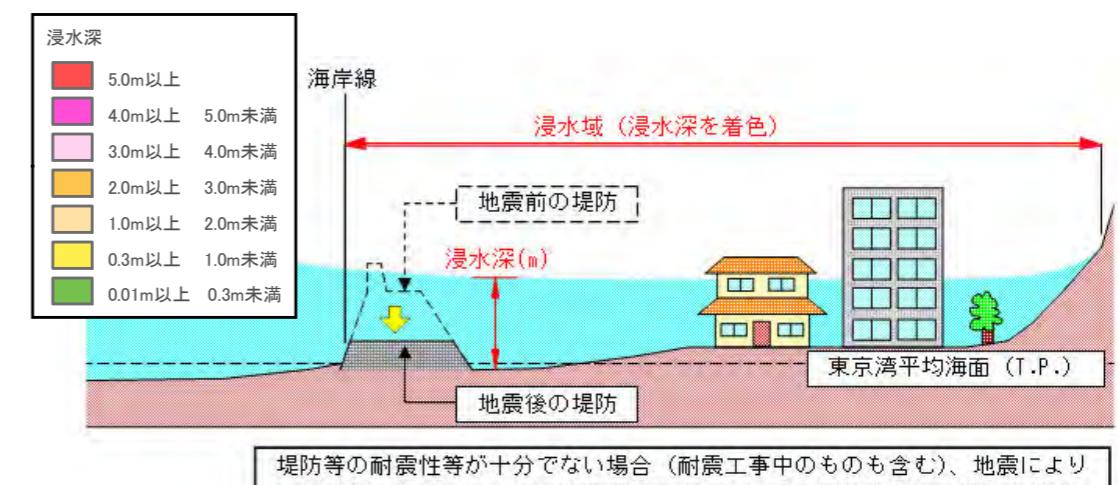


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

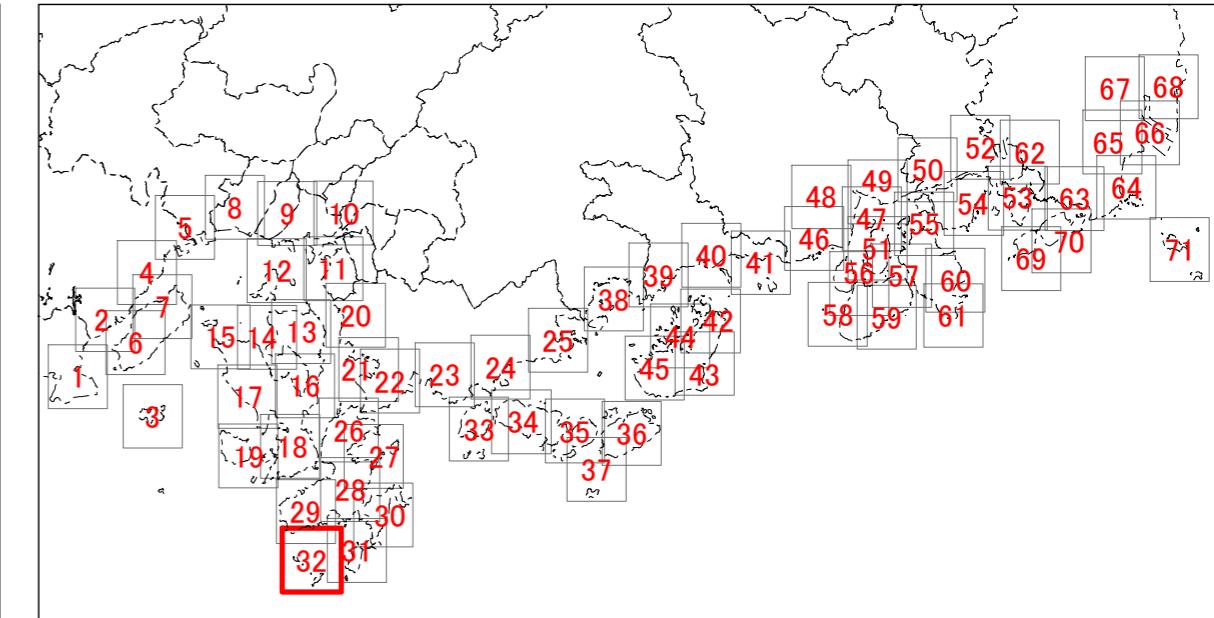
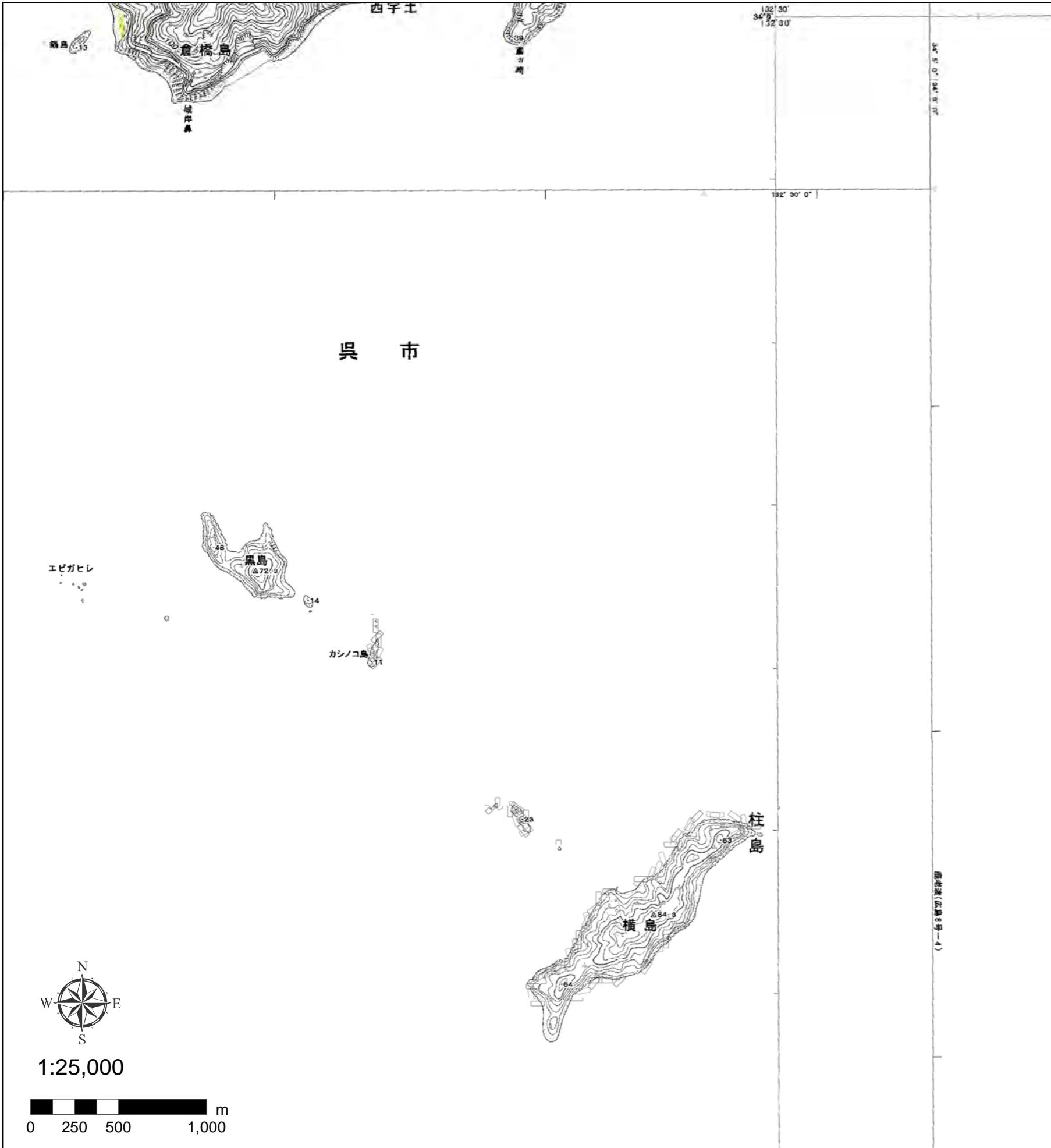


作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図32

呉市13/18

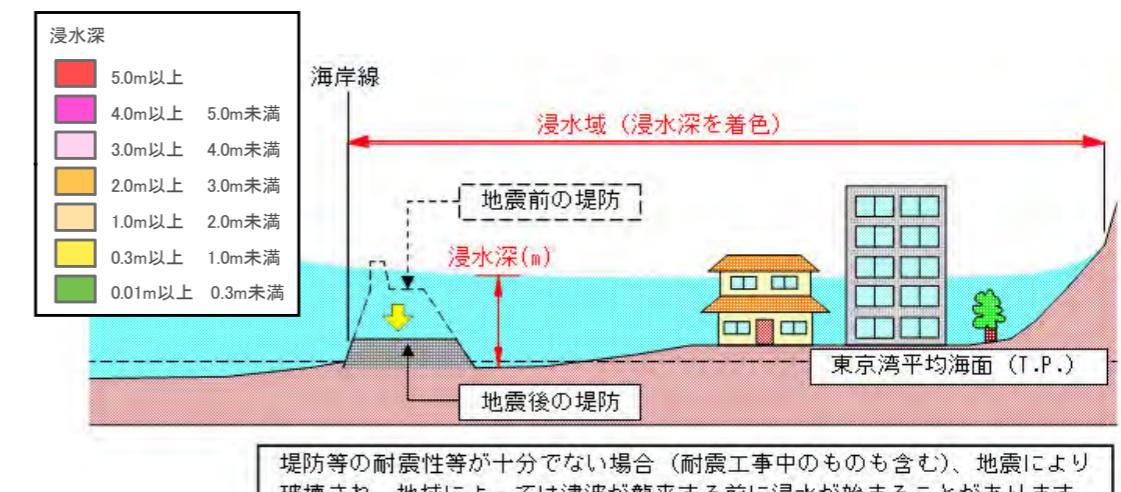


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

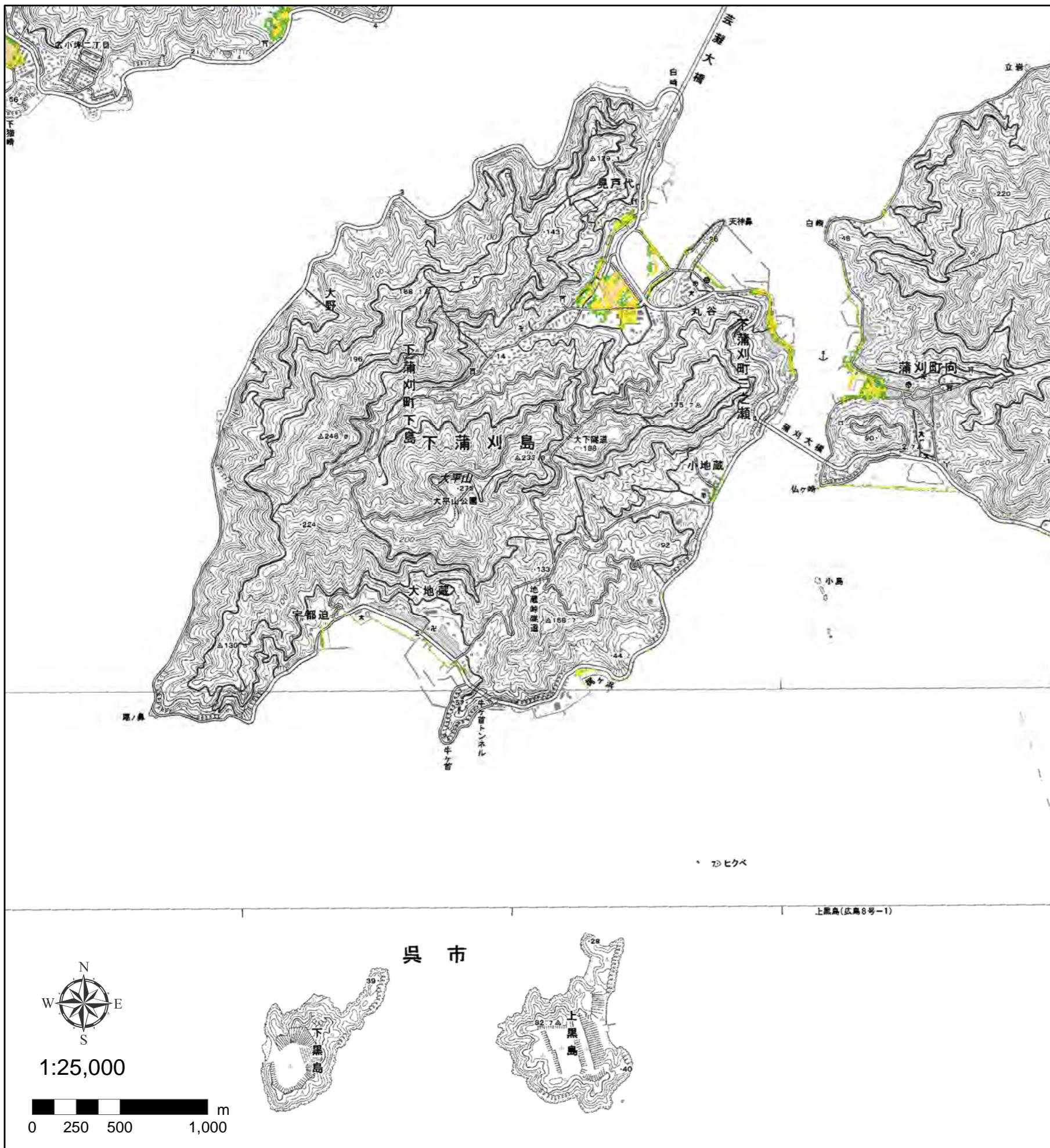


作成者： 広島県危機管理課

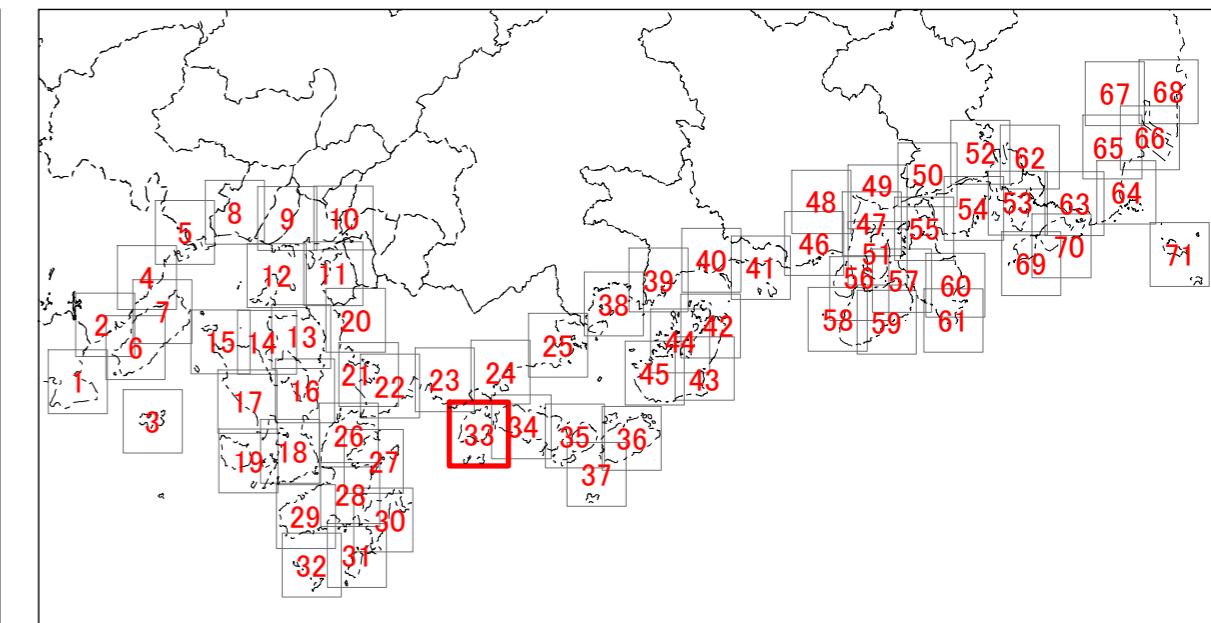
作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図33

呉市14/18



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

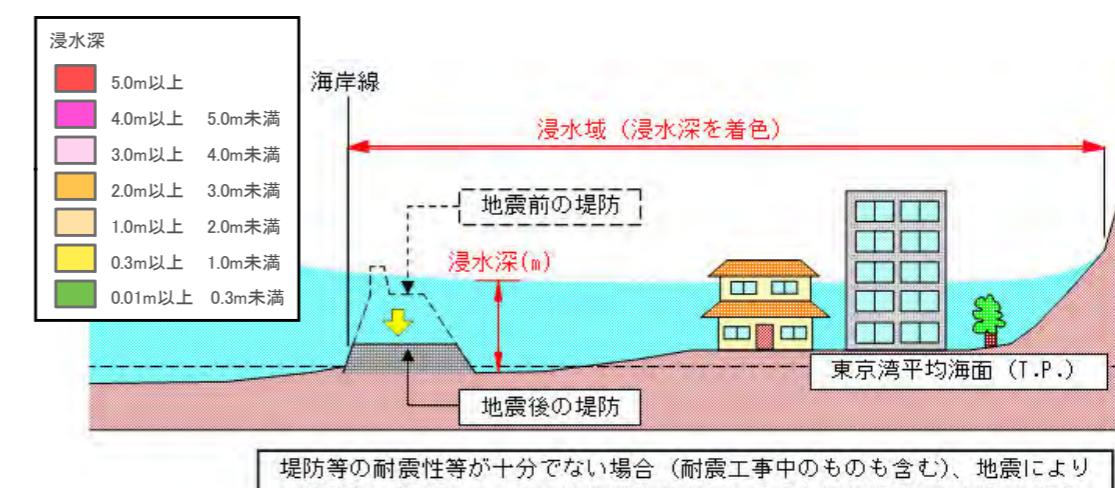


#### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

#### [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸: 広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域: 海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深: 陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

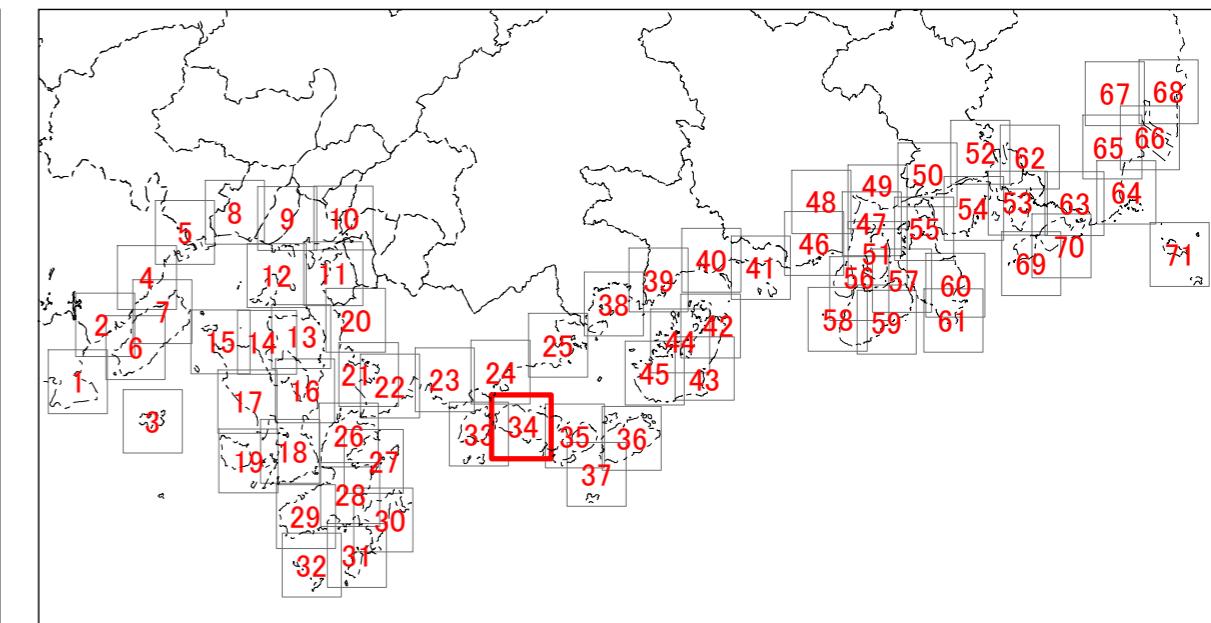
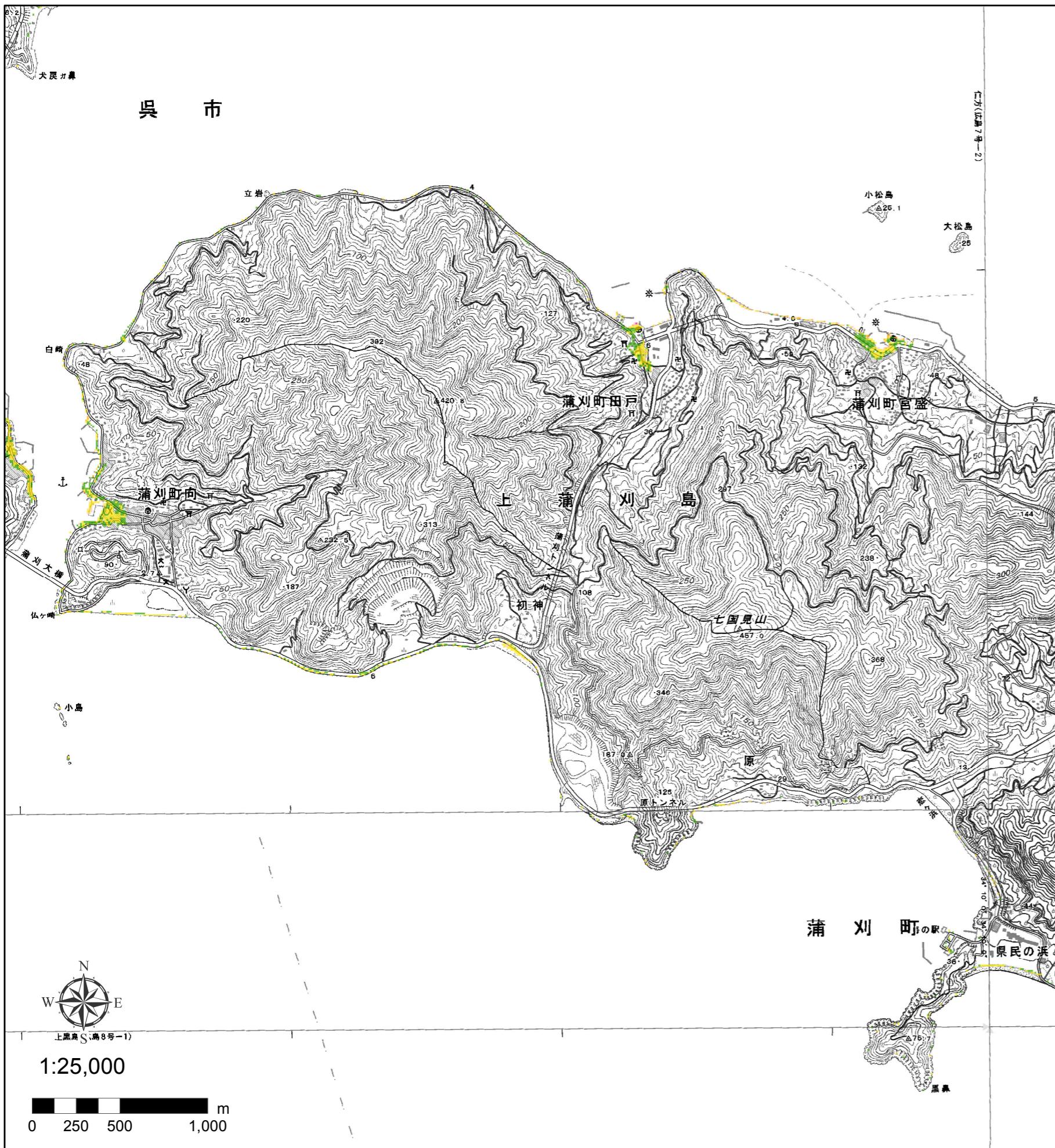


作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図34

呉市15/18

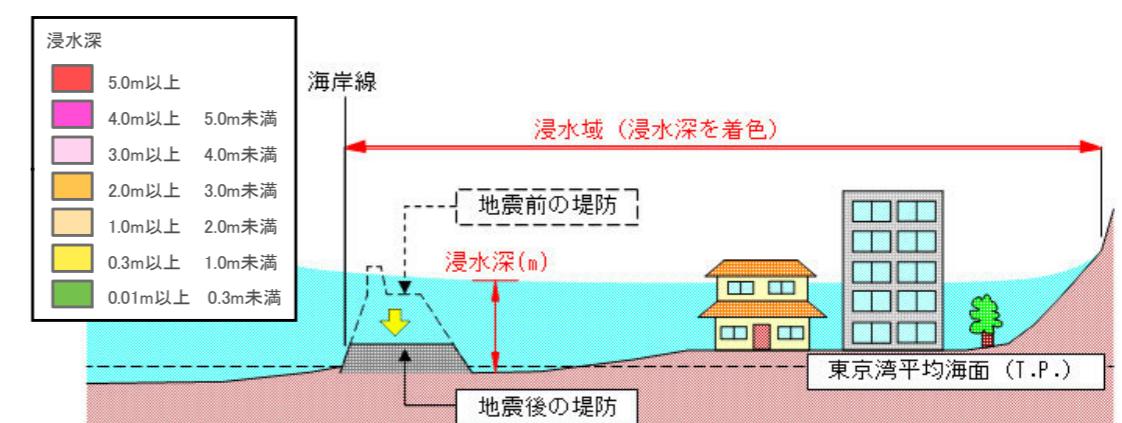


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



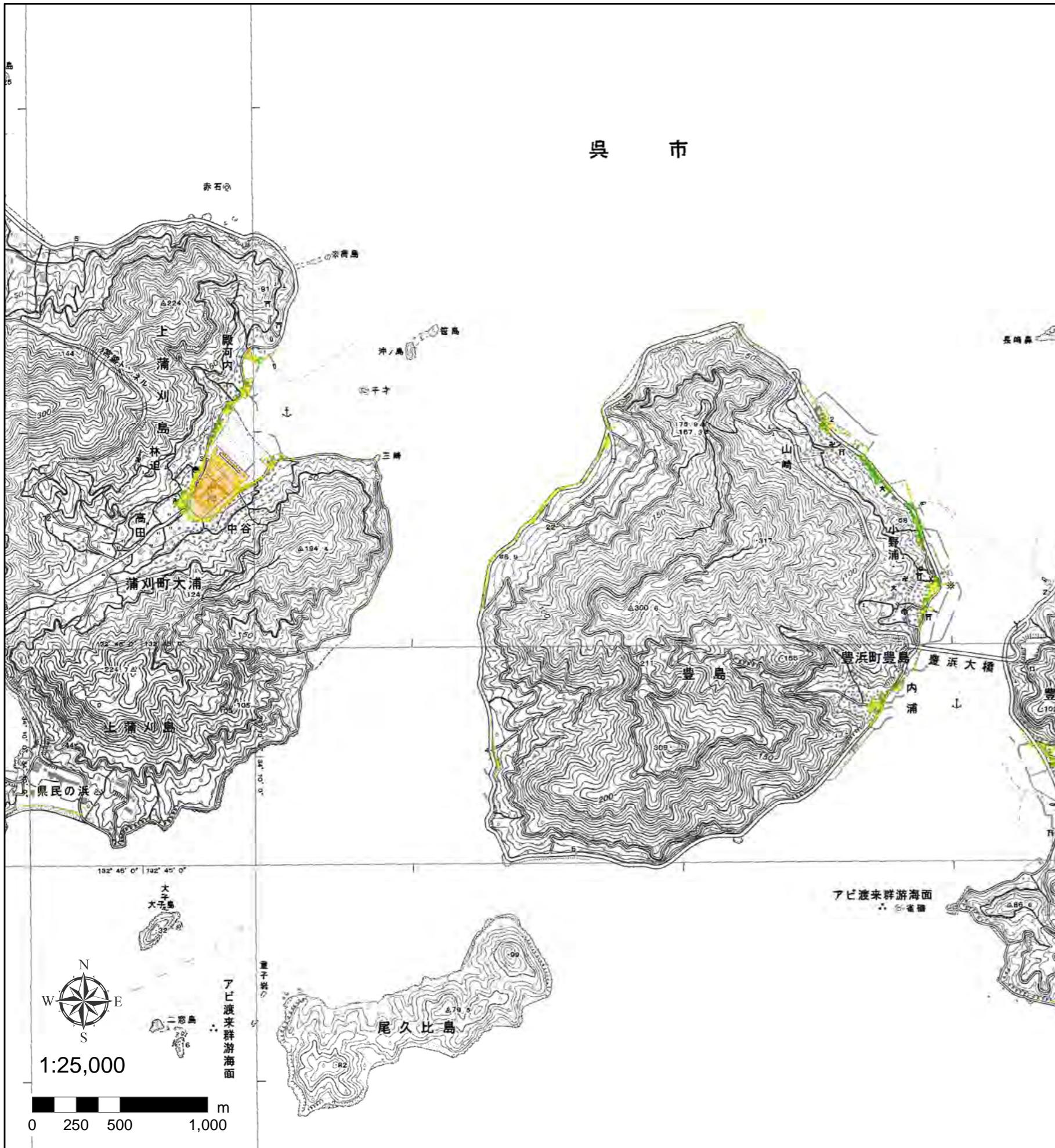
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

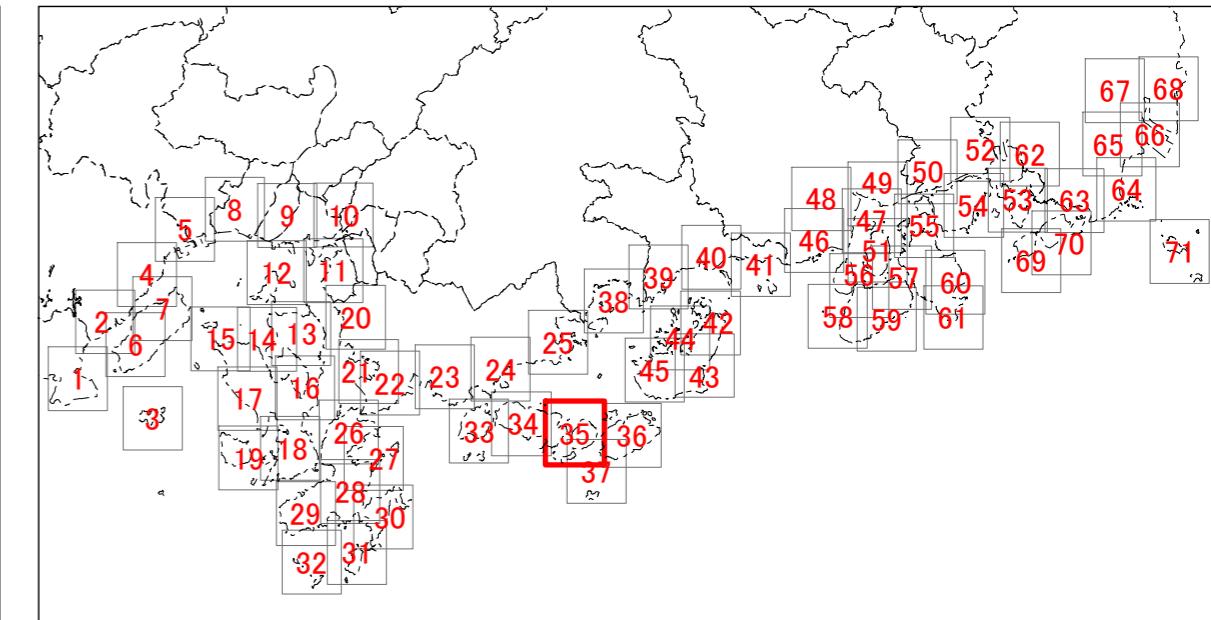
作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図35

呉市16/18



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

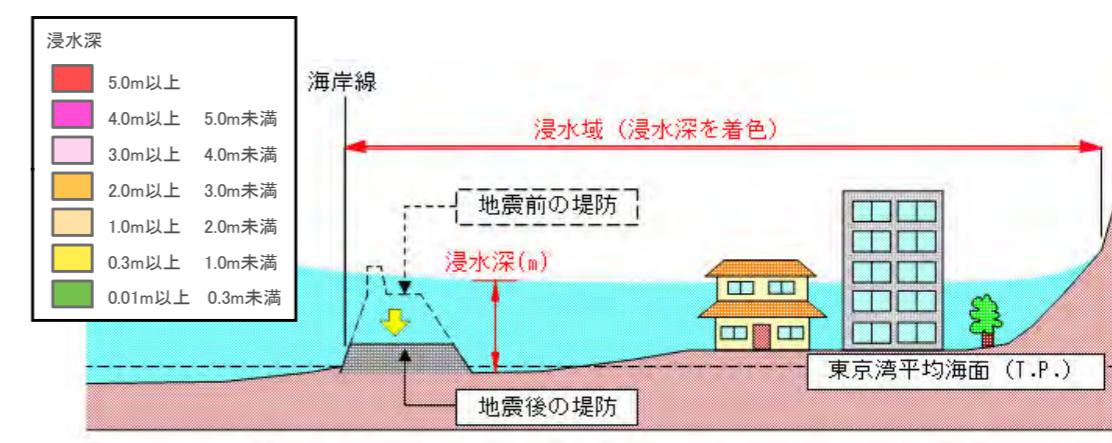


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



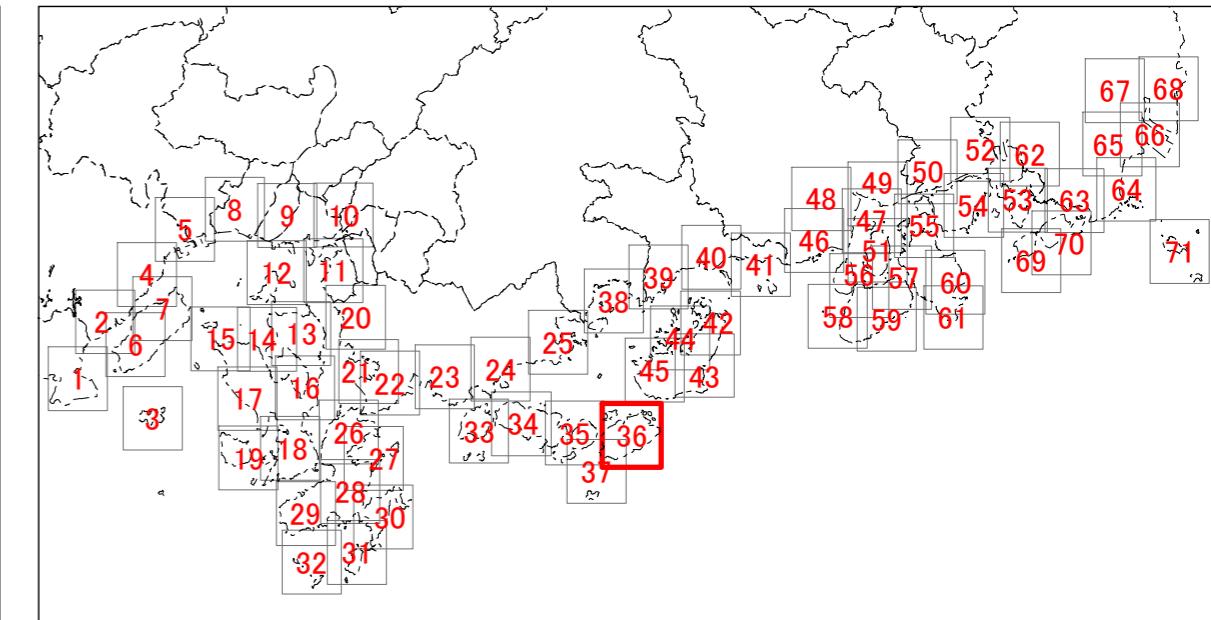
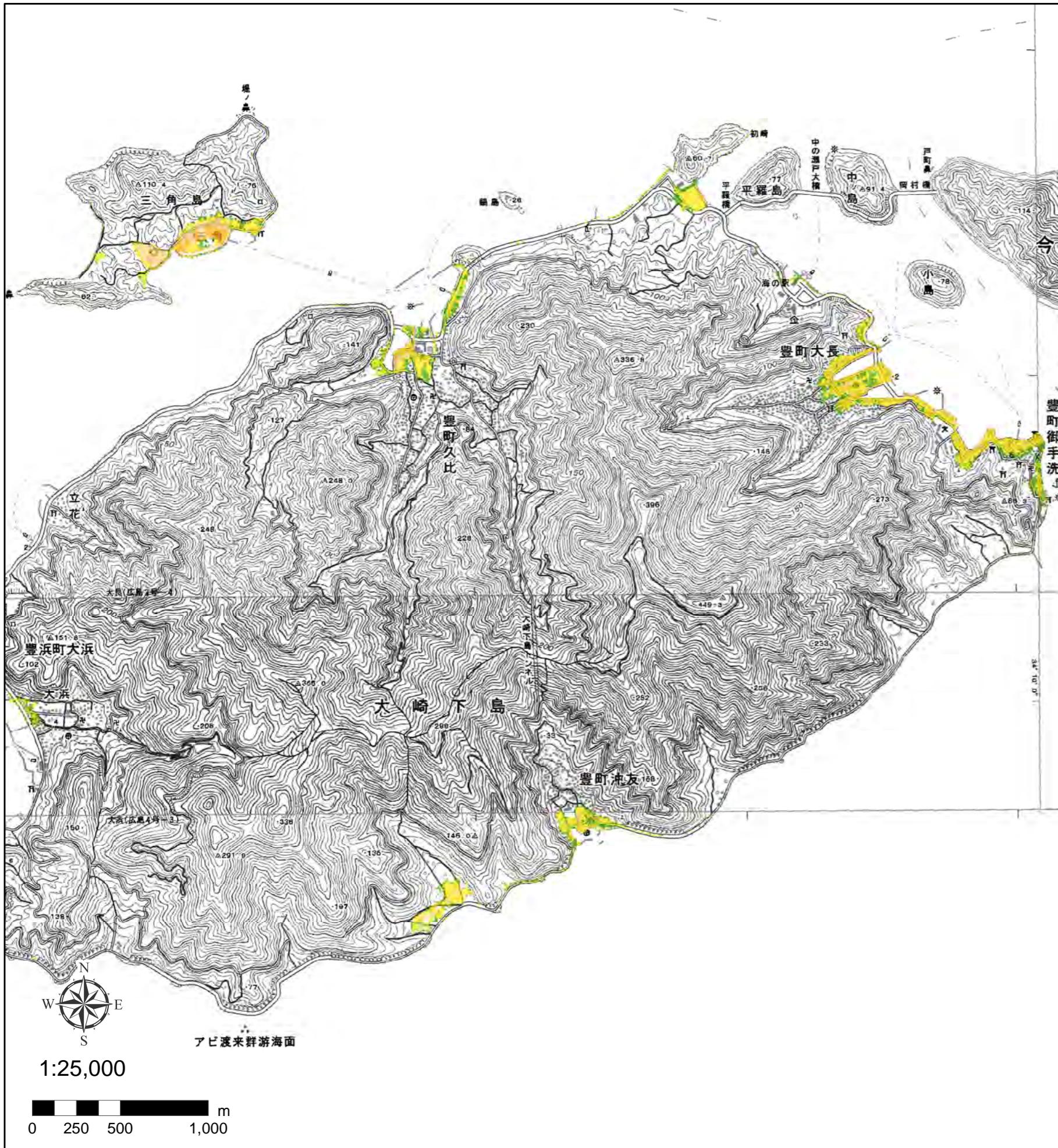
堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図36

呉市17/18

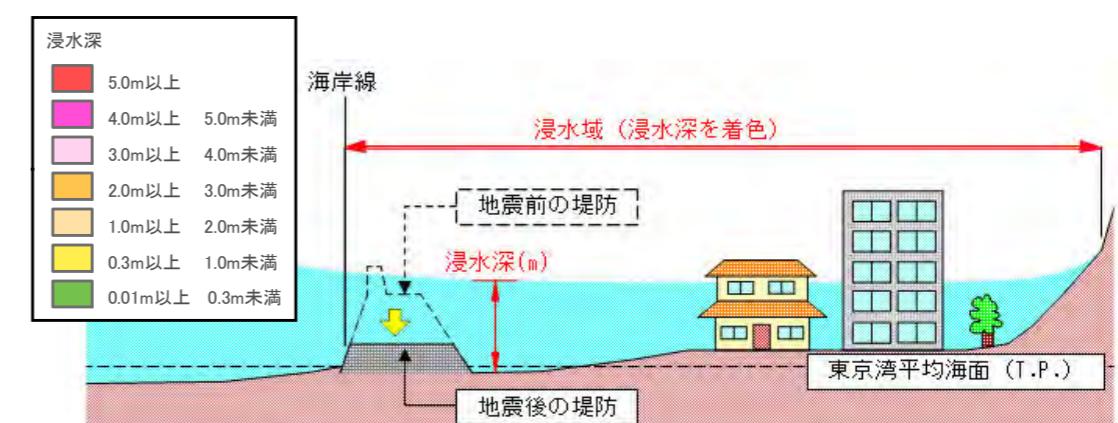


#### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

#### [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



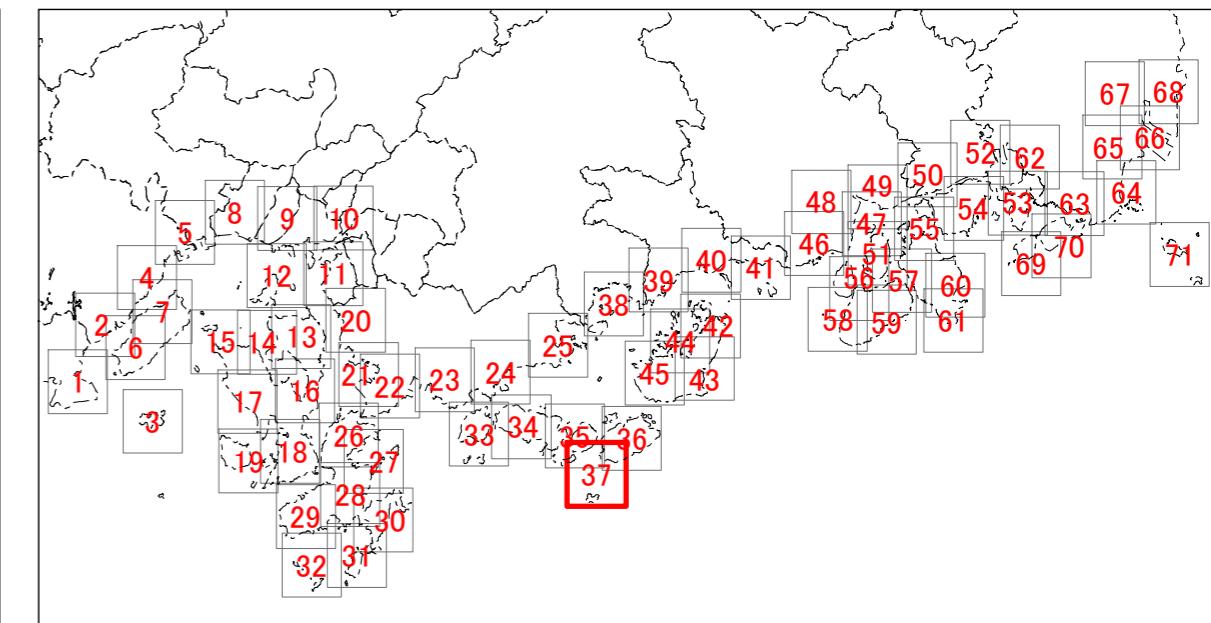
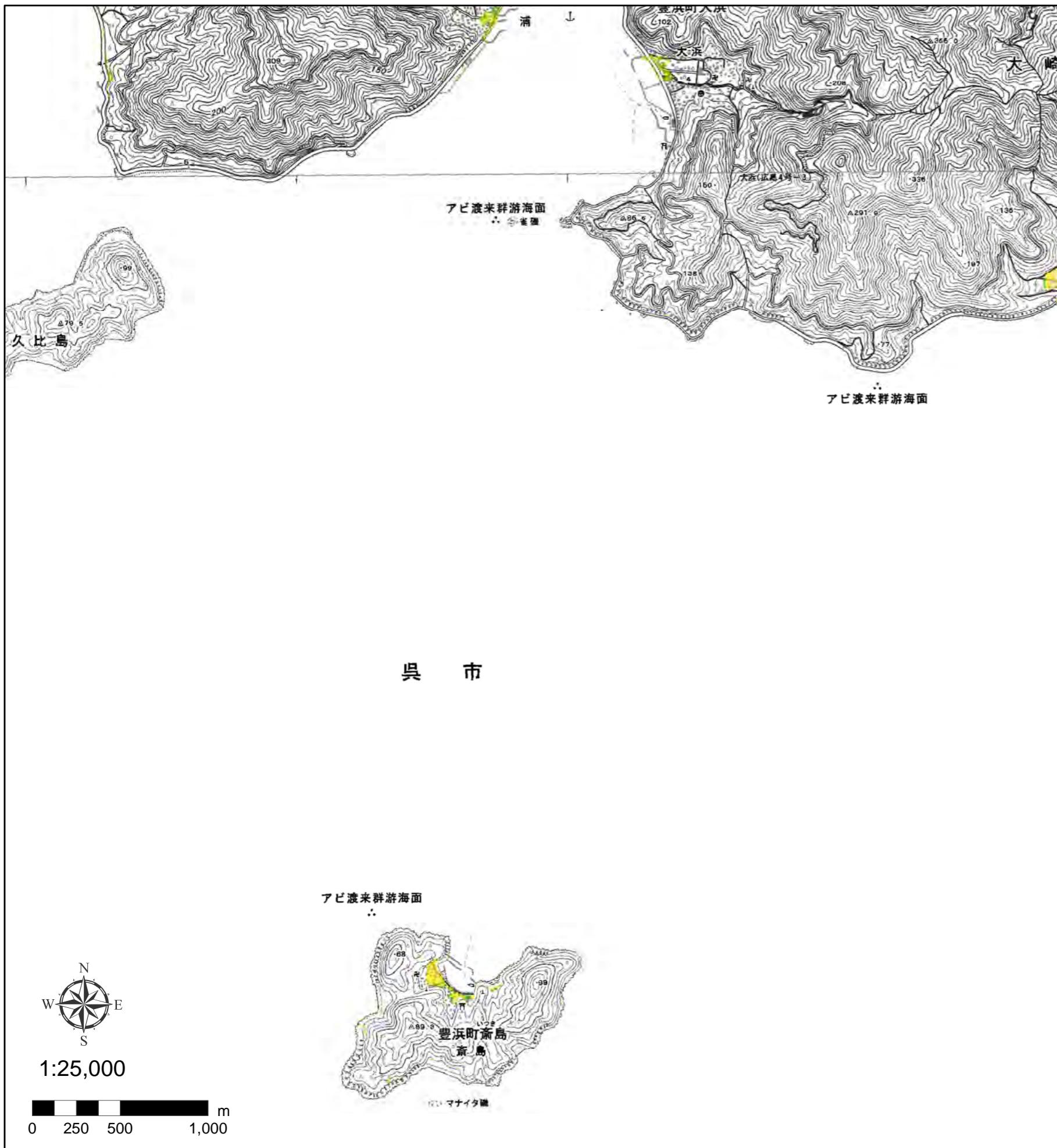
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者：広島県危機管理課

作成年月：平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図37

呉市18/18

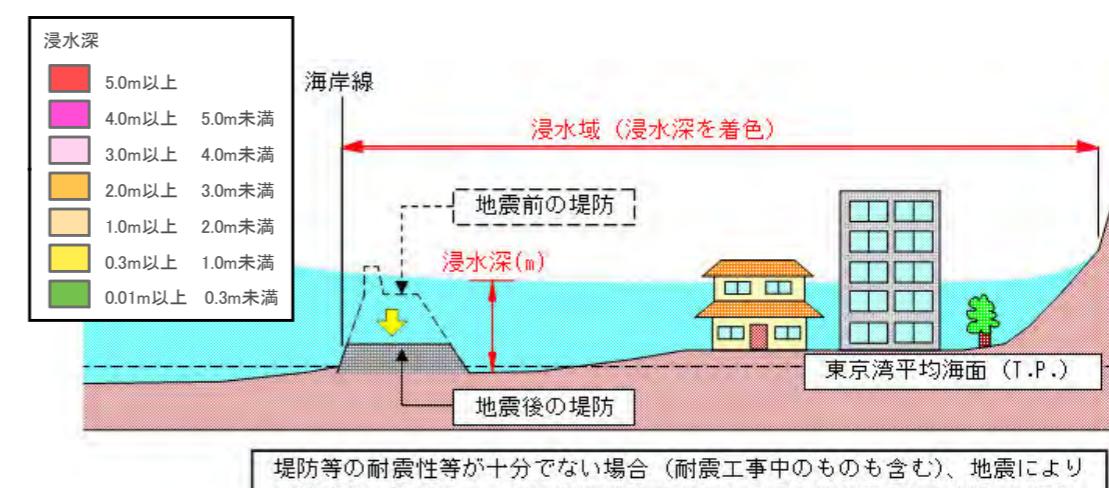


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

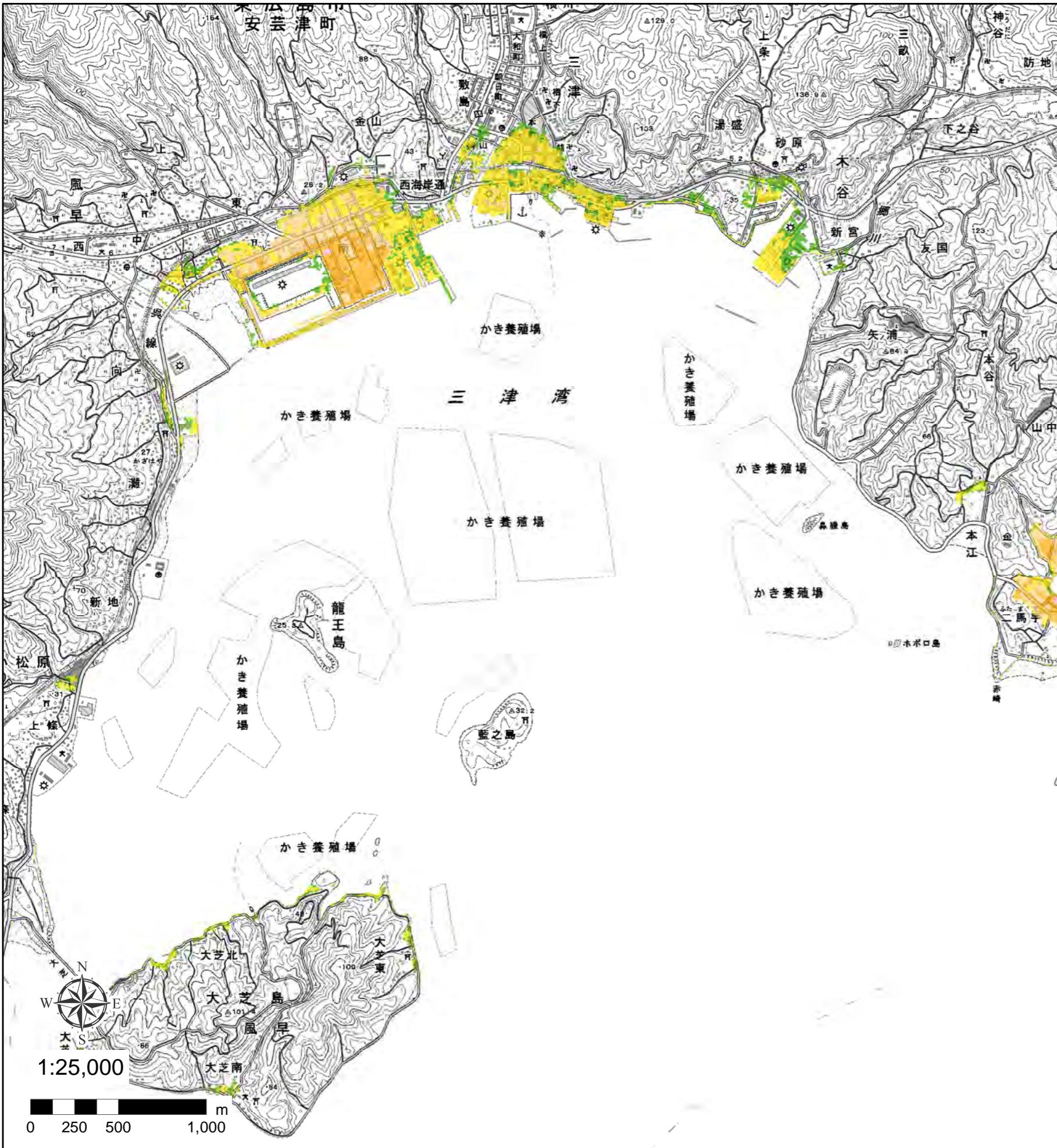
- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



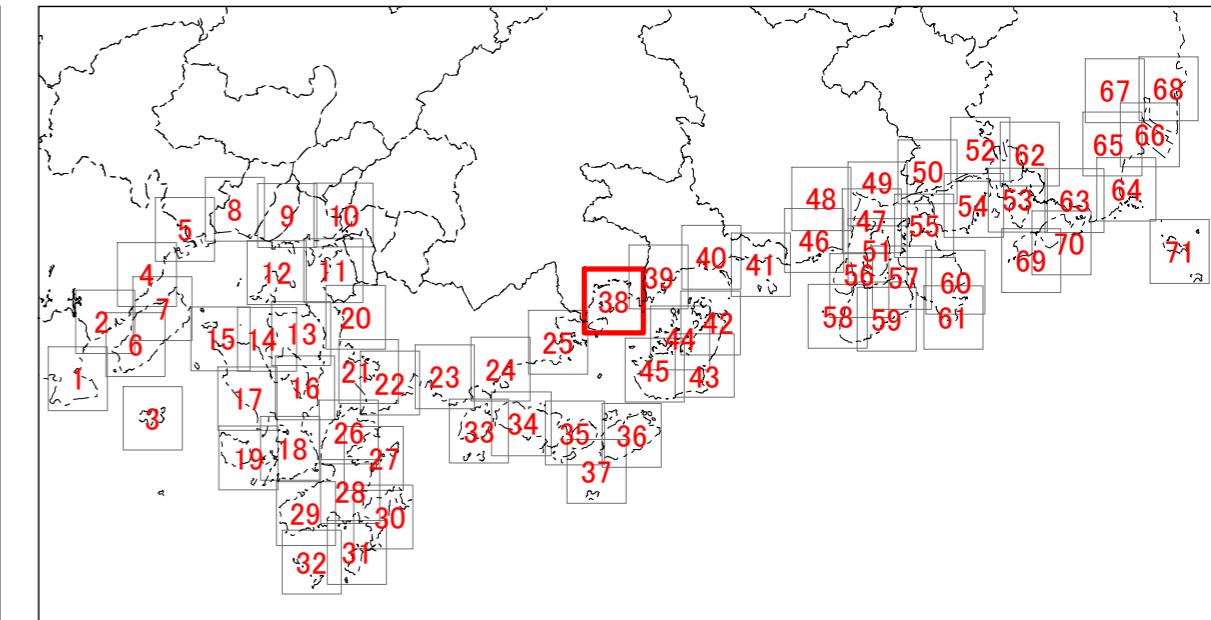
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図38



# 東広島市2/3

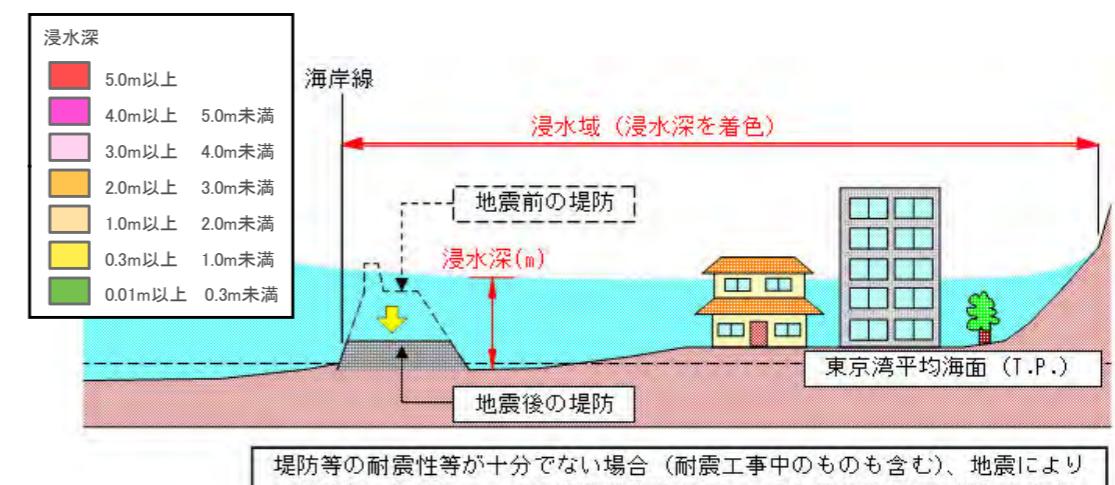


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

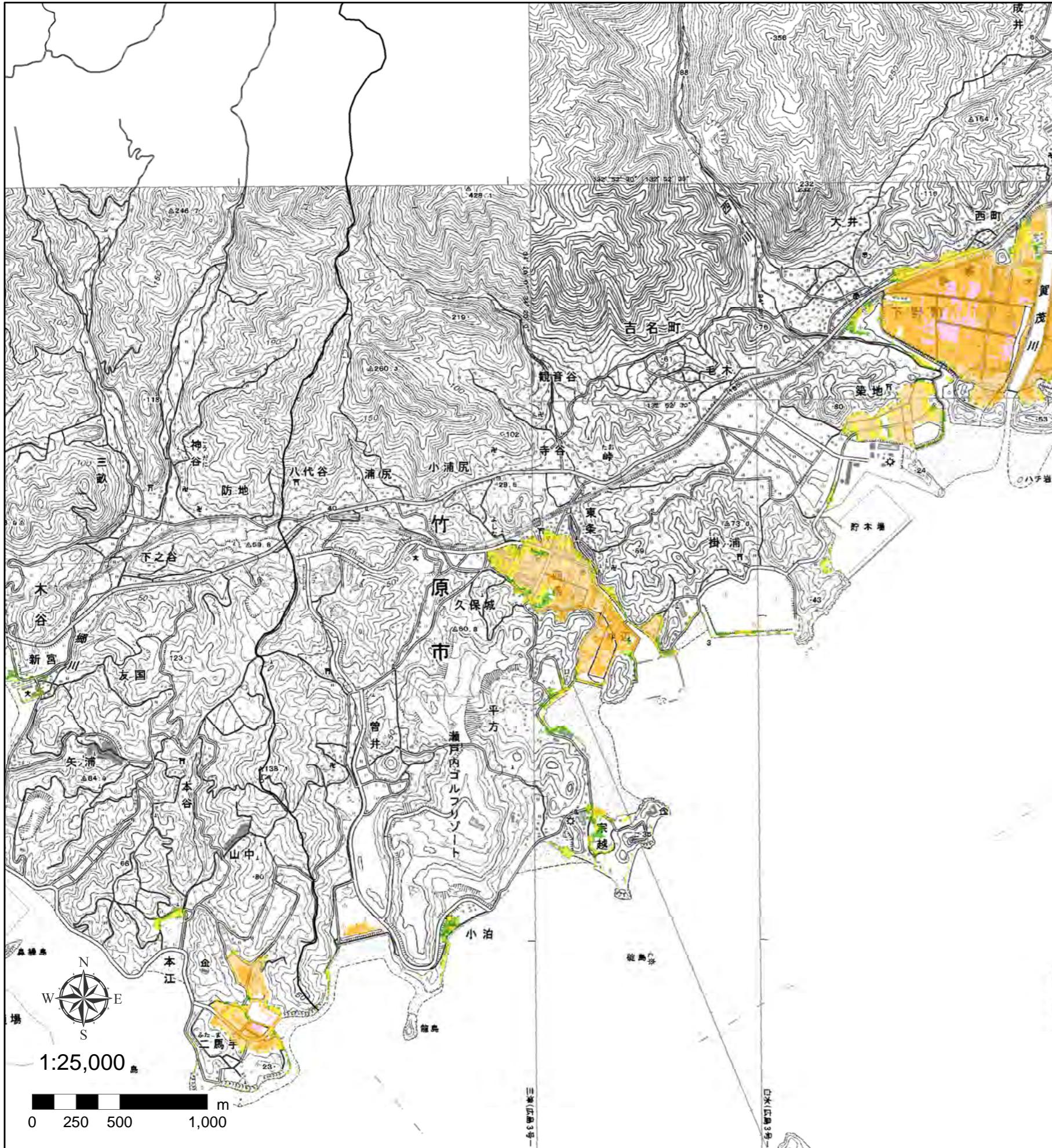
- (1) 海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2) 浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



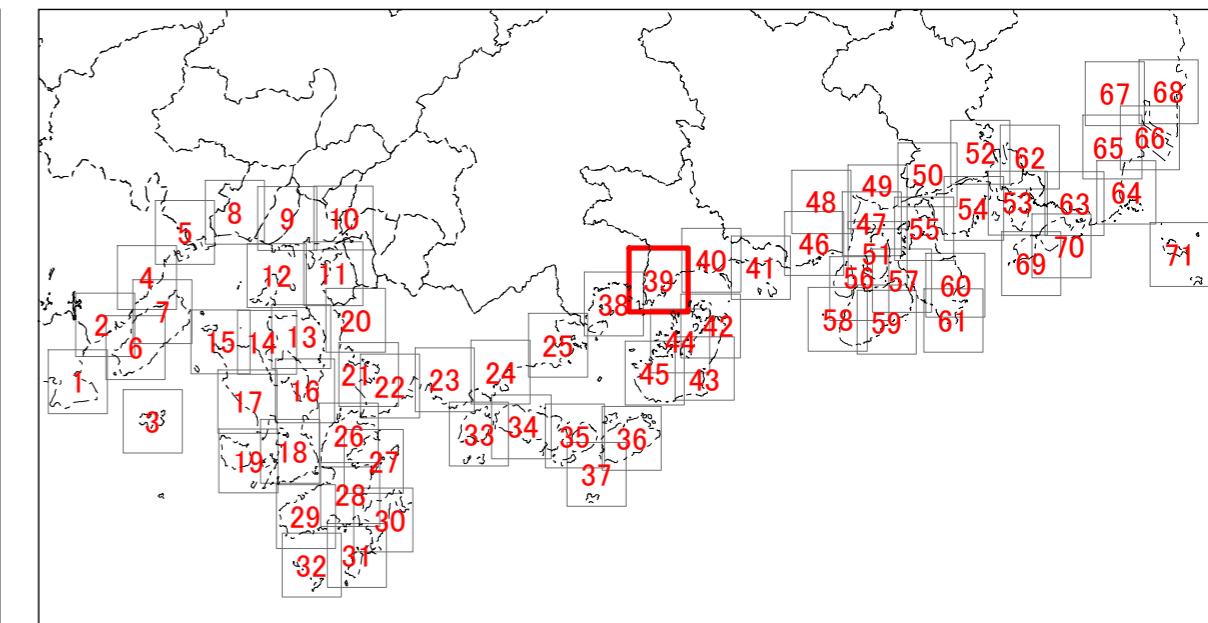
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図39



# 東広島市3/3-竹原市1/3

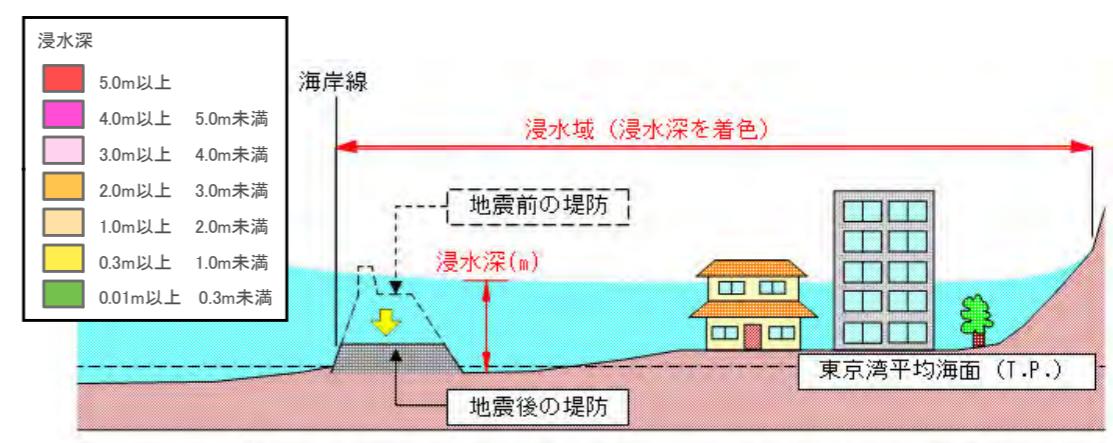


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



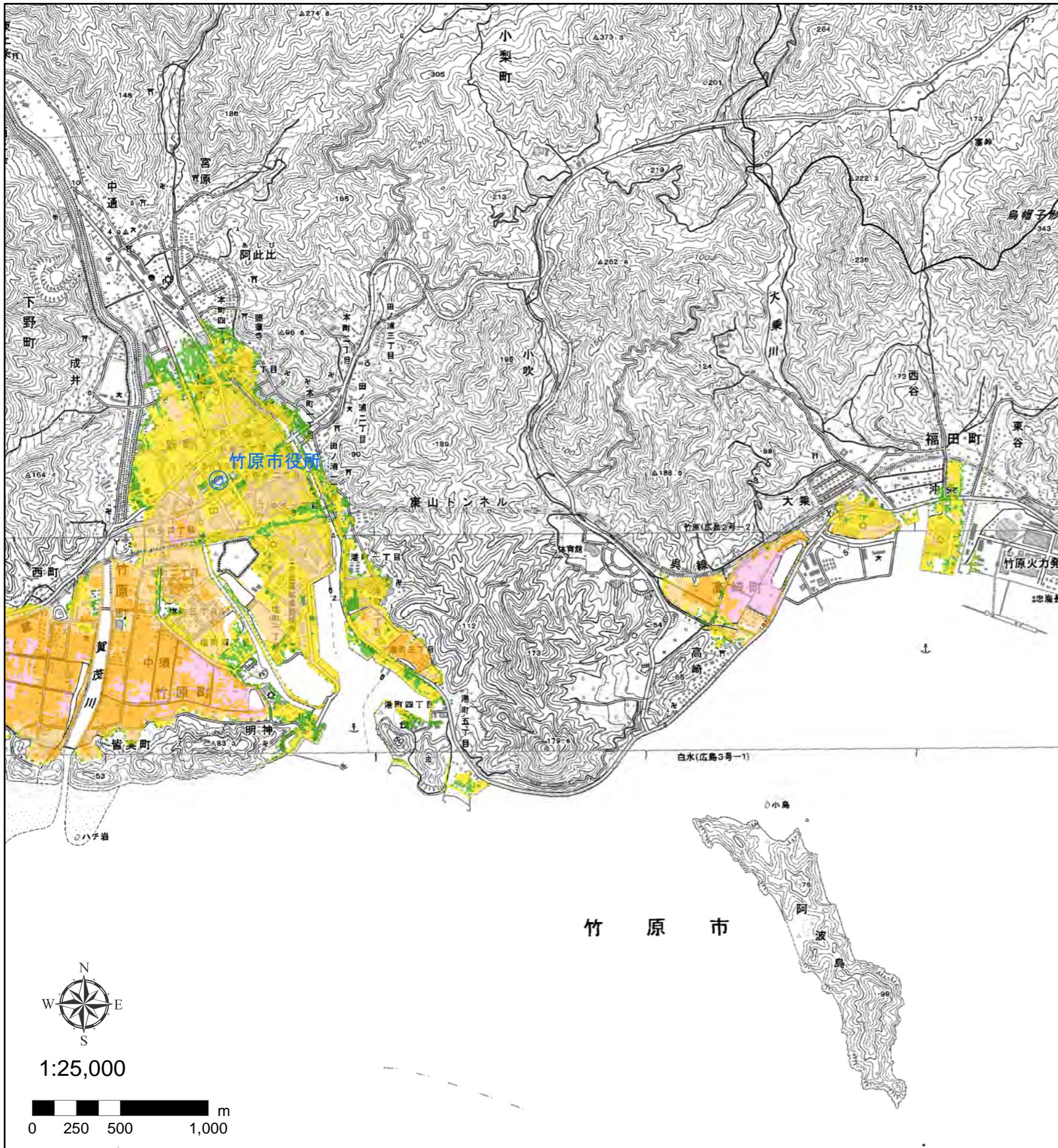
堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図40

## 竹原市2/3

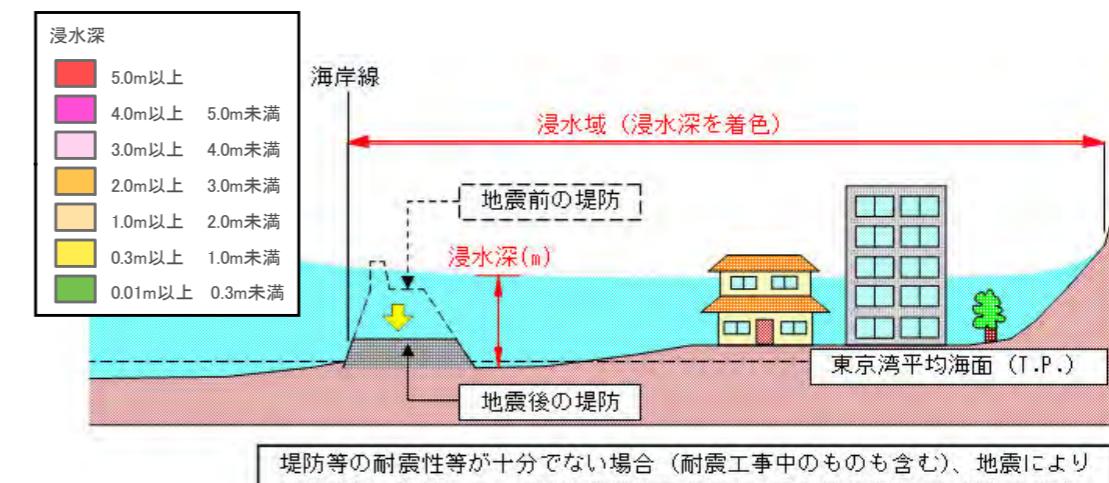


### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

### [用語の解説]

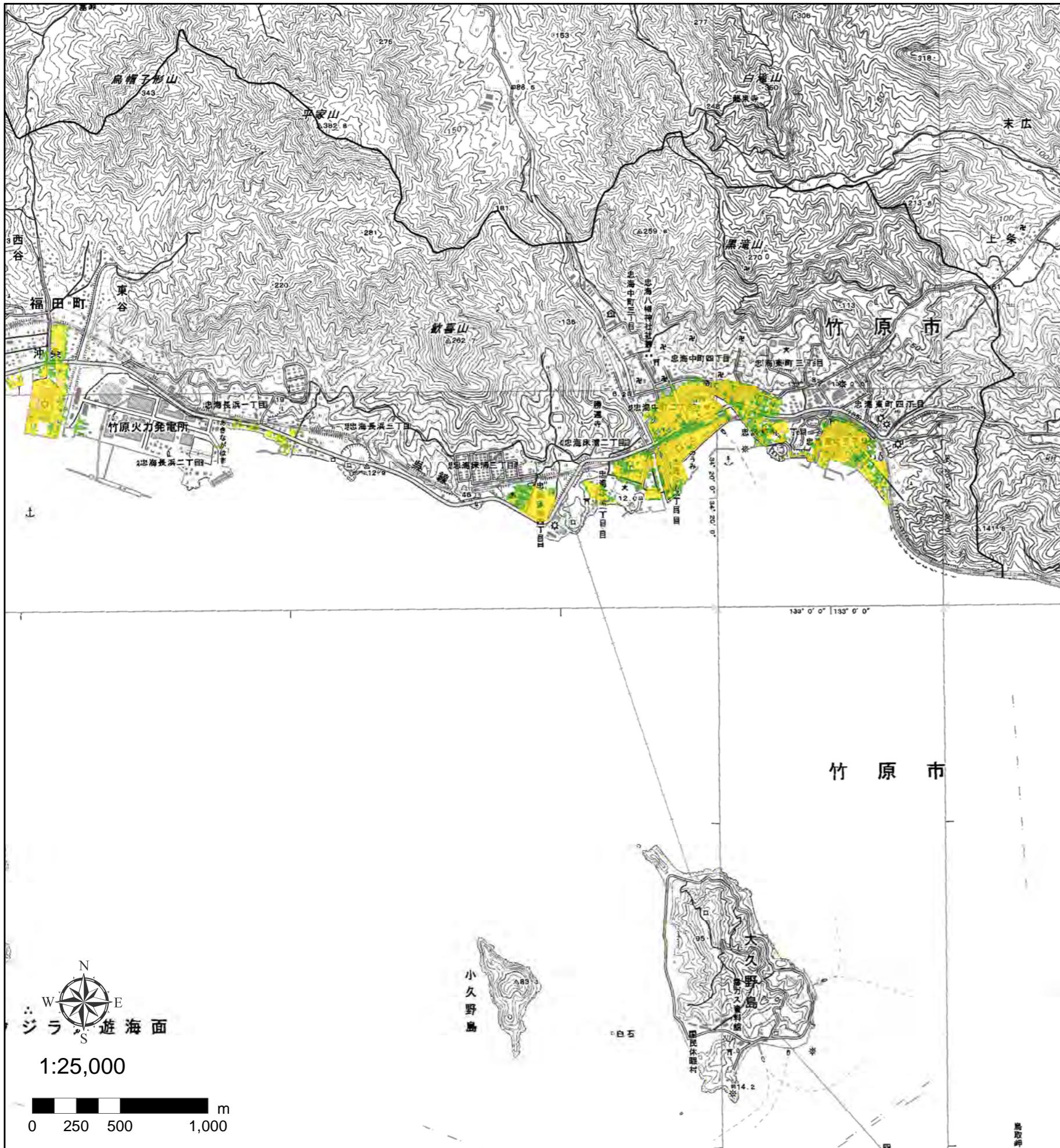
- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



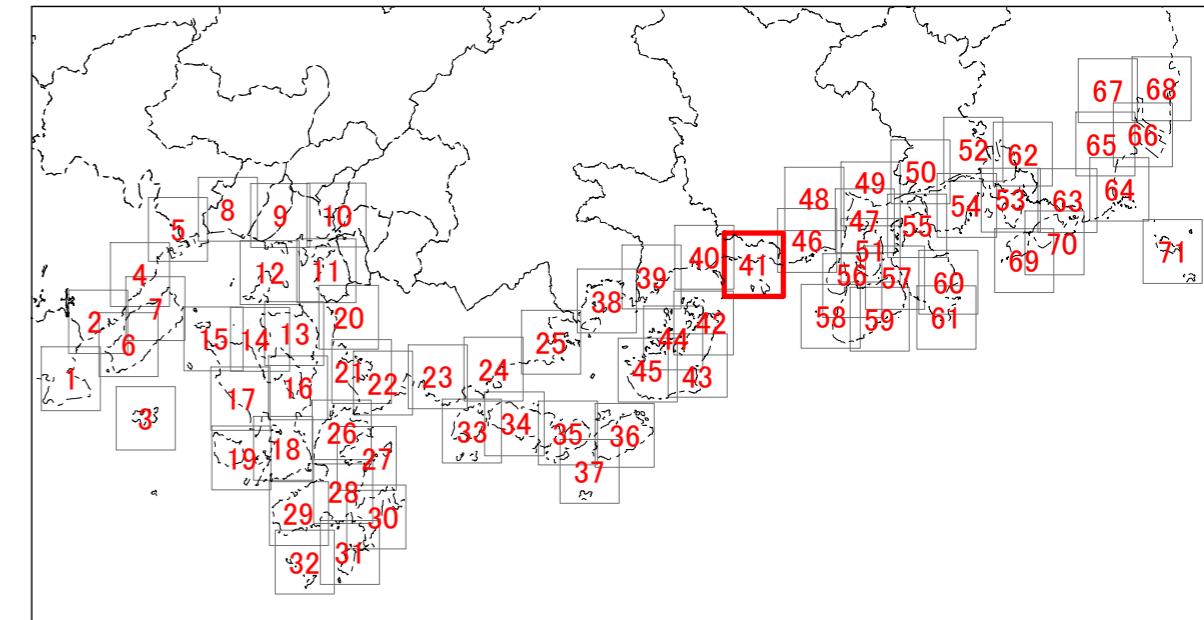
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図41



# 竹原市3/3

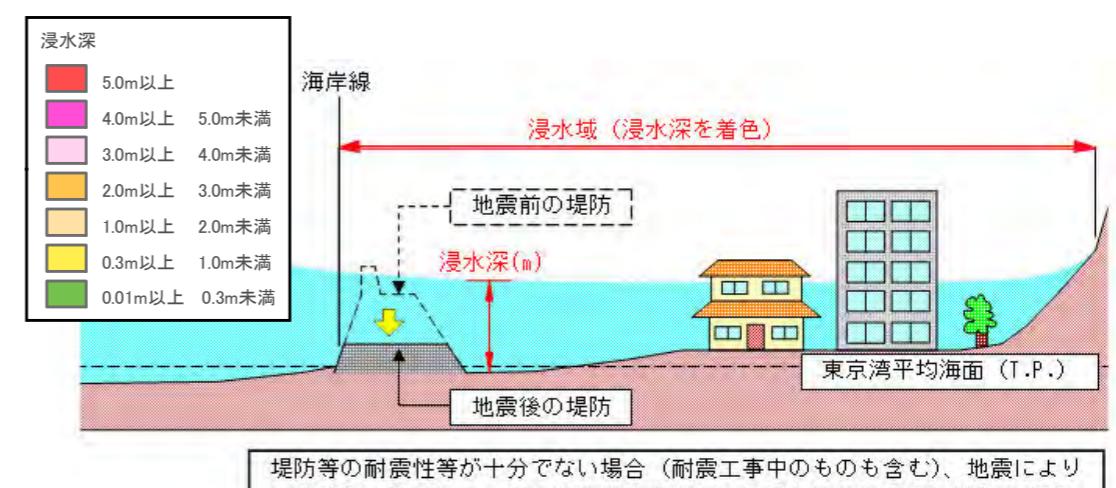


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

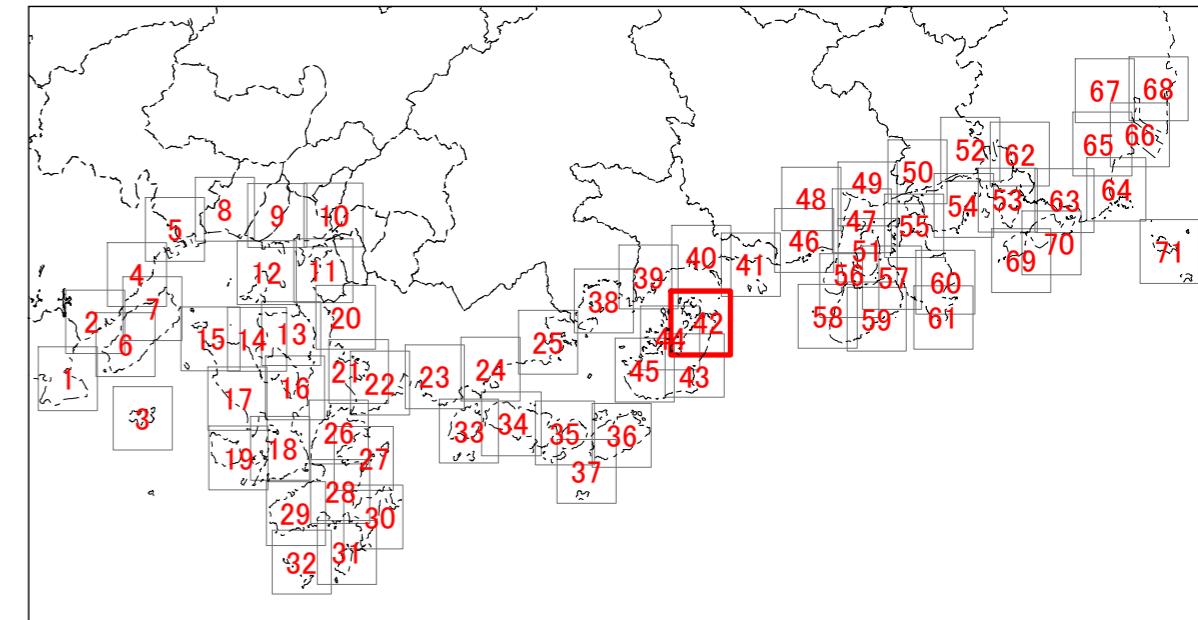
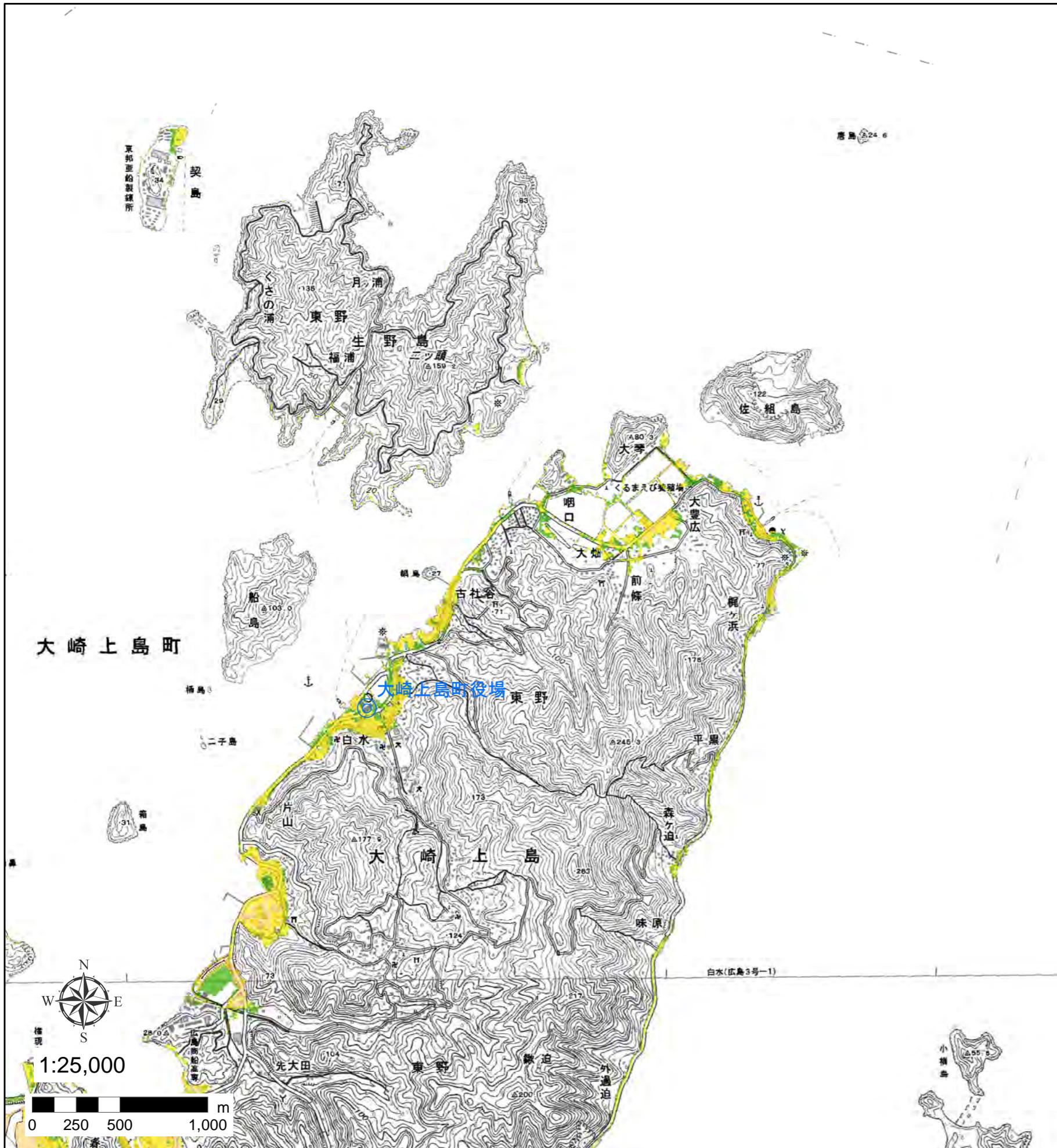


作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図42

## 大崎上島町1/4

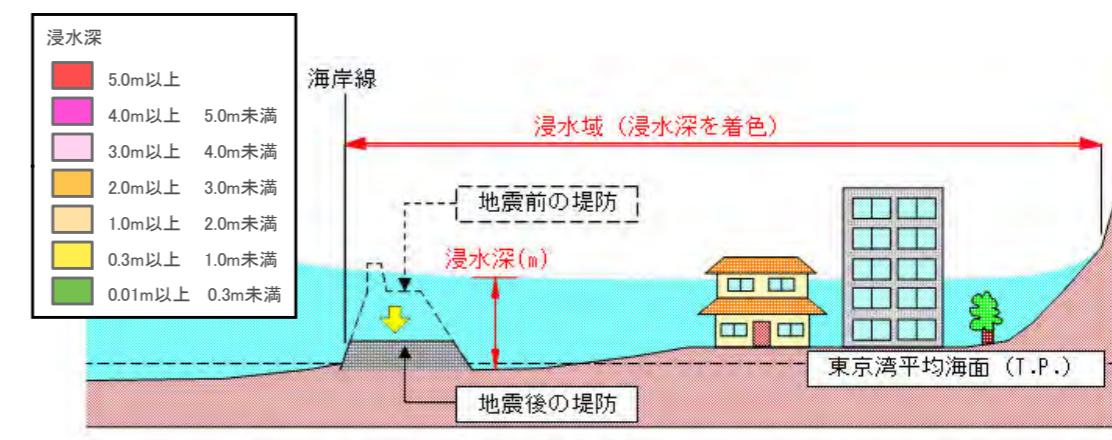


### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

### [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



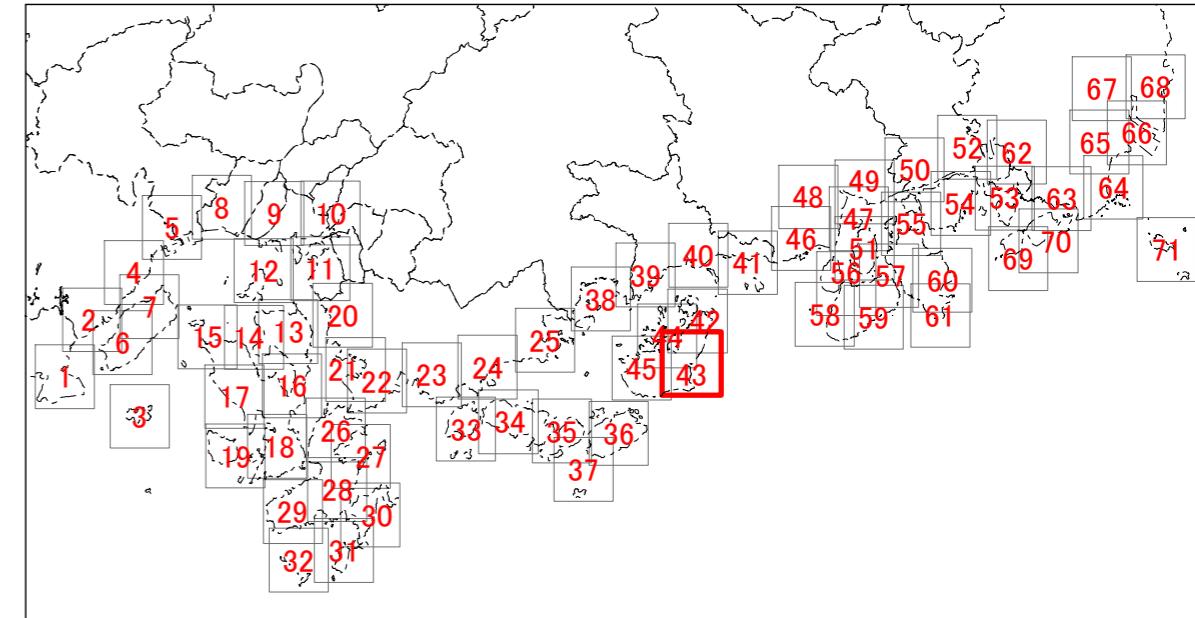
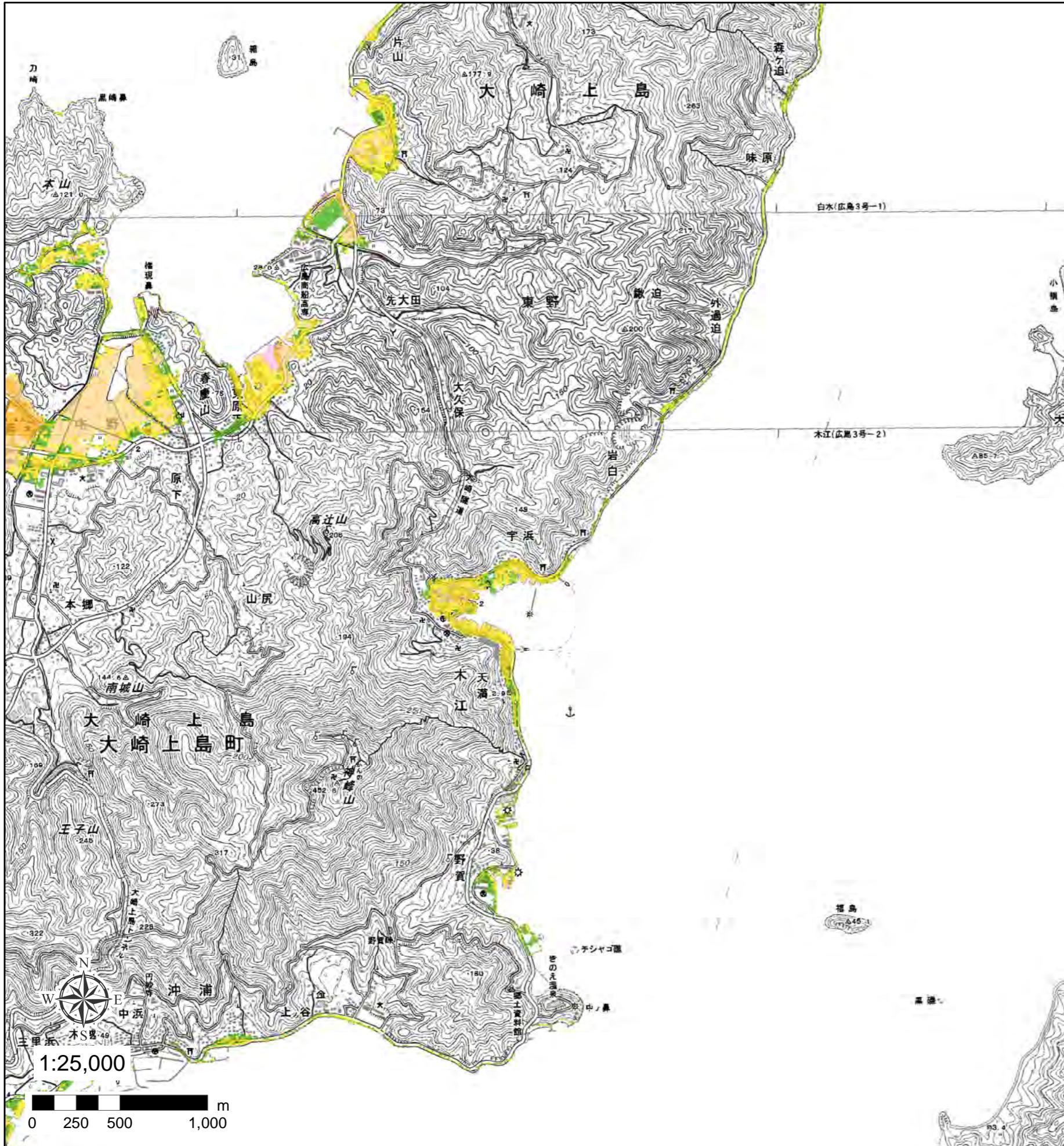
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図43

## 大崎上島町2/4

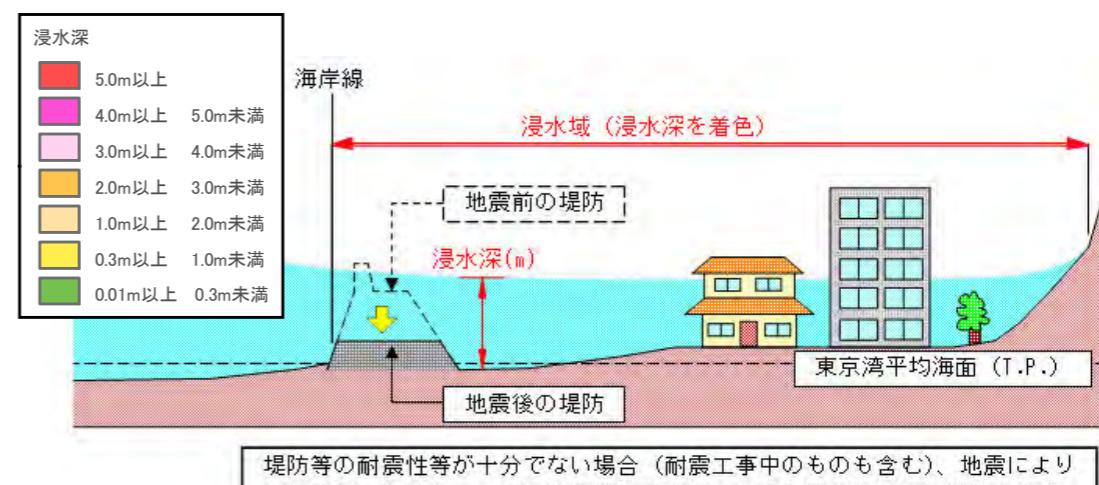


### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

### [用語の解説]

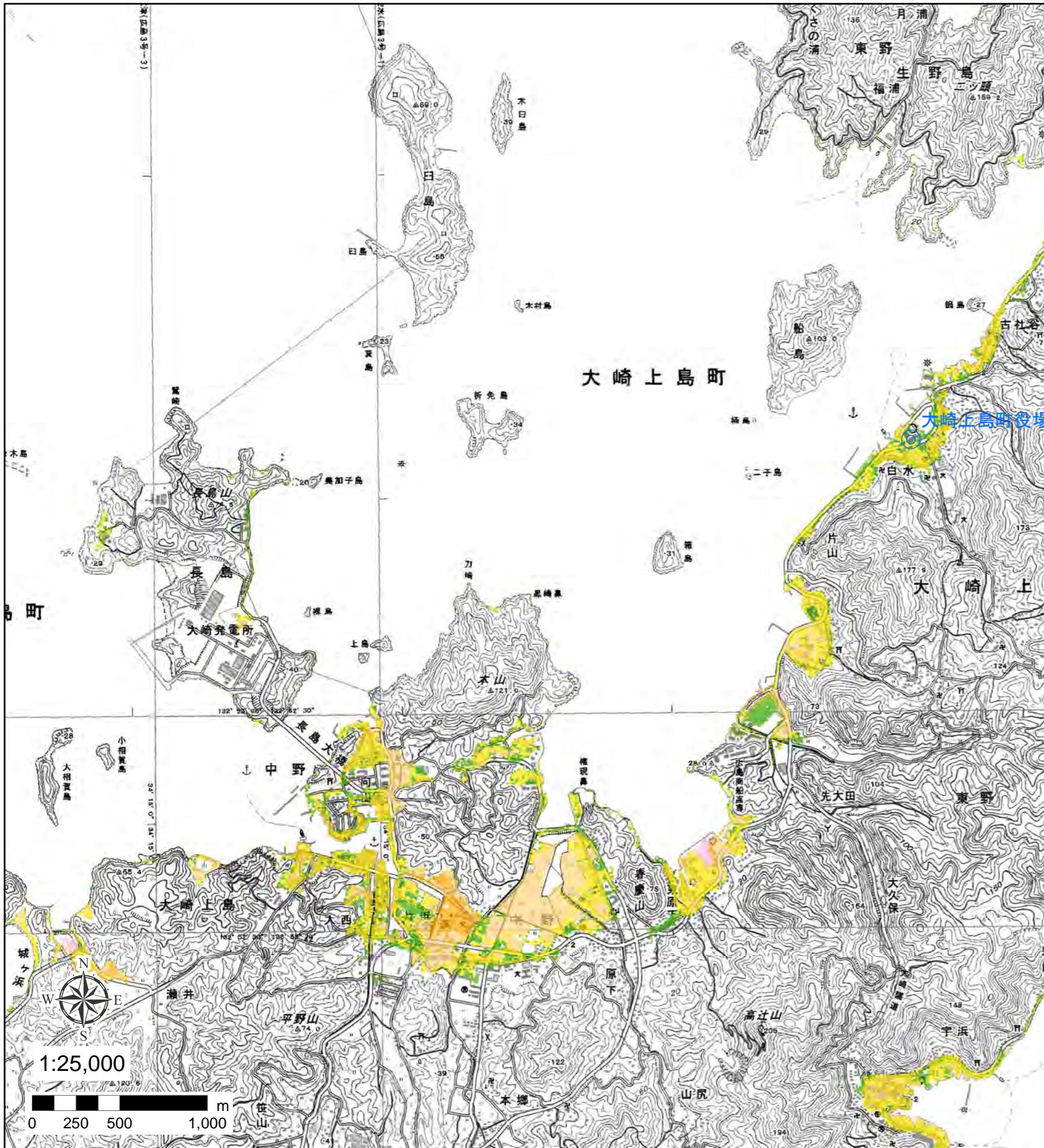
- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



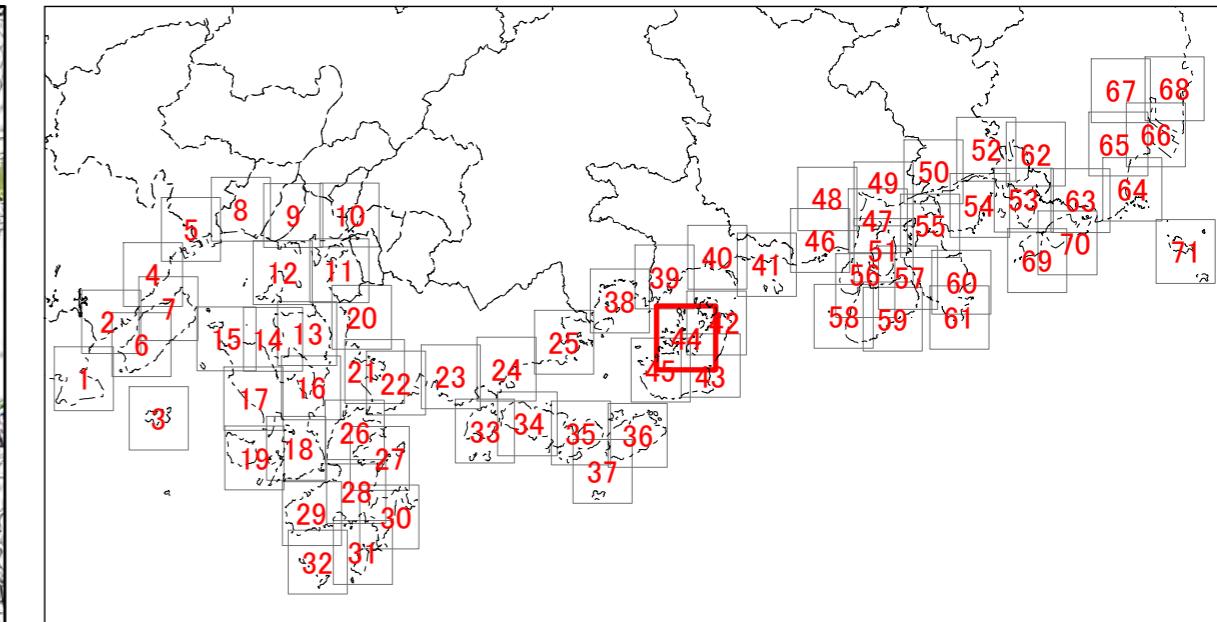
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図44



# 大崎上島町3/4

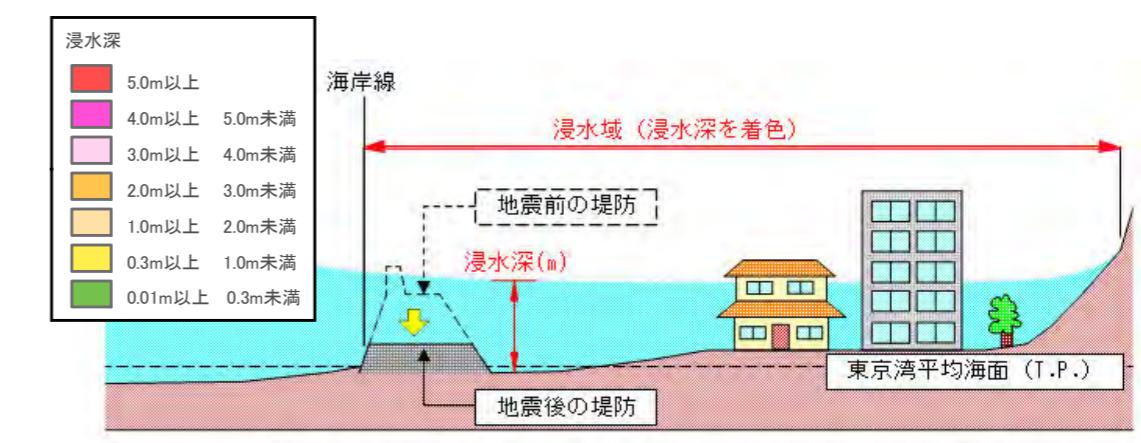


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



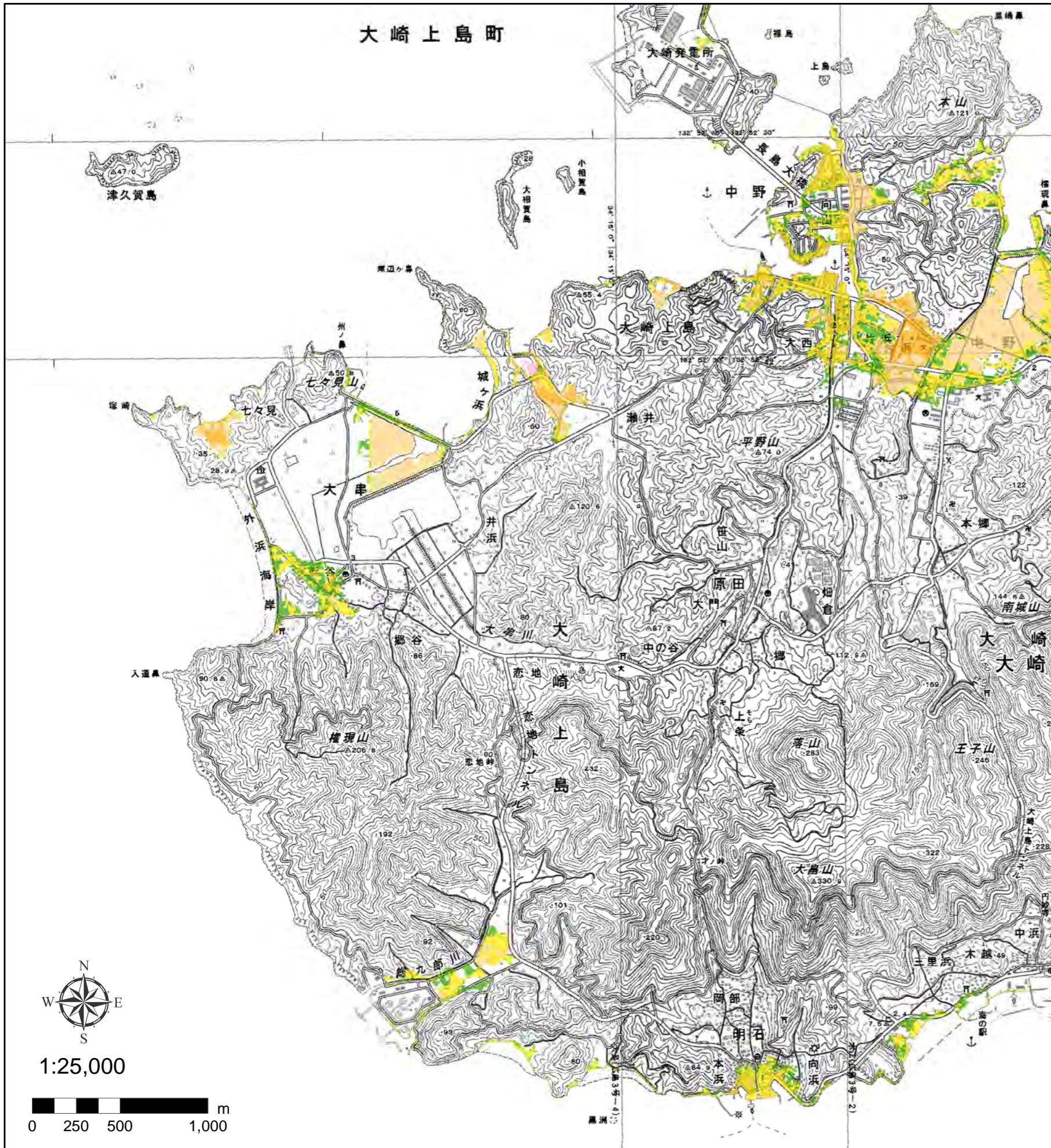
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

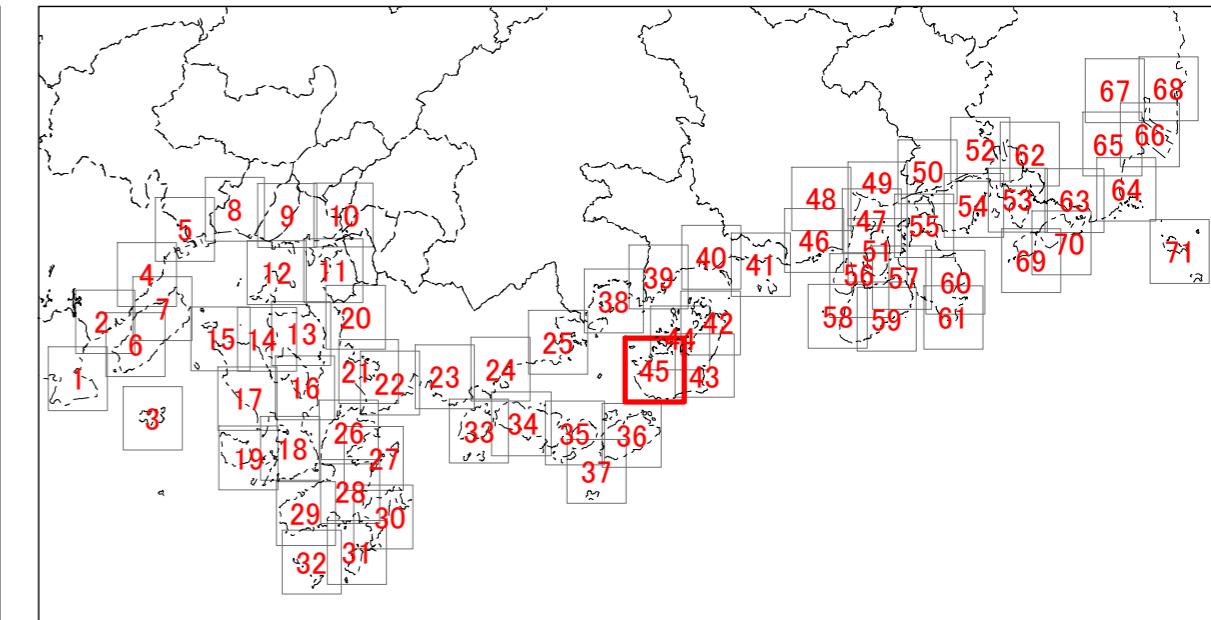
作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図45

## 大崎上島町4/4



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

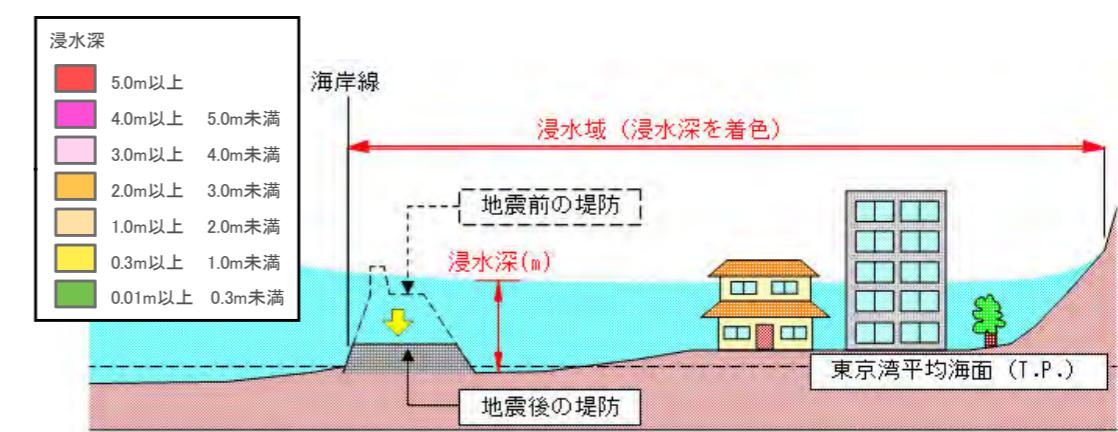


### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

### [用語の解説]

- (1) 海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2) 浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

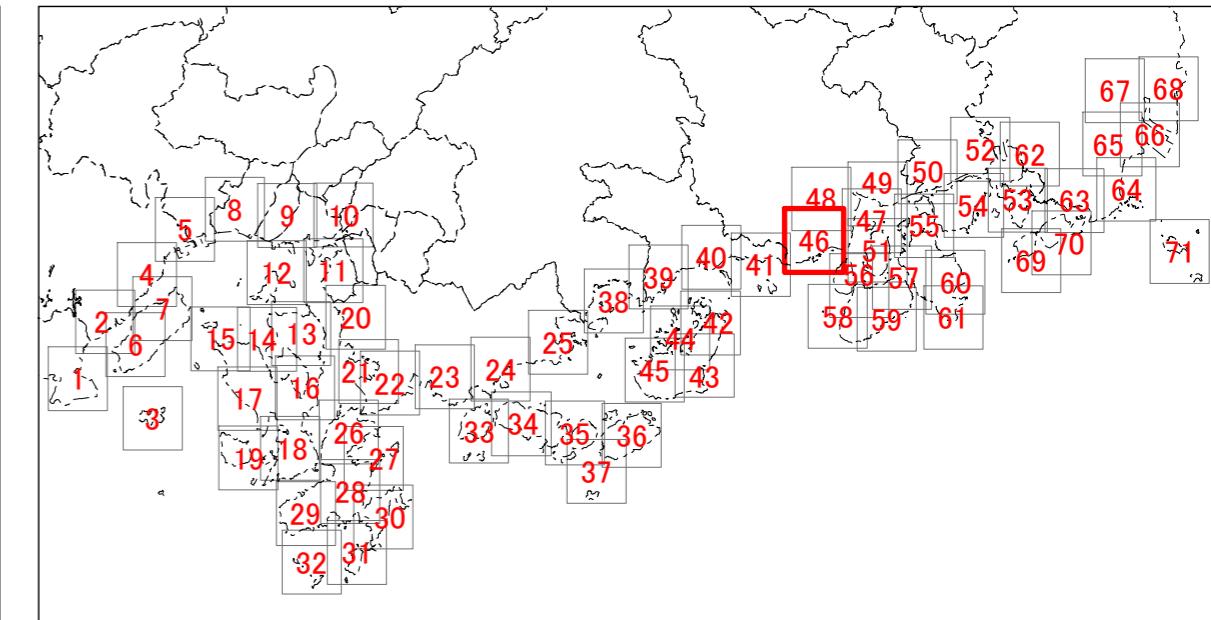
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図46



# 三原市1/6

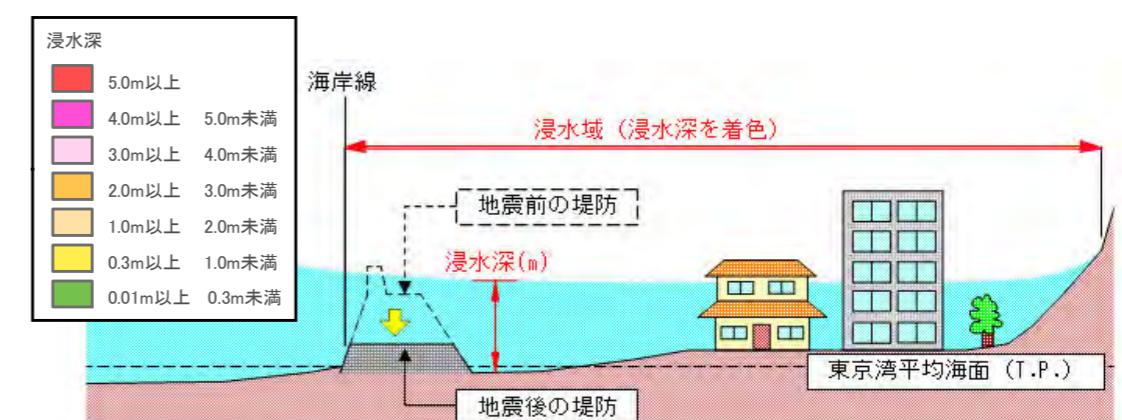


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

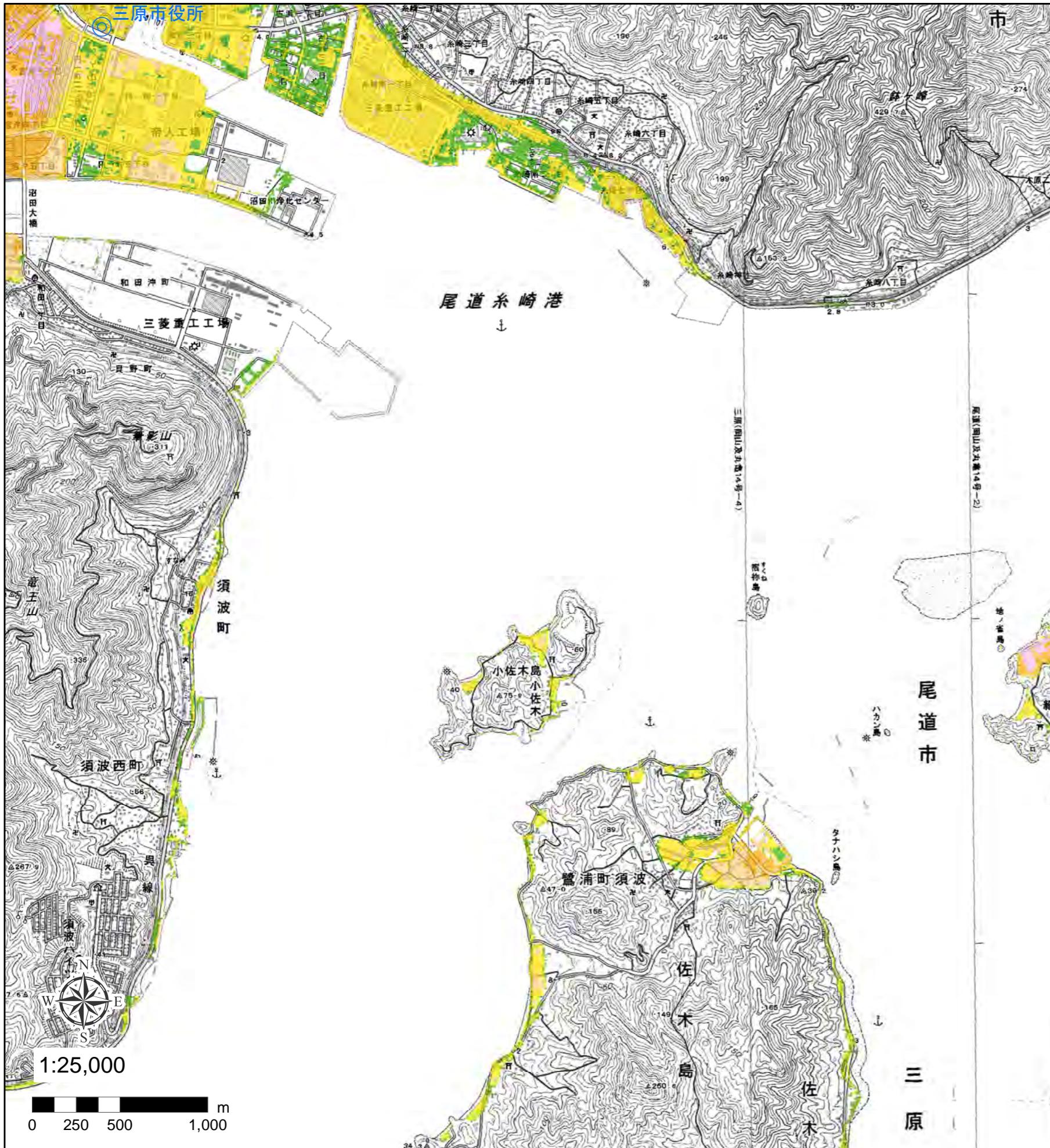


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

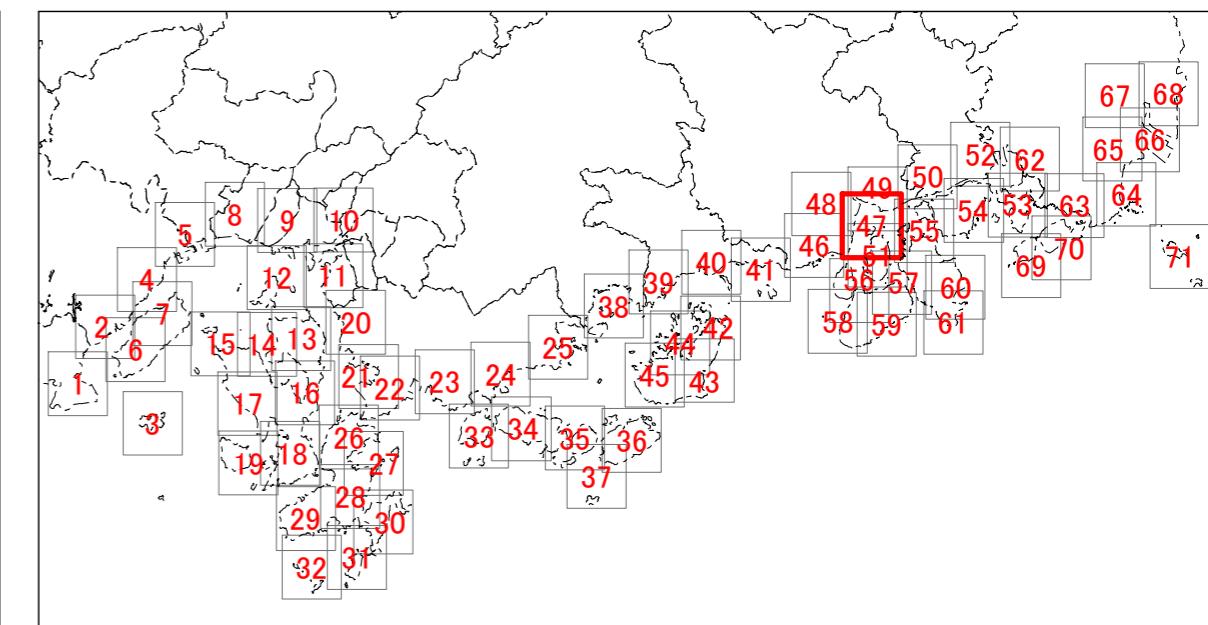
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図47



# 三原市2/6

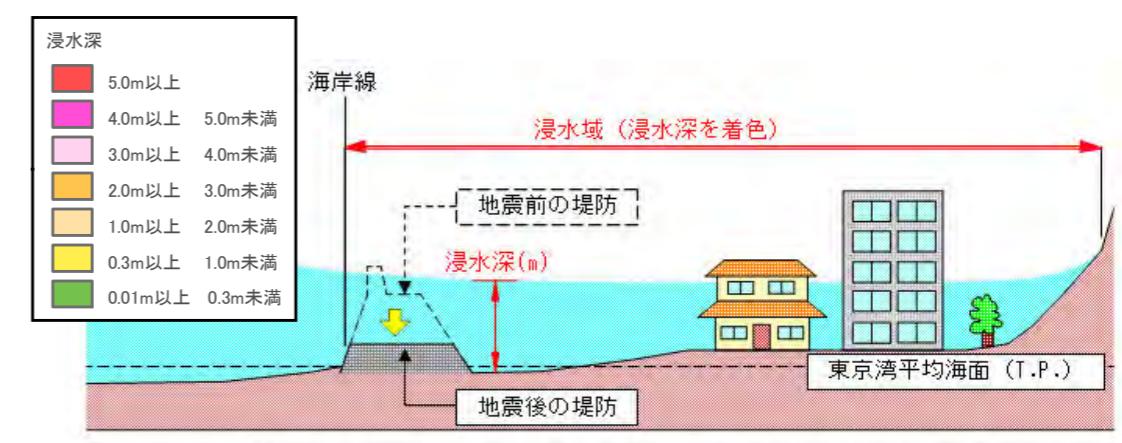


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

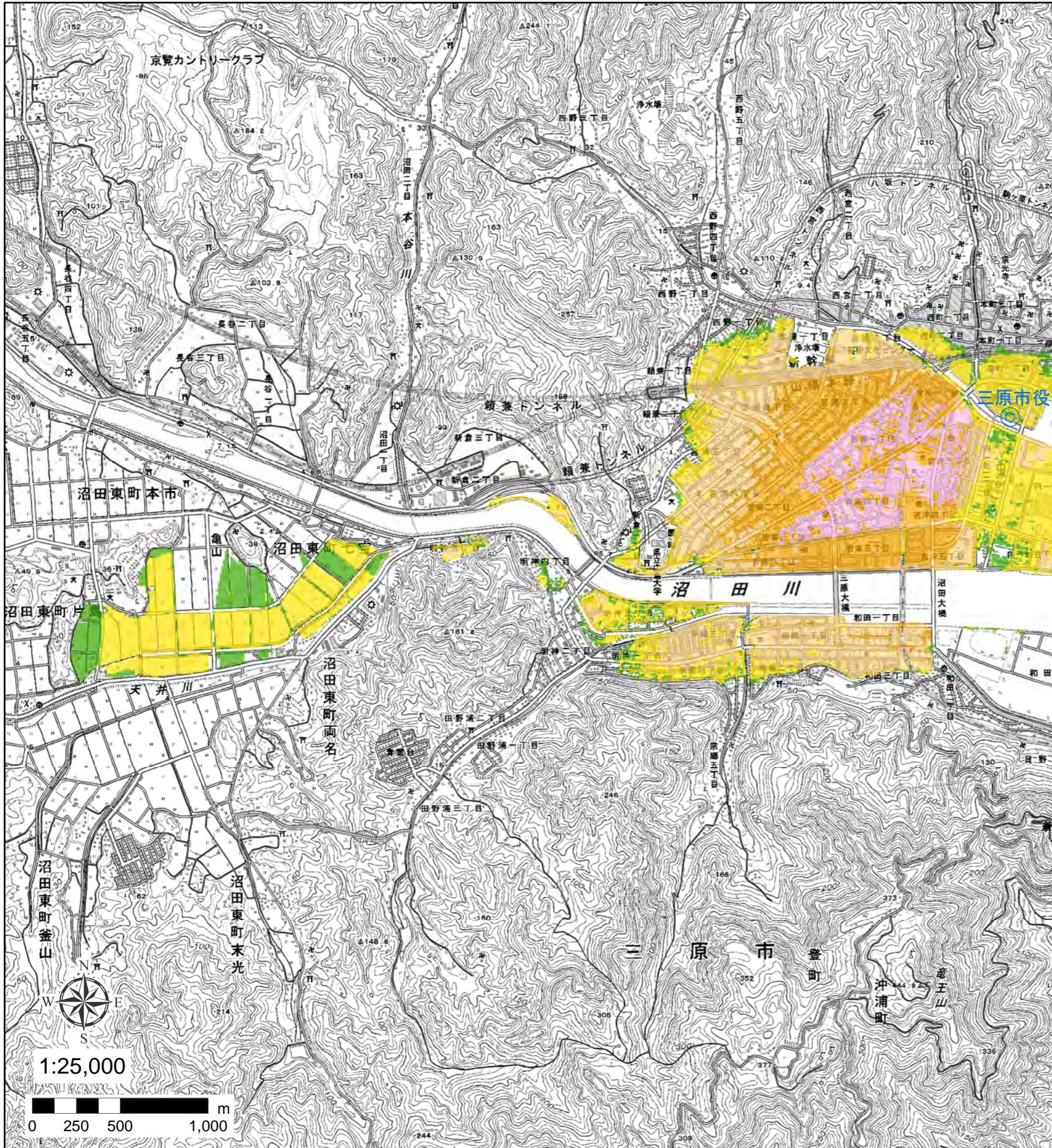
- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



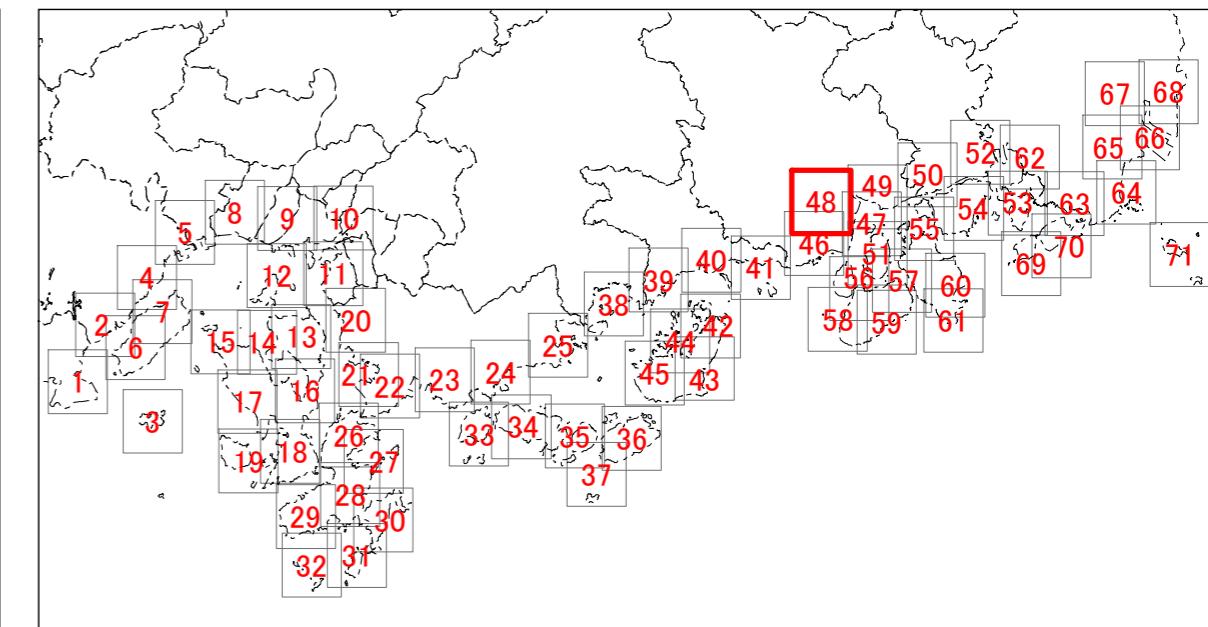
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図48



# 三原市3/6

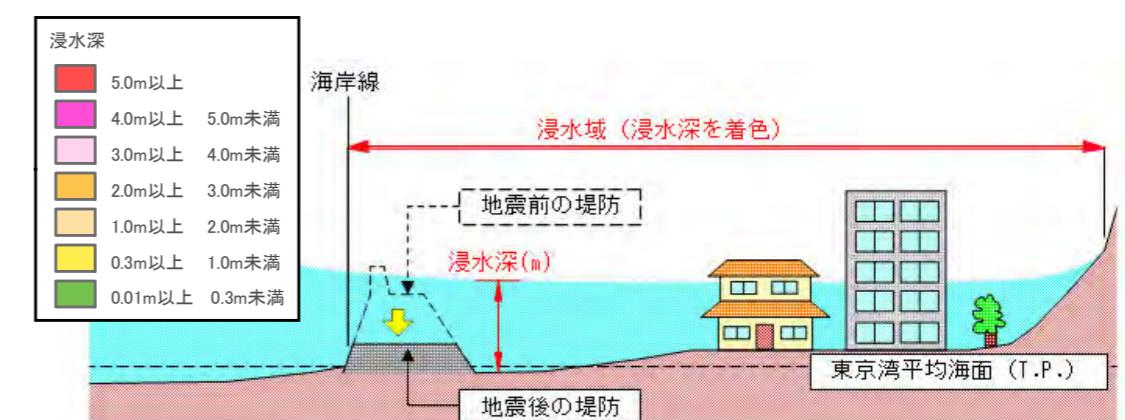


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

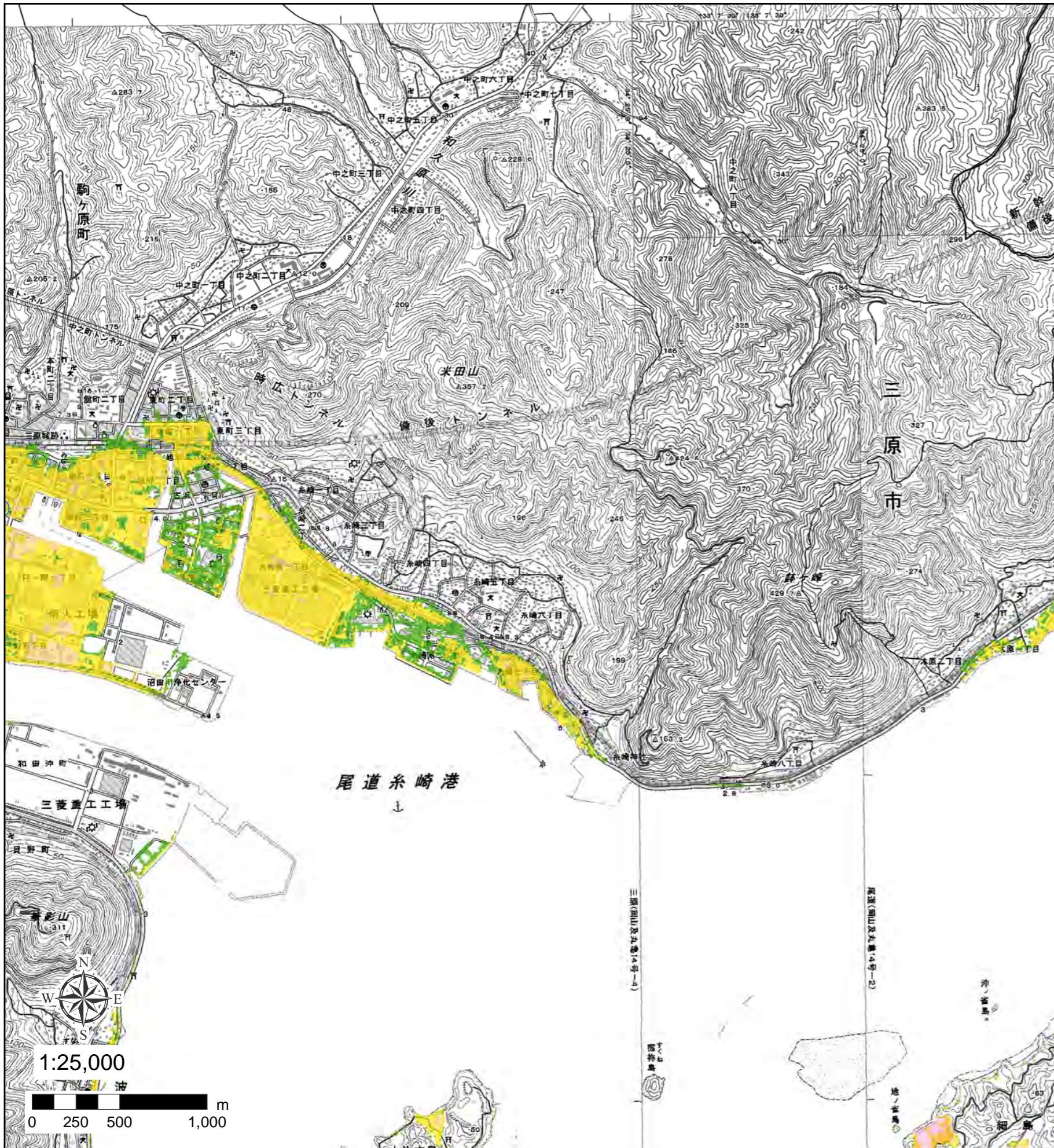


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

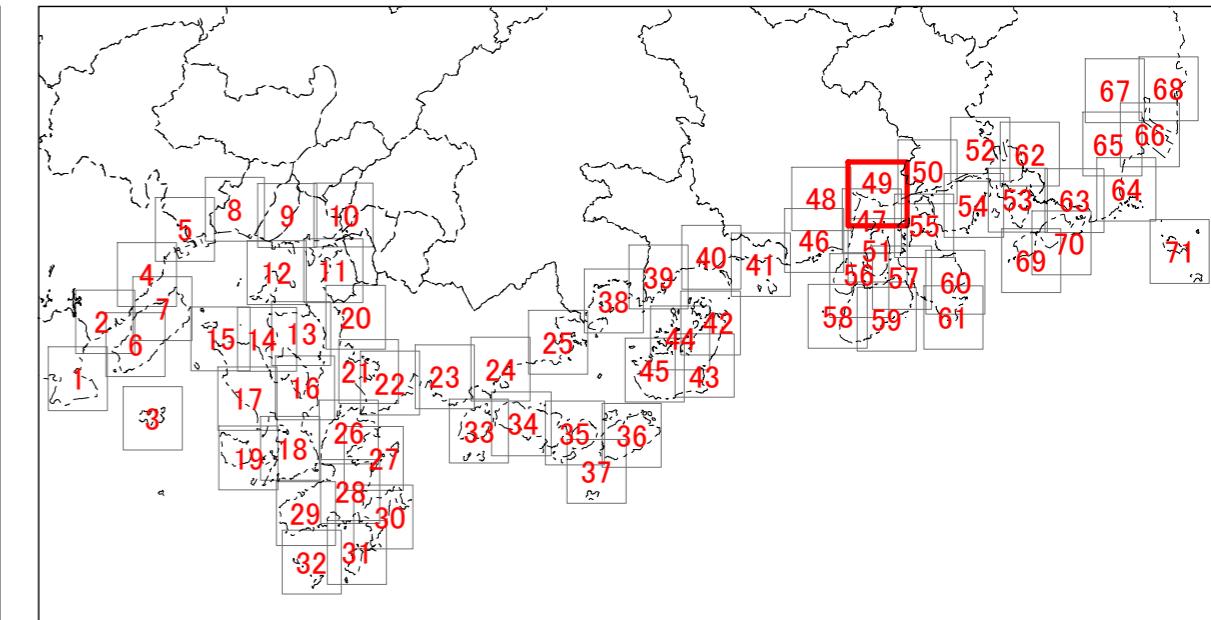
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図49



# 三原市4/6

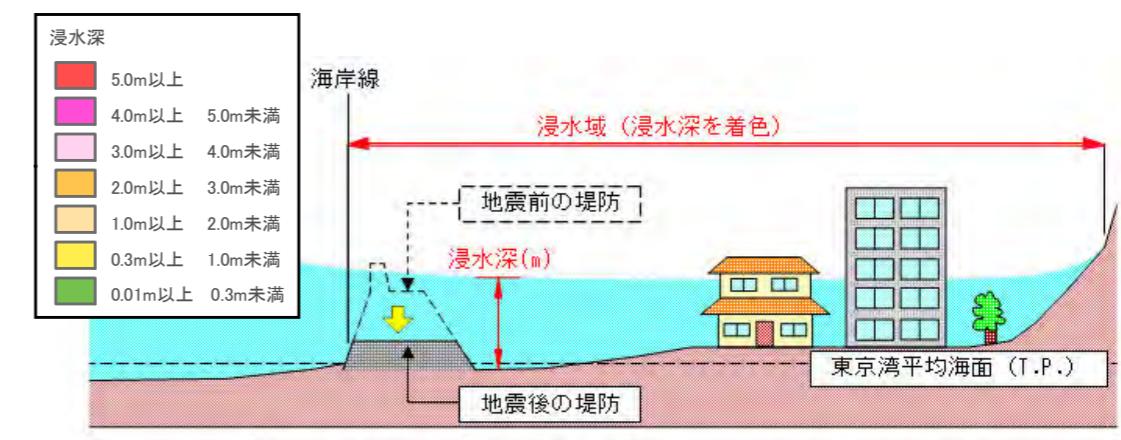


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

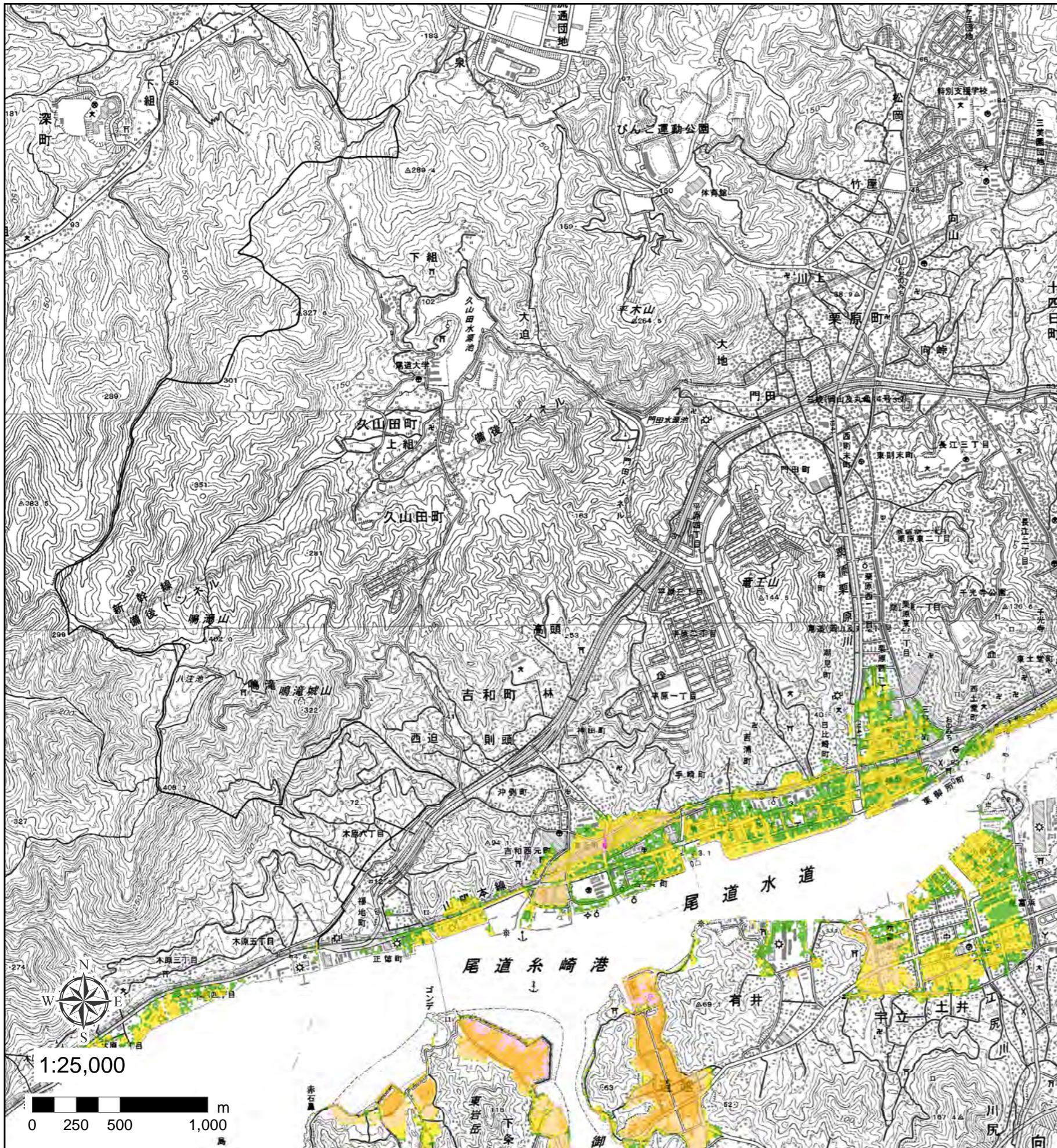


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

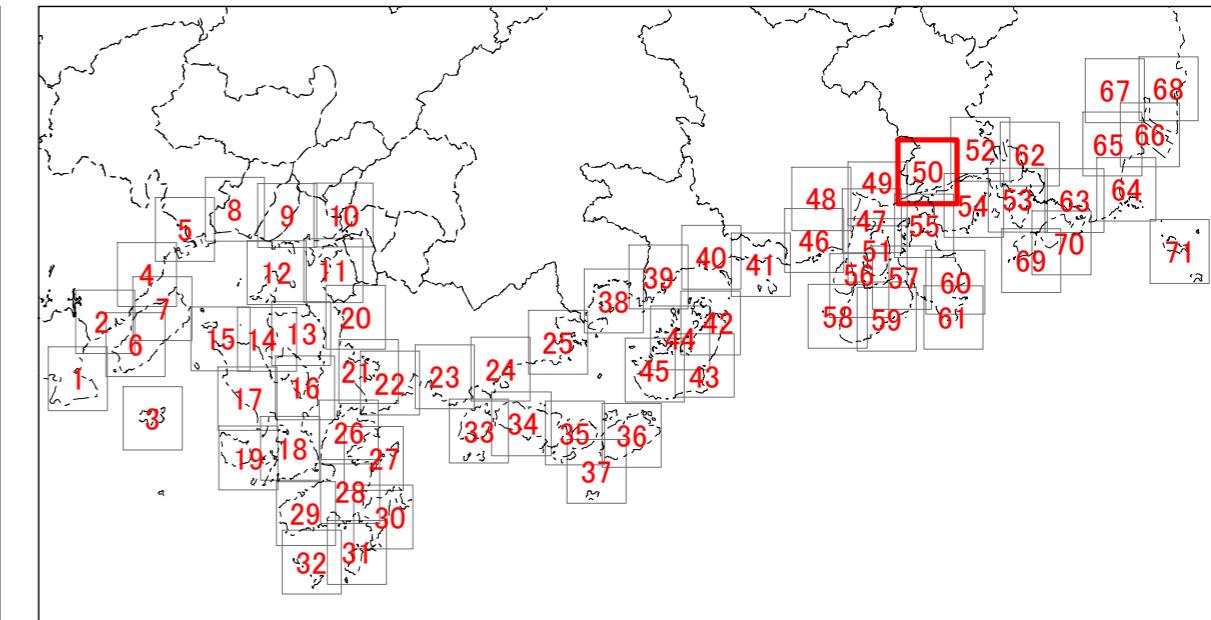
作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図50



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

# 三原市5/6-尾道市1/12

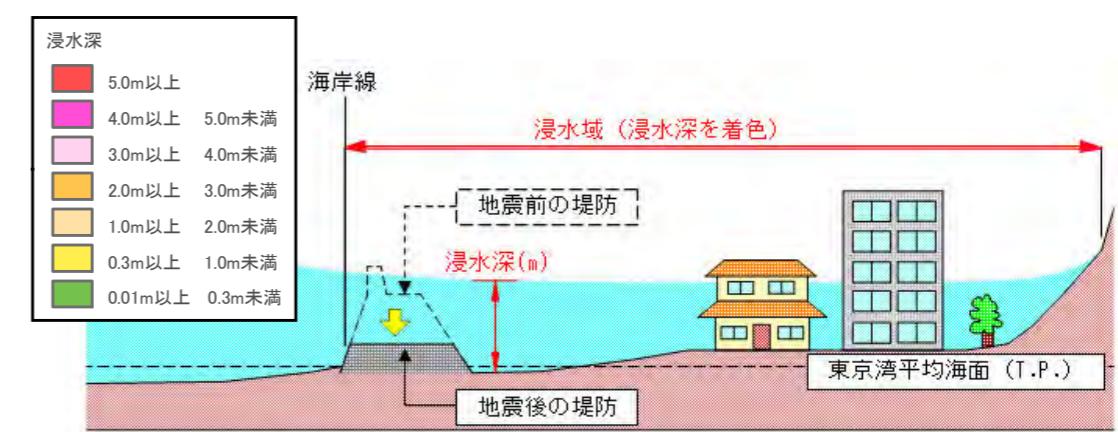


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

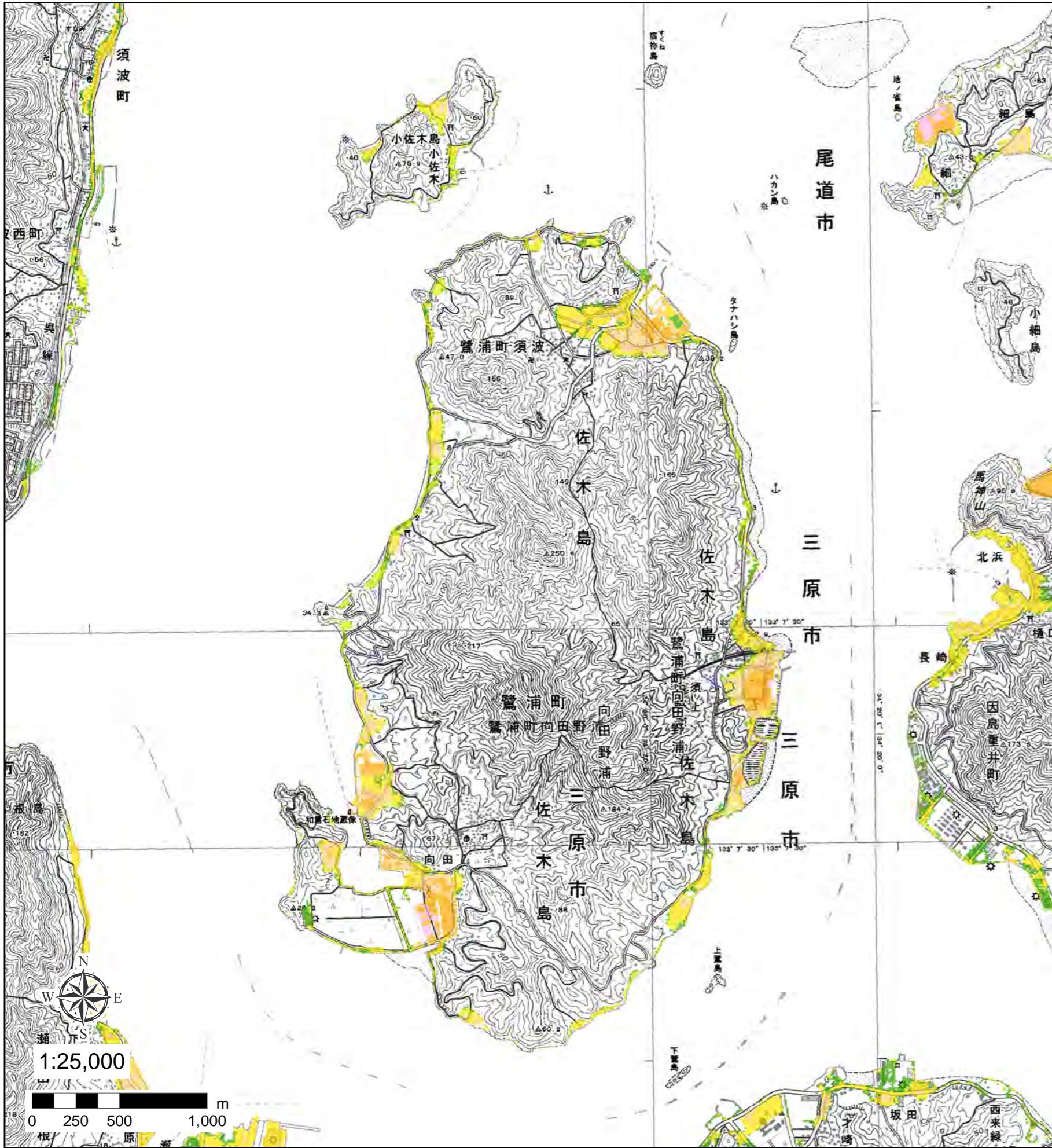


堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

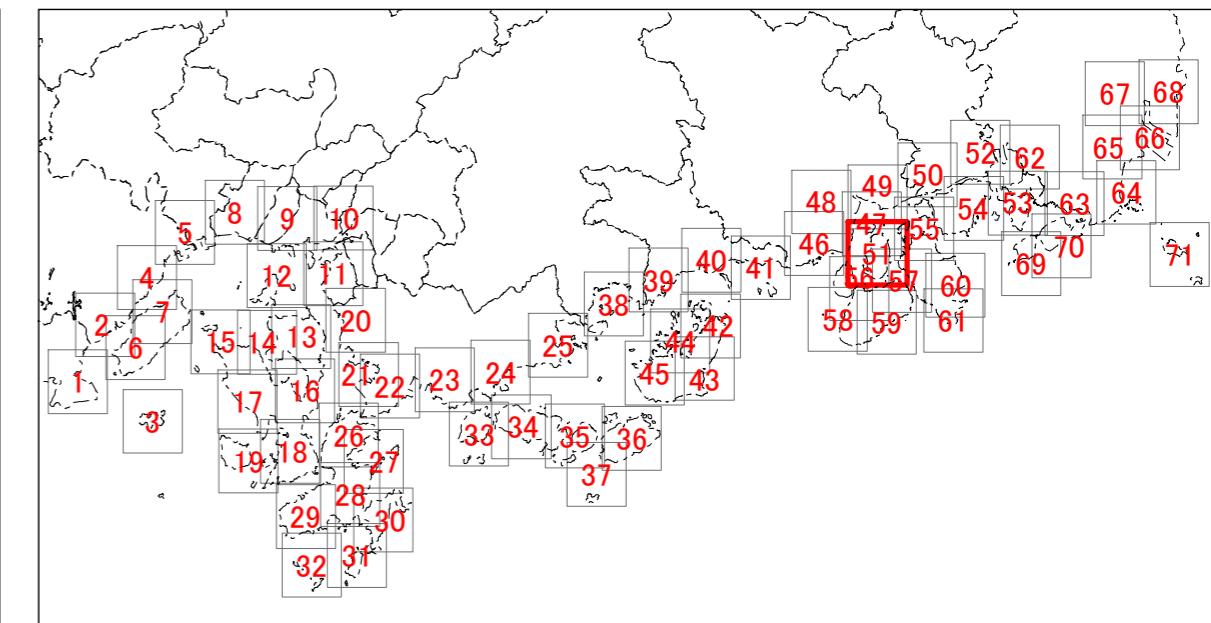
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図51



# 三原市6/6

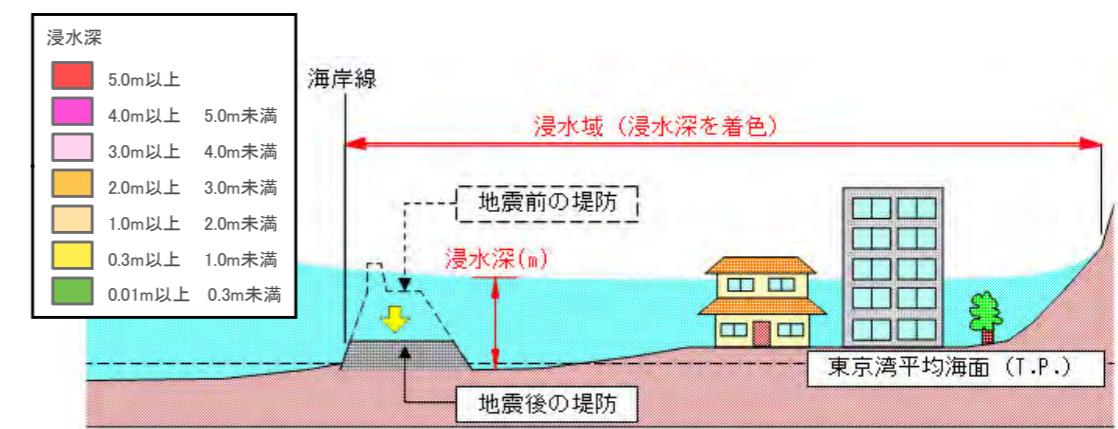


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

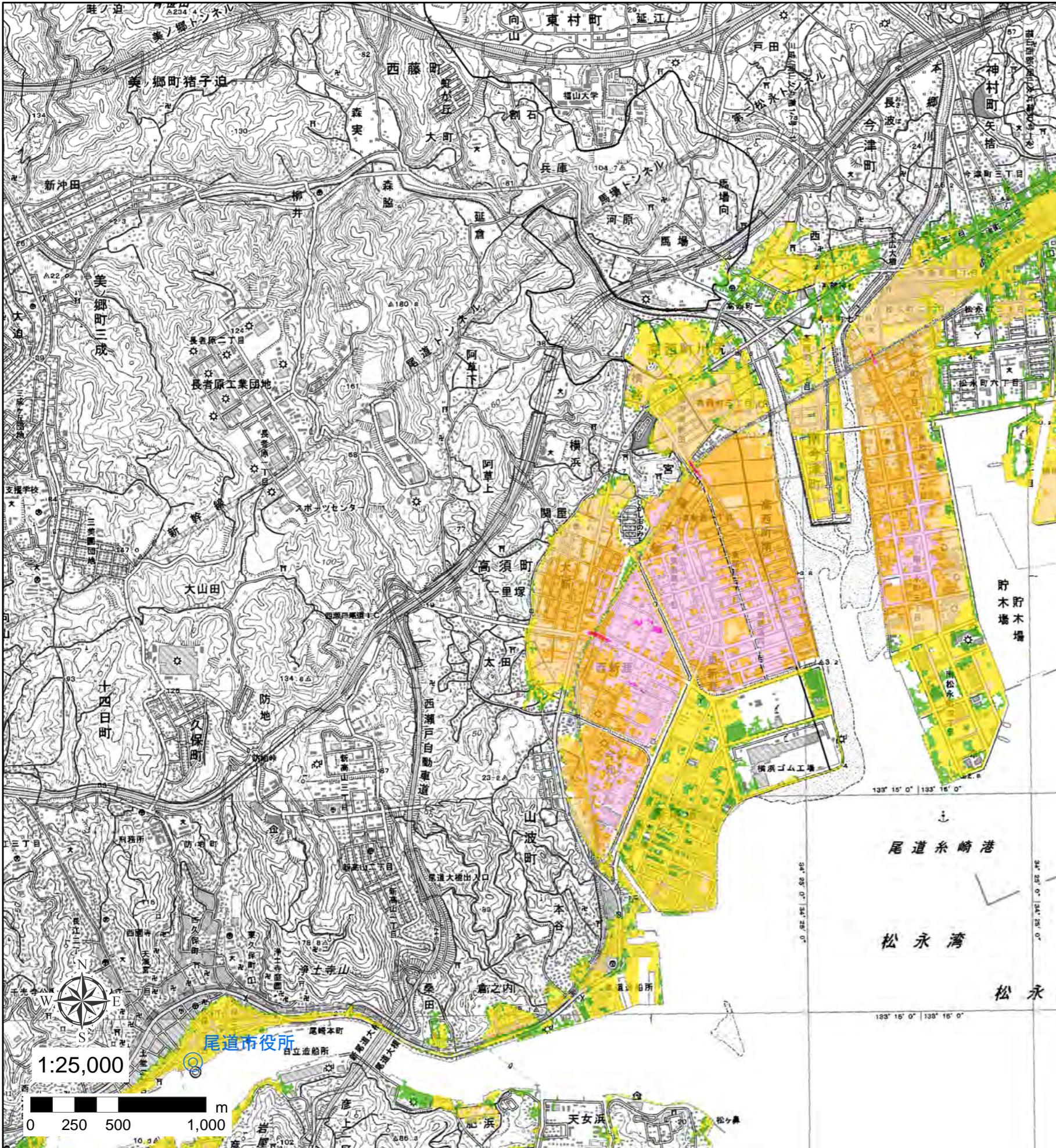


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

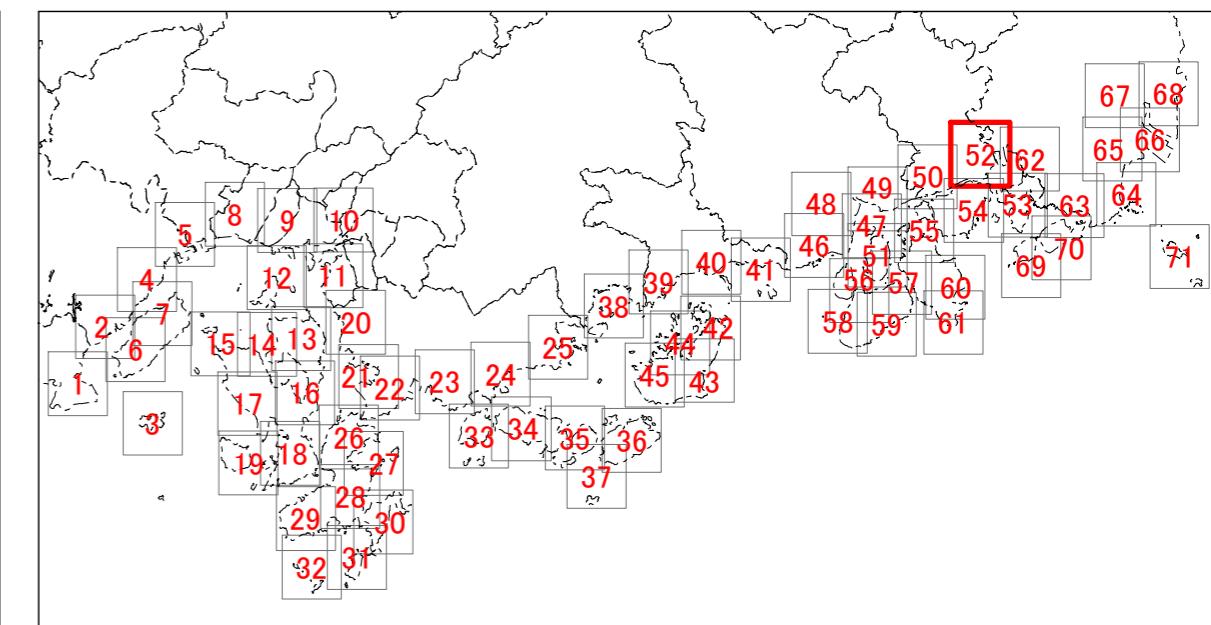
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図52



# 尾道市2/11-福山市1/12

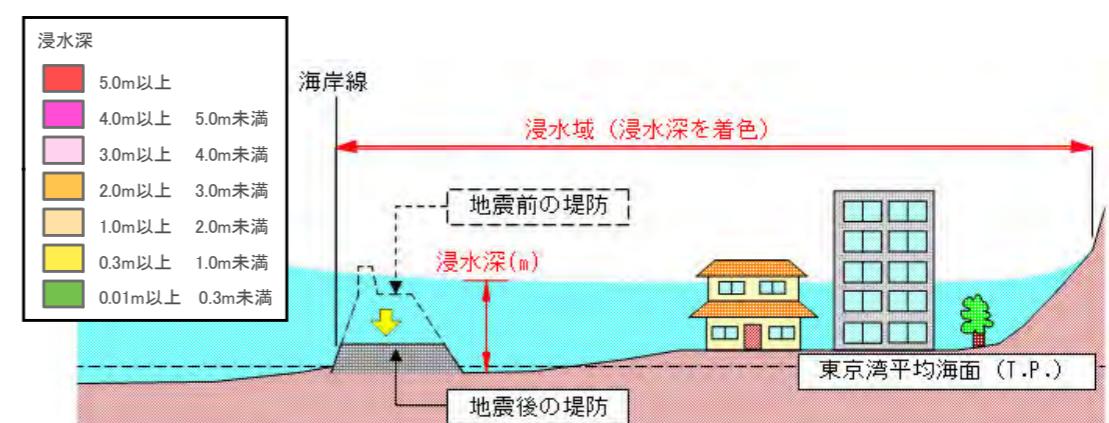


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

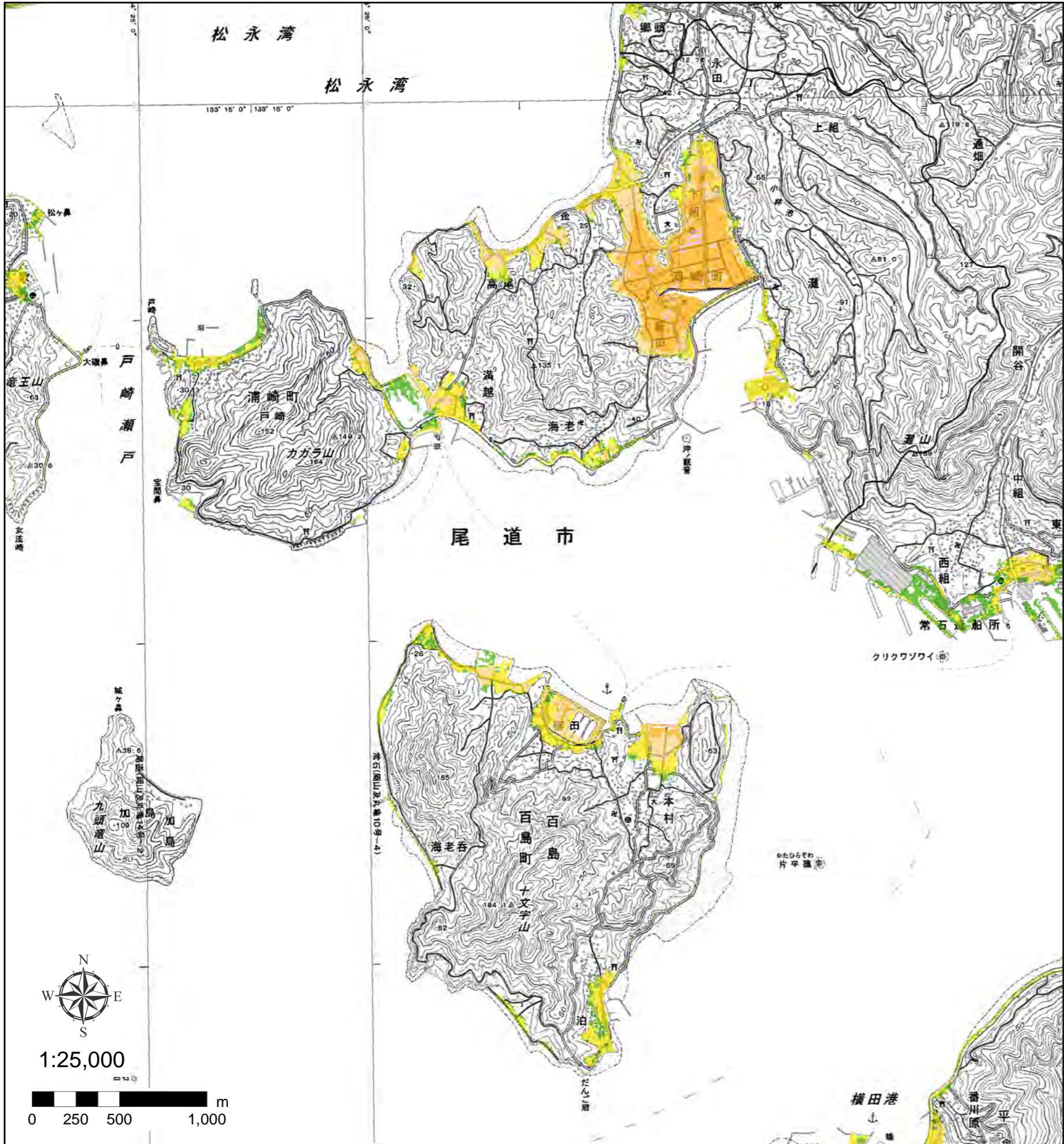


堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

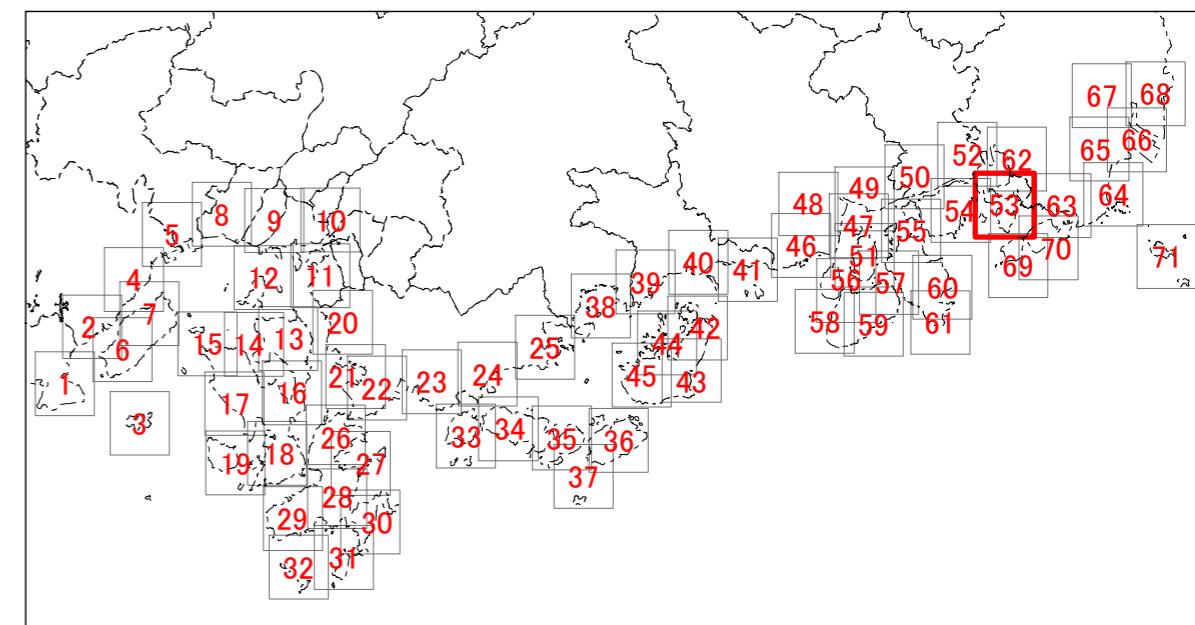
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図53



# 尾道市3/11-福山市2/12

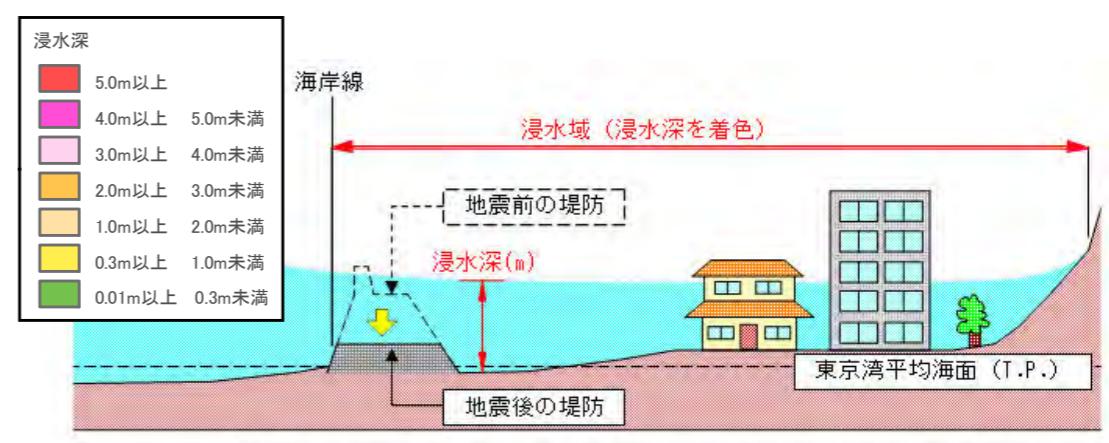


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



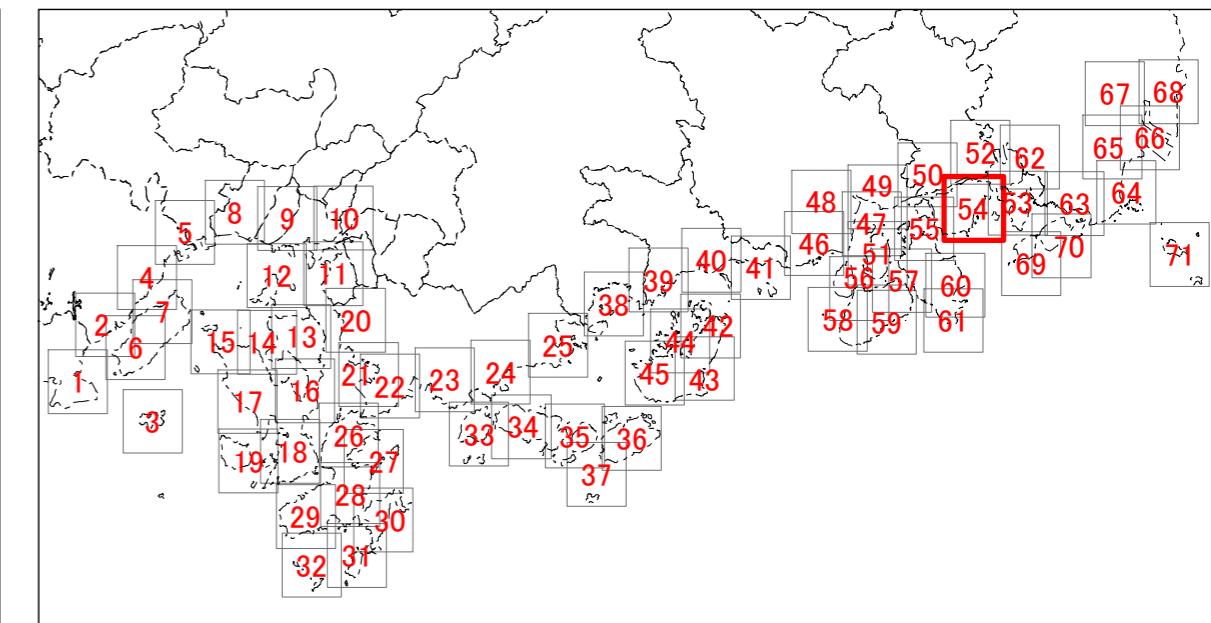
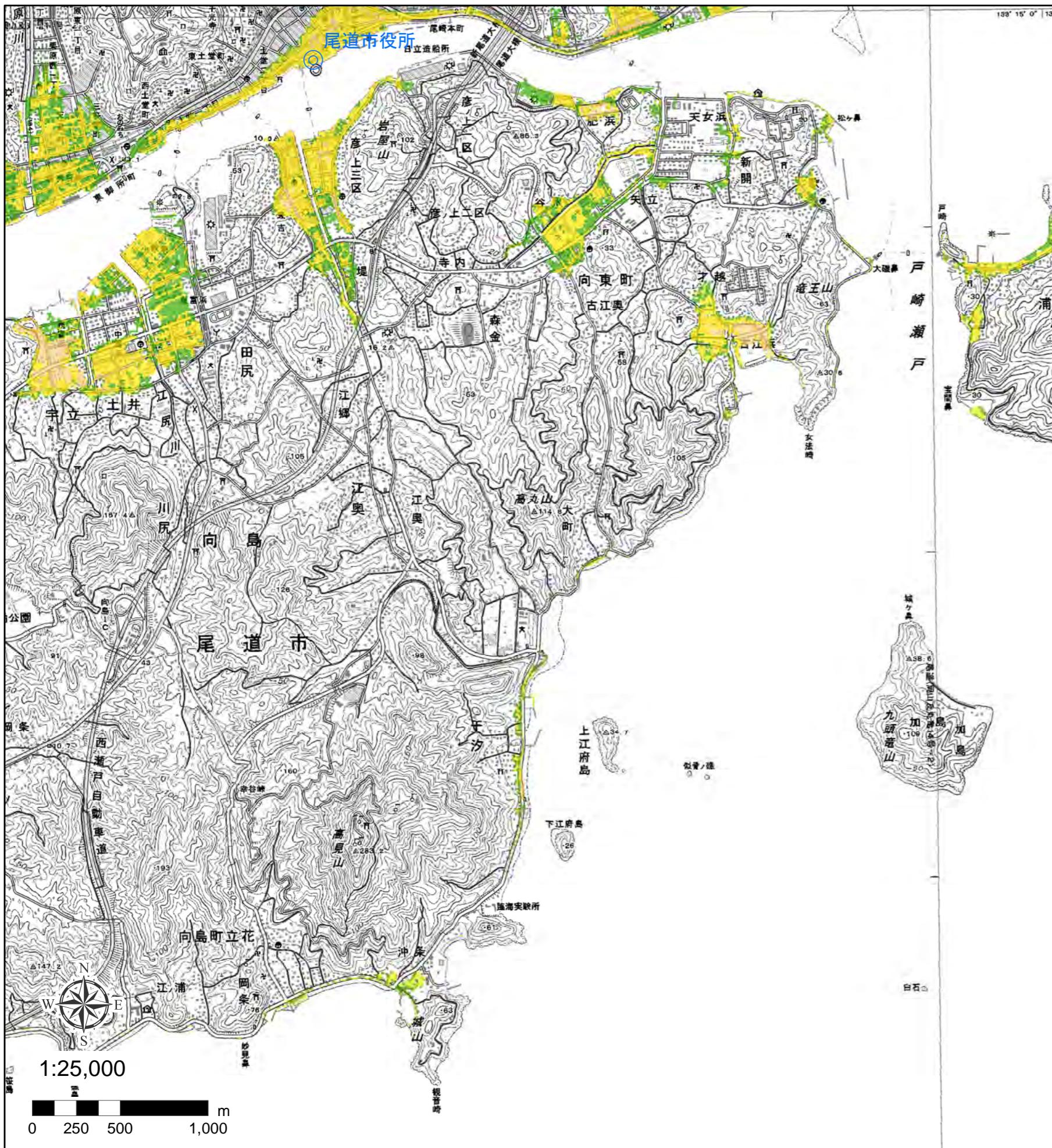
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者：広島県危機管理課

作成年月：平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図54

尾道市4/11

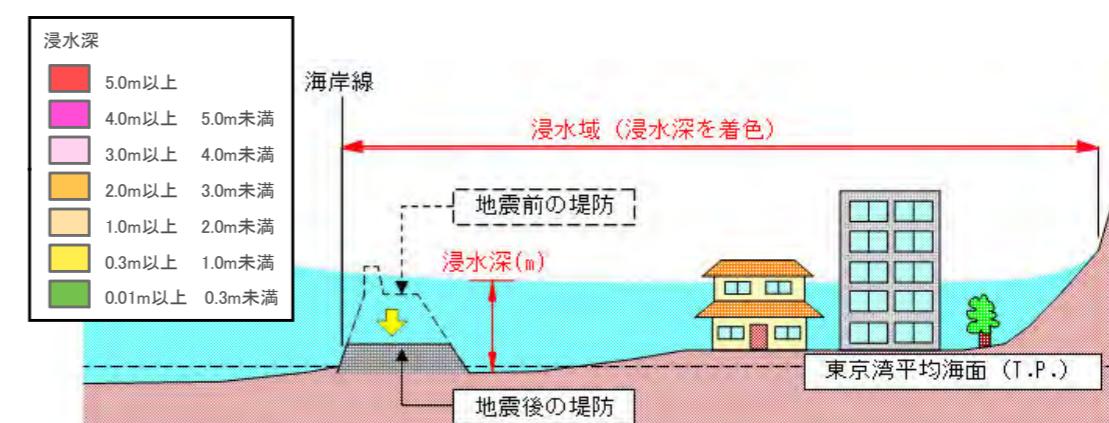


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

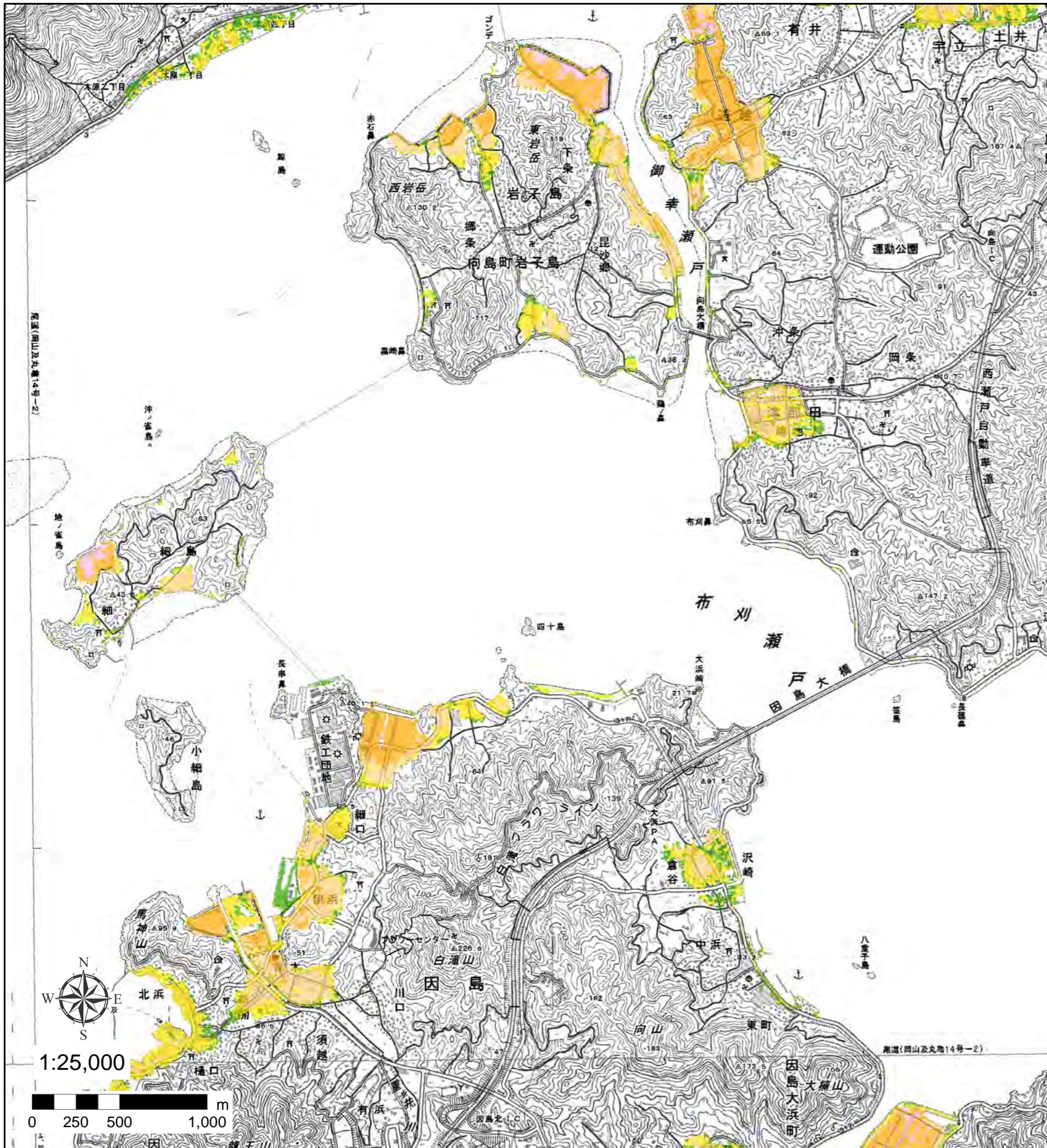


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

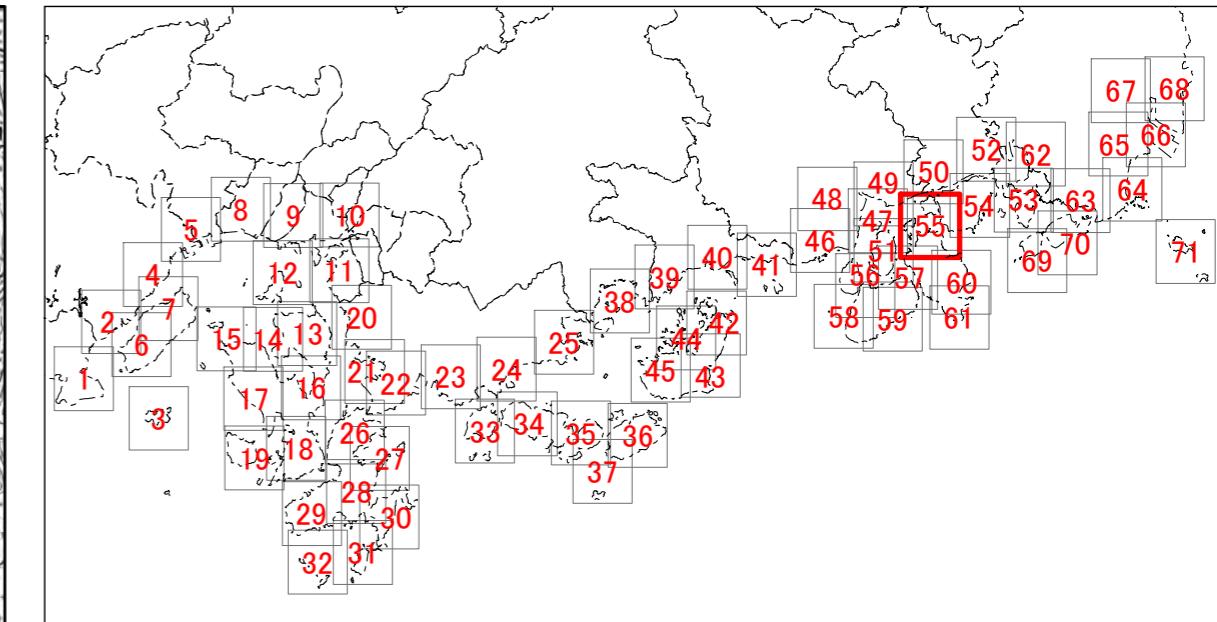
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図55



# 尾道市5/11

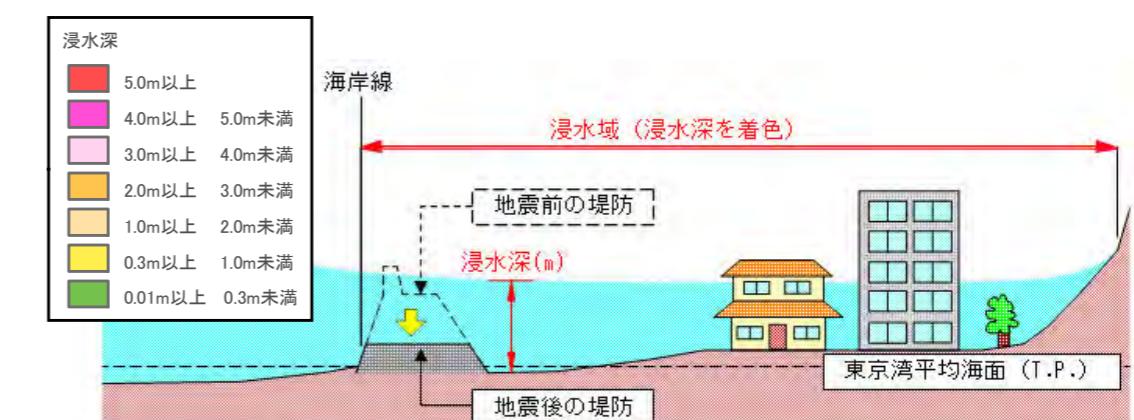


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



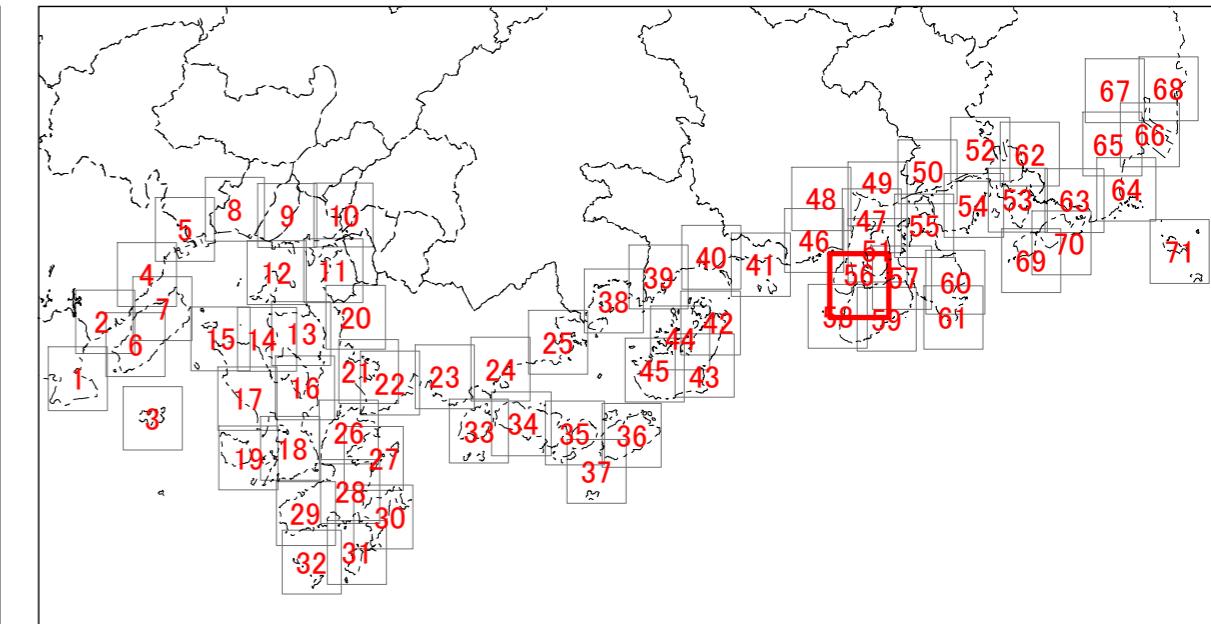
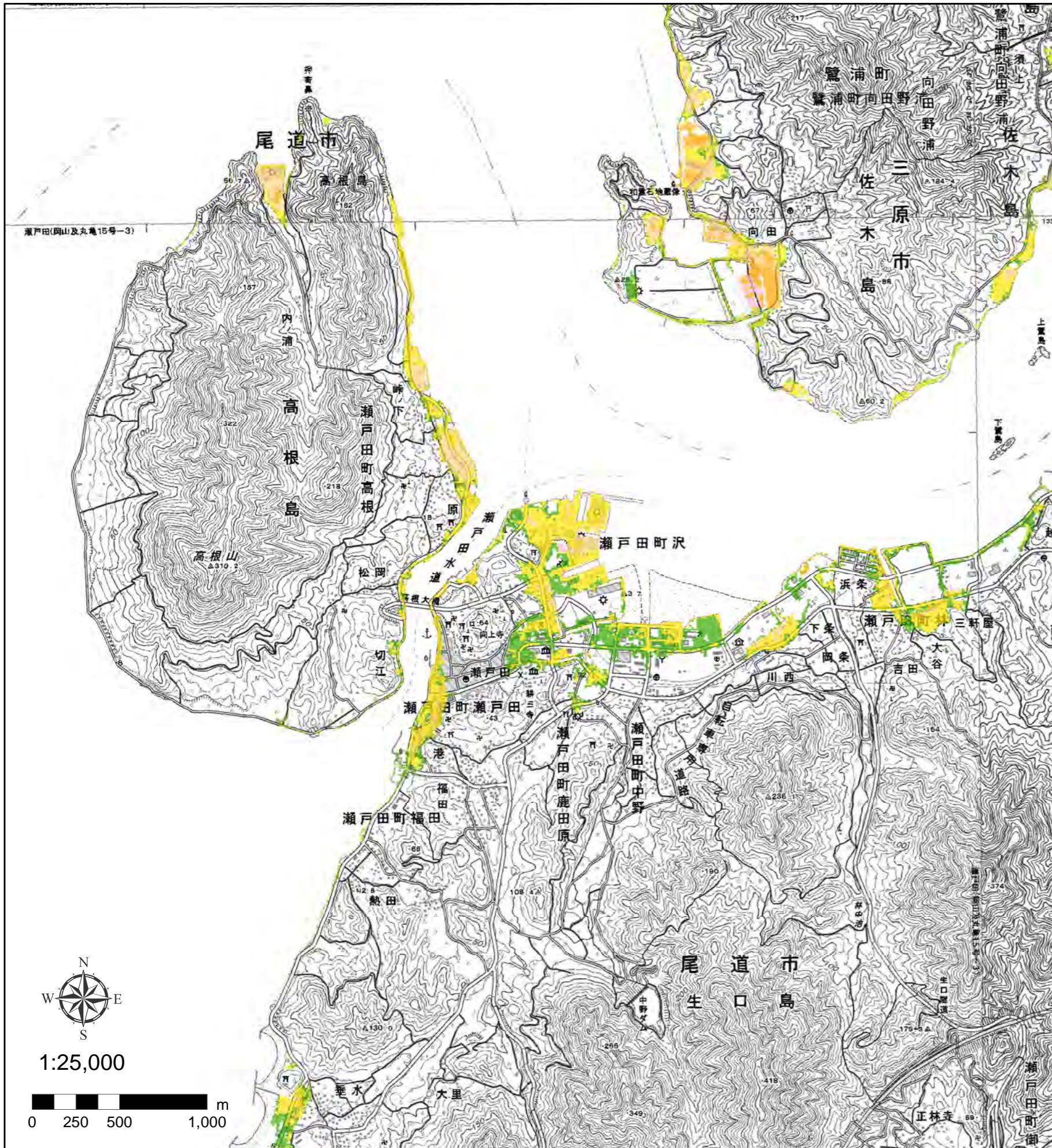
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図56

尾道市6/11

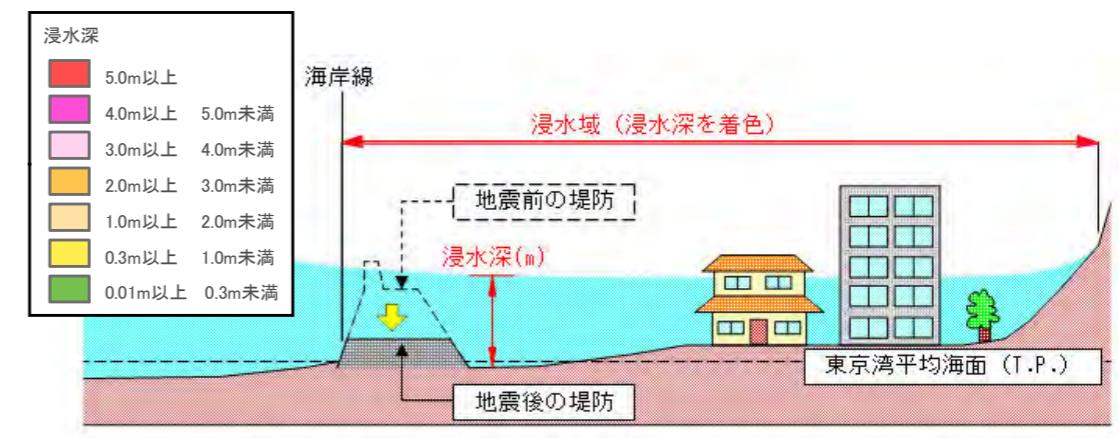


#### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

#### [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

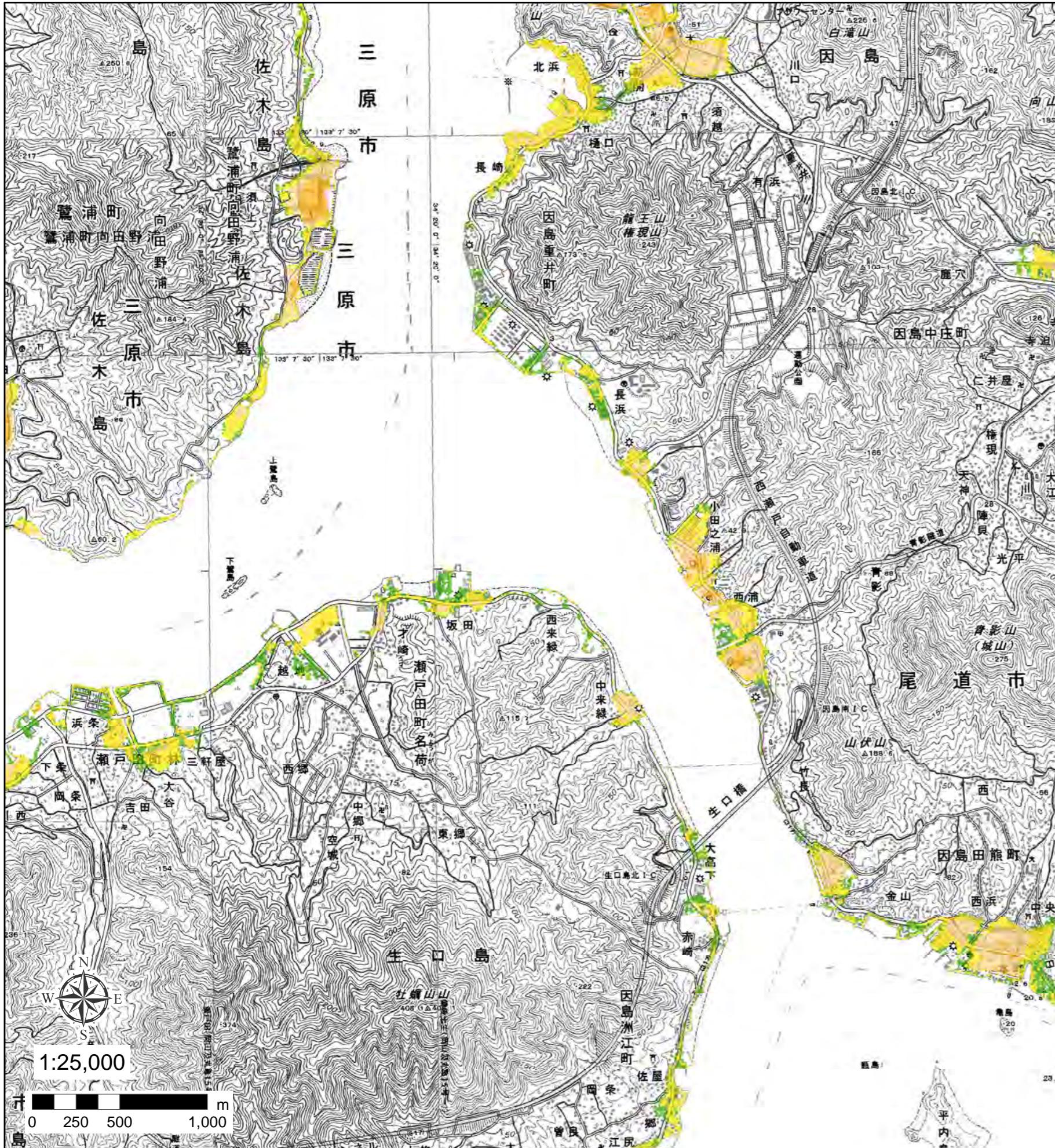


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

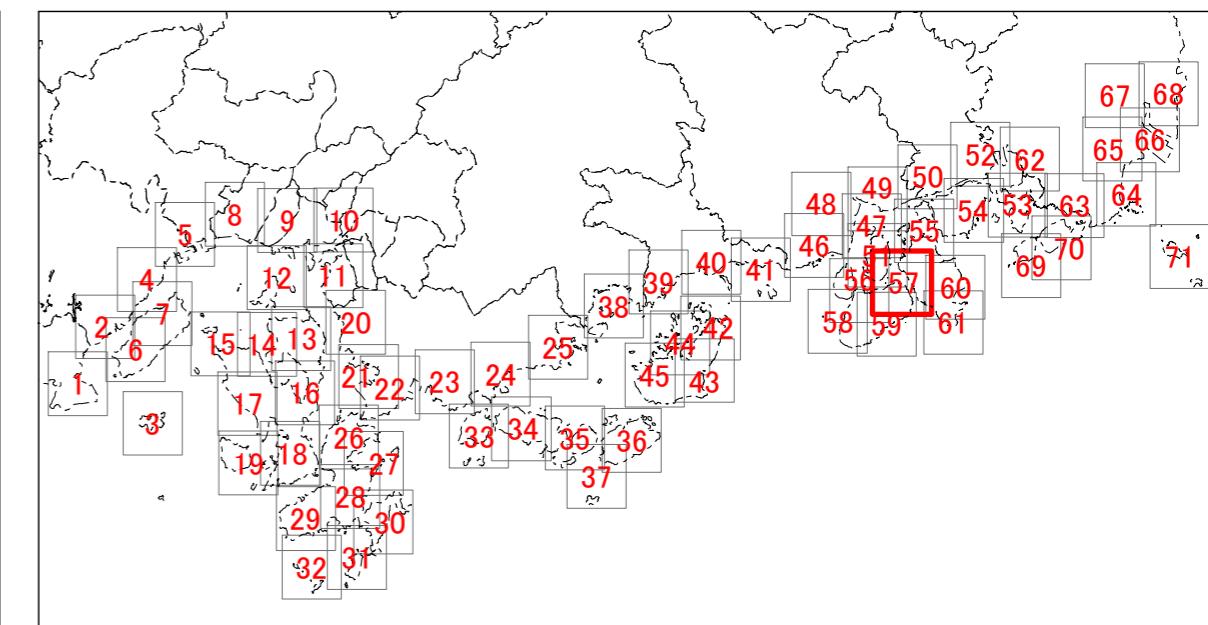
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図57



# 尾道市7/11

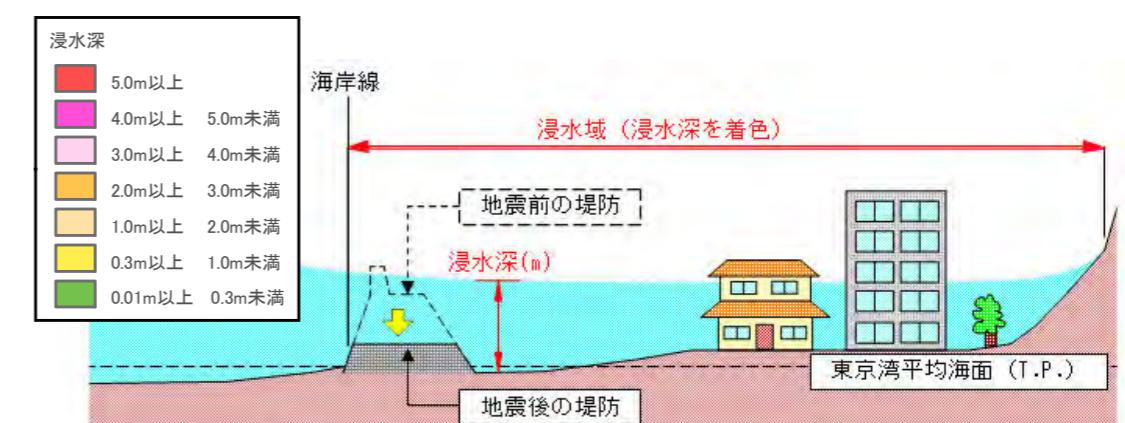


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



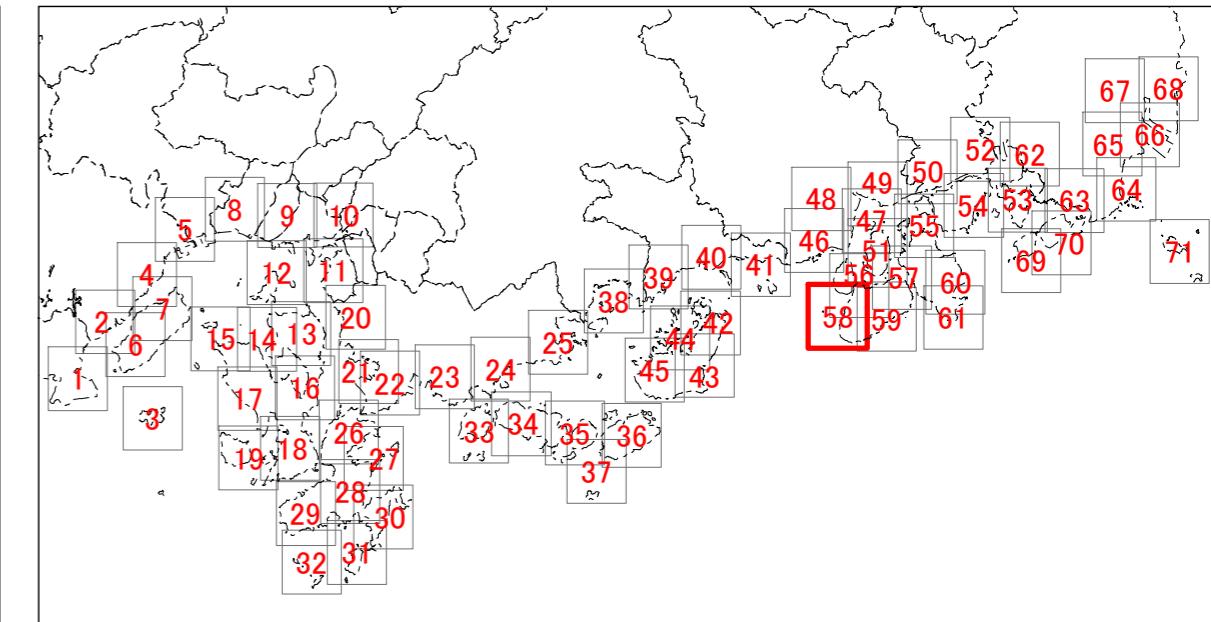
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図58

尾道市8/11

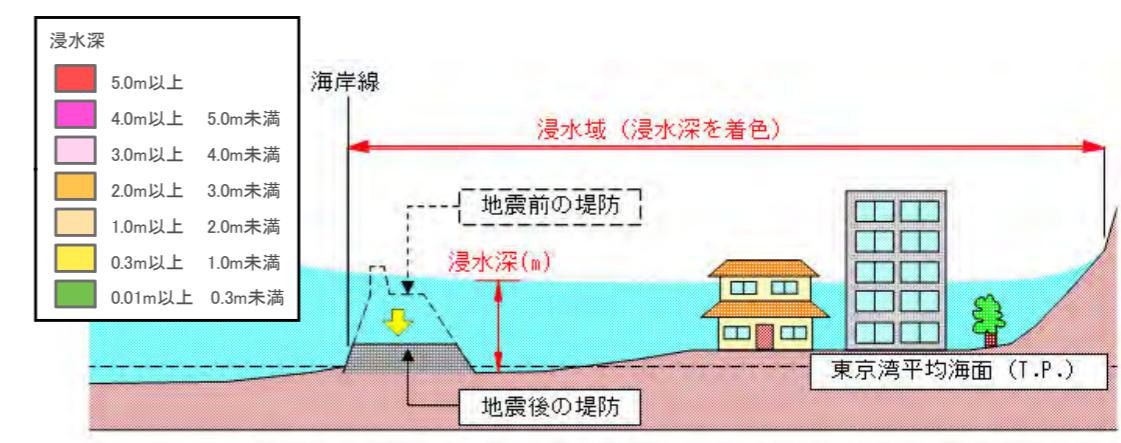


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

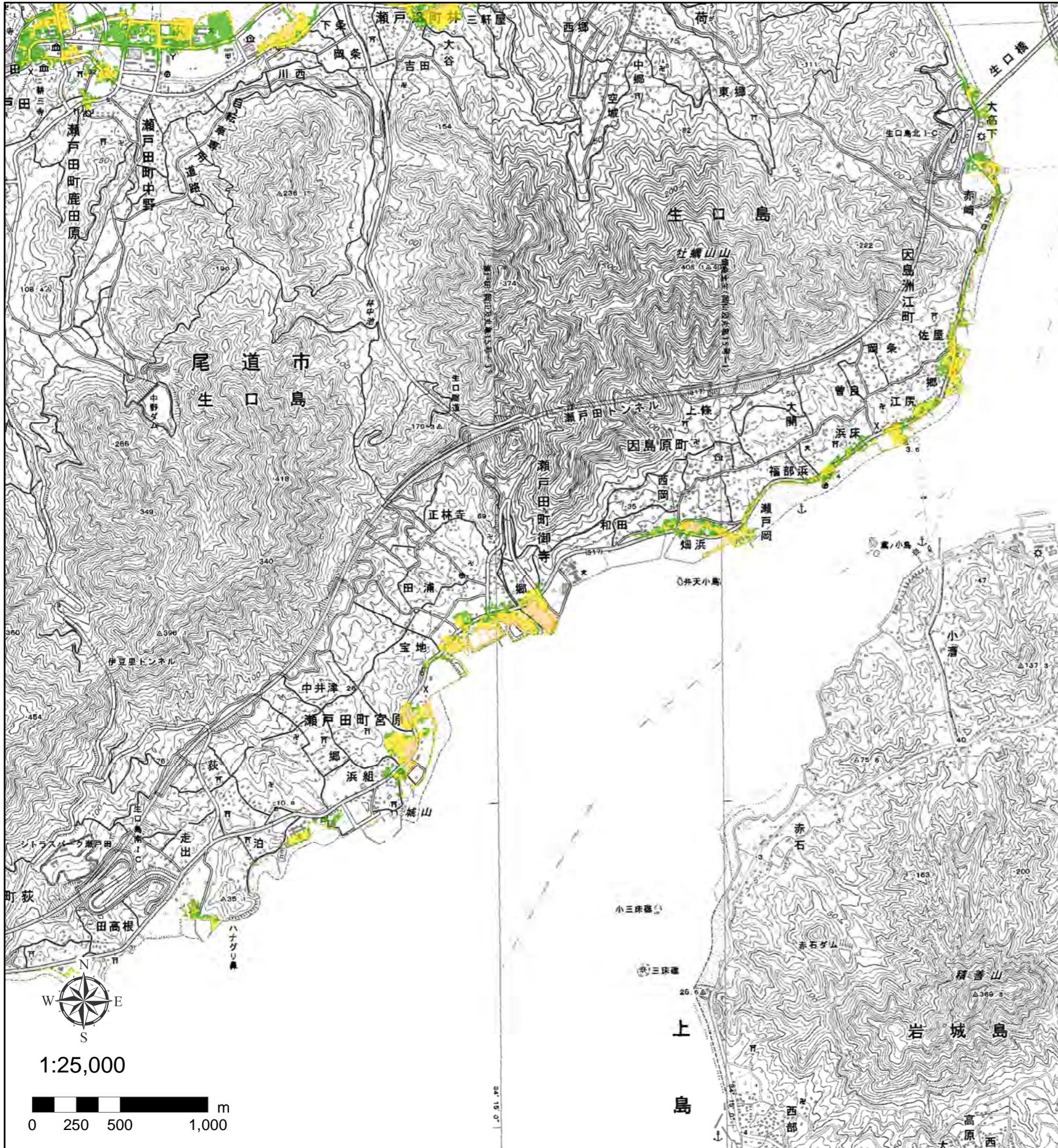


堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

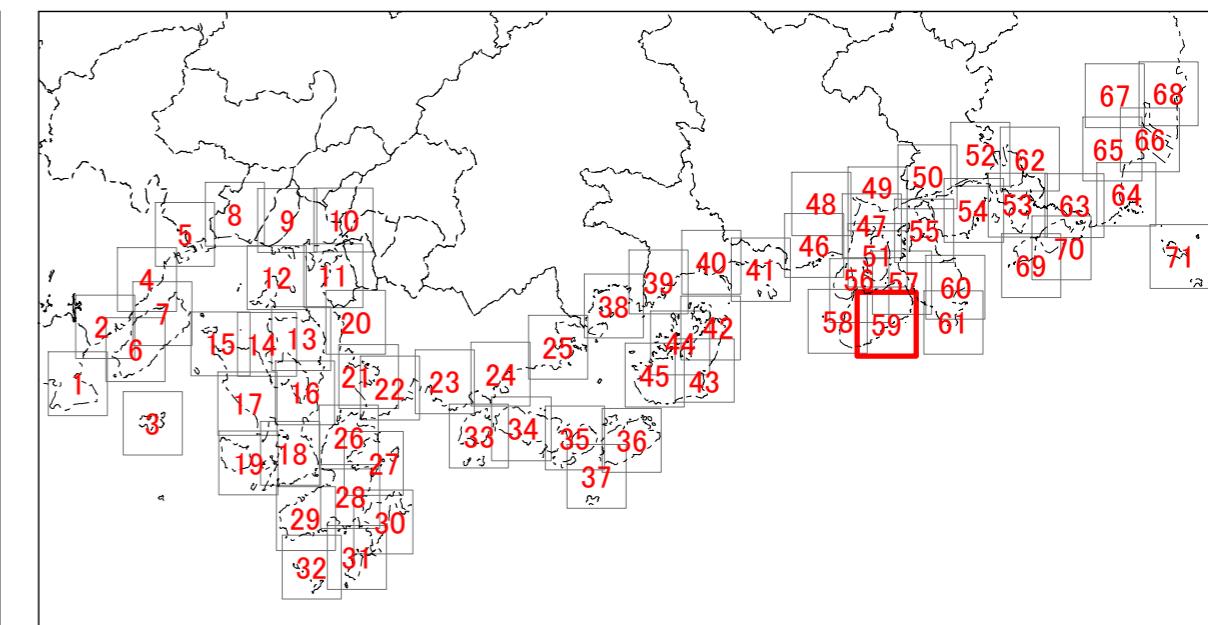
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図59



# 尾道市9/11

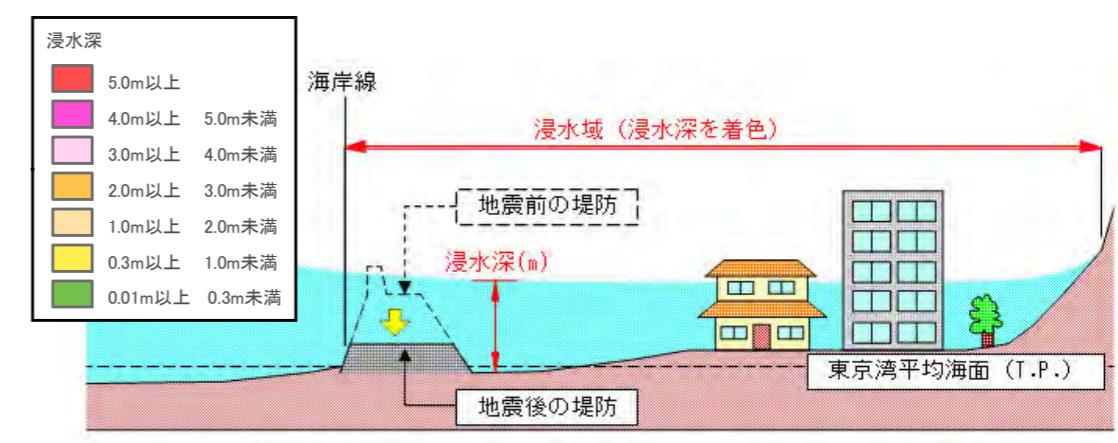


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

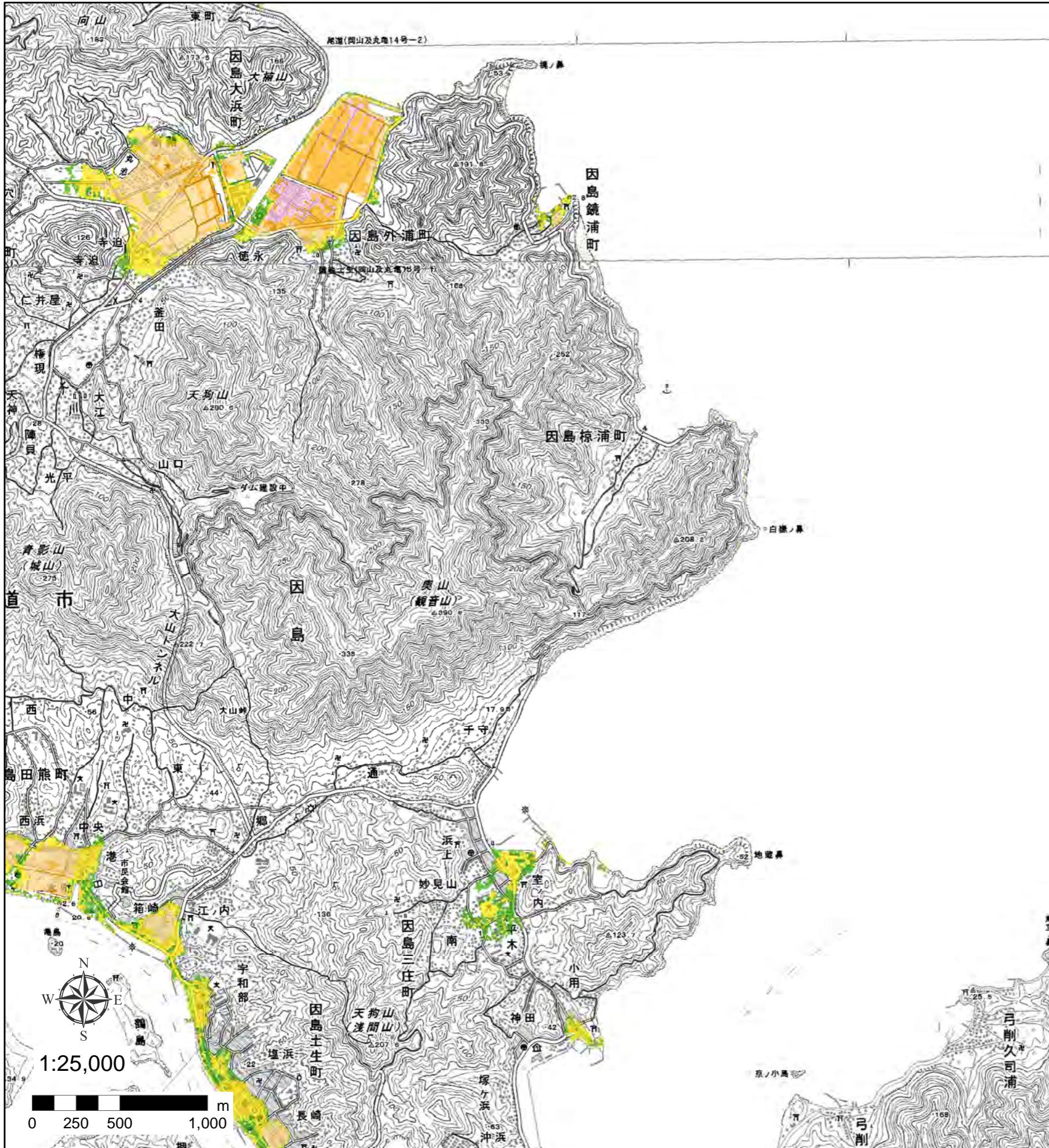


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

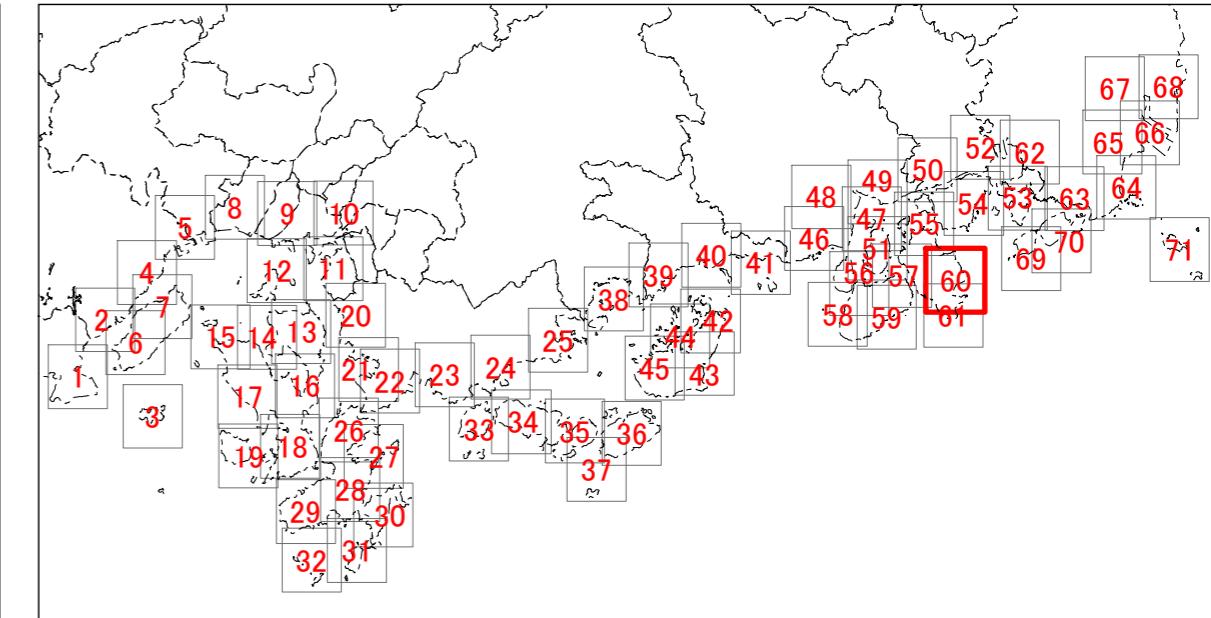
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図60



# 尾道市10/11

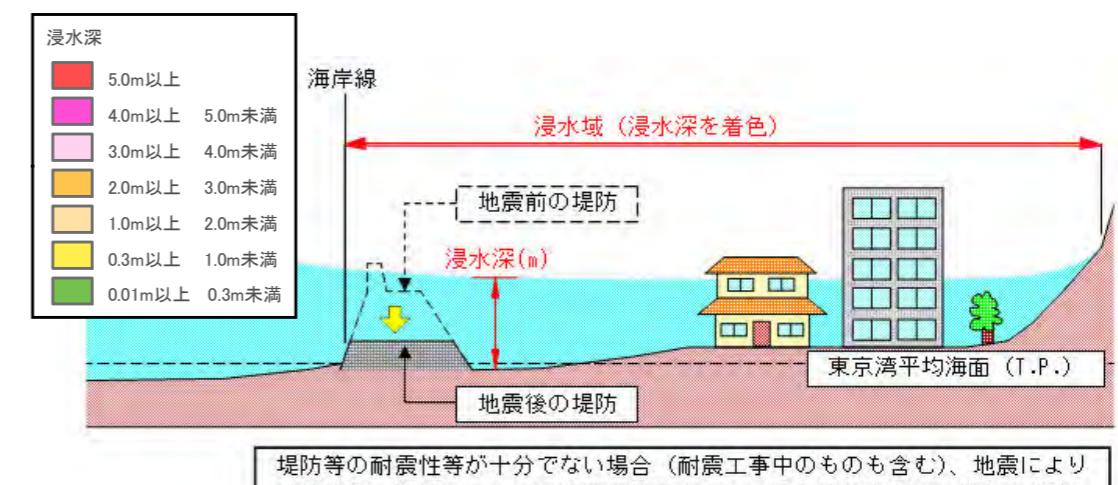


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

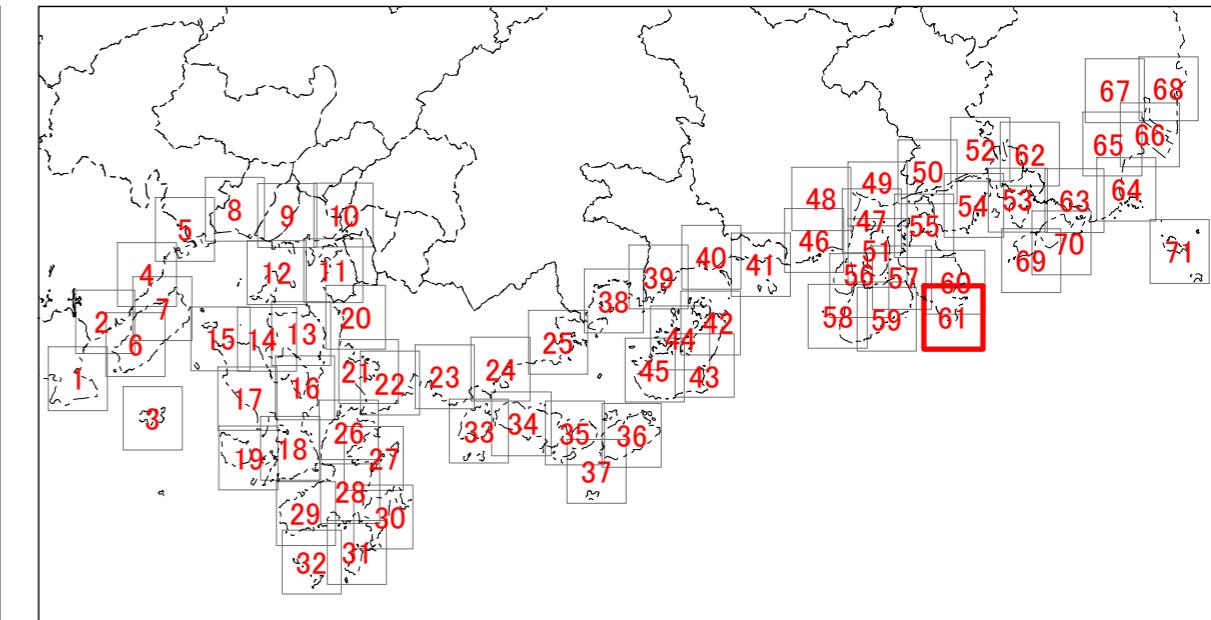
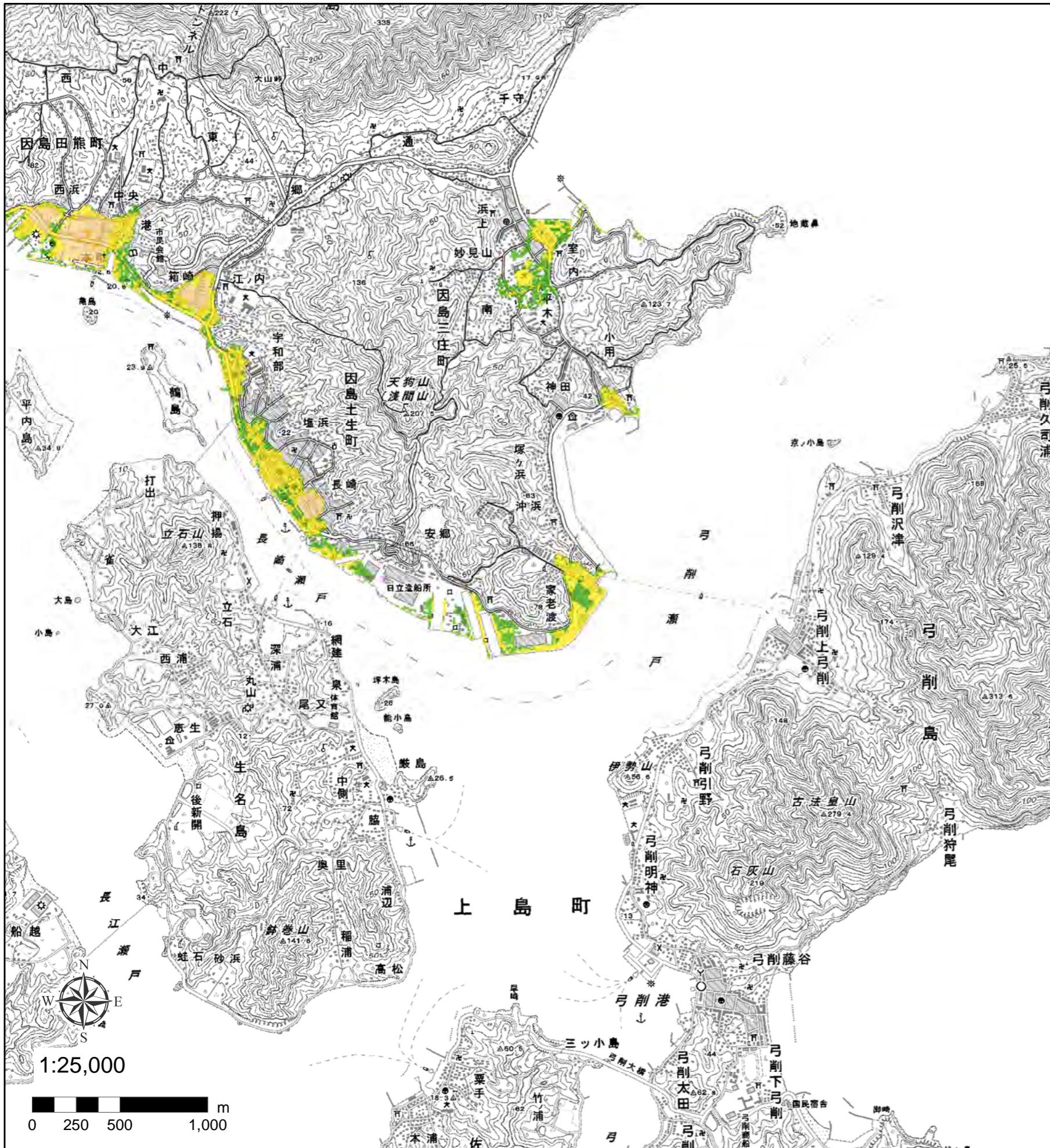


作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図61

尾道市11/11

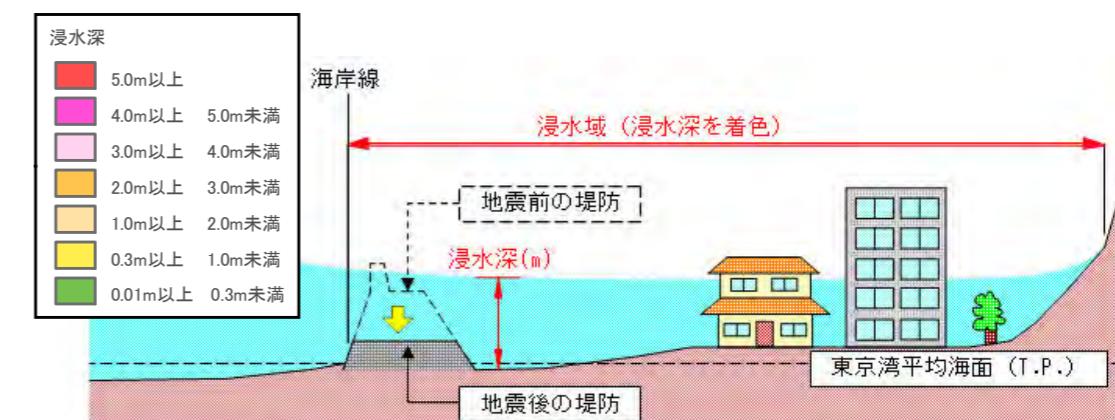


#### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

#### [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

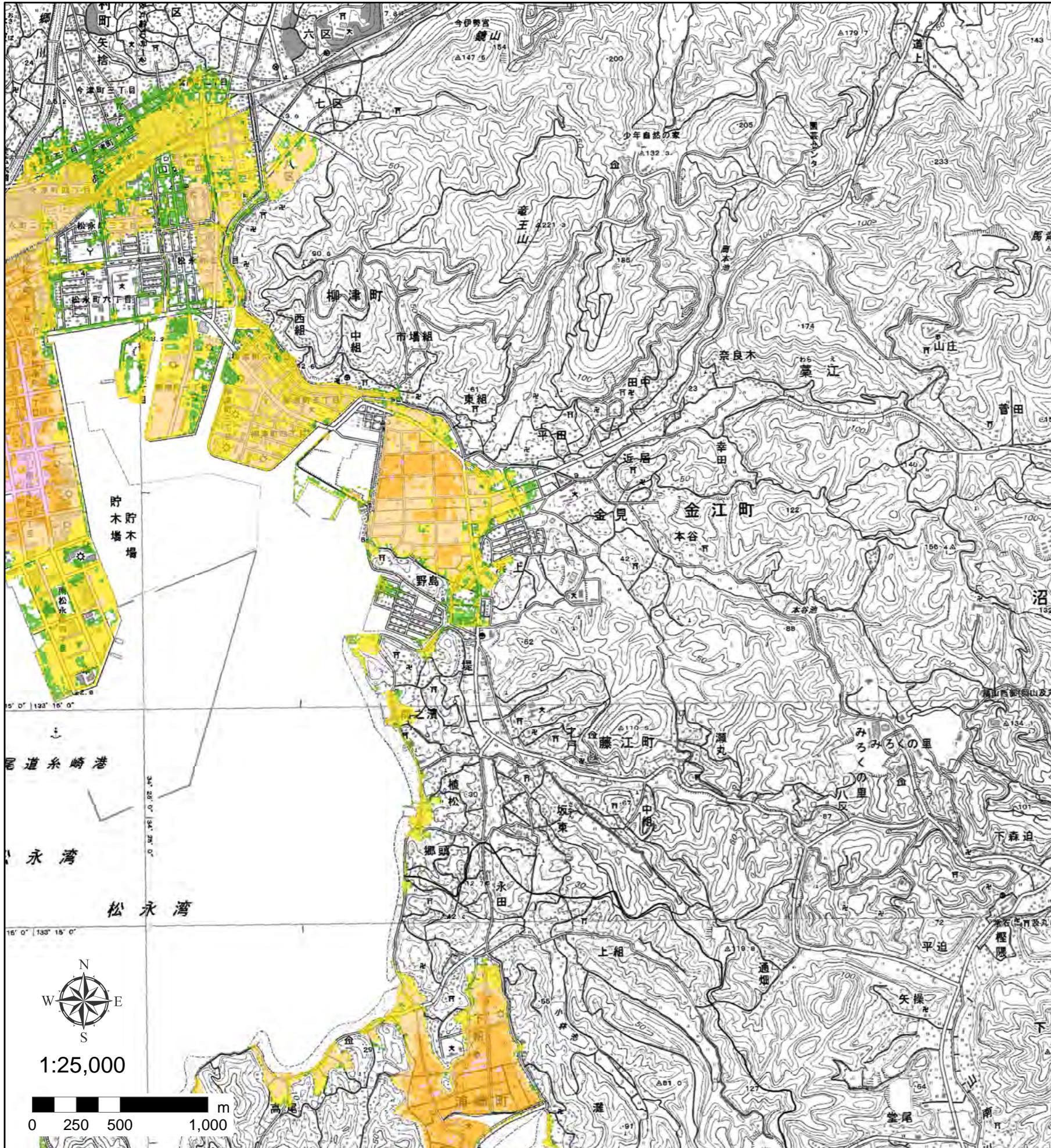


堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

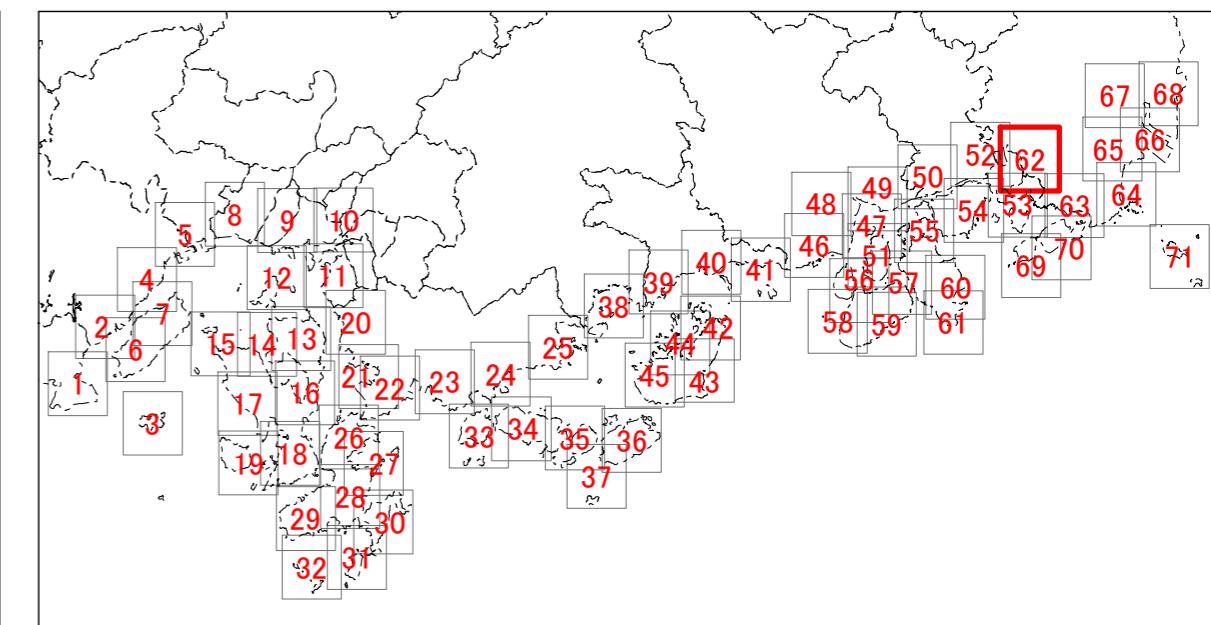
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図62



福山市3/12

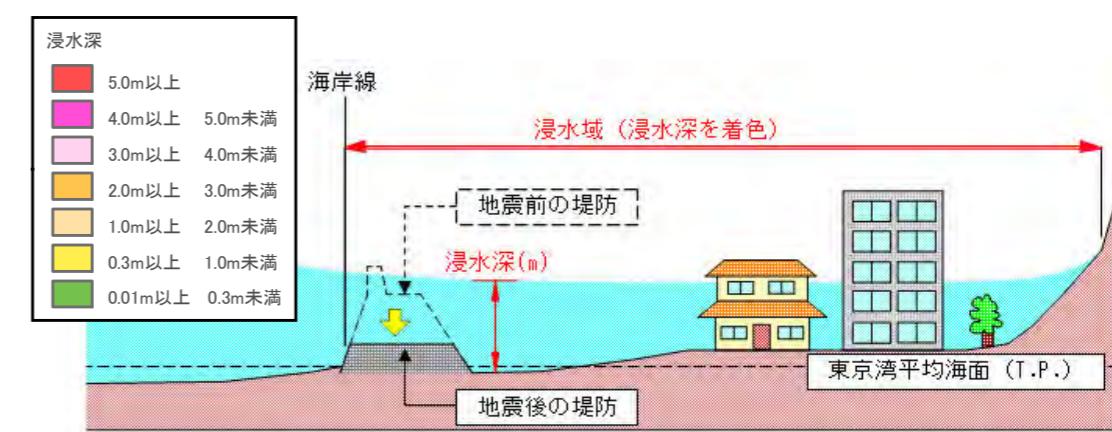


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1) 海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2) 浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

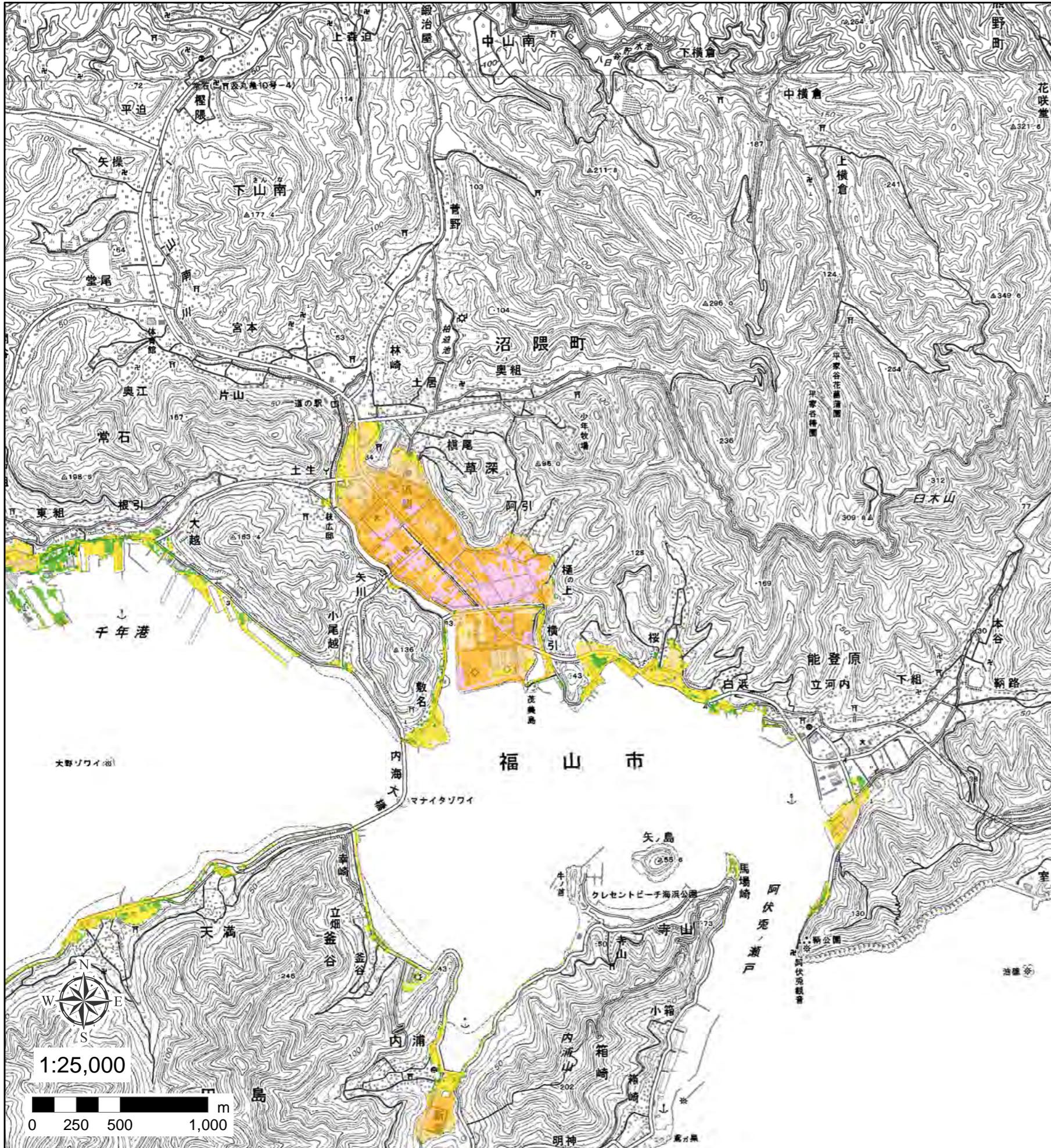


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

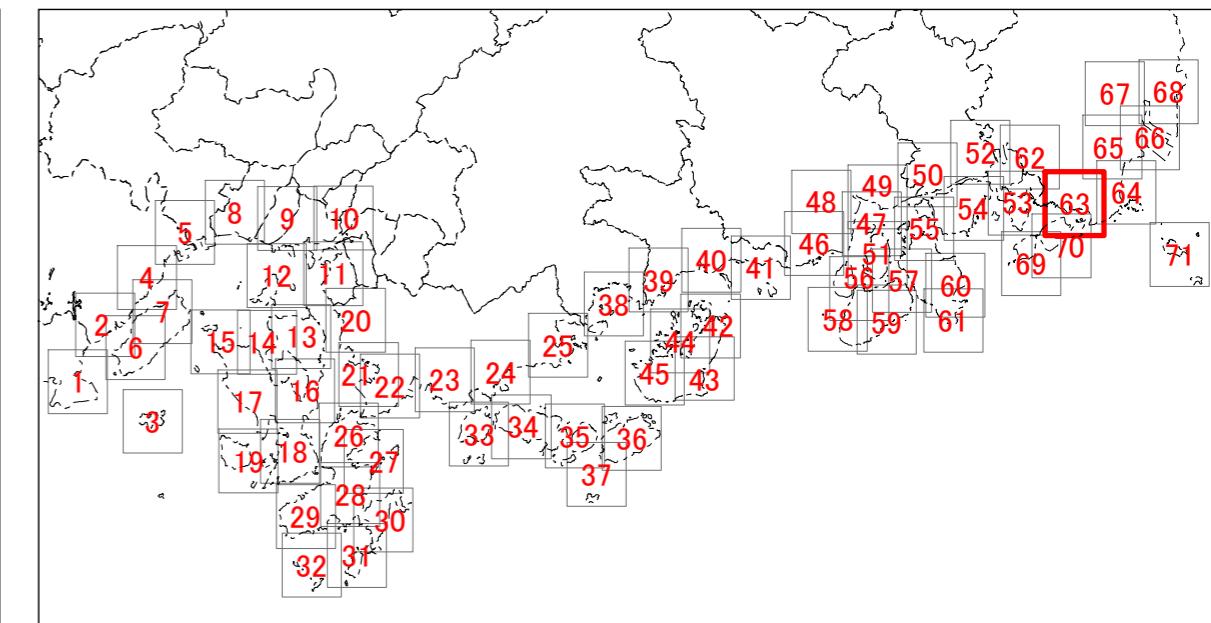
作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図63



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平24情複、第946号)

# 福山市4/12

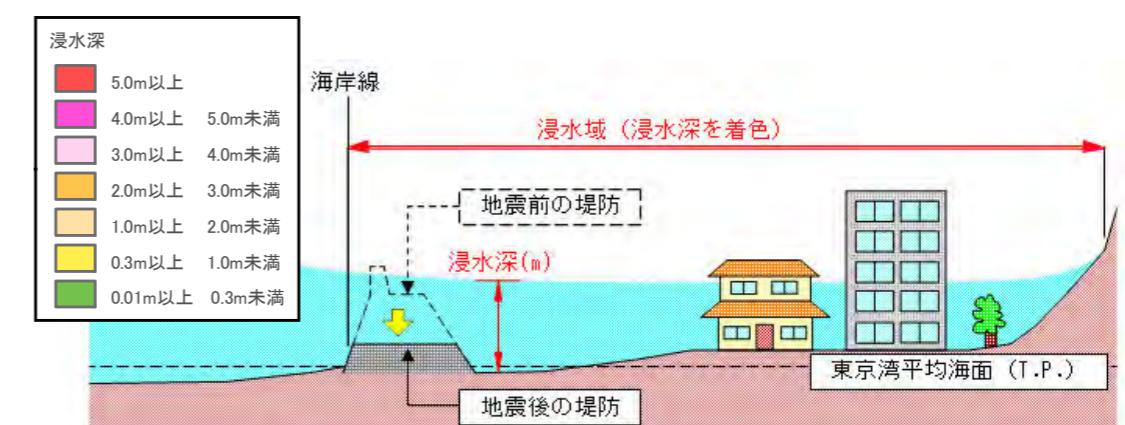


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



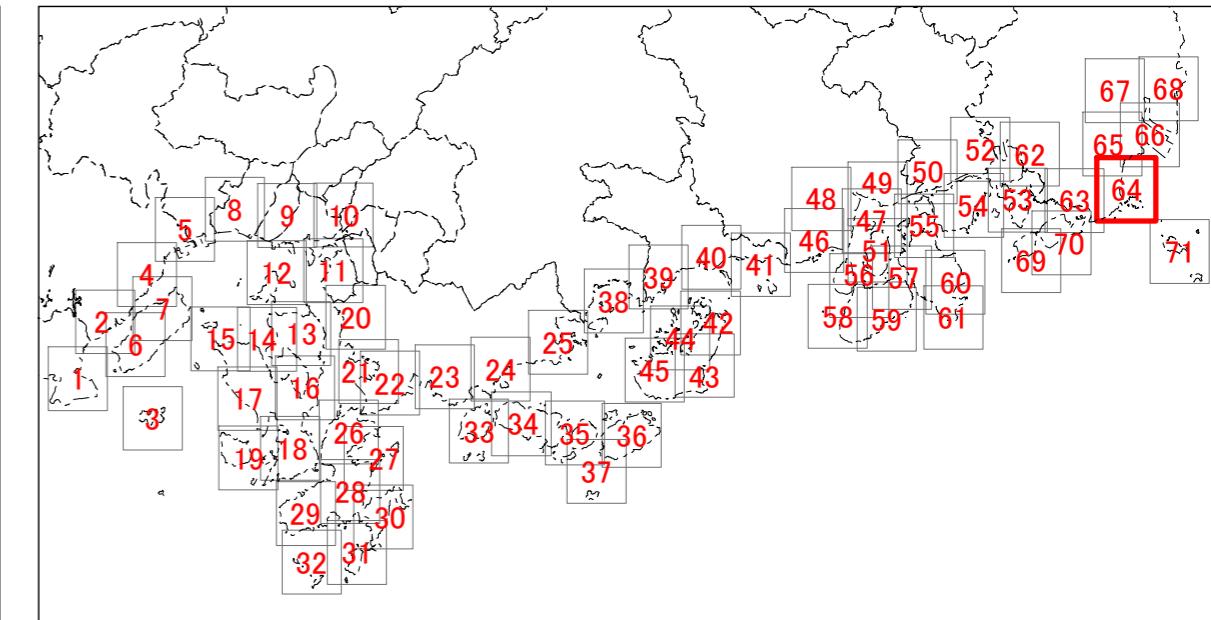
堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図64

福山市5/12

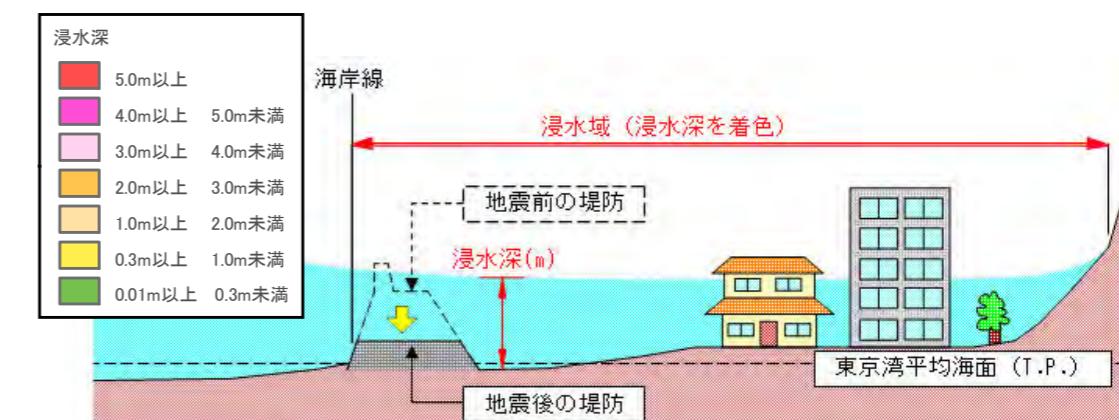


#### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

#### [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

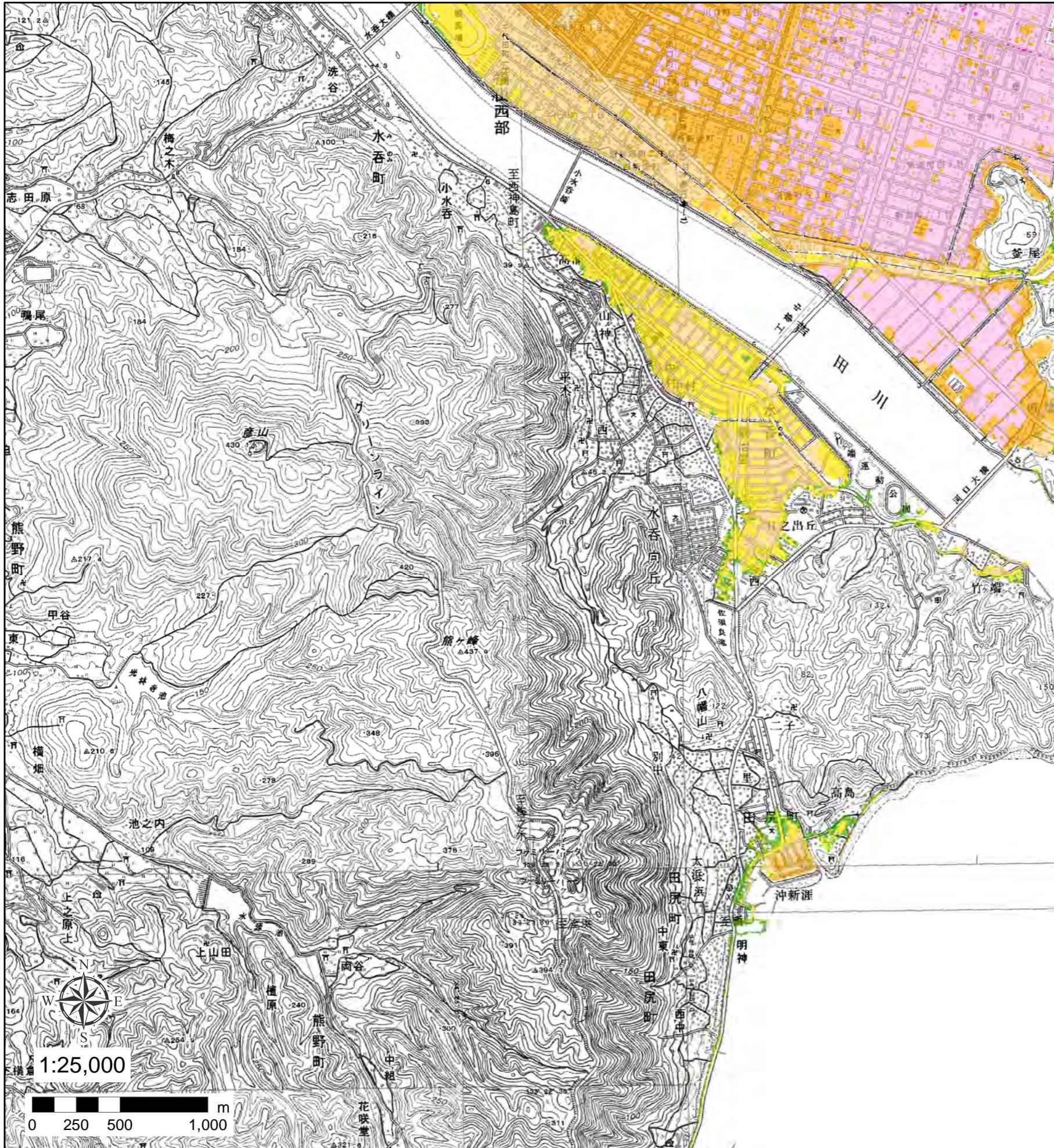


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

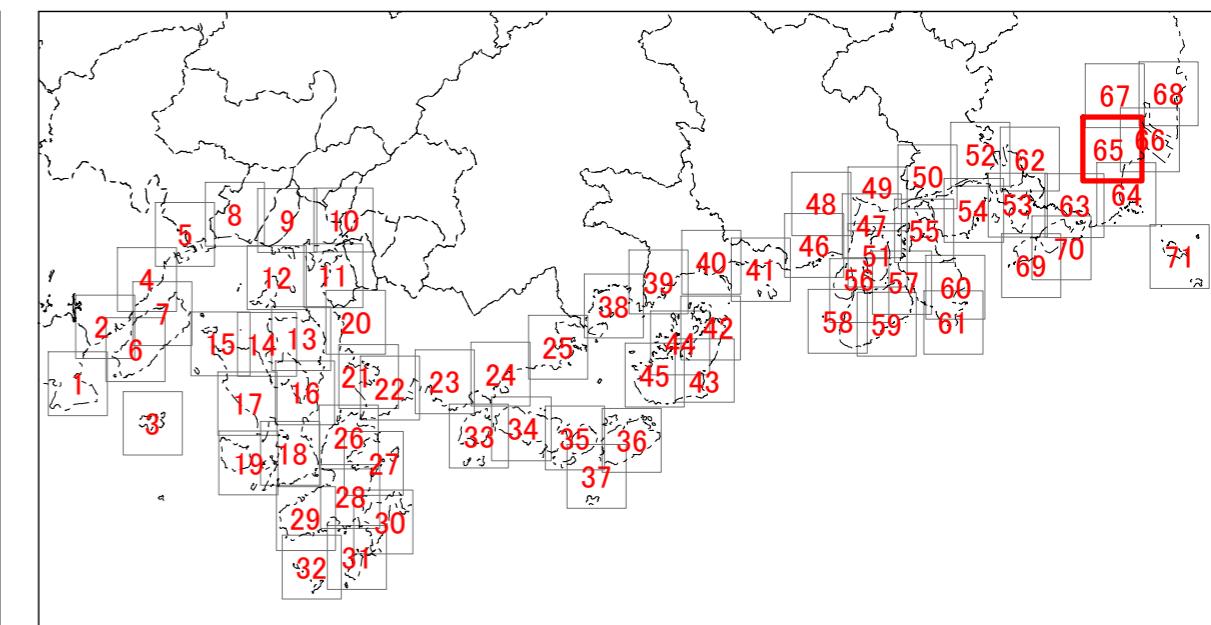
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図65



福山市6/12

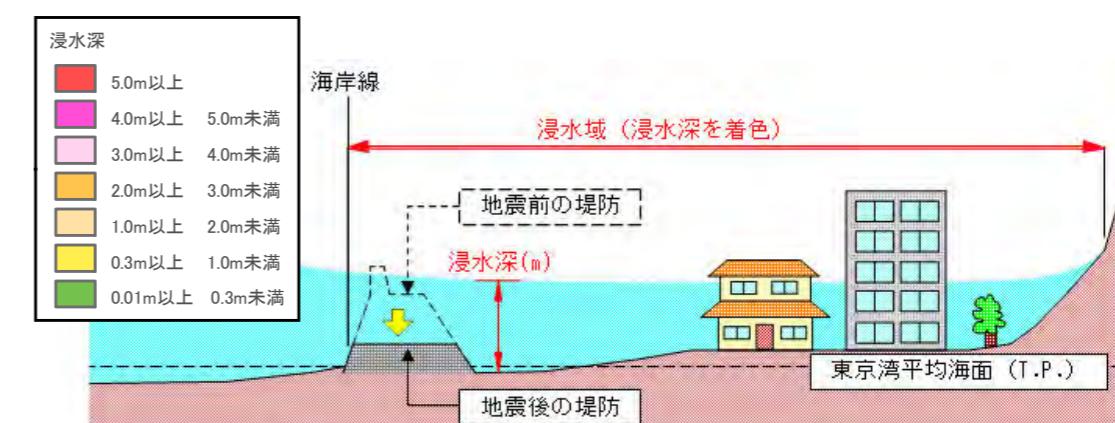


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1) 海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2) 浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

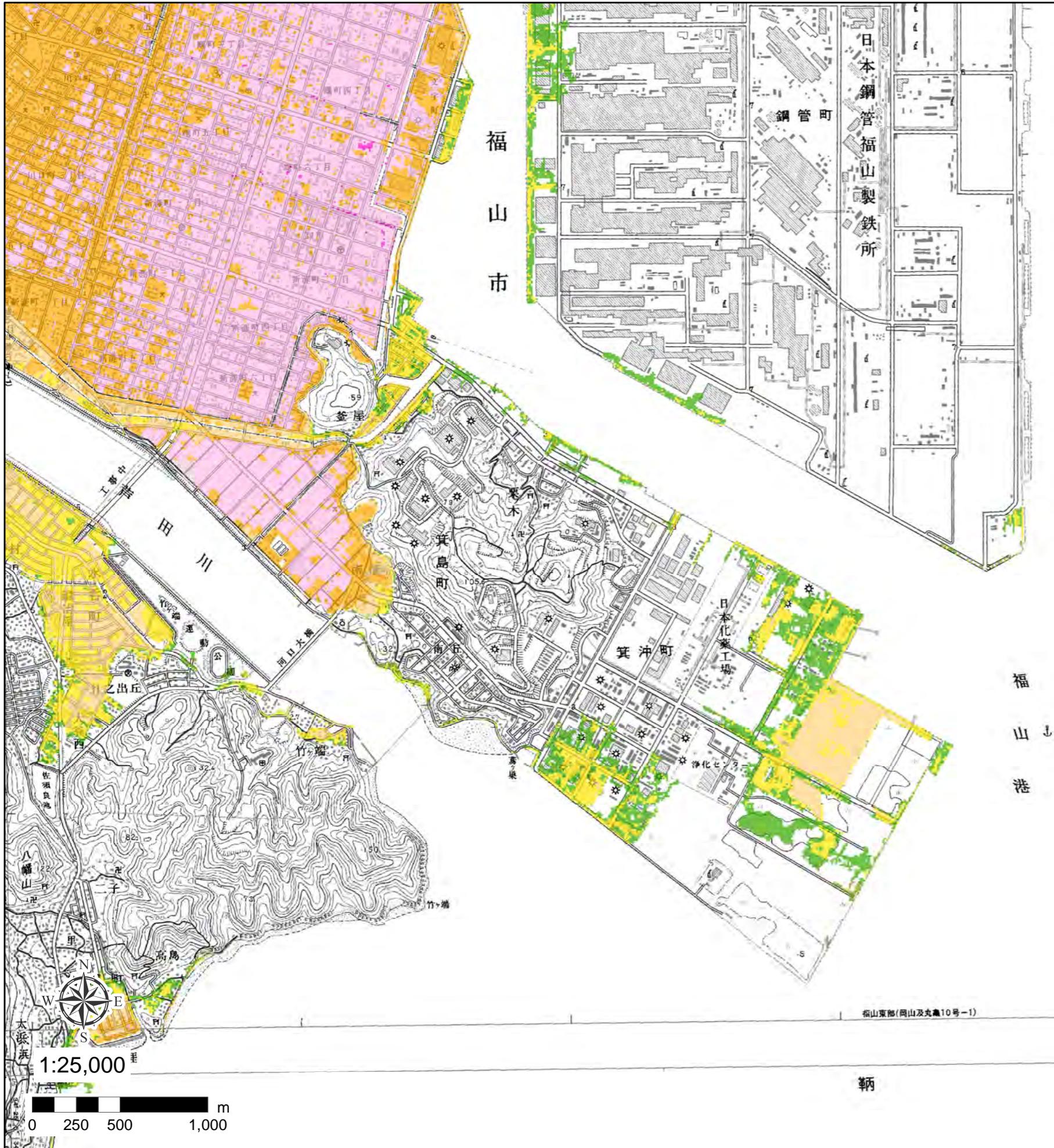


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

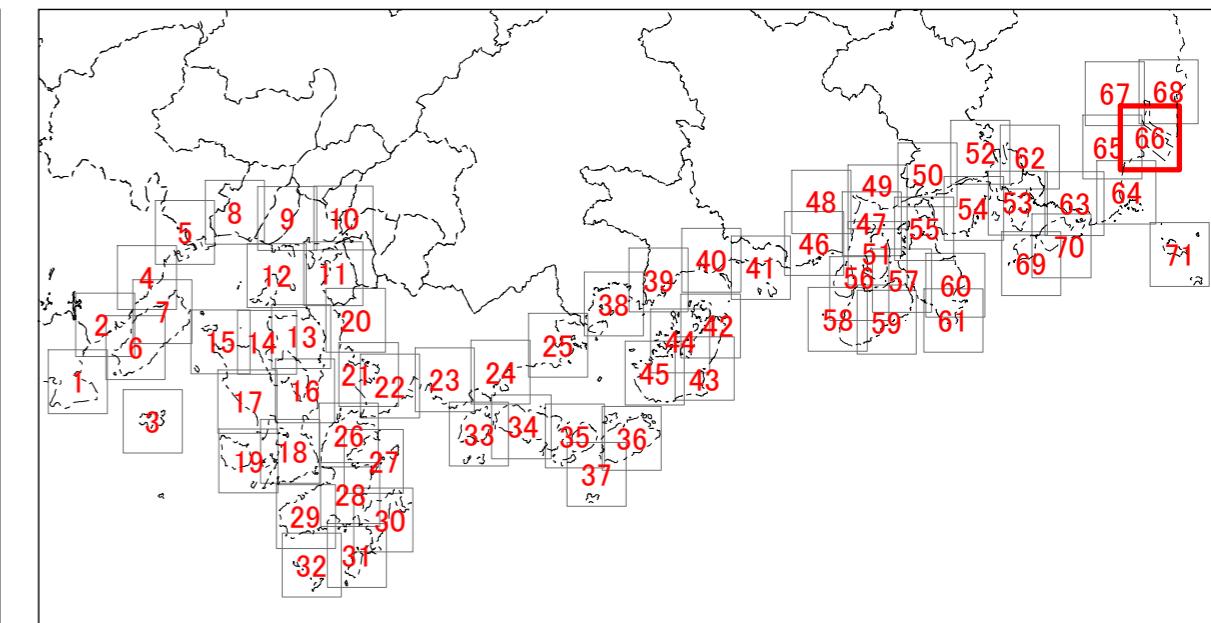
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図66



# 福山市7/12

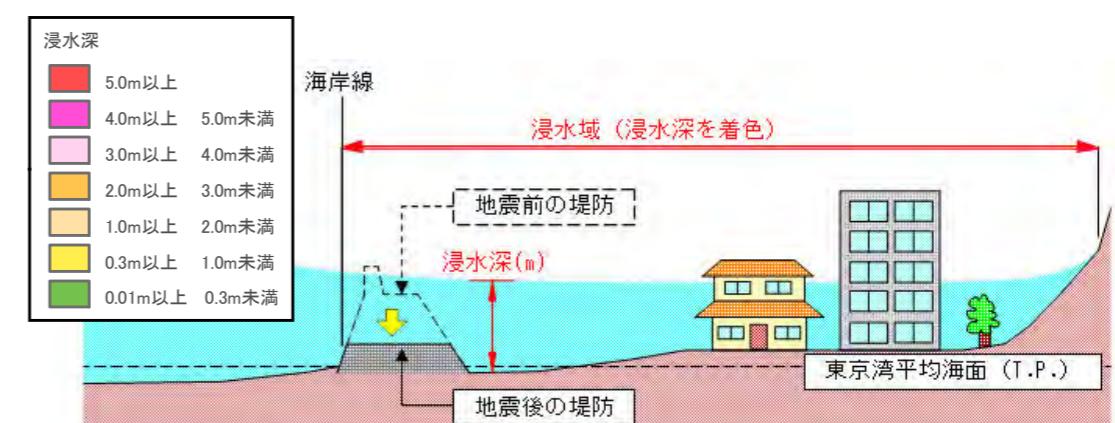


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

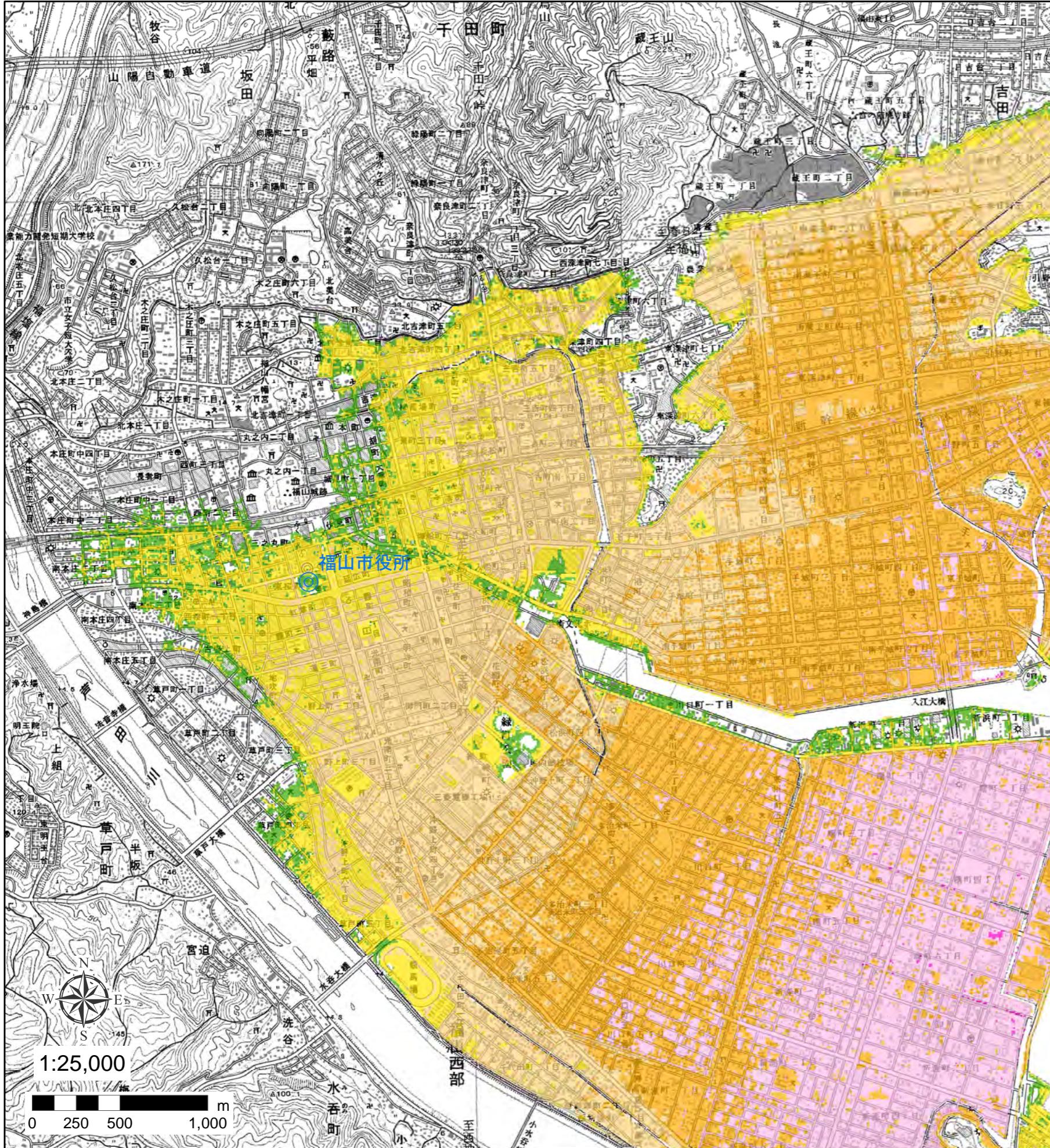


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

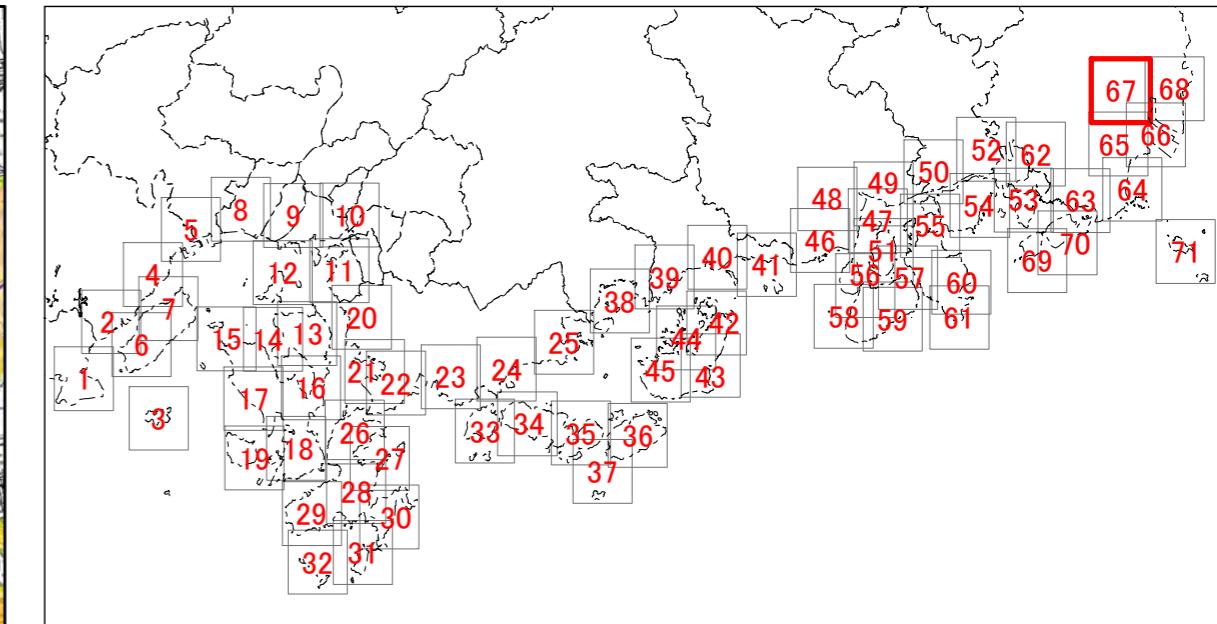
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図67



福山市8/12

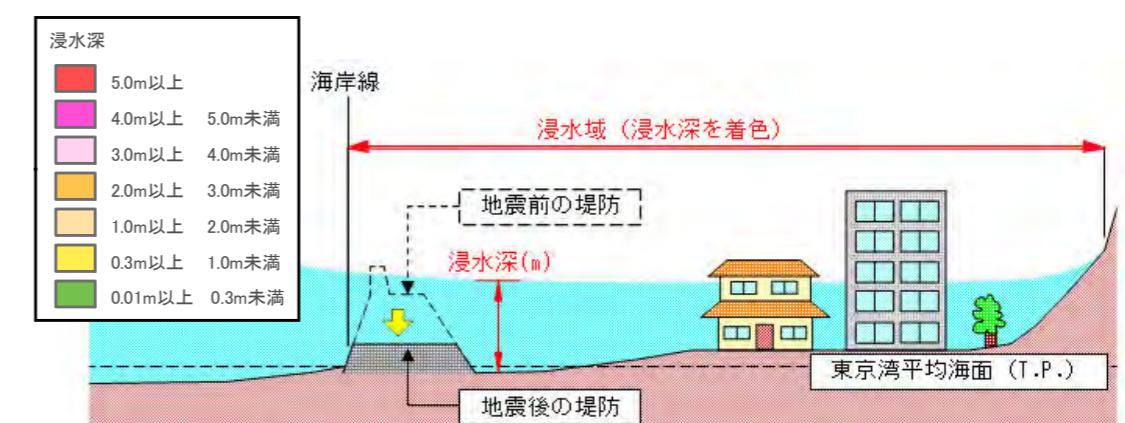


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

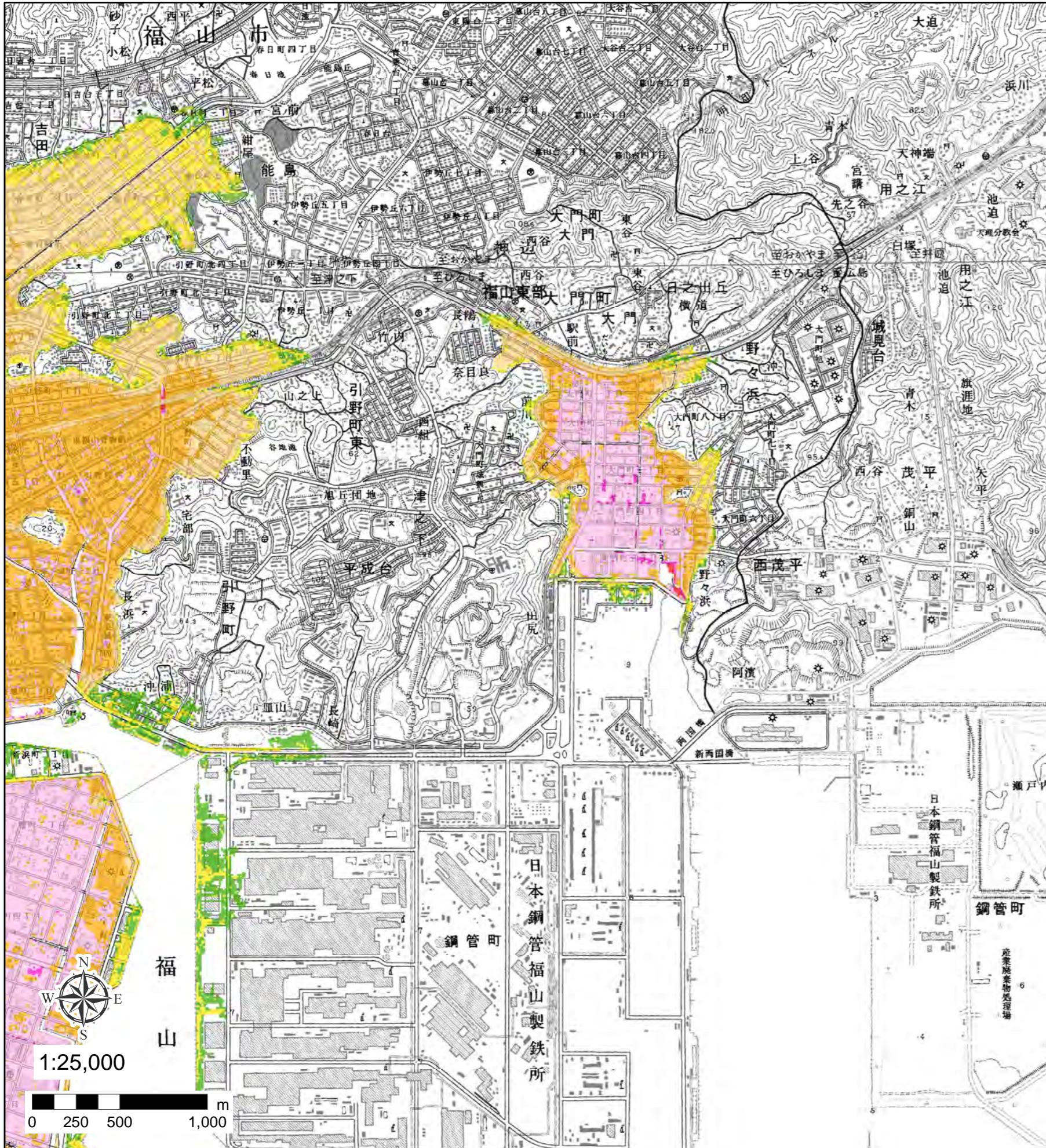


堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

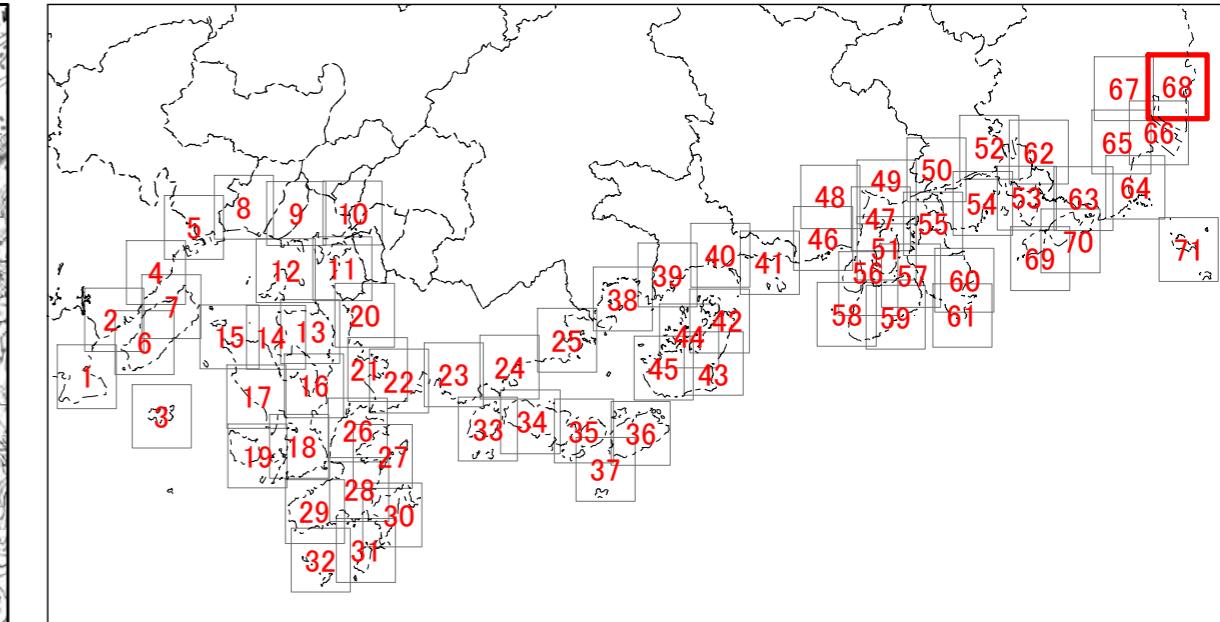
作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図68



福山市9/12

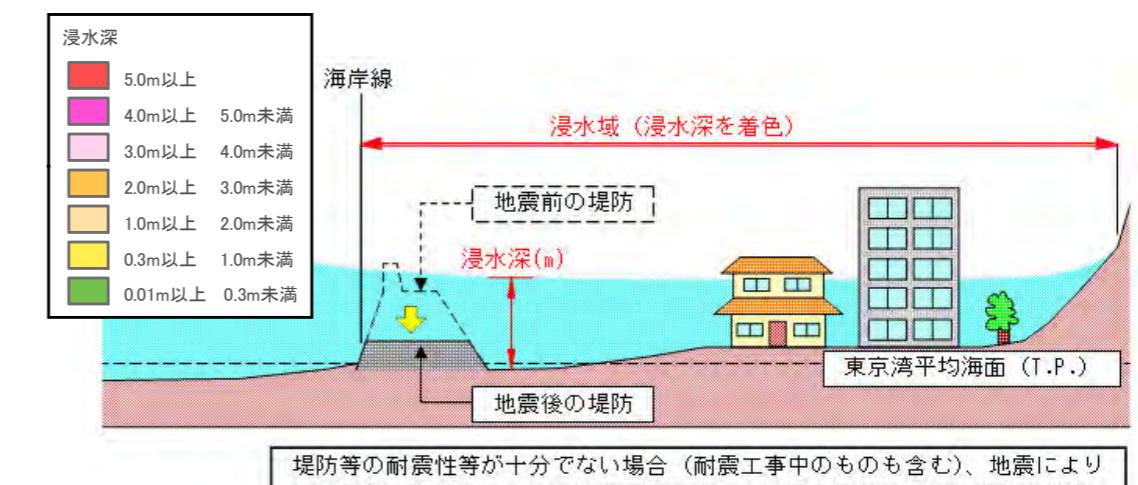


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1) 海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2) 浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

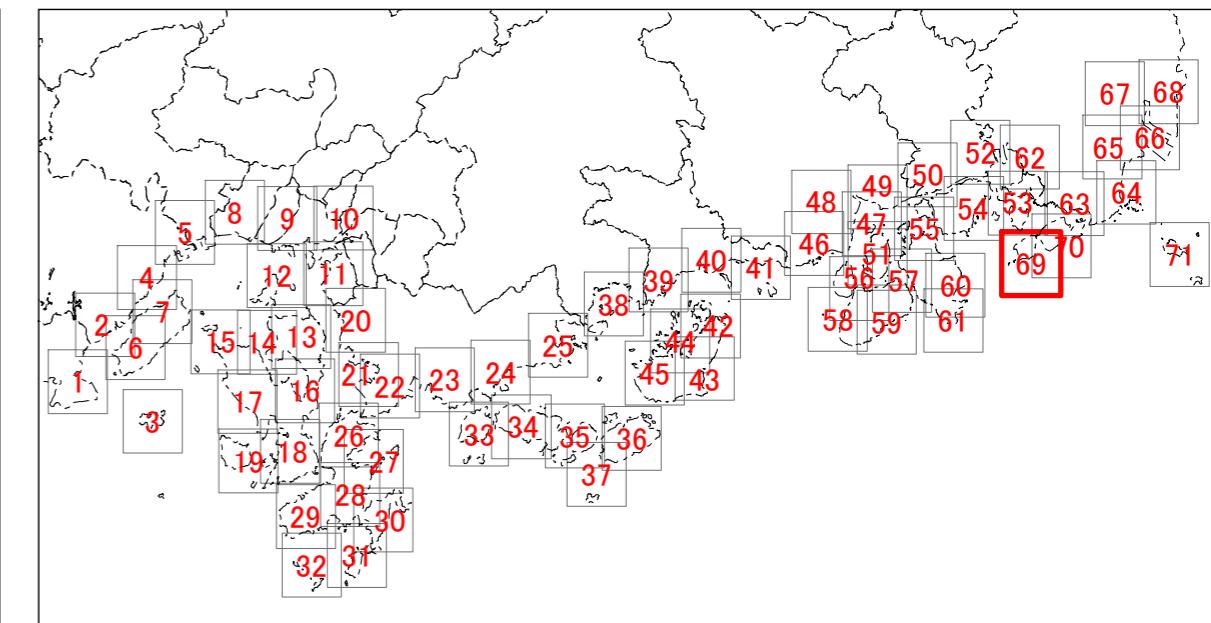
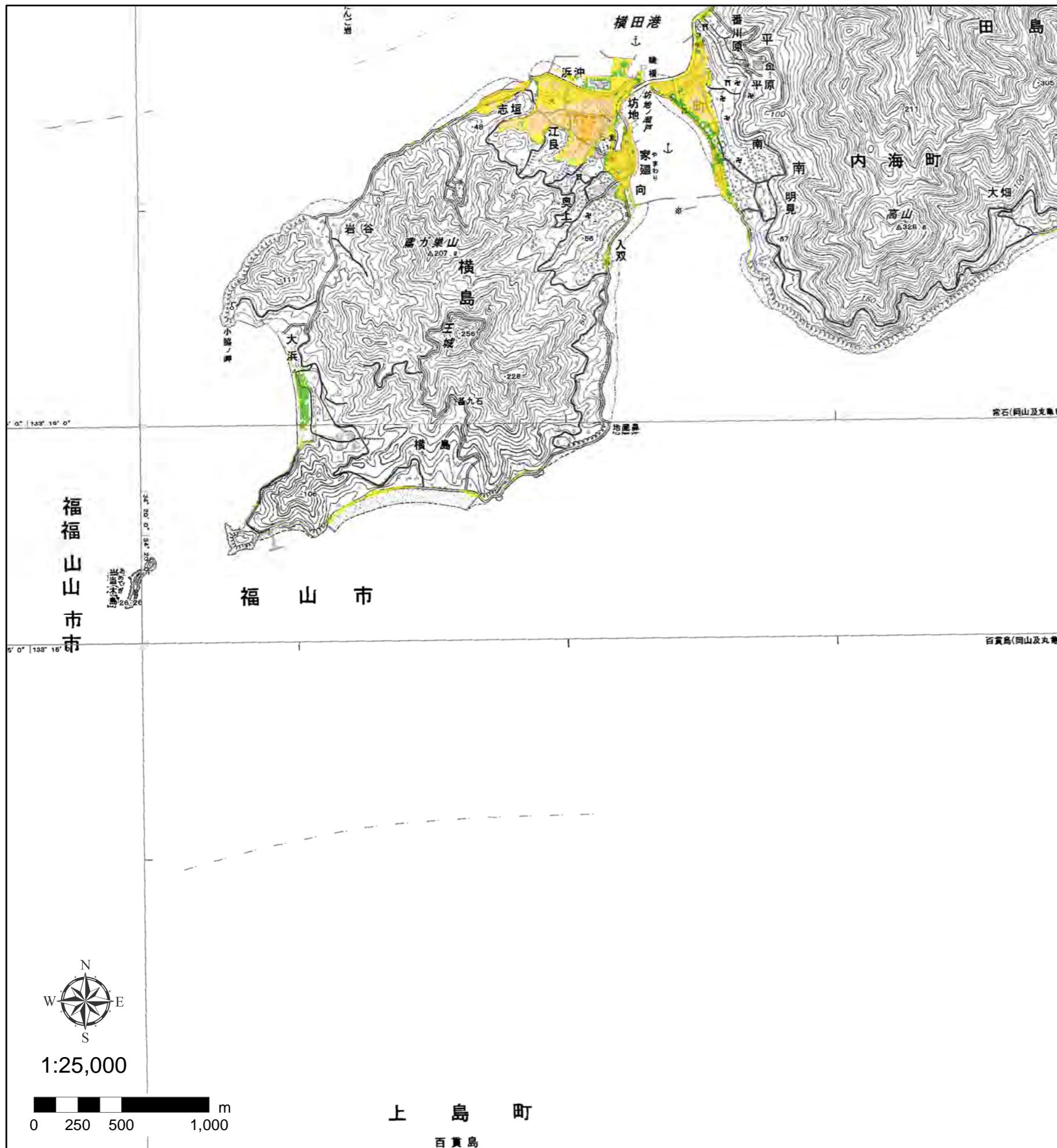


作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図69

福山市10/12

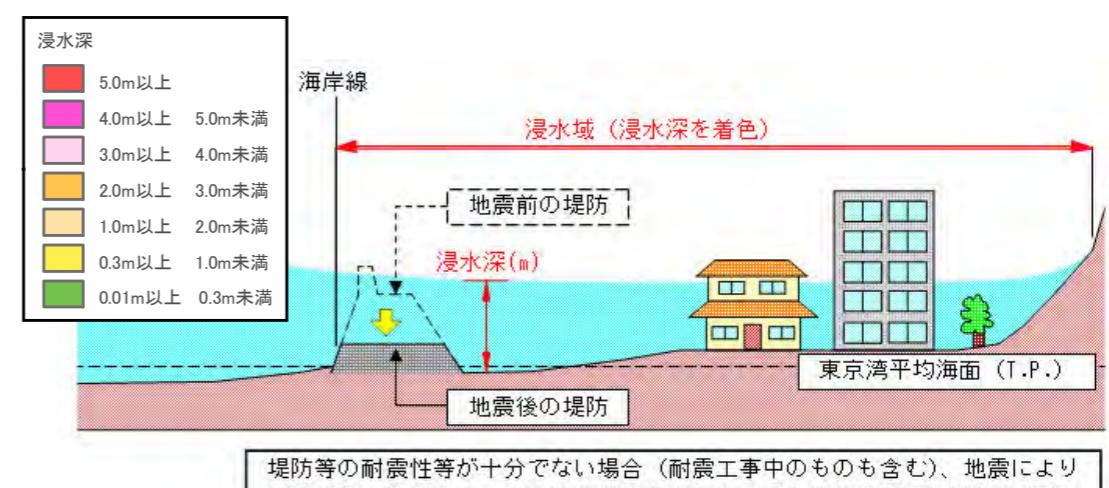


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



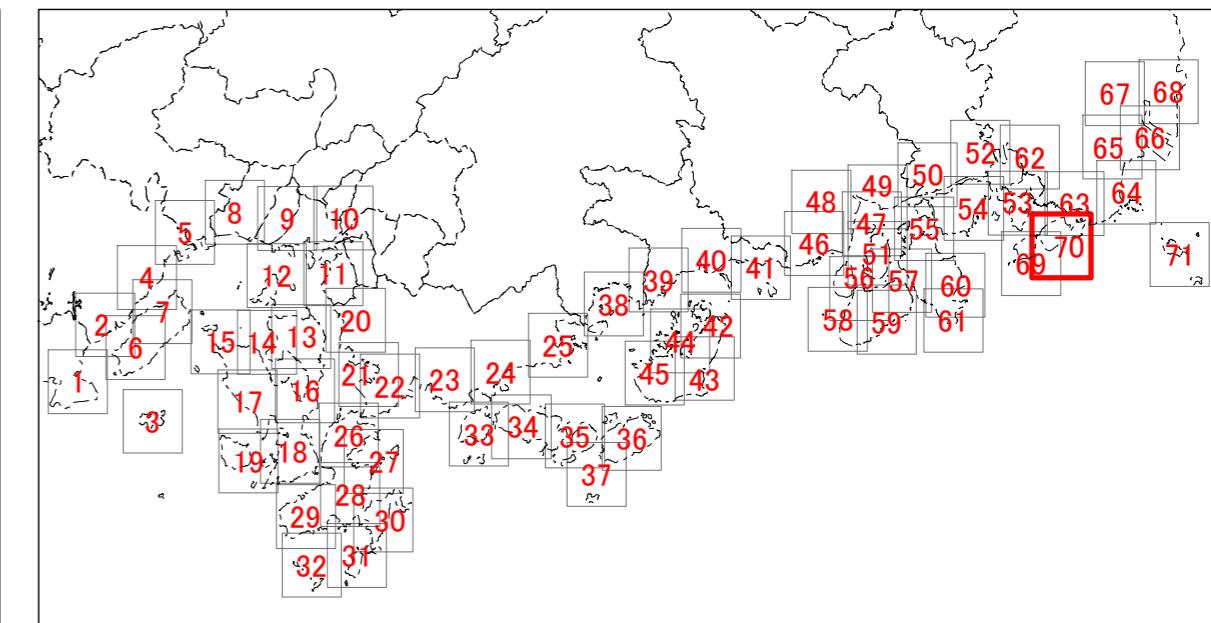
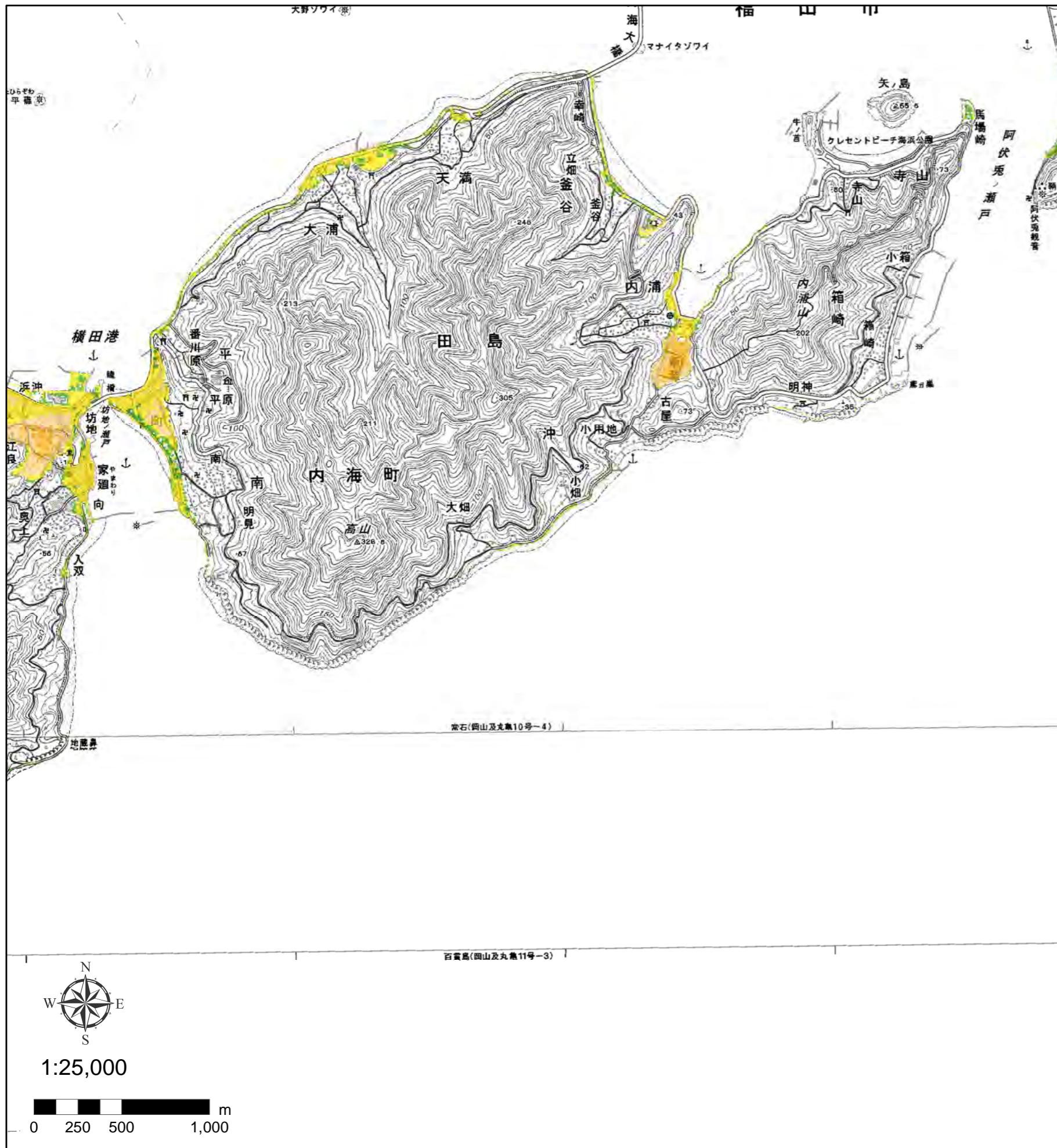
堤防等の耐震性等が十分でない場合（耐震工事中のものも含む）、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図70

福山市11/12

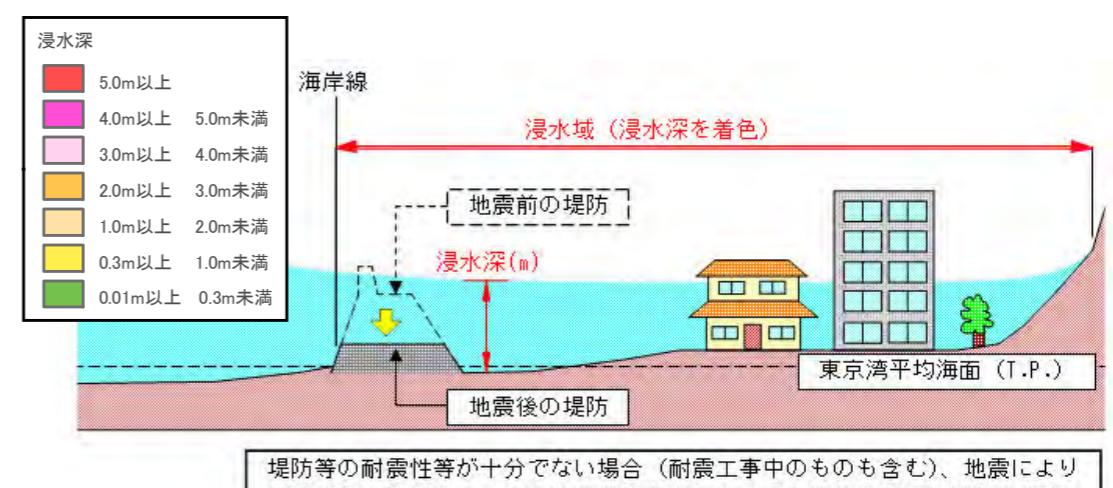


## [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

## [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

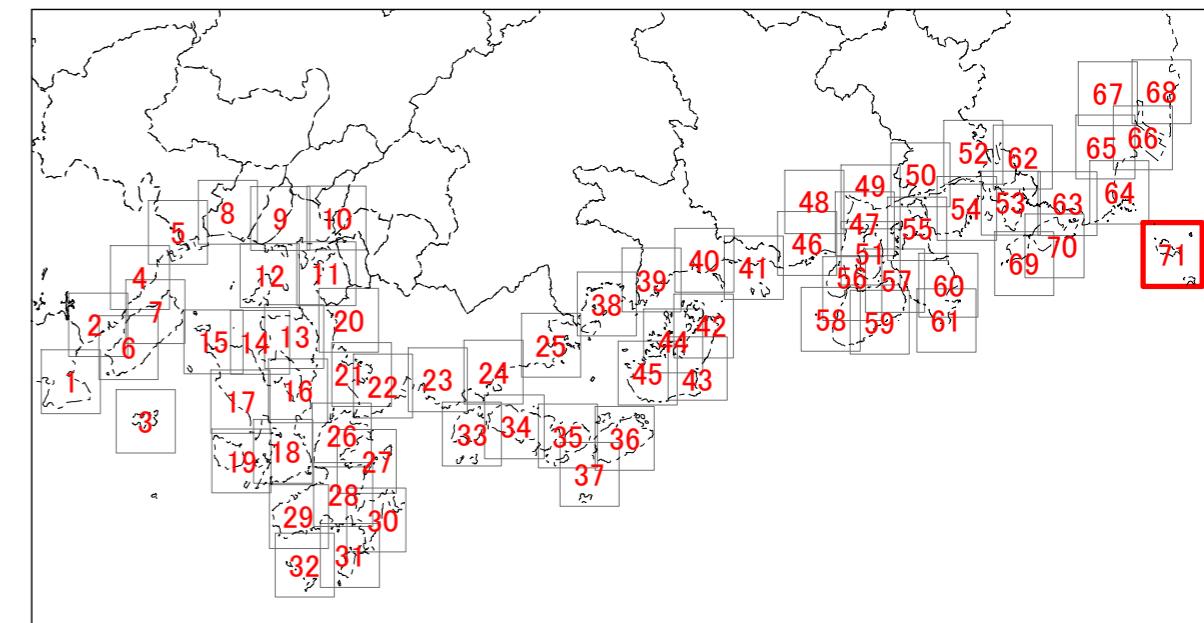
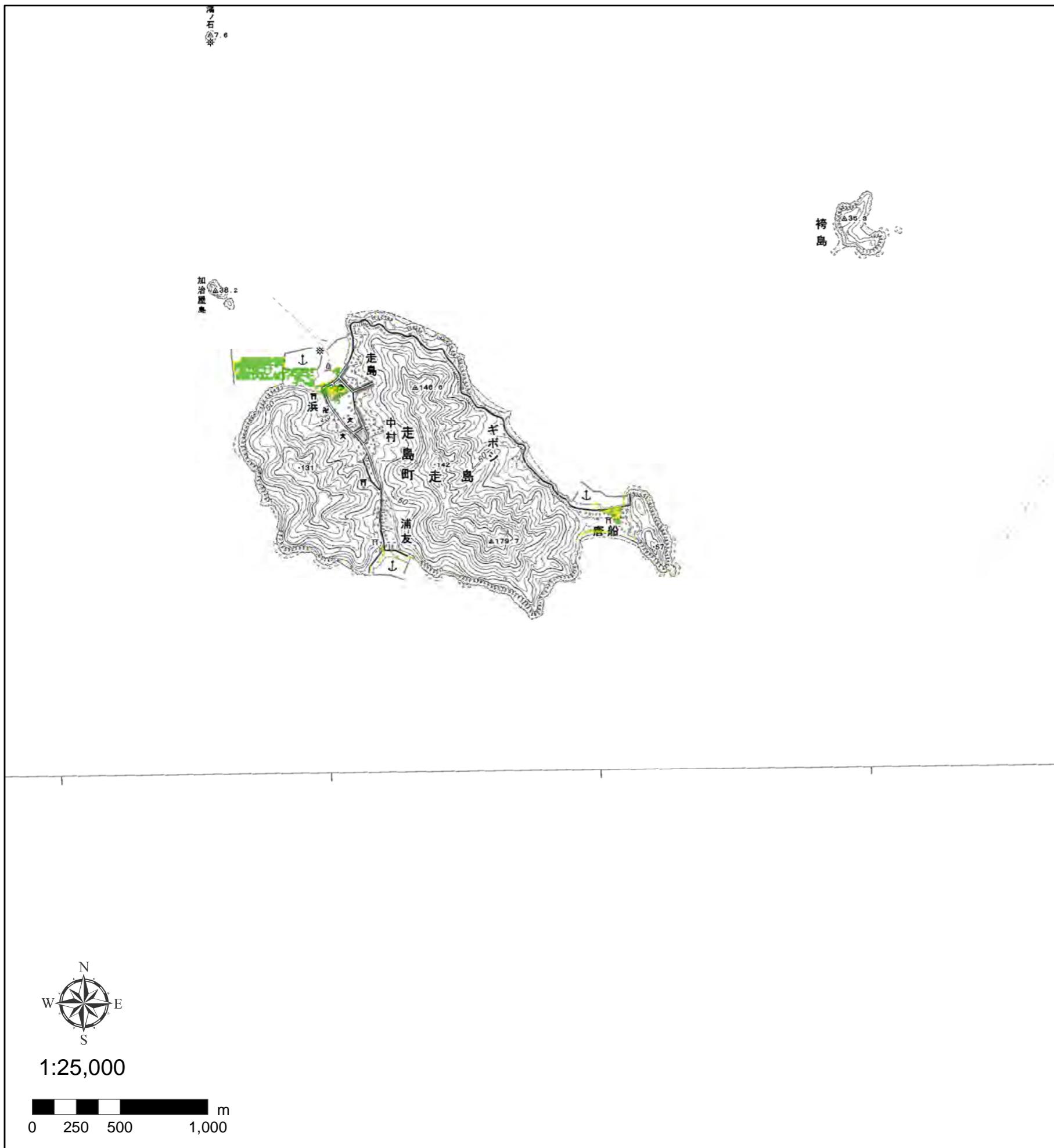


作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 広島県津波浸水想定図71

福山市12/12

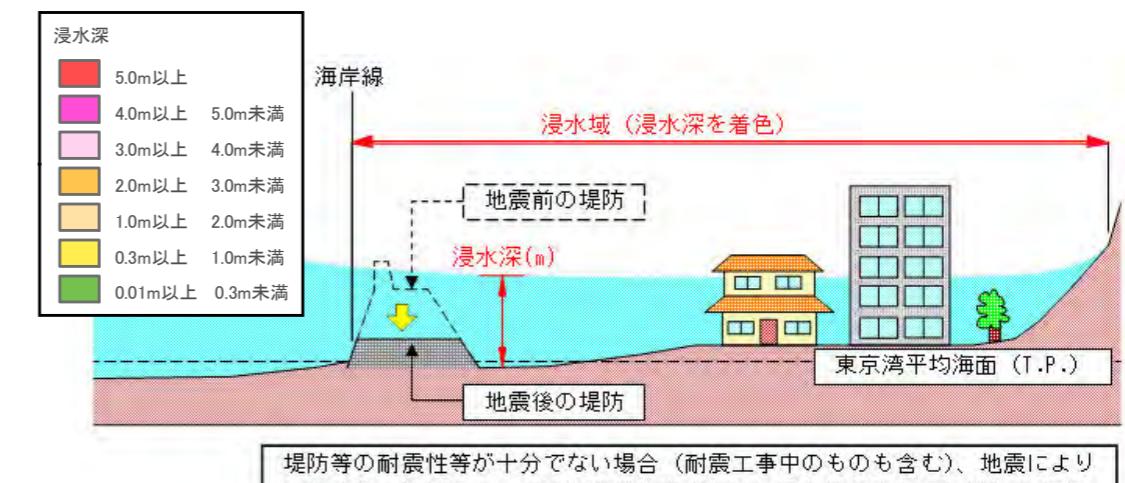


#### [留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

#### [用語の解説]

- (1)海岸の区分について
  - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
  - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
  - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月

# 参考資料

津波浸水想定について（解説）

平成25年5月2日

広 島 県

## 津波浸水想定について

### ( 解 説 )

#### 1 津波対策の考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）に示しました。

この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があるとされています。

一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」（L2津波）です。

もう一つは、海岸堤防などの構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波」（L1津波）です。

「広島県地震被害想定調査検討委員会」（学識者等で構成）において検討を行い、「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる「津波浸水想定図」を作成しました。

なお、堤防整備等の目安となる「設計津波の水位」については、今後、引き続き検討していきます。

#### 津波対策を講じるために想定すべき津波レベルと対策の基本的な考え方

今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要がある。

##### 最大クラスの津波（L2津波）

###### ■ 津波レベル

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

###### ■ 基本的考え方

- 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策を確立していく。
- 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。

➡ ソフト対策を講じるための基礎資料の「津波浸水想定」を設定

##### 比較的発生頻度の高い津波（L1津波）

###### ■ 津波レベル

最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から百数十年の頻度）

###### ■ 基本的考え方

- 人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備していく。
- 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物への改良も検討していく。

➡ 今後、堤防整備等の目安となる「設計津波の水位」を設定

図-1 津波対策を講じるために想定すべき津波レベルと対策の考え方

## 2 留意事項

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下\*において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

\* 悪条件下の詳細については、p 5 の「5 主な計算条件の設定」をご参照ください。

### 3 津波浸水想定の記載事項及び用語の解説

#### (1) 記載事項

<基本事項>

- ① 浸水域
- ② 浸水深
- ③ 留意事項（上記②の事項）

<参考事項>（本紙参考資料 p 14 に記載しています）

- ④ 津波水位
- ⑤ 最大波到達時間
- ⑥ 津波影響開始時間
- ⑦ 水位変動
- ⑧ 浸水面積

#### (2) 用語の解説

##### ① 浸水域について

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

##### ② 浸水深について

- ・陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
- ・津波浸水想定の今後の活用を念頭に、次のような凡例で表示

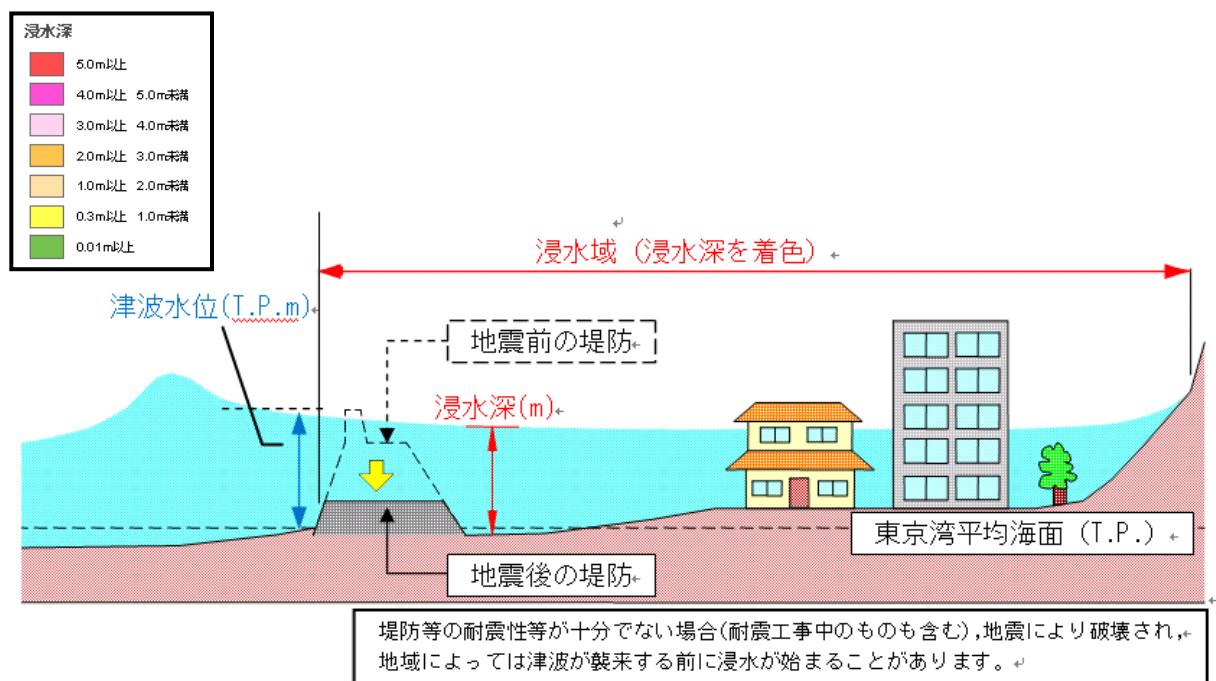


図-2 浸水域と浸水深の模式図

#### 4 対象地震（最大クラスの津波及び津波到達時間が短い津波）の設定について

##### (1) 過去に広島県沿岸に襲来した既往津波について

過去に広島県沿岸に襲来した既往津波については、「日本被害津波総覧」、「津波痕跡データベース」等から津波高に係る記録が確認できた津波を抽出・整理しました。

##### (2) 広島県沿岸に襲来する可能性のある想定津波について

中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」から公表された「東南海・南海地震」に伴う津波に加え、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11ケースの津波断層モデルによる津波、瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震((以下、「瀬戸内海域活断層等」という。)安芸灘～伊予灘～豊後水道、讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部、石鎚山脈北縁西部～伊予灘、安芸灘断層群(主部)、安芸灘断層群(広島湾～岩国沖断層帶))による津波について検討を行いました。

##### (3) 選定した最大クラスの津波及び津波到達時間が短い津波について

広島県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデル及び津波到達時間が短いと想定される津波断層モデルとして、次の6つの津波を選定しました。

- ① 南海トラフ巨大地震(11ケースの津波断層モデルのうち、広島県沿岸に対して津波の影響が大きいと想定されるケース1, 2, 3, 4, 5, 8, 10, 11を選定しました。)
- ② 安芸灘～伊予灘～豊後水道
- ③ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部
- ④ 石鎚山脈北縁西部～伊予灘
- ⑤ 安芸灘断層群(主部)
- ⑥ 安芸灘断層群(広島湾～岩国沖断層帶)



以上により、次の13ケースを津波シミュレーション対象ケースとして選定

- ① 南海トラフ巨大地震 ケース1
- ② 南海トラフ巨大地震 ケース2
- ③ 南海トラフ巨大地震 ケース3
- ④ 南海トラフ巨大地震 ケース4
- ⑤ 南海トラフ巨大地震 ケース5
- ⑥ 南海トラフ巨大地震 ケース8
- ⑦ 南海トラフ巨大地震 ケース10
- ⑧ 南海トラフ巨大地震 ケース11
- ⑨ 広島県独自モデル1 安芸灘～伊予灘～豊後水道
- ⑩ 広島県独自モデル2 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部
- ⑪ 広島県独自モデル3 石鎚山脈北縁西部～伊予灘
- ⑫ 広島県独自モデル4 安芸灘断層群(主部)
- ⑬ 広島県独自モデル5 安芸灘断層群(広島湾～岩国沖断層帶)

※ 選定した津波シミュレーション対象ケースの詳細については、参考資料 p 1～13 に記載。

#### (4) 津波浸水シミュレーションについて

選定した13のケースについて、津波浸水シミュレーションを実施しました。

#### (5) 津波浸水想定図の作成について

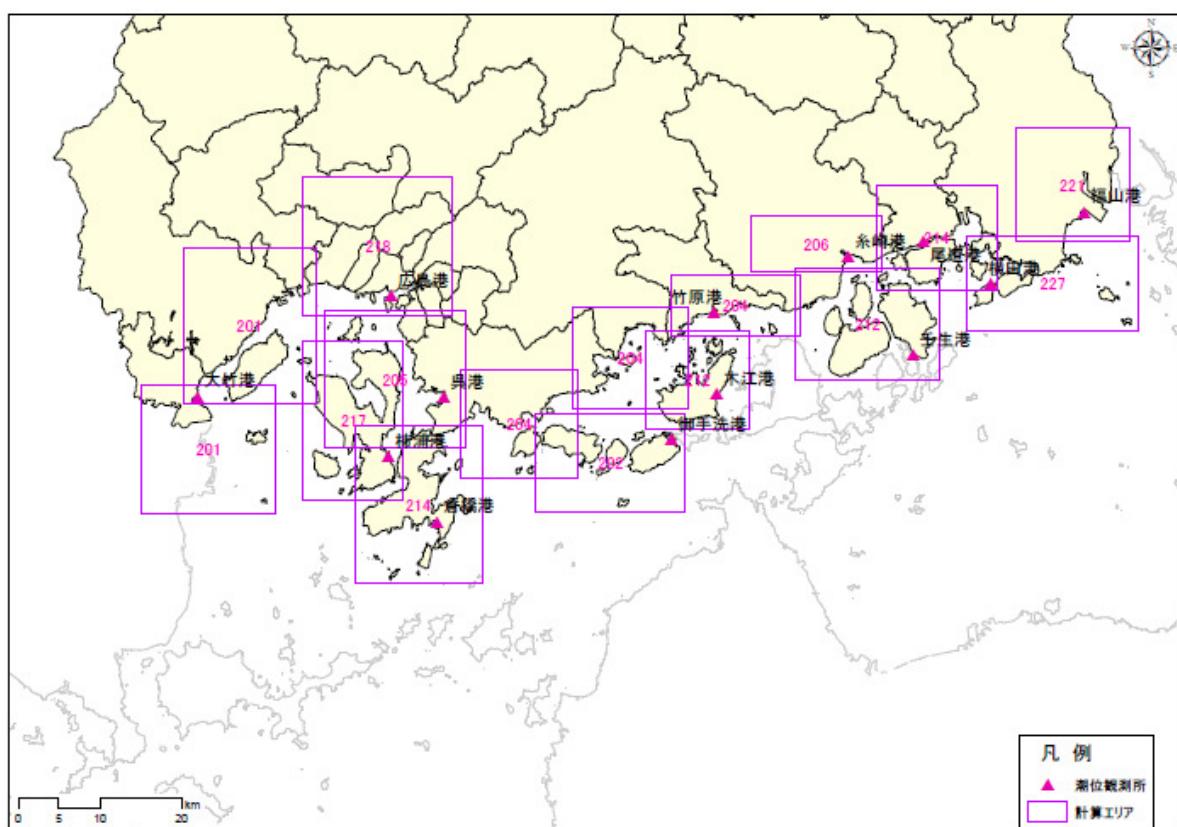
津波浸水想定図は、13ケースのシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を表しました。

## 5 主な計算条件の設定

次の悪条件下を前提に計算条件を設定しました。

### (1) 潮位について

① 潮位については、広島県沿岸の潮位観測所における年間最高潮位（過去5年間の最大と最小を除いた平均値）のデータを参考に初期潮位を決定しました。



図—3 設定初期潮位 (T.P. cm)

② 表-1に示す検討対象河川内の水位については、①で設定した潮位を河口付近における出発水位として、河川の平水流量から不等流計算によって求められた水位を初期水位として設定しました。

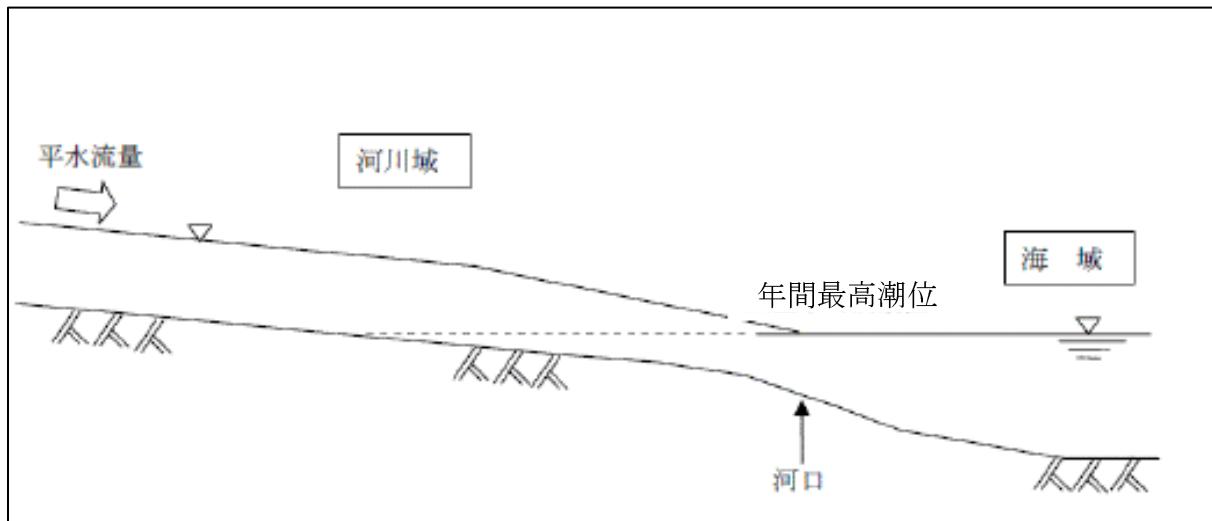


図-4 初期水位の設定

表-1 検討対象河川一覧

対象河川名			
小瀬川	太田川(放水路)	芦田川	永慶寺川
可愛川	岡ノ下川	御幸川	八幡川
京橋川	猿猴川	府中大川	瀬野川
二河川	堺川	大谷川	黒瀬川
野呂川	三津大川	賀茂川	本川
沼田川	天井川	藤井川	羽原川
山南川	天満川	旧太田川	元安川
高屋川	仏通寺川	手城川	和久原川
西野川	山本川	古川	畠賀川
栗原川	本郷川		

## (2) 地盤の沈下について

地盤高については、地震による地盤の沈下を考慮しました。

## (3) 各種構造物の取り扱いについて

- ① 地震や津波による各種施設の被災を考慮しました。また、水門・陸閘等については、防災上の観点から、開放状態と閉鎖状態の2パターンで検討しています。
- ② 各種構造物については、津波が越流し始めた時点での「破壊する」ものとし、破壊後の形状は「無し」としています。

表－2 構造物条件

構造物の種類	条件
護岸	耐震や液状化に対する十分な対策が実施できていない区間（耐震工事中のものを含む）については、構造物無しとしています。
堤防	耐震や液状化に対する十分な対策が実施できていない区間（耐震工事中のものを含む）については、堤防高を地震前の25%の高さとしています。
防波堤	耐震や液状化に対する十分な対策が実施できていない区間（耐震工事中のものを含む）については、構造物無しとしています。
道路・鉄道	地形として取り扱っています。
水門・陸閘等	開放状態と閉鎖状態の2パターン設定しています。
建築物	建物の代わりに津波が週上する時の摩擦（粗度）を設定しています。

## 6 今後について

「津波防災地域づくりに関する法律」においては、津波防災地域づくりを総合的に推進するための「推進計画」の作成や、津波災害警戒区域の指定など、今後、市町となり検討していく必要があるため、総合的な津波防災対策として、関係部局や市町との連絡・協議体制を強化していきます。

特に沿岸市町では、今回の津波浸水想定を基に、津波ハザードマップの策定や住民の避難方法の検討、市町の防災計画の改定などに取り組むこととなるため、市町に対する技術的な支援や指導・助言を行っていきます。

なお、今回設定した最大クラスの津波については、津波断層モデルの新たな知見（内閣府・中央防災会議、隣接県等）がまとってきた場合や構造物の整備・強化が進んだ場合には、必要に応じて見直していきます。

更に、堤防整備等の目安となる「設計津波の水位」については、今後、引き続き検討していきます。

## 参 考 資 料

### 1 選定した津波断層モデル

選定した津波シミュレーション対象ケース（13ケース）の津波断層モデルは次のとおりです。

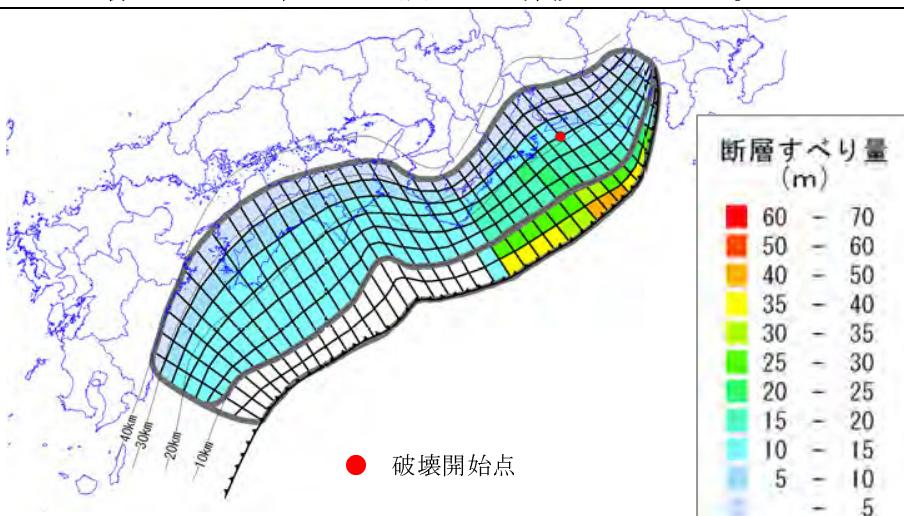
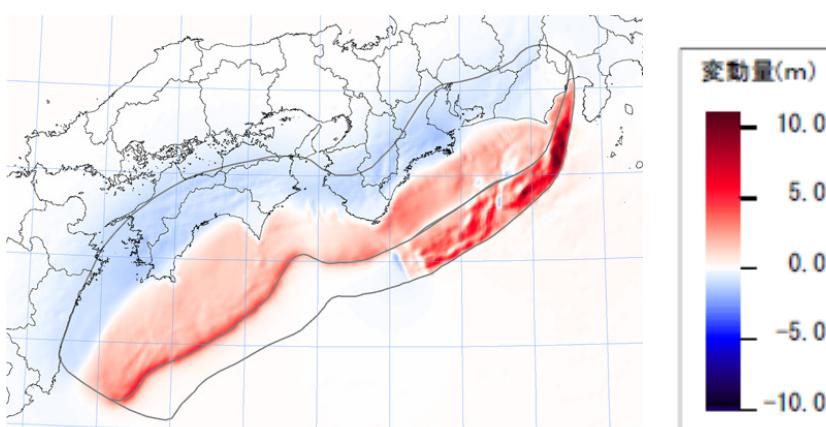
対象津波①		南海トラフ巨大地震による津波 ケース1
マグニチュード		Mw = 9.1
使用モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震による津波として想定。
	波源域	 <p>断層すべり量 (m)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 60 - 70</li> <li>■ 50 - 60</li> <li>■ 40 - 50</li> <li>■ 35 - 40</li> <li>■ 30 - 35</li> <li>■ 25 - 30</li> <li>■ 20 - 25</li> <li>■ 15 - 20</li> <li>■ 10 - 15</li> <li>■ 5 - 10</li> <li>■ - 5</li> </ul> <p>● 破壊開始点</p> <p>ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり」域を設定</p>
	地盤変動量	 <p>変動量(m)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 10.0</li> <li>■ 5.0</li> <li>■ 0.0</li> <li>■ -5.0</li> <li>■ -10.0</li> </ul>

図-1-1 選定した最大クラスの津波

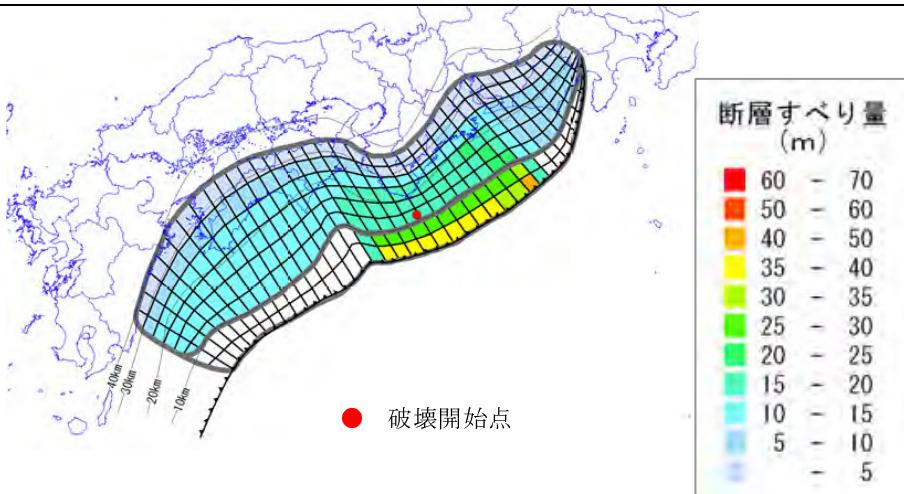
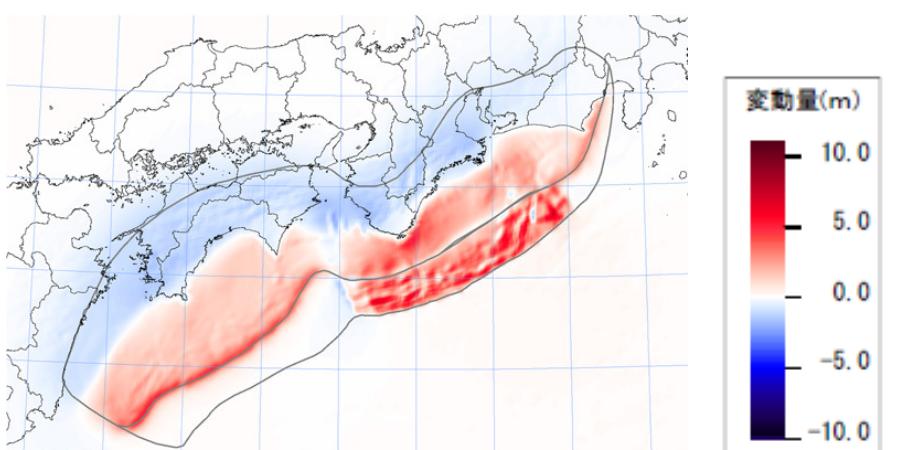
対象津波②		南海トラフ巨大地震による津波 ケース 2																																	
マグニチュード		Mw = 9.1																																	
使用モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル																																	
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震による津波として想定。																																	
	波源域	 <p>断層すべり量 (m)</p> <table border="1"> <tr><td>60</td><td>-</td><td>70</td></tr> <tr><td>50</td><td>-</td><td>60</td></tr> <tr><td>40</td><td>-</td><td>50</td></tr> <tr><td>35</td><td>-</td><td>40</td></tr> <tr><td>30</td><td>-</td><td>35</td></tr> <tr><td>25</td><td>-</td><td>30</td></tr> <tr><td>20</td><td>-</td><td>25</td></tr> <tr><td>15</td><td>-</td><td>20</td></tr> <tr><td>10</td><td>-</td><td>15</td></tr> <tr><td>5</td><td>-</td><td>10</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>5</td></tr> </table> <p>● 破壊開始点</p> <p>ケース②「紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定</p>	60	-	70	50	-	60	40	-	50	35	-	40	30	-	35	25	-	30	20	-	25	15	-	20	10	-	15	5	-	10	-	-	5
60	-	70																																	
50	-	60																																	
40	-	50																																	
35	-	40																																	
30	-	35																																	
25	-	30																																	
20	-	25																																	
15	-	20																																	
10	-	15																																	
5	-	10																																	
-	-	5																																	
	地盤変動量	 <p>変動量(m)</p> <table border="1"> <tr><td>10.0</td></tr> <tr><td>5.0</td></tr> <tr><td>0.0</td></tr> <tr><td>-5.0</td></tr> <tr><td>-10.0</td></tr> </table>	10.0	5.0	0.0	-5.0	-10.0																												
10.0																																			
5.0																																			
0.0																																			
-5.0																																			
-10.0																																			

図-1-2 選定した最大クラスの津波

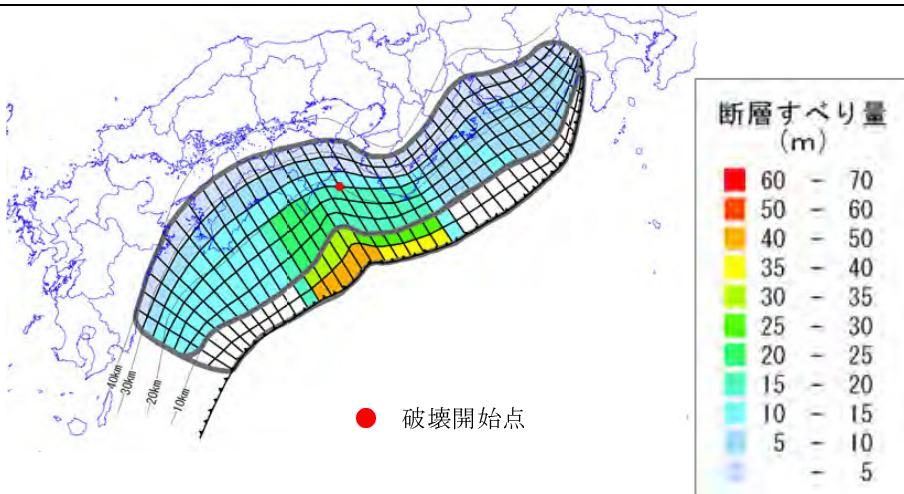
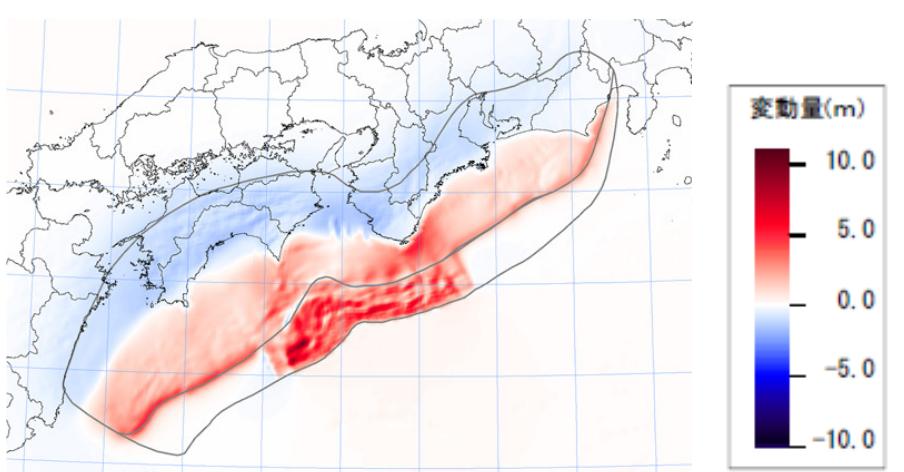
対象津波③		南海トラフ巨大地震による津波 ケース 3																																	
マグニチュード		Mw = 9.1																																	
使用モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル																																	
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震による津波として想定。																																	
	波源域	 <p>断層すべり量 (m)</p> <table border="1"> <tr><td>60</td><td>-</td><td>70</td></tr> <tr><td>50</td><td>-</td><td>60</td></tr> <tr><td>40</td><td>-</td><td>50</td></tr> <tr><td>35</td><td>-</td><td>40</td></tr> <tr><td>30</td><td>-</td><td>35</td></tr> <tr><td>25</td><td>-</td><td>30</td></tr> <tr><td>20</td><td>-</td><td>25</td></tr> <tr><td>15</td><td>-</td><td>20</td></tr> <tr><td>10</td><td>-</td><td>15</td></tr> <tr><td>5</td><td>-</td><td>10</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>5</td></tr> </table> <p>● 破壊開始点</p> <p>ケース③「紀伊半島沖～四国沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定</p>	60	-	70	50	-	60	40	-	50	35	-	40	30	-	35	25	-	30	20	-	25	15	-	20	10	-	15	5	-	10	-	-	5
60	-	70																																	
50	-	60																																	
40	-	50																																	
35	-	40																																	
30	-	35																																	
25	-	30																																	
20	-	25																																	
15	-	20																																	
10	-	15																																	
5	-	10																																	
-	-	5																																	
	地盤変動量	 <p>変動量(m)</p> <table border="1"> <tr><td>10.0</td></tr> <tr><td>5.0</td></tr> <tr><td>0.0</td></tr> <tr><td>-5.0</td></tr> <tr><td>-10.0</td></tr> </table>	10.0	5.0	0.0	-5.0	-10.0																												
10.0																																			
5.0																																			
0.0																																			
-5.0																																			
-10.0																																			

図-1-3 選定した最大クラスの津波

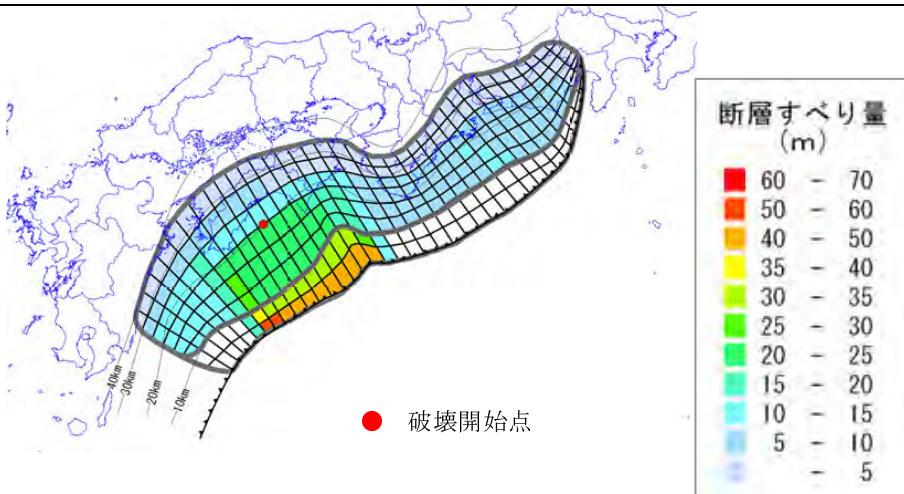
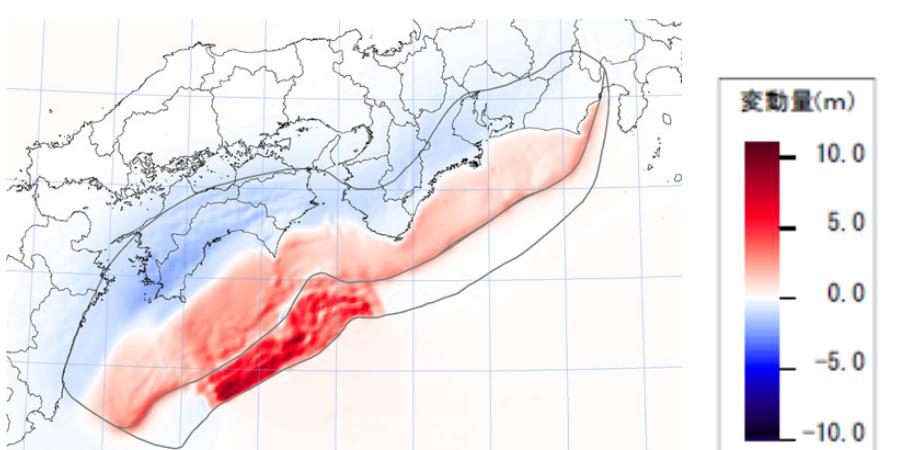
対象津波④		南海トラフ巨大地震による津波 ケース 4																																
マグニチュード		Mw = 9.1																																
使用モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル																																
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震による津波として想定。																																
	波源域	 <p>断層すべり量 (m)</p> <table border="1"> <tr><td>60</td><td>-</td><td>70</td></tr> <tr><td>50</td><td>-</td><td>60</td></tr> <tr><td>40</td><td>-</td><td>50</td></tr> <tr><td>35</td><td>-</td><td>40</td></tr> <tr><td>30</td><td>-</td><td>35</td></tr> <tr><td>25</td><td>-</td><td>30</td></tr> <tr><td>20</td><td>-</td><td>25</td></tr> <tr><td>15</td><td>-</td><td>20</td></tr> <tr><td>10</td><td>-</td><td>15</td></tr> <tr><td>5</td><td>-</td><td>10</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>5</td></tr> </table> <p>● 破壊開始点</p> <p>ケース④「四国沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定</p>	60	-	70	50	-	60	40	-	50	35	-	40	30	-	35	25	-	30	20	-	25	15	-	20	10	-	15	5	-	10	-	-
60	-	70																																
50	-	60																																
40	-	50																																
35	-	40																																
30	-	35																																
25	-	30																																
20	-	25																																
15	-	20																																
10	-	15																																
5	-	10																																
-	-	5																																
地盤変動量		 <p>変動量(m)</p> <table border="1"> <tr><td>10.0</td></tr> <tr><td>5.0</td></tr> <tr><td>0.0</td></tr> <tr><td>-5.0</td></tr> <tr><td>-10.0</td></tr> </table>	10.0	5.0	0.0	-5.0	-10.0																											
10.0																																		
5.0																																		
0.0																																		
-5.0																																		
-10.0																																		

図-1-4 選定した最大クラスの津波

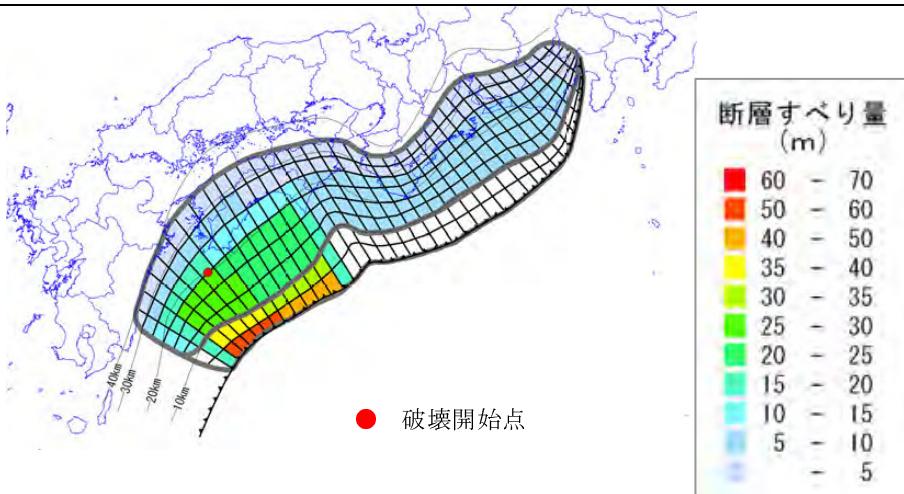
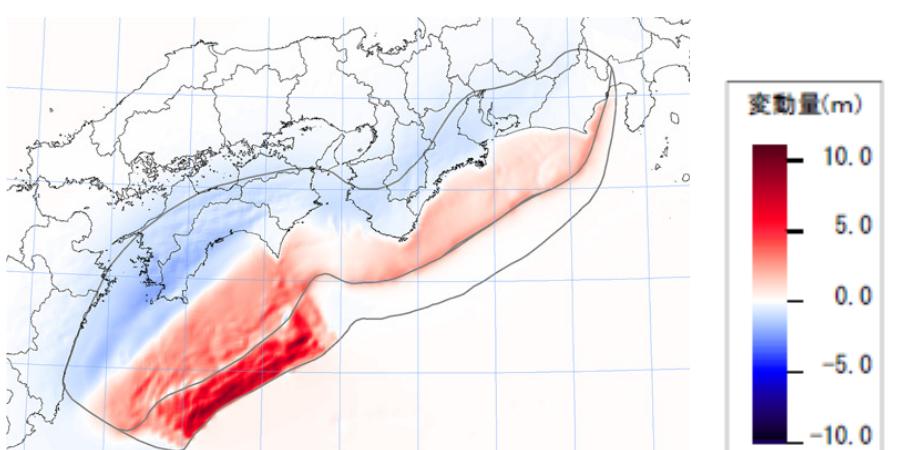
対象津波⑤		南海トラフ巨大地震による津波 ケース 5																																	
マグニチュード		Mw = 9.1																																	
使用モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル																																	
概要		内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震による津波として想定。																																	
波源域		 <p>断層すべり量 (m)</p> <table border="1"> <tr><td>60</td><td>-</td><td>70</td></tr> <tr><td>50</td><td>-</td><td>60</td></tr> <tr><td>40</td><td>-</td><td>50</td></tr> <tr><td>35</td><td>-</td><td>40</td></tr> <tr><td>30</td><td>-</td><td>35</td></tr> <tr><td>25</td><td>-</td><td>30</td></tr> <tr><td>20</td><td>-</td><td>25</td></tr> <tr><td>15</td><td>-</td><td>20</td></tr> <tr><td>10</td><td>-</td><td>15</td></tr> <tr><td>5</td><td>-</td><td>10</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>5</td></tr> </table> <p>● 破壊開始点</p> <p>ケース⑤「四国沖～九州沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定</p>	60	-	70	50	-	60	40	-	50	35	-	40	30	-	35	25	-	30	20	-	25	15	-	20	10	-	15	5	-	10	-	-	5
60	-	70																																	
50	-	60																																	
40	-	50																																	
35	-	40																																	
30	-	35																																	
25	-	30																																	
20	-	25																																	
15	-	20																																	
10	-	15																																	
5	-	10																																	
-	-	5																																	
地盤変動量		 <p>変動量(m)</p> <table border="1"> <tr><td>10.0</td></tr> <tr><td>5.0</td></tr> <tr><td>0.0</td></tr> <tr><td>-5.0</td></tr> <tr><td>-10.0</td></tr> </table>	10.0	5.0	0.0	-5.0	-10.0																												
10.0																																			
5.0																																			
0.0																																			
-5.0																																			
-10.0																																			

図-1-5 選定した最大クラスの津波

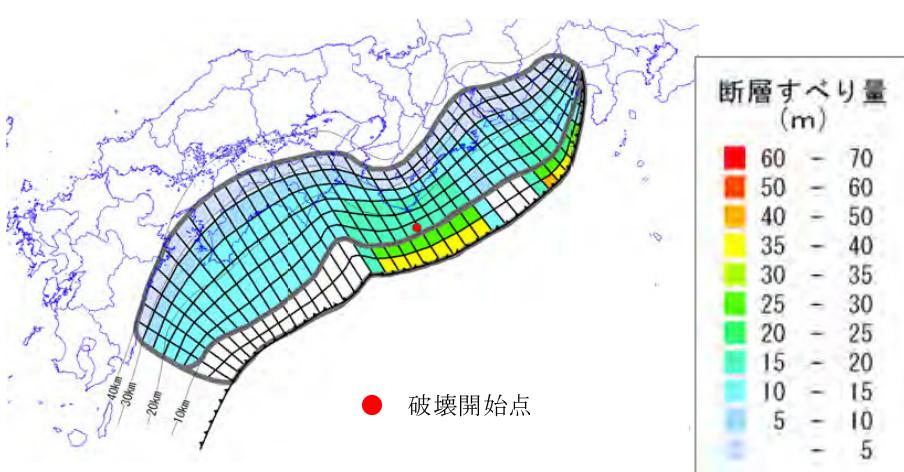
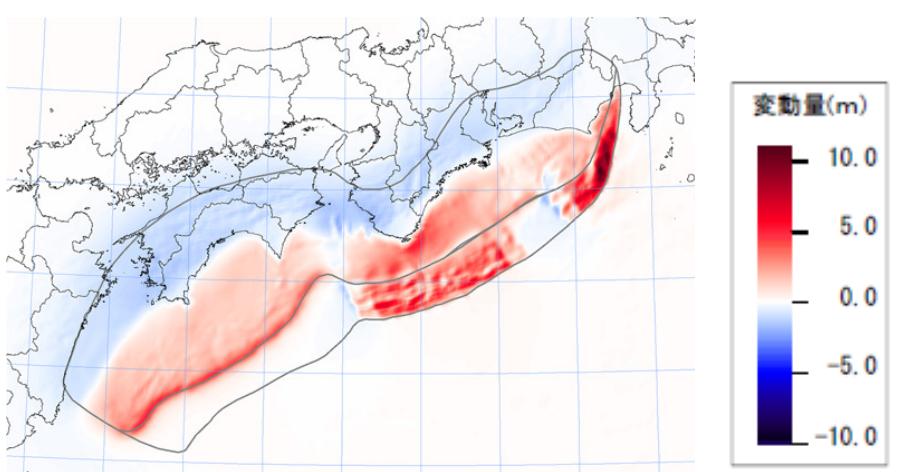
対象津波⑥		南海トラフ巨大地震による津波 ケース 8											
マグニチュード		Mw = 9.1											
使用モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル											
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震による津波として想定。											
	波源域	 <p>断層すべり量 (m)</p> <table border="1"> <tr><td>60 - 70</td></tr> <tr><td>50 - 60</td></tr> <tr><td>40 - 50</td></tr> <tr><td>35 - 40</td></tr> <tr><td>30 - 35</td></tr> <tr><td>25 - 30</td></tr> <tr><td>20 - 25</td></tr> <tr><td>15 - 20</td></tr> <tr><td>10 - 15</td></tr> <tr><td>5 - 10</td></tr> <tr><td>- - 5</td></tr> </table> <p>● 破壊開始点</p> <p>ケース⑧「駿河湾～愛知県東部沖」と「三重県南部沖～徳島県沖」に「大すべり域+超大すべり域」を2箇所設定</p>	60 - 70	50 - 60	40 - 50	35 - 40	30 - 35	25 - 30	20 - 25	15 - 20	10 - 15	5 - 10	- - 5
60 - 70													
50 - 60													
40 - 50													
35 - 40													
30 - 35													
25 - 30													
20 - 25													
15 - 20													
10 - 15													
5 - 10													
- - 5													
	地盤変動量	 <p>変動量(m)</p> <table border="1"> <tr><td>10.0</td></tr> <tr><td>5.0</td></tr> <tr><td>0.0</td></tr> <tr><td>-5.0</td></tr> <tr><td>-10.0</td></tr> </table>	10.0	5.0	0.0	-5.0	-10.0						
10.0													
5.0													
0.0													
-5.0													
-10.0													

図-1-6 選定した最大クラスの津波

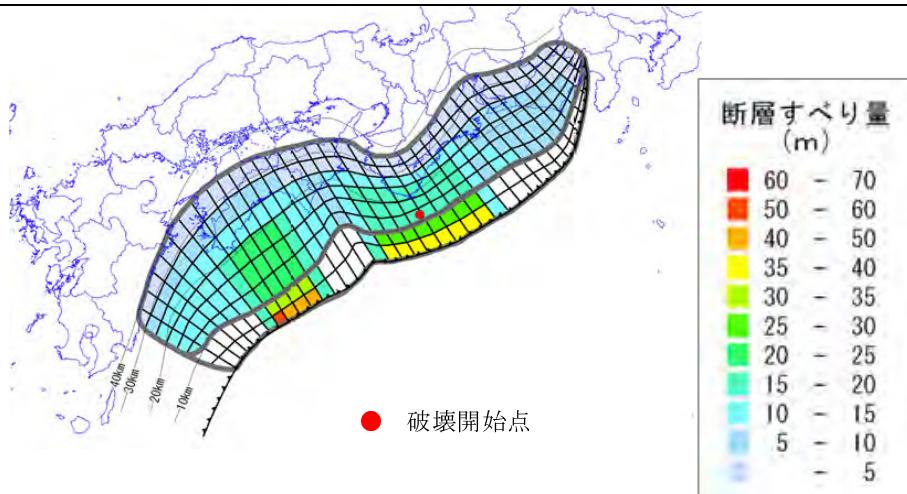
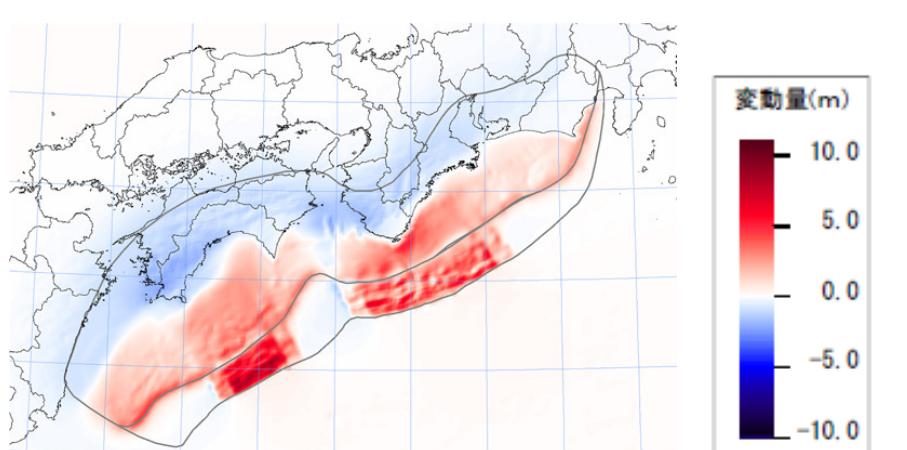
対象津波⑦		南海トラフ巨大地震による津波 ケース 10																																	
マグニチュード		Mw = 9.1																																	
使用モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル																																	
概要		内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震による津波として想定。																																	
波源域		 <p>断層すべり量 (m)</p> <table border="1"> <tr><td>60</td><td>-</td><td>70</td></tr> <tr><td>50</td><td>-</td><td>60</td></tr> <tr><td>40</td><td>-</td><td>50</td></tr> <tr><td>35</td><td>-</td><td>40</td></tr> <tr><td>30</td><td>-</td><td>35</td></tr> <tr><td>25</td><td>-</td><td>30</td></tr> <tr><td>20</td><td>-</td><td>25</td></tr> <tr><td>15</td><td>-</td><td>20</td></tr> <tr><td>10</td><td>-</td><td>15</td></tr> <tr><td>5</td><td>-</td><td>10</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>5</td></tr> </table> <p>● 破壊開始点</p> <p>ケース⑩「三重県南部沖～徳島県沖」と「足摺岬沖」に「大すべり域+超大すべり域」を2箇所設定</p>	60	-	70	50	-	60	40	-	50	35	-	40	30	-	35	25	-	30	20	-	25	15	-	20	10	-	15	5	-	10	-	-	5
60	-	70																																	
50	-	60																																	
40	-	50																																	
35	-	40																																	
30	-	35																																	
25	-	30																																	
20	-	25																																	
15	-	20																																	
10	-	15																																	
5	-	10																																	
-	-	5																																	
地盤変動量		 <p>変動量(m)</p> <table border="1"> <tr><td>10.0</td></tr> <tr><td>5.0</td></tr> <tr><td>0.0</td></tr> <tr><td>-5.0</td></tr> <tr><td>-10.0</td></tr> </table>	10.0	5.0	0.0	-5.0	-10.0																												
10.0																																			
5.0																																			
0.0																																			
-5.0																																			
-10.0																																			

図-1-7 選定した最大クラスの津波

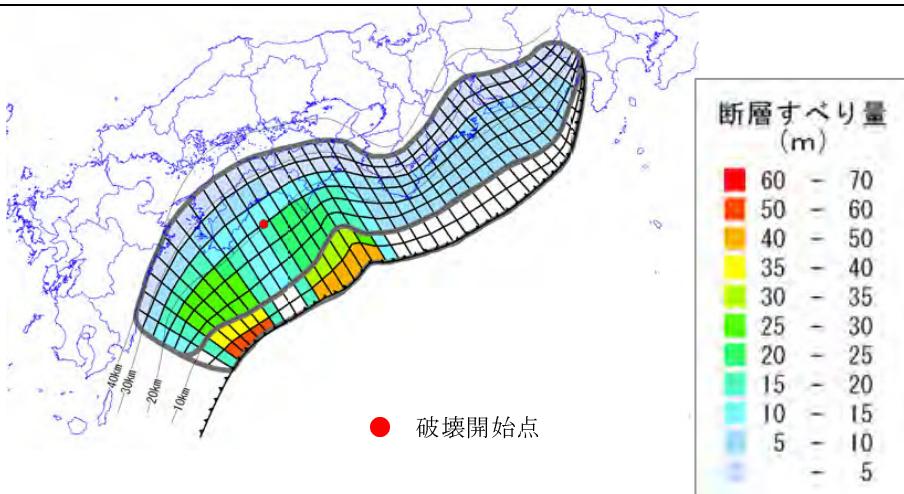
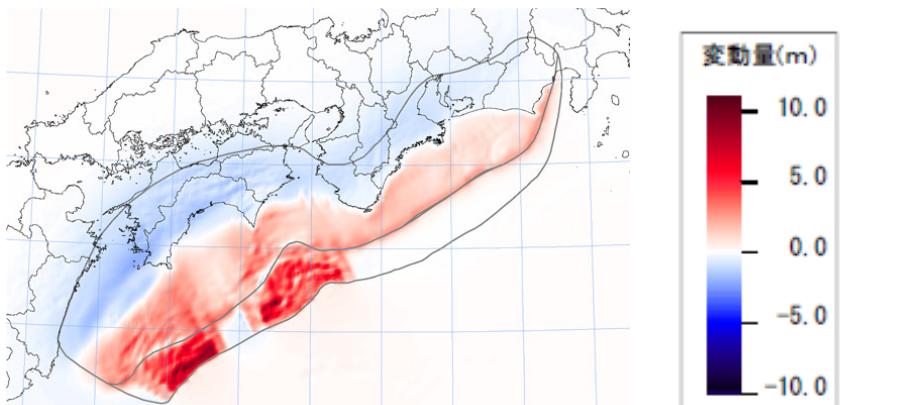
対象津波⑧		南海トラフ巨大地震による津波 ケース 11																																	
マグニチュード		Mw = 9.1																																	
使用モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル																																	
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震による津波として想定。																																	
	波源域	 <p>断層すべり量 (m)</p> <table border="1"> <tr><td>60</td><td>-</td><td>70</td></tr> <tr><td>50</td><td>-</td><td>60</td></tr> <tr><td>40</td><td>-</td><td>50</td></tr> <tr><td>35</td><td>-</td><td>40</td></tr> <tr><td>30</td><td>-</td><td>35</td></tr> <tr><td>25</td><td>-</td><td>30</td></tr> <tr><td>20</td><td>-</td><td>25</td></tr> <tr><td>15</td><td>-</td><td>20</td></tr> <tr><td>10</td><td>-</td><td>15</td></tr> <tr><td>5</td><td>-</td><td>10</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>5</td></tr> </table> <p>● 破壊開始点</p> <p>ケース⑪「室戸岬沖」と「日向灘」に「大すべり域+超大すべり域」を2箇所設定</p>	60	-	70	50	-	60	40	-	50	35	-	40	30	-	35	25	-	30	20	-	25	15	-	20	10	-	15	5	-	10	-	-	5
60	-	70																																	
50	-	60																																	
40	-	50																																	
35	-	40																																	
30	-	35																																	
25	-	30																																	
20	-	25																																	
15	-	20																																	
10	-	15																																	
5	-	10																																	
-	-	5																																	
	地盤変動量	 <p>変動量(m)</p> <table border="1"> <tr><td>10.0</td></tr> <tr><td>5.0</td></tr> <tr><td>0.0</td></tr> <tr><td>-5.0</td></tr> <tr><td>-10.0</td></tr> </table>	10.0	5.0	0.0	-5.0	-10.0																												
10.0																																			
5.0																																			
0.0																																			
-5.0																																			
-10.0																																			

図-1-8 選定した最大クラスの津波

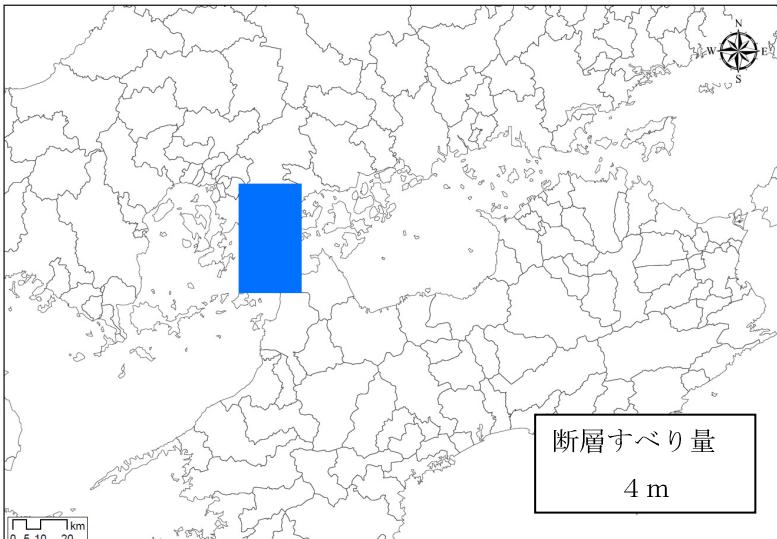
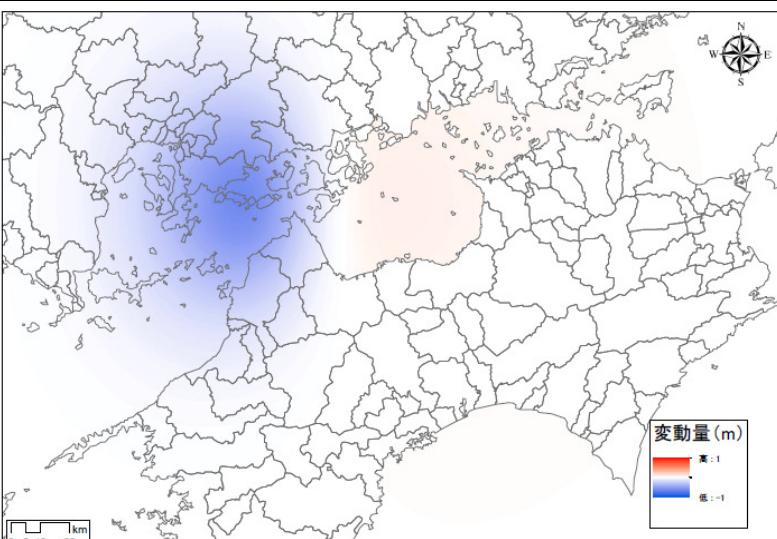
対象津波⑨	広島県独自モデル1による想定地震津波
マグニチュード	Mw=7.5
使用モデル	広島県独自モデル1
概要	説明 地震調査研究推進本部から平成17年3月に公表された「全国を概観した地震動予測地図」で検討された「安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震」による津波断層領域を想定した地震による津波として想定。
波源域	
地盤変動量	

図-1-9 選定した最大クラスの津波

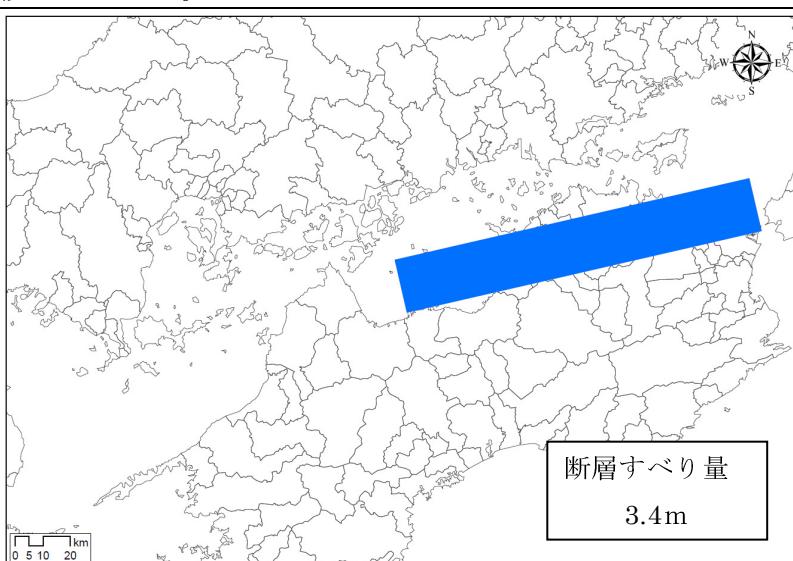
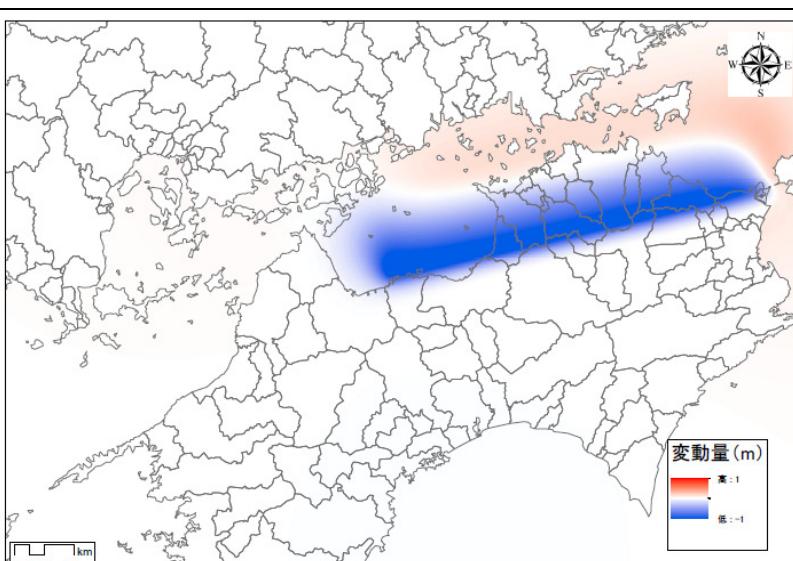
対象津波⑩	広島県独自モデル2による想定地震津波
マグニチュード	Mw=7.6
使用モデル	広島県独自モデル2
概要	説明 地震調査研究推進本部から平成21年7月に公表された「全国地震動予測地図」で検討された「讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部断層」による津波断層領域を想定した地震による津波として想定。
	波源域  <p>断層すべり量 3.4m</p>
	地盤変動量 

図-1-10 選定した最大クラスの津波

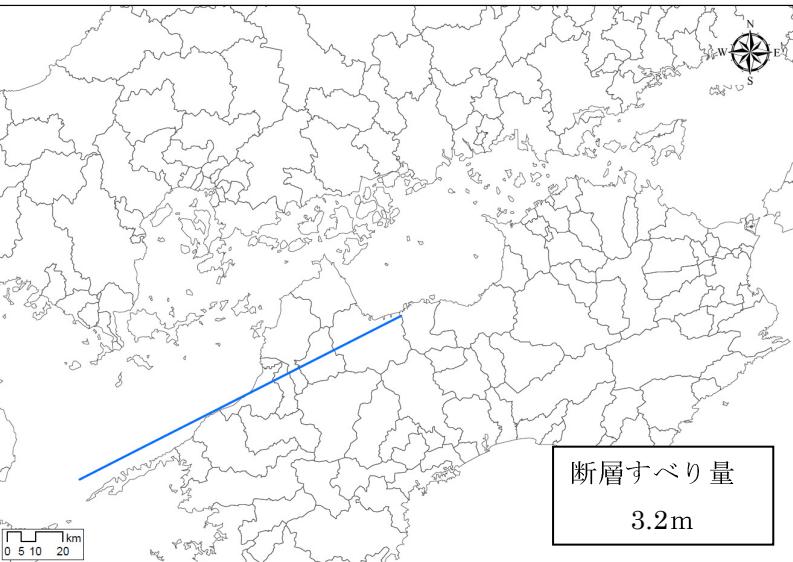
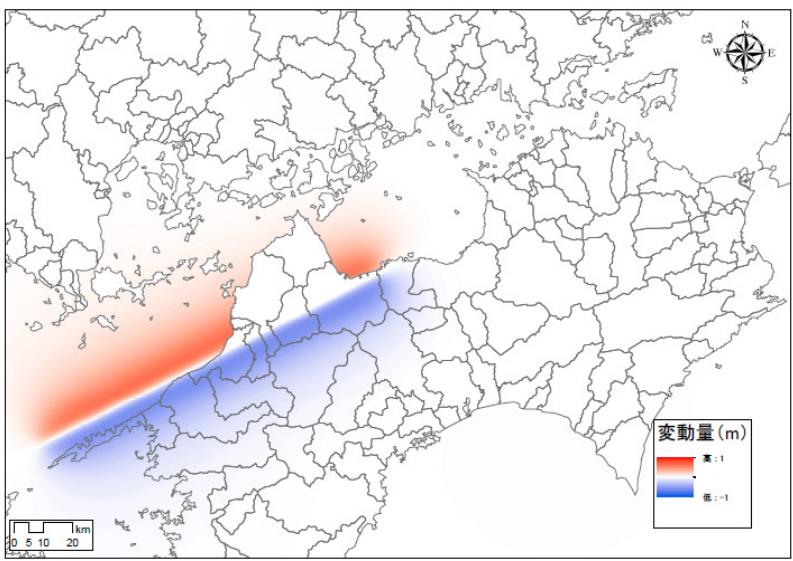
対象津波⑪	H24 広島県独自モデル3による想定地震津波
マグニチュード	Mw=7.4
使用モデル	広島県独自モデル3
概要	説明 地震調査研究推進本部から平成21年7月に公表された「全国地震動予測地図」で検討された「石鎚山脈北縁西部・伊予灘断層」による津波断層領域を想定した地震による津波として想定。
波源域	
地盤変動量	

図-1-11 選定した最大クラスの津波

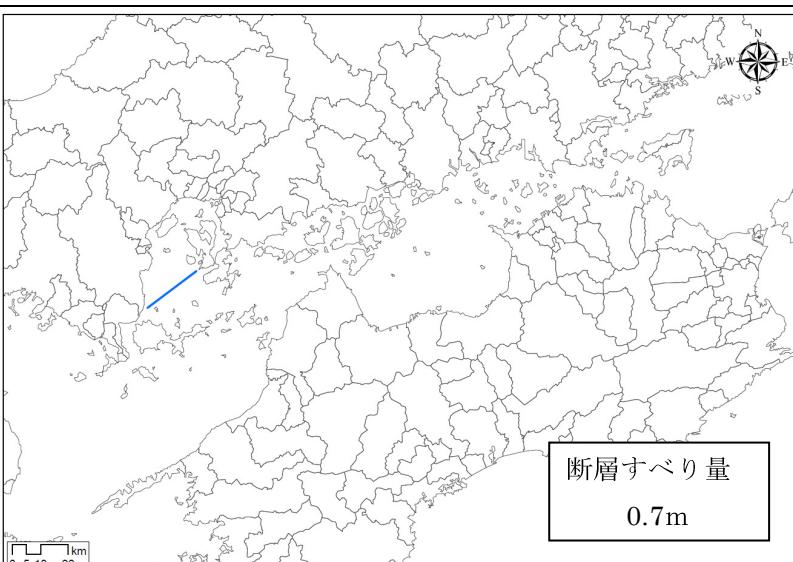
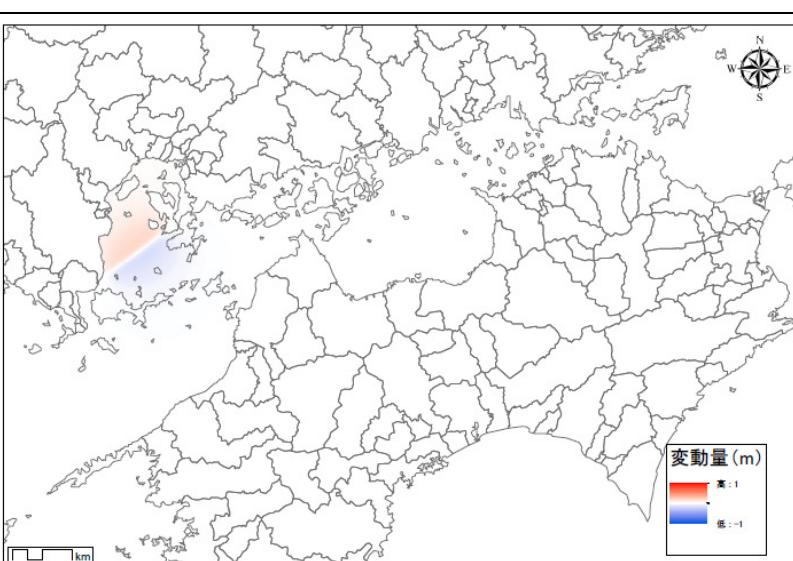
対象津波⑫	H24 広島県独自モデル4による想定地震津波
マグニチュード	Mw=6.6
使用モデル	広島県独自モデル4
概要	説明 地震調査研究推進本部から平成22年5月に公表された「全国地震動予測地図」で検討された「安芸灘断層群主部」による津波断層領域を想定した地震による津波として想定。
	波源域 
	地盤変動量 

図-1-1-2 選定した最大クラスの津波

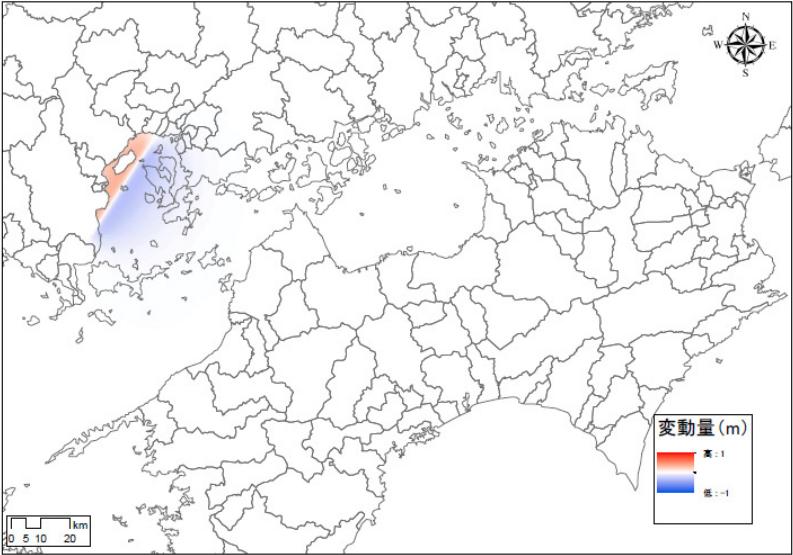
対象津波⑬	H24 広島県独自モデル5による想定地震津波	
マグニチュード	$Mw=6.9$	
使用モデル	広島県独自モデル5	
概要	説明	地震調査研究推進本部から平成22年5月に公表された「全国地震動予測地図」で検討された「広島湾・岩国沖断層帯」による津波断層領域を想定した地震による津波として想定。
	波源域	 <p>断層すべり量 1.3m</p>
	地盤変動量	 <p>変動量 (m) 高:+1 低:-1</p>

図-1-13 選定した最大クラスの津波

## 2 津波浸水想定を検討する過程で得られる計算結果と用語の解説

### ① 津波水位

津波襲来時の海岸線における、市町ごとの海面の高さ（標高※で表示）

### ② 最大波到達時間

市町ごとの津波の最高到達高さが生じるまでの時間

### ③ 津波影響開始時間（図－2参照）

海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において地震発生後に初期潮位から初期潮位から $\pm 20\text{cm}$ （海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の変化が生じるまでの時間

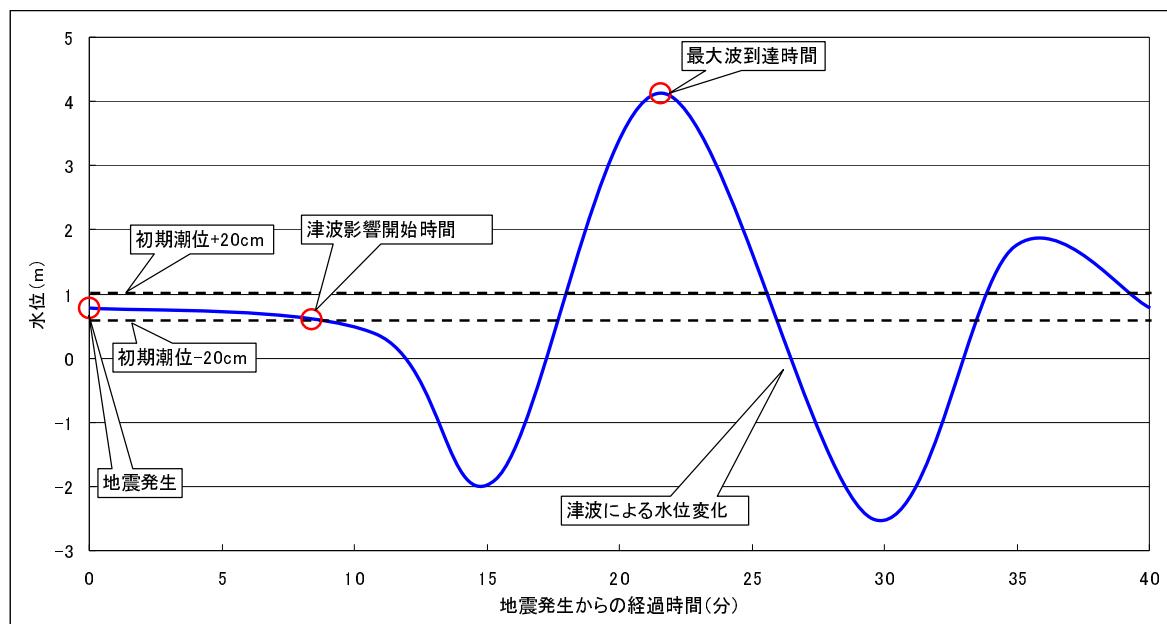
### ④ 水位変動

津波による水位変化の様子

### ⑤ 浸水面積

津波によって浸水する陸域の面積

※ 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.+m）として表示しています。



図－2 用語の説明（模式図）

### 3 最高津波水位、最大波到達時間及び津波影響開始時間

今回の津波浸水想定による市町ごとの最高津波水位、最大波到達時間及び津波影響開始時間については、次のとおりです。

なお、地震動によって堤防が破壊されれば、津波が到達する前に浸水が開始する場合があることにご留意ください。

#### (1) 南海トラフ巨大地震

表－1 南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

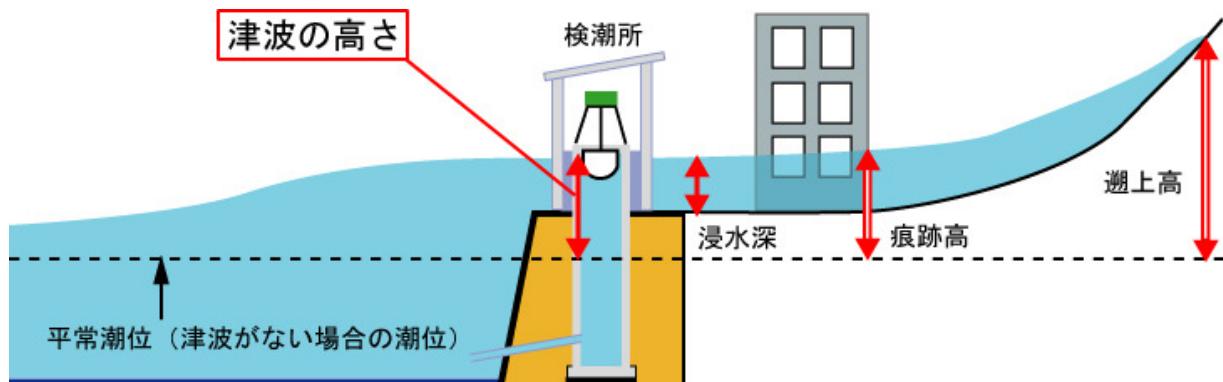
市町名	最高津波水位 (T.P.m)		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分)
		うち津波の高さ (m)		
広島市	3.6	1.5	246	37
呉市	3.6	1.6	240	12
竹原市	3.1	1.3	347	20
三原市	3.2	1.4	332	20
尾道市	3.5	1.4	312	20
福山市	3.3	1.2	270	13
大竹市	3.4	1.4	219	26
東広島市	3.2	1.3	370	25
廿日市市	3.6	1.6	218	26
江田島市	4.0	1.9	251	31
海田町	3.6	1.5	246	57
坂町	3.6	1.5	243	49
大崎上島町	3.1	1.2	372	29

#### (2) 瀬戸内海域活断層等

表－2 瀬戸内海域活断層等による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位 (T.P.m)		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分)
		うち津波の高さ (m)		
広島市	3.0	0.8	110	3
呉市	2.9	0.7	185	8
竹原市	2.4	0.4	140	18
三原市	2.8	0.8	108	20
尾道市	3.2	1.0	111	15
福山市	3.2	1.0	119	13
大竹市	2.7	0.7	41	1
東広島市	2.5	0.4	67	18
廿日市市	2.7	0.7	42	0
江田島市	3.1	1.1	18	0
海田町	2.9	0.7	109	0
坂町	2.7	0.9	164	0
大崎上島町	2.6	0.5	138	15

- ※ この津波浸水想定は、現在の知見を基に津波の浸水予測を行ったものであり、想定より大きな津波が襲来し、津波高が大きく、到達時間は早くなる可能性があります。
  - ※ 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示しています。
  - ※ 「津波影響開始時間」は、シミュレーション結果をもとに、海域を伝播してきた津波により、おむね海岸線において地震発生後に初期潮位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の水位変化が生じるまでの最短の時間を表しています。
- なお、0分は地震発生直後に±20cmの水位変化があることを示します。
- ※ 「津波の高さ」は、津波水位に地殻変動量を考慮し、小数点以下を四捨五入した数値を表示しています。
  - ※ 「最高津波水位」と「津波影響開始時間」は、津波断層モデルが異なることがあります。
  - ※ 気象庁が発表する「津波の高さ」は平常潮位（津波がなかった場合と同じ時間の潮位）からの高さですので、「津波水位」とは異なります。



「津波の高さ」の定義（気象庁）

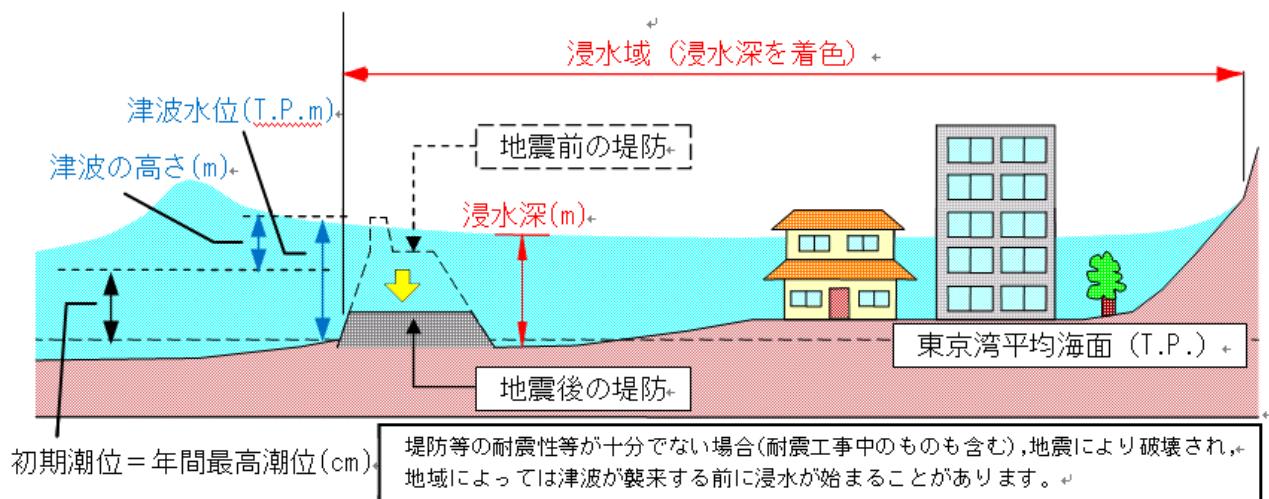


図-3 各種高さの模式図

#### 4 浸水面積

今回の津波浸水想定による市町ごとの浸水面積は次のとおりです。

表—3 市町ごとの浸水面積

市町名	浸水面積 (h a)				
	1 cm 以上	30 cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上
広島市	3,817	3,463	2,432	1188	2
呉市	1,218	864	272	57	1
竹原市	426	367	205	109	—
三原市	719	593	286	140	—
尾道市	1,191	948	479	266	1
福山市	3,355	3,037	2,326	1,438	2
大竹市	377	304	136	13	—
東広島市	113	90	39	16	—
廿日市市	343	237	78	17	1
江田島市	593	516	239	57	—
府中町	68	56	22	—	—
海田町	250	238	176	46	—
坂町	125	81	16	5	—
大崎上島町	252	191	66	11	—
合計	12,847	10,987	6,770	3,364	8

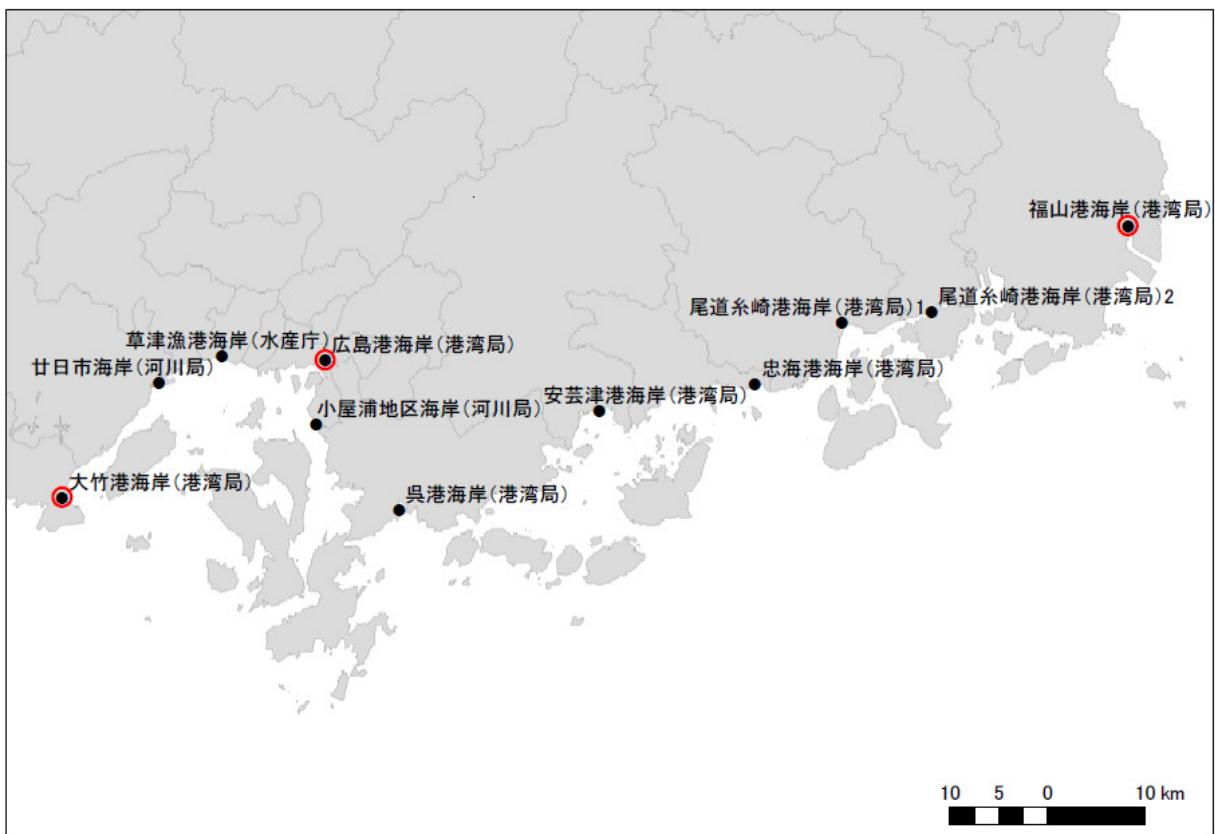
※ 河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。

※ 四捨五入の関係で合計の面積と合わないことがあります。

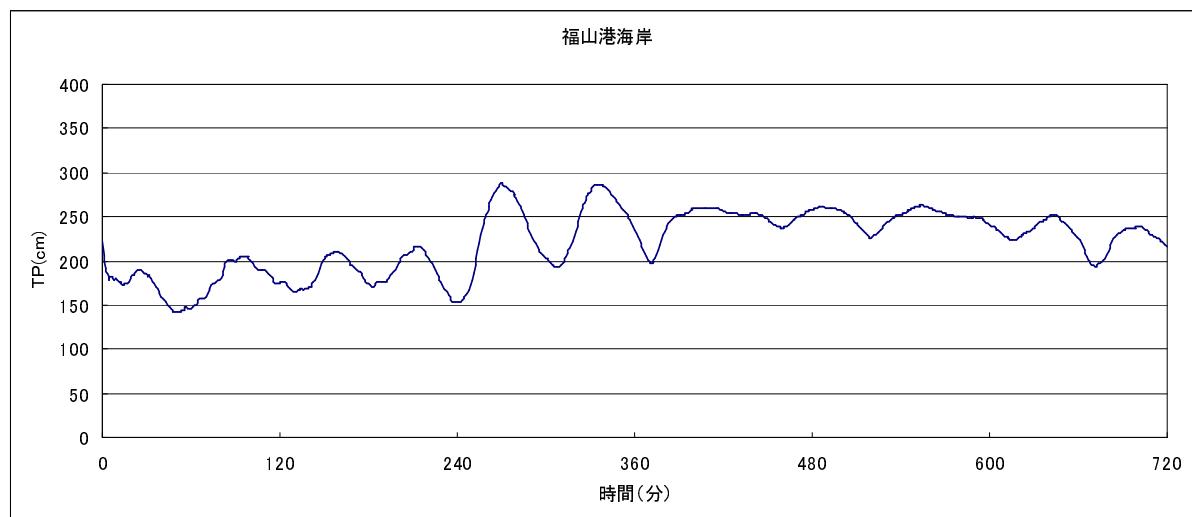
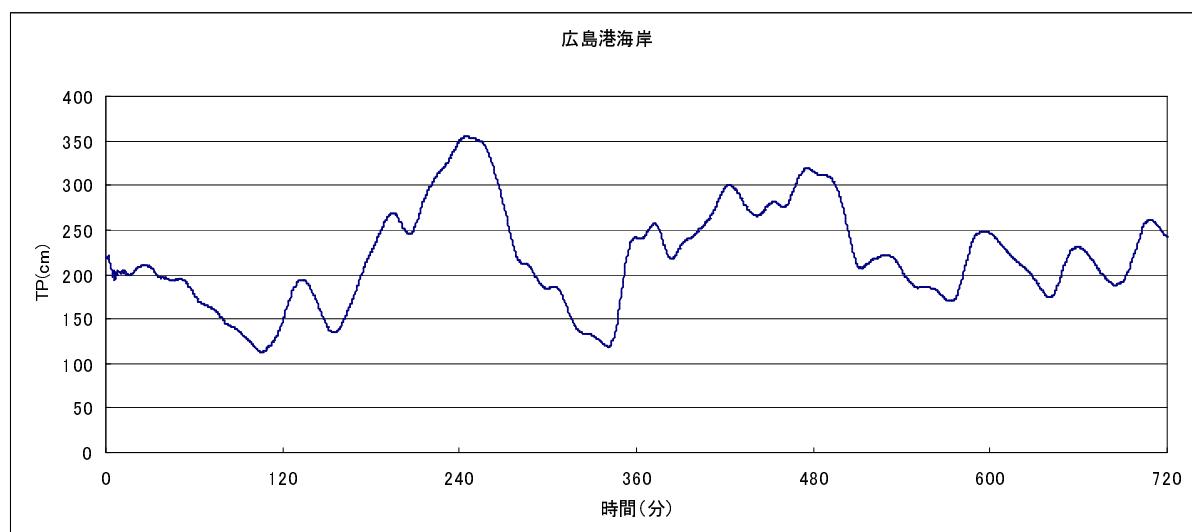
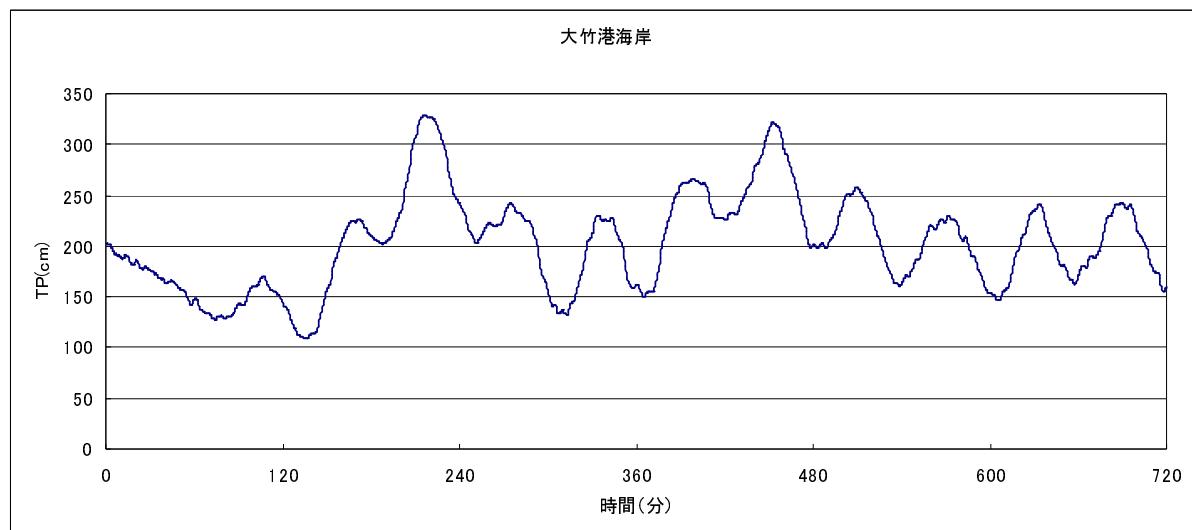
## 5 水位変動

代表地点での水位の時間変化をグラフで表しています。

島が多く閉鎖された瀬戸内の特徴から、互いに重なり合った津波が、更に海岸で反射しながら、各地域の海岸に何度も押し寄せるため、半日程度は繰り返し大きな津波が襲来することがあります。



図－4 水位時系列変化を示す位置



図－4－1 水位時系列変化（南海トラフ巨大地震による津波）

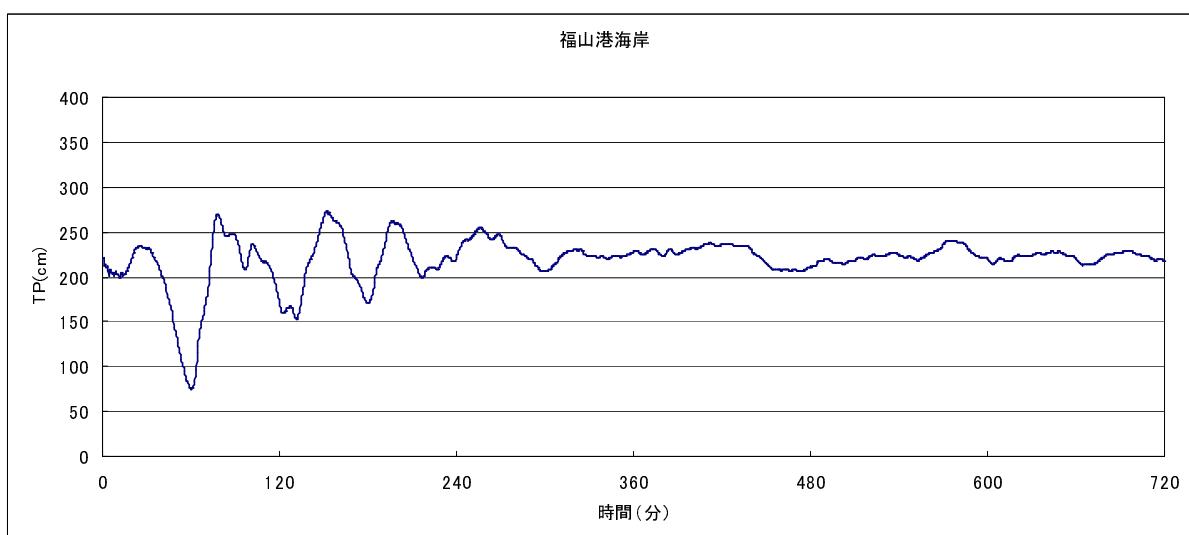
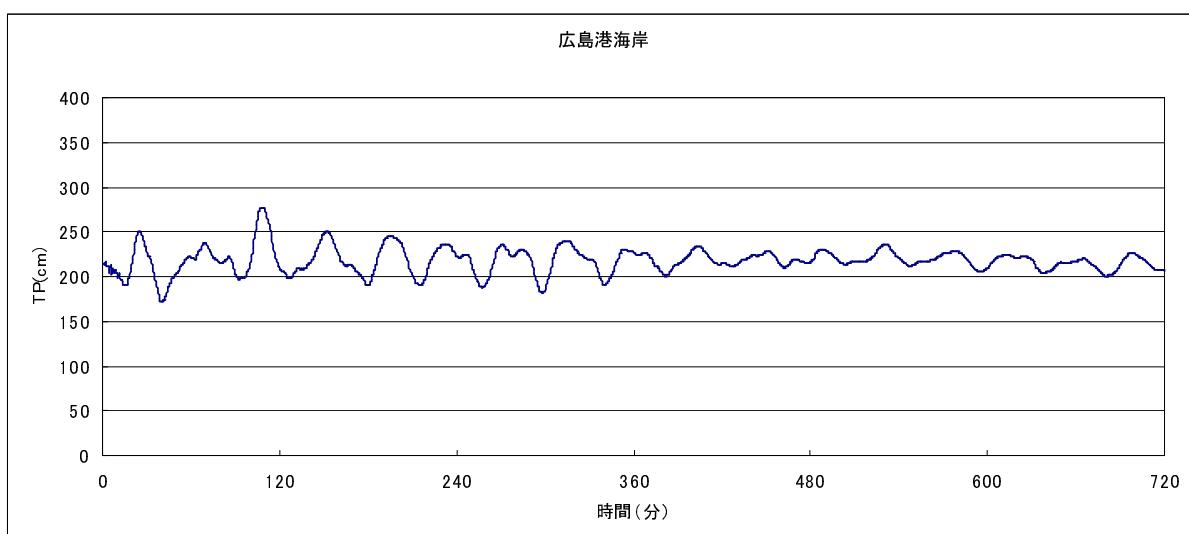
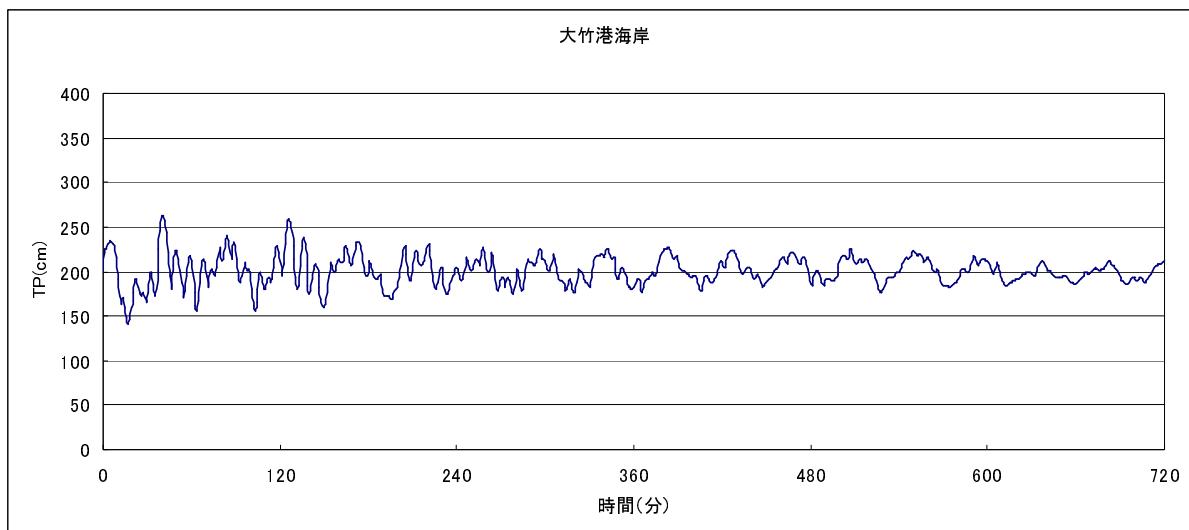


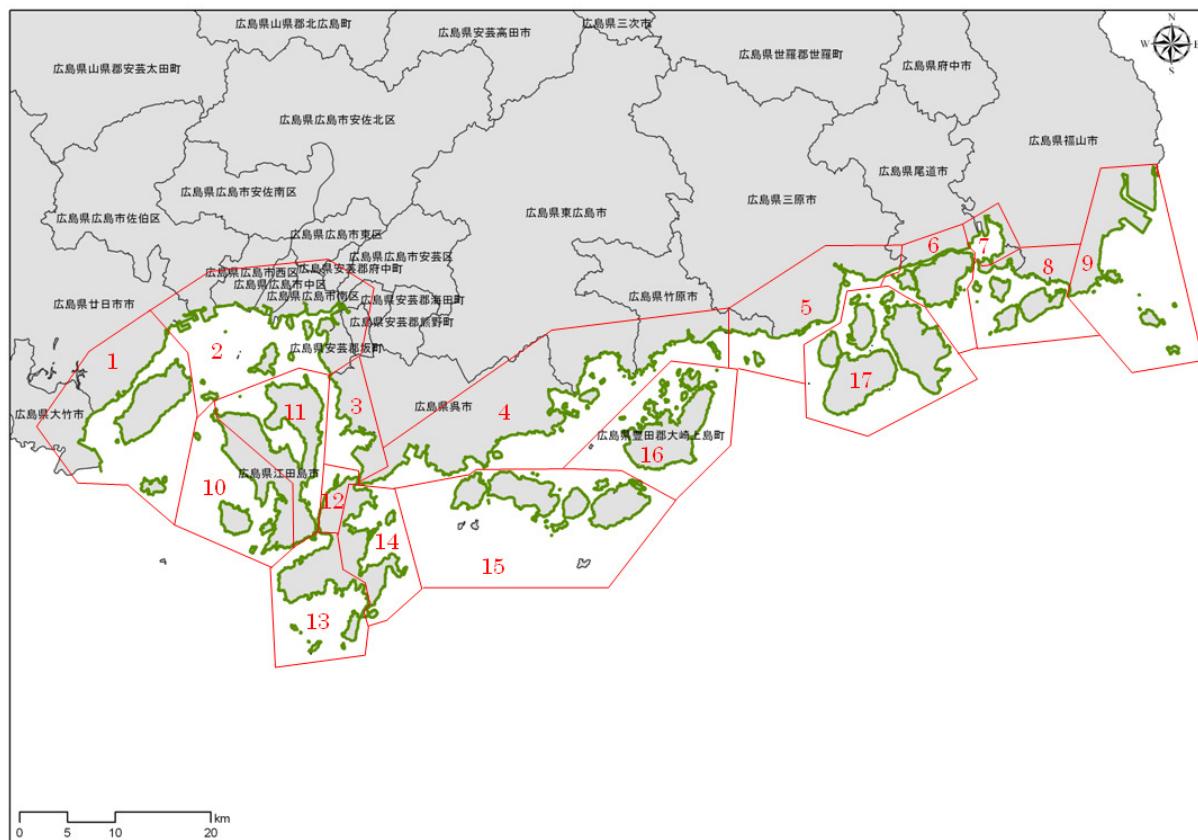
図-4-2 水位時系列変化（瀬戸内海域活断層等による津波）

## 5 地域海岸の区分について

地域海岸は、広島県沿岸を湾の形状や山付け等の「自然条件」や津波浸水シミュレーションの「津波水位」から判断し、次のとおり区分しました。

表－4 地域海岸の区分

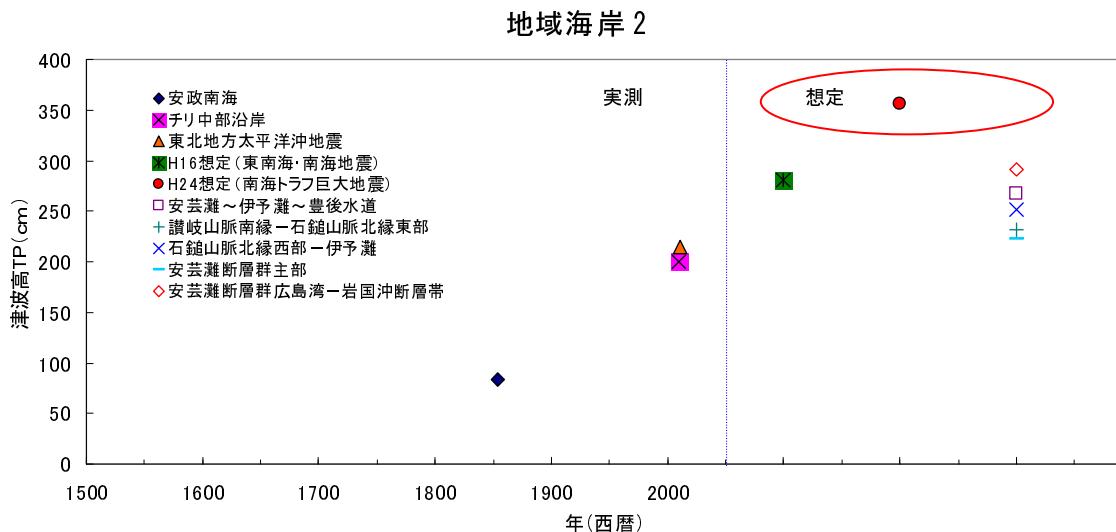
No	海岸名等	地区海岸名等
1	大竹港海岸～廿日市海岸	小島地区海岸～扇新開地区海岸
2	広島港海岸～坂海岸	嘉永地区海岸～小屋浦地区海岸
3	呉海岸～呉海岸	天応地区海岸～警固屋地区海岸
4	呉海岸～忠海港海岸	警固屋地区海岸～忠海地区海岸
5	三原海岸～尾道糸崎港海岸	久津地区海岸～三原地区海岸
6	尾道糸崎港海岸～尾道糸崎港海岸	福地地区海岸～山波地区海岸
7	尾道糸崎港海岸～尾道糸崎港海岸	高西地区海岸～浦崎地区海岸
8	尾道海岸～阿伏兎海岸	ほうまあ地区海岸～能登原地区海岸
9	福山海岸～福山港海岸	室浜地区海岸～野の浜地区海岸
10	美能漁港海岸～大柿海岸	美能地区海岸～西部地区海岸
11	大柿海岸～美能漁港海岸	南部地区海岸～美能地区海岸
12	音戸海岸～音戸海岸	音戸地区海岸～早瀬地区海岸
13	釣土田港海岸～倉橋海岸	早瀬地区海岸～鹿島地区海岸
14	倉橋漁港海岸～音戸漁港海岸	鹿老渡南地区海岸～鰯浜地区海岸
15	呉市島嶼部	下蒲刈島、上蒲刈島、豊島、大崎下島、斎島、三角島
16	大崎上島	大崎上島、生野島、長島、契島
17	尾道市、三原市島嶼部	因島、生口島、高根島、細島、佐木島、小佐木島



図－5 地域海岸の区分図

## 6 最大クラスの津波の設定について

過去に広島県沿岸に襲来した各種既往津波と今後襲来する可能性のある各種想定津波のシミュレーションにおける津波高を用いて、地域海岸毎に次のグラフを作成し、津波の高さが最も大きい津波を最大クラスの津波として設定しました。



図—6 最大クラス津波（L2 津波）の選定例

## 7 シミュレーションの条件について

### (1) 計算領域及び計算格子間隔

- ① 計算領域は、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」での解析条件を踏襲し、震源を含む範囲としました。
- ② 計算格子間隔は、陸域から沖に向かい 10m, 30m, 90m, 270m, 810m としました。沿岸部の計算格子間隔は、10m としました。

表—5 計算領域及び計算格子（1 次領域～5 次領域）

メッシュ区分	メッシュサイズ	備考
1 次領域	810m	最外側領域
2 次領域	270m	瀬戸内海及び四国全域を覆う領域
3 次領域	90m	広島県沿岸を 2 領域で覆う領域
4 次領域	30m	再現性検証、想定地震の検討を行う領域
5 次領域	10m	津波浸水想定を行う領域

## (2) 計算時間及び計算時間間隔

計算時間は、最大浸水域、最大浸水深が計算できるように1~2時間とし、計算時間間隔は、計算が安定するように0.1~0.2秒間隔としました。

## (3) 陸域及び海域地形

### ① 陸域地形

- ・国土地理院、国土交通省が実施した航空レーザー測量結果を用いて作成しました。
- ・国及び県管理河川は、主要箇所における河川横断測量成果を用いて作成しました。

### ② 海域地形

- ・海域地形は平成24年内閣府公表の津波解析モデルデータを用いました。